【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2022年６月24日
【計算期間】	第２期中（自　2021年10月１日　至　2022年３月31日）
【発行者名】	日本生命2021基金流動化株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役　　関口　陽平
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内三丁目１番１号東京共同会計事務所内
【事務連絡者氏名】	大野　寿江
【連絡場所】	東京都千代田区丸の内一丁目４番５号 三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社 資産金融部
【電話番号】	03－6214－6294
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

１【管理資産を構成する資産の状況】

（１）【管理資産の流動化の形態及び基本的仕組み等】

①　振替社債

ａ　日本生命2021基金流動化株式会社第１回無担保社債（以下「本社債」といいます。）は、社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号、その後の改正を含みます。）（以下「振替法」といいます。）の規定の適用を受け、振替機関の振替業に係る業務規程その他の規則及び事務指針（これらの業務規程、その他の規則及び事務指針を以下併せて「振替機関業務規程等」と総称します。）に従って取り扱われるものとします。

ｂ　振替法に従い本社債の社債権者（以下「本社債権者」といいます。）が社債券の発行を請求することができる場合を除き、本社債に係る社債券は発行されません。本社債の社債券（以下「本社債券」といいます。）が発行される場合は、利札付無記名式に限るものとし、本社債券の券面種類は1,000万円の一種とし、その記名式への変更はしません。

②　管理資産の流動化の基本的枠組み

仕組みの概要

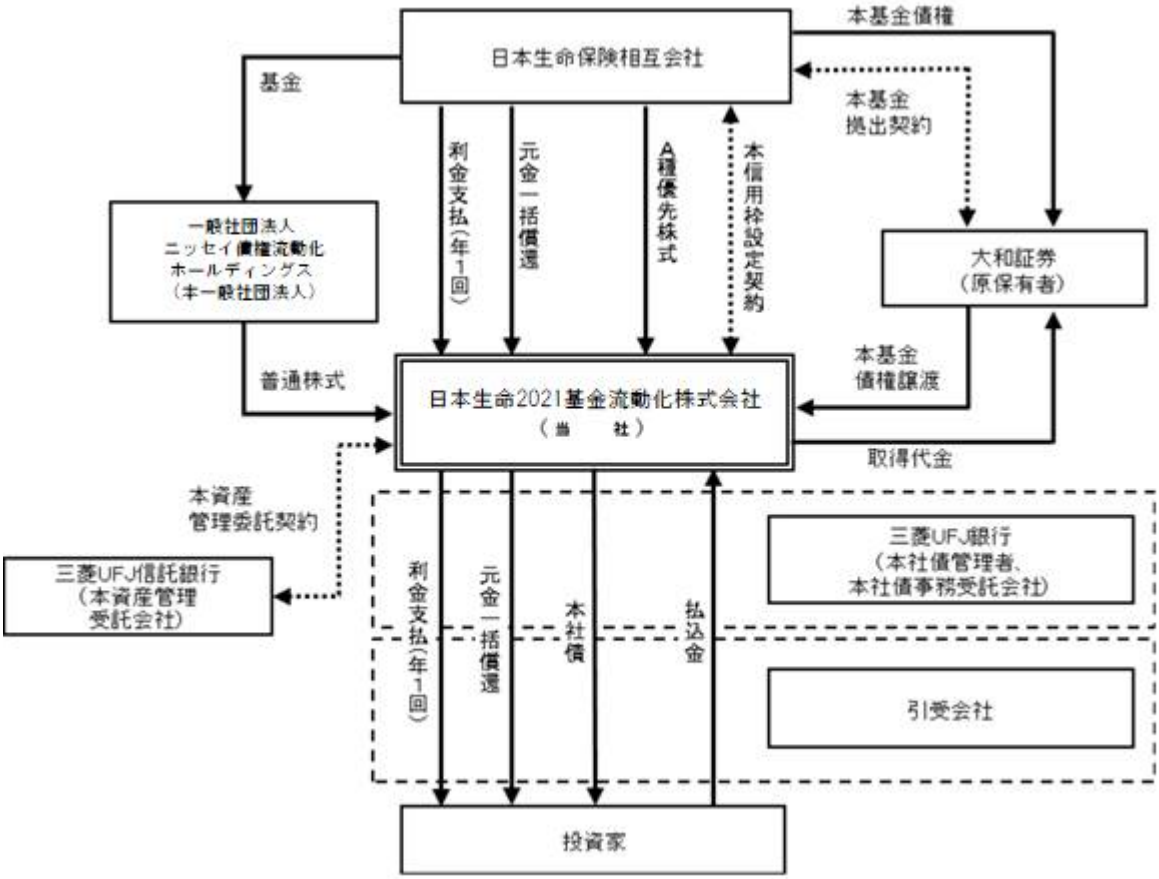

ａ　日本生命2021基金流動化株式会社（以下「当社」といいます。）は、資本金及び資本準備金の額をそれぞれ50,000円として、会社法（平成17年法律第86号、その後の改正を含みます。）（以下「会社法」といいます。）に基づき日本国内で設立された株式会社であり、その発行済みの全ての普通株式は、当社の発起人である、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号、その後の改正を含みます。）（以下「一般社団法人法」といいます。）に基づき日本国に設立された一般社団法人ニッセイ債権流動化ホールディングス（以下「本一般社団法人」といいます。）によって保有されています。

b　当社は、株式会社日本格付研究所（以下「JCR」といいます。）及び株式会社格付投資情報センター（以下「R&I」といい、これらを総称して「本信用格付業者」といいます。）から2021年７月９日付で本社債につき予備格付を取得し、2021年８月３日付で本社債につき本格付を取得しました。

c　大和証券株式会社（以下「大和証券」又は「原保有者」といいます。）は、2021年７月27日付で大和証券及び日本生命保険相互会社（以下「日本生命」といいます。）の間で締結された基金拠出契約及びこれに関する一切の変更契約（以下「本基金拠出契約」といいます。）に基づき、2021年８月３日（以下「本基金拠出実行日」といいます。）付で500億円を日本生命に対して基金として拠出し、基金債権（以下「本基金債権」といいます。）を日本生命に対して取得しました。

d　当社は、2021年７月27日付で大和証券、日本生命及び当社の間で締結された基金債権譲渡契約（以下「本基金債権譲渡契約」といいます。）に基づき、2021年８月３日付で原保有者から本基金債権の譲渡を受けました。本基金債権の取得資金は本社債の発行によって調達されました。かかる本基金債権の原保有者から当社に対する譲渡については、本基金債権の債務者である日本生命の上記本基金債権の譲渡日の確定日付ある証書による承諾によって債務者及び第三者に対する対抗要件が具備されました。

e　本基金債権譲渡契約に基づく本基金債権の原保有者から当社に対する譲渡の後においては、日本生命による本基金債権の利息の支払及び元本の償還は当社に対して直接行われています。

f　当社は、原保有者から譲渡を受けた本基金債権から生じるキャッシュ・フローを裏付けとして、日本国内市場において、本社債を発行し、大和証券、SMBC日興証券株式会社（以下「SMBC日興証券」といいます。）、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社（以下「三菱UFJモルガン・スタンレー証券」といいます。）、みずほ証券株式会社（以下「みずほ証券」といいます。）及び野村證券株式会社（以下「野村證券」といいます。）を代表者とする引受会社が引受を行いました。

g　本社債は一般募集です。

h　本社債は年１回利息支払を行い、本社債の元本は、2026年８月３日（以下「最終償還日」といいます。）に一括して償還されます。但し、本基金拠出契約の規定に基づき、(a)本基金最終償還日（以下に定義される意味によります。以下本ｈにおいて同じです。）が本基金繰延後最終償還日（以下に定義される意味によります。以下本ｈにおいて同じです。）に繰り延べられた場合及び(b)本基金繰延後最終償還日が更にその後の本基金繰延後最終償還日に繰り延べられた場合には、最終償還日は当該繰延後の本基金最終償還日まで延長されるものとされます。また、当社が日本生命から本基金（以下に定義される意味によります。）の元本が期限前償還される旨の通知を受領した場合、本社債の元本は、一括して期限前償還されます。

i　本社債が償還されるべき日が銀行営業日（以下に定義される意味によります。以下本ｉにおいて同じです。）でない場合は、その支払は前銀行営業日にこれを繰り上げます。なお、かかる繰り上げは本社債の利息の金額に影響を与えるものではありません。

j　当社は、2021年７月27日付で当社及び日本生命の間で締結された信用枠設定契約（以下「本信用枠設定契約」といいます。）に基づき日本生命から一定額の本社債の利金支払の資金を借り入れる権利を有し、本社債の流動性補完措置とします。また、本信用枠設定契約に基づく当社の日本生命に対する一切の金銭支払債務は、当該債務の約定弁済日において、当社が履行すべき本社債に基づく金銭支払債務について債務不履行がないことを停止条件として、効力を生じるものとされ、かつ、個別貸付（以下に定義される意味によります。）の元本及び利息の支払については、当該支払を行うべき日の直前の個別貸付利払基準日（以下に定義される意味によります。）において出資金勘定（以下に定義される意味によります。）に留保されている金銭から、当該支払を行うべき日までに公租公課及び諸費用に支払われるべきものの総額並びに金10百万円を控除した金額を上限として行われるものとし（但し、個別貸付（特別）（以下に定義される意味によります。）の元本及び利息の支払については、かかる上限は適用されません。）、本社債の流動性補完措置とします。

k　当社は、2021年７月27日付で当社及び三菱UFJ信託銀行株式会社（以下「本資産管理受託会社」といいます。）の間で締結された資産の管理及び処分に係る業務の委託に関する契約（以下「本資産管理委託契約」といいます。）に基づき、本資産管理受託会社に対し、本基金債権の管理及び処分に関する業務を委託しています。

本報告書で使用される以下の用語は、別途定義される場合を除き、それぞれ下記の意味を有します。

「後基金」とは、本基金拠出契約の締結後更に日本生命が募集した基金をいいます。

「会社更生法」とは、会社更生法（平成14年法律第154号、その後の改正を含みます。）をいいます。

「各本社債元本」とは、本社債組織変更期限前償還日時点における各本社債の元本の額をいいます。

「借入申込日」とは、各本基金利払日に関連して、当該本基金利払日直後に到来する利払日（但し、銀行営業日以外の日にあたるときは、直前の銀行営業日。）の10銀行営業日前の日をいいます。

「借入申込金額」とは、各個別貸付において当社が日本生命に対して貸付を希望する金額で、借入申込書に「借入申込金額」として記載される下記の金額（後記③「管理資産の管理の方法、管理の形態及び流動性補完の形態」ｂ「流動性補完の形態」(a)「本信用枠設定契約」(xii)の記載に基づき変更された場合には変更後の金額）をいいます。

2022年８月３日の３銀行営業日前に行われる個別貸付　28,588,000円
2023年８月３日の３銀行営業日前に行われる個別貸付　28,588,000円
2024年８月３日の３銀行営業日前に行われる個別貸付　28,588,000円
2025年８月３日の３銀行営業日前に行われる個別貸付　28,588,000円
2026年８月３日の３銀行営業日前に行われる個別貸付　28,588,000円

「借入申込書」とは、当社が日本生命に対して本信用枠設定契約に基づき個別貸付を行うことを希望する旨通知するために、後記③「管理資産の管理の方法、管理の形態及び流動性補完の形態」ｂ「流動性補完の形態」(a)「本信用枠設定契約」(ⅱ)に記載のとおり当社から日本生命に対して交付される書面をいいます。

「借入申込書（特別）」とは、当社が日本生命に対して本信用枠設定契約に基づき個別貸付（特別）を行うことを希望する旨通知するために、後記③「管理資産の管理の方法、管理の形態及び流動性補完の形態」ｂ「流動性補完の形態」(a)「本信用枠設定契約」(xvi)ⅱに記載のとおり当社から日本生命に対して交付される書面をいいます。

「元本残存期間」とは、（本基金元本の期限前償還の場合）次の(a)及び(b)又は（本社債組織変更期限前償還事由に伴う期限前償還の場合）次の(c)及び(d)に掲げるものをいいます。

(a) 本基金組織変更償還日の３銀行営業日後の日の翌日（この日を含みます。）から2026年８月３日（この日を含みます。）までの期間が１年未満である場合には、次の算式により得られる月数。

$$\text{本基金元本残高に係る残存月数} + \frac{\text{本基金元本残高に係る残存端日数}}{30}$$

(b) 本基金組織変更償還日の３銀行営業日後の日の翌日（この日を含みます。）から2026年８月３日（この日を含みます。）までの期間が１年以上である場合には、次の算式により得られる年数。

$$\frac{\text{本基金元本残高に係る残存月数}}{12} + \frac{\text{本基金元本残高に係る残存端日数}}{365}$$

(c) 本社債組織変更期限前償還日の翌日（この日を含みます。）から最終償還日（この日を含みます。）までの期間が１年未満である場合には、次の算式により得られる月数。

$$\text{各本社債元本に係る残存月数} + \frac{\text{各本社債元本に係る残存端日数}}{30}$$

(d) 本社債組織変更期限前償還日の翌日（この日を含みます。）から最終償還日（この日を含みます。）までの期間が１年以上である場合には、次の算式により得られる年数。

$$\frac{\text{各本社債元本に係る残存月数}}{12} + \frac{\text{各本社債元本に係る残存端日数}}{365}$$

「元本償還勘定」とは、本社債管理委託契約に基づき本社債関連口座に元本償還勘定として設けられた勘定及び本社債管理委託契約に基づき本社債関連口座が新たに開設された後の当該勘定をいいます。

「業務受託者」とは、株式会社東京共同会計事務所をいいます。

「業務受託者誓約書」とは、業務受託者が当社及び本社債管理者に差し入れた2021年７月27日付の誓約書をいいます。

「銀行営業日」とは、東京において法令等により銀行が休日とされる日以外の日をいいます。

「金融商品取引法」とは、金融商品取引法（昭和23年法律第25号、その後の改正を含みます。）をいいます。

「繰延後個別貸付予定返済日」とは、各個別貸付予定返済日の１ヶ月後の応当日又は本信用枠設定契約に従い更に繰延が行われた場合に支払が行われるべき日をいいます。

「経過利息」とは、既に経過した期間に係る本社債の利息であり、利払日が到来していないため支払われていないものをいい、後記⑫「利率」記載の利率により後記⑬「利払日及び利息支払の方法」b「利息支払の方法及び期限」(a)から(e)までの記載に準じて計算されるものとします。但し、未払残高を含まないものとします。

「現在価値」とは、本基金元本残高若しくは本基金将来利息金額又は各本社債元本若しくは本社債将来利息金額の現在価値との意味において、それぞれ本基金元本残高若しくは本基金将来利息金額又は各本社債元本若しくは本社債将来利息金額を、次の算式により得られる値で除した金額をいいます。

$$(1 + \text{参照レート})^{\text{残存年数}}$$

「原保有者」とは、本基金拠出契約における基金の拠出者であり、当初の本基金債権の保有者である大和証券をいいます。

「更生特例法」とは、金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成８年法律第95号、その後の改正を含みます。）をいいます。

「国債金利を求める期間」とは、元本残存期間に対応する期間をいいます。但し、元本残存期間を満期とする円建て社債の条件決定において参照する国債が得られない場合には、(a)元本残存期間より短い期間を満期とする円建て社債の条件決定において参照する国債のうち、最も長い期間を満期とするものの期間及び(b)元本残存期間より長い期間を満期とする円建て社債の条件決定において参照する国債のうち、最も短い期間を満期とするものの期間の２つの期間をいいます。

「個別貸付」とは、各本基金利払日において、後記③「管理資産の管理の方法、管理の形態及び流動性補完の形態」ｂ「流動性補完の形態」(a)「本信用枠設定契約」(ｉ)所定の条件が全て満たされていることを条件として本信用枠設定契約に基づき日本生命が当社に対して行うそれぞれの貸付をいいます。

「個別貸付元本支払原資」とは、各個別貸付予定返済日又は繰延後個別貸付予定返済日につき、その直前の個別貸付利払基準日における個別貸付利払原資から当該個別貸付予定返済日又は繰延後個別貸付予定返済日に本信用枠設定契約に従い支払われるべき各個別貸付に係る利息の総額（個別貸付繰延利息（もしあれば）及び個別貸付繰延元本に係る利息（もしあれば）を含みます。）を控除した後の残額（但し、百万円に満たない金額は切り捨てます。）をいいます。

「個別貸付基準利息額」とは、個別貸付予定返済日において、各個別貸付の元本金額に当該個別貸付に係る個別貸付適用利率を乗じ、当該個別貸付が行われた本基金利払日（この日を含みます。）から当該個別貸付予定返済日（この日を含みます。）までの期間の実日数に対し、年365日の日割計算により算出した金額（１円未満の端数を切り捨てます。）をいいます。

「個別貸付基準利払原資」とは、各個別貸付予定返済日又は繰延後個別貸付予定返済日につき、その直前の個別貸付利払基準日における個別貸付利払原資から、当該個別貸付予定返済日又は繰延後個別貸付予定返済日に本信用枠設定契約に従い支払われるべき個別貸付繰延利息（もしあれば）及び個別貸付繰延元本に係る利息（もしあれば）の合計額を控除した後の残額をいいます。

「個別貸付繰延元本」とは、個別貸付予定返済日に返済がなされるべき個別貸付の元本額のうち、支払期限が変更された金額に対応する元本をいいます。

「個別貸付繰延元本に係る利息」とは、個別貸付繰延元本に、当該個別貸付に係る個別貸付適用利率を乗じ、当該個別貸付予定返済日の翌日（この日を含みます。）から当該繰延後個別貸付予定返済日（この日を含みます。）までの期間の実日数に対し、年365日の日割計算により算出した金額の利息（１円未満の端数を切り捨てます。）をいいます。

「個別貸付繰延利息」とは、個別貸付基準利息額のうち、支払期限が変更された金額をいいます。

「個別貸付支払日」とは、各個別貸付に係る元利金については個別貸付予定返済日をいい、本信用枠設定契約に係るその他の金銭については本信用枠設定契約に従って当社が支払を行うべき日として定められる日をいいます。

「個別貸付適用利率」とは、各個別貸付につき、下記の利率をいいます。

2022年８月３日の３銀行営業日前に行われる個別貸付　0.33%
2023年８月３日の３銀行営業日前に行われる個別貸付　0.30%
2024年８月３日の３銀行営業日前に行われる個別貸付　0.29%
2025年８月３日の３銀行営業日前に行われる個別貸付　0.36%
2026年８月３日の３銀行営業日前に行われる個別貸付　0.38%

「個別貸付（特別）」とは、後記③「管理資産の管理の方法、管理の形態及び流動性補完の形態」b「流動性補完の形態」(a)「本信用枠設定契約」(xv)に従った貸付をいいます。

「個別貸付（特別）事由」とは、本基金特別支払日において本基金拠出契約に基づき日本生命が当社に対して支払を行うべき場合において、当社が当該支払に関し税金の源泉徴収若しくは控除を義務付けられる場合をいいます。

「個別貸付（特別）返済日」とは、各個別貸付（特別）について、関連する本控除額に関する税金の還付金を権限ある政府機関から本控除額の全額について当社が受領した日を含む月の翌月の最終の銀行営業日をいいます。

「個別貸付（特別）利息額」とは、個別貸付（特別）の元本金額に当該個別貸付（特別）に係る適用利率を乗じ、当該個別貸付（特別）が行われた本基金特別支払日（この日を含みます。）から当該個別貸付（特別）返済日（この日を含みます。）までの期間の実日数に対し、年365日の日割計算により算出した金額（１円未満の端数を切り捨てます。）をいいます。

「個別貸付予定返済日」とは、各個別貸付について、当該個別貸付が行われた本基金利払日の翌年の２月末日をいいます（但し、当該日が銀行営業日でない場合には、その直前の銀行営業日をいいます。）。

「個別貸付利払原資」とは、各個別貸付予定返済日又は繰延後個別貸付予定返済日につき、その直前の個別貸付利払基準日において本社債関連口座内の出資金勘定に留保されている金銭から、当該個別貸付予定返済日又は繰延後個別貸付予定返済日までに「本社債管理委託契約」別紙５、第５項(１)号(２)号に基づき支払われるべきものの総額並びに10百万円を控除した後の残額をいいます。

「個別貸付利払基準日」とは、個別貸付予定返済日又は繰延後個別貸付予定返済日の７銀行営業日前の日をいいます。

「最終償還日」とは、2026年８月３日をいいます。

「参照国債」とは、参照国債ディーラーから当社が選定する金融機関が選定する国債で、元本残存期間の最終日又はその前後に満期が到来し、選定時において市場の慣行として、国債金利を求める期間を満期とする円建て社債の条件決定において参照するものをいいます。

「参照国債金利」とは、以下のレートとします。

(a) 償還価額決定基準日のレートとして利率決定日の午前９時30分（東京時間）以降に国債金利情報ページ（財務省ウェブサイト内「国債金利情報」における「金利情報」（https://www.mof.go.jp/jgbs/reference/interest_rate/jgbcm.csv）（その承継ファイル及び承継ページを含みます。）又は当該「国債金利情報」ページ（その承継ファイル及び承継ページを含みます。）からリンクされる日本国債の金利情報を記載したページ若しくはダウンロードできるファイルをいいます。以下同じです。）に表示される国債金利で、市場の慣行として国債金利を求める期間を満期とする円建て社債の条件決定において参照する金利とします。

(b) 利率決定日の午前10時（東京時間）に、国債金利情報ページに償還価額決定基準日のレートとしての国債金利が表示されていない場合又は国債金利情報ページが利用不能となった場合には、利率決定日に当社は参照国債ディーラーに対し、償還価額決定基準日の午後３時（東京時間）現在の参照国債の売買気配の仲値の半年複利利回り（以下「提示レート」といいます。）の提示を求めるものとします。

(c) 提示レートが４つ以上の参照国債ディーラーから提示された場合には、その最も高い値と低い値をそれぞれ１つずつ除き、残りの提示レートの算術平均値（小数点以下第４位を四捨五入します。本定義において以下同じです。）を参照国債金利とします。

(d) 提示レートが２つ又は３つの参照国債ディーラーから提示された場合には、それらの算術平均値を参照国債金利とします。
(e) 提示レートが２つに満たなかった場合には、当該決定日の午前10時（東京時間）において国債金利情報ページに表示済みの最新の国債金利を参照国債金利とします。

当社は、本社債組織変更期限前償還事由に伴う期限前償還の場合、本社債管理者に上記に記載する利率確認事務を委託し、本社債管理者は利率決定日に当該利率を確認します。

「参照国債ディーラー」とは、当社が本社債管理者と協議の上で国債市場特別参加者（財務省が指定する国債市場特別参加者をいいます。）又は市場で国債の売買を活発に行っていると認められる金融機関から選定する最大５者の者をいいます。

「参照レート」とは、参照国債金利のうち、元本残存期間に対応する期間に係る利率（年率）をいいます。元本残存期間に対応する期間に係る参照国債金利が得られない場合には、以下の(a)及び(b)の２つの参照国債金利を得て、かかる２つの値の間を線形補間して算出した値とします。但し、これらに基づき参照レートとすべき利率又は値が零を下回る場合には、参照レートは零とします。
(a) 元本残存期間より短い期間に係る利率（年率）のうち、最も長い期間に係るもの。但し、元本残存期間が１年未満の場合、零とします。
(b) 元本残存期間より長い期間に係る利率（年率）のうち、最も短い期間に係るもの。

当社は、本社債組織変更期限前償還事由に伴う期限前償還の場合、本社債管理者に上記に記載する利率確認事務を委託し、本社債管理者は利率決定日に当該利率を確認します。

「残存月数」及び「残存端日数」とは、本基金元本残高及び本基金将来利息金額並びに各本社債元本及び本社債将来利息金額のそれぞれにつき、次に掲げるものをいいます。
(a) 本基金元本残高に係る残存月数は、本基金組織変更償還日の３銀行営業日後の日の翌日（この日を含みます。）から、2026年８月３日（この日を含みます。）までの毎月における本基金組織変更償還日の３銀行営業日後の日の応当日のうち最終の応当日（この日を含みます。）までの期間に係る月数とし、本基金元本残高に係る残存端日数は、かかる最終の応当日の翌日（この日を含みます。）から2026年８月３日（この日を含みます。）までの期間に係る実日数とします。かかる最終の応当日が2026年８月３日である場合には、本基金元本残高に係る残存端日数は零とします。なお、本基金組織変更償還日の３銀行営業日後の日の翌日（この日を含みます。）から2026年８月３日（この日を含みます。）までの期間が１ヶ月に満たない場合、本基金元本残高に係る残存月数は零とし、残存端日数は本基金組織変更償還日の３銀行営業日後の日の翌日（この日を含みます。）から2026年８月３日（この日を含みます。）までの実日数とします。
(b) 各本基金将来利息金額に係る残存月数は、本基金組織変更償還日の３銀行営業日後の日の翌日（この日を含みます。）から、当該本基金将来利息金額に係る本基金将来利払日の直後に到来する８月３日（この日を含みます。）までの毎月における本基金組織変更償還日の３銀行営業日後の日の応当日のうち最終の応当日（この日を含みます。）までの期間に係る月数とし、当該本基金将来利息金額に係る残存端日数は、かかる最終の応当日の翌日（この日を含みます。）から当該本基金将来利息金額に係る本基金将来利払日の直後に到来する８月３日（この日を含みます。）までの期間に係る日数とします。かかる最終の応当日が当該本基金将来利息金額に係る本基金将来利払日の直後に到来する８月３日である場合には、当該本基金将来利息金額に係る残存端日数は零とします。なお、本基金組織変更償還日の３銀行営業日後の日の翌日（この日を含みます。）から当該本基金将来利息金額に係る本基金将来利払日の直後に到来する８月３日（この日を含みます。）までの期間が１ヶ月に満たない場合、当該本基金将来利息金額に係る残存月数は零とし、残存端日数は本基金組織変更償還日の３銀行営業日後の日の翌日（この日を含みます。）から当該本基金将来利息金額に係る本基金将来利払日の直後に到来する８月３日（この日を含みます。）までの実日数とします。

(c) 各本社債元本に係る残存月数は、本社債組織変更期限前償還日の翌日（この日を含みます。）から、最終償還日（この日を含みます。）までの毎月における本社債組織変更期限前償還日の応当日のうち最終の応当日（この日を含みます。）までの期間に係る月数とし、各本社債元本に係る残存端日数は、かかる最終の応当日の翌日（この日を含みます。）から最終償還日（この日を含みます。）までの期間に係る実日数とします。かかる最終の応当日が最終償還日である場合には、各本社債元本に係る残存端日数は零とします。なお、本社債組織変更期限前償還日の翌日（この日を含みます。）から最終償還日（この日を含みます。）までの期間が１ヶ月に満たない場合、各本社債元本に係る残存月数は零とし、残存端日数は本社債組織変更期限前償還日の翌日（この日を含みます。）から最終償還日（この日を含みます。）までの実日数とします。

(d) 各本社債将来利息金額に係る残存月数は、本社債組織変更期限前償還日の翌日（この日を含みます。）から、当該本社債将来利息金額に係る本社債将来利払日（この日を含みます。）までの毎月における本社債組織変更期限前償還日の応当日のうち最終の応当日（この日を含みます。）までの期間に係る月数とし、当該本社債将来利息金額に係る残存端日数は、かかる最終の応当日の翌日（この日を含みます。）から当該本社債将来利息金額に係る本社債将来利払日（この日を含みます。）までの期間に係る日数とします。かかる最終の応当日が当該本社債将来利息金額に係る本社債将来利払日である場合には、当該本社債将来利息金額に係る残存端日数は零とします。なお、本社債組織変更期限前償還日の翌日（この日を含みます。）から当該本社債将来利息金額に係る本社債将来利払日（この日を含みます。）までの期間が１ヶ月に満たない場合、当該本社債将来利息金額に係る残存月数は零とし、残存端日数は本社債組織変更期限前償還日の翌日（この日を含みます。）から当該本社債将来利息金額に係る本社債将来利払日（この日を含みます。）までの実日数とします。

「残存年数」とは、次の算式により得られる年数をいいます。

$$\frac{\text{残存月数}}{12}+\frac{\text{残存端日数}}{365}$$

「資産流動化法」とは、資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号、その後の改正を含みます。）をいいます。

「資産流動化法施行令」とは、資産の流動化に関する法律施行令（平成12年政令第479号、その後の改正を含みます。）をいいます。

「支払金額」とは、未払残高支払事由が生じた場合における、当該未払残高支払事由に係る本基金未払残高支払額相当額をいいます。

「支払金額の一通貨あたりの利子額」とは、振替機関業務規程等に従い、支払金額を残存する本社債の元本で除したものをいいます。但し、小数点以下第13位未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てます。

「資本事由」とは、保険会社の支払能力の充実状況に関する保険業法若しくはその他の関連法令、告示又はそれらの解釈に係る改正又は変更が公表され、その結果（経過措置（グランドファザリング）又はこれに類する規定の効果は考慮されます。）、本基金元本の全部又は一部が保険業法及びその他の関連法令における相互会社の基金又はその時点において適用のある規制上の要件において相互会社の基金と同等の資本性を有するものとして取り扱われないこととなり、日本生命のとり得る合理的な措置によってもこれを回避できない場合をいいます。

「出資金勘定」とは、本社債管理委託契約に基づき本社債関連口座に出資金勘定として設けられた勘定及び本社債管理委託契約に基づき本社債関連口座が新たに開設された後の当該勘定をいいます。

「償還価額決定日」とは、（本基金元本の期限前償還の場合）本基金組織変更償還日の３銀行営業日後の日の前月の応当日又は（本社債組織変更期限前償還事由に伴う期限前償還の場合）本社債組織変更期限前償還日の前月の応当日（それぞれ前月に応当日が存在しない場合には前月の末日とし、かかる応当日又は末日が銀行営業日でない場合には、その前銀行営業日）をいいます。

「償還日」とは、後記⑭「償還期限及び償還の方法」b「償還の方法及び期限」(a)から(d)までの記載に基づき本社債が償還されるべき日をいいます。

「商法」とは、商法（明治32年法律第48号、その後の改正を含みます。）をいいます。

「税制事由」とは、日本の法令又はその運用若しくは解釈の改正又は変更により、日本生命に課される法人税の計算において本基金利息の全部又は一部が損金に算入されなくなるおそれが相当程度増大し、日本生命のとり得る合理的な措置によってもこれを回避できない場合をいいます。

「税制事由（本社債）」とは、日本の法令又はその運用若しくは解釈の改正又は変更により、当社に課される法人税の計算において本社債の利息の全部又は一部が損金に算入されなくなるおそれが相当程度増大し、当社のとり得る合理的な措置によってもこれを回避できない場合をいいます。

「当社上位債務」とは、当社同順位劣後債務、本社債に係る債務及び当社の清算手続における支払につき本社債に係る債務に劣後することが明示された当社の債務を除く、劣後的破産債権に係る債務を含むあらゆる当社の債務をいいます。

「当社同順位劣後債務」とは、当社の清算手続における支払につき本社債に係る債務と同順位となることが明示された当社のその他の債務をいいます。

「当社劣後事由」とは、以下のいずれかの事由が生じた場合をいいます。
(a) 当社について、清算手続（会社法に基づく通常清算手続及び特別清算手続を含みます。）が開始された場合。
(b) 管轄権を有する日本の裁判所が、当社について、破産法の規定に基づく破産手続開始の決定をした場合。
(c) 管轄権を有する日本の裁判所が、当社について、会社更生法の規定に基づく更生手続開始の決定をした場合。
(d) 管轄権を有する日本の裁判所が、当社について、民事再生法の規定に基づく再生手続開始の決定をした場合。但し、再生手続開始の決定がなされた後、簡易再生の決定若しくは同意再生の決定が確定した場合、再生計画不認可の決定が確定した場合、再生手続開始決定の取消若しくは再生手続の廃止により再生手続が終了した場合、又は再生計画取消の決定が確定した場合には、本(d)による当社劣後事由は生じなかったものとみなされます。
(e) 当社について日本法によらない外国における清算手続、破産手続、更生手続、再生手続又はこれらに準ずる手続が開始された場合。

「特定調停法」とは、特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律（平成11年法律第158号、その後の改正を含みます。）をいいます。

「破産法」とは、破産法（平成16年法律第75号、その後の改正を含みます。）をいいます。

「払込期日」とは、2021年８月３日をいいます。

「法定基金償還限度額」とは、日本生命の各事業年度に関して、日本生命の貸借対照表上の純資産額から、(a)基金の総額、(b)損失てん補準備金及び保険業法第56条の基金償却積立金の額（保険業法第59条第２項の規定により取り崩した基金償却積立金の額があるときは、その合計額を含みます。）、(c)基金利息の支払額、(d)当該決算期において積み立てることを要する損失てん補準備金の額、(e)基金申込証拠金の科目に計上した額、(f)再評価積立金の科目に計上した額、(g)のれん等調整額に関する保険業法施行規則第30条第２項第３号に定める額、(h)その他有価証券評価差額金の科目に計上した額（零以上である場合に限ります。）、(i)繰延ヘッジ損益の科目に計上した額並びに(j)土地再評価差額金の科目に計上した額（零以上である場合に限ります。）の合計額、を控除した金額をいいます。

「法定基金利払限度額」とは、日本生命の各事業年度に関して、日本生命の貸借対照表上の純資産額から、(a)基金の総額、(b)損失てん補準備金及び保険業法第56条の基金償却積立金の額（保険業法第59条第２項の規定により取り崩した基金償却積立金の額があるときは、その合計額を含みます。）、(c)基金申込証拠金の科目に計上した額、(d)再評価積立金の科目に計上した額、(e)その他有価証券評価差額金の科目に計上した額（零以上である場合に限ります。）、(f)繰延ヘッジ損益の科目に計上した額並びに(g)土地再評価差額金の科目に計上した額（零以上である場合に限ります。）の合計額、を控除した金額をいいます。

「保管振替機構」とは、株式会社証券保管振替機構をいいます。

「保険業法」とは、保険業法（平成７年法律105号、その後の改正を含みます。）をいいます。

「保険業法施行規則」とは、保険業法施行規則（平成８年大蔵省令第５号、その後の改正を含みます。）をいいます。

「本一般社団法人業務委託契約」とは、2018年３月16日付で本一般社団法人及び業務受託者（契約当時の商号は有限会社東京共同会計事務所）の間で締結された業務委託契約並びにこれに関する一切の覚書をいいます。

「本一般社団法人誓約書」とは、本一般社団法人が当社及び本社債管理者に差し入れた2021年７月27日付の誓約書をいいます。

「本基金」とは、本基金拠出契約に基づき日本生命に拠出された基金をいいます。

「本基金延滞利息」とは、本基金最終償還日において、本基金拠出契約に基づき繰り延べられる本基金元本の額につき、年0.280%（年365日の日割計算）で計算される延滞利息をいいます。

「本基金元本」とは、本基金拠出契約に基づき日本生命が償還するものとされる基金の元本をいいます。

「本基金元本残高」とは、本基金組織変更償還日時点における本基金元本の未償還の残高をいいます。

「本基金期限前償還」とは、本基金元本の期限前償還をいいます。

「本基金拠出者」とは、本基金債権の保有者をいいます。

「本基金繰延後最終償還日」とは、本基金元本の償還が繰り延べられた場合の日本生命の次の事業年度の本基金拠出実行日の応当日をいいます。

「本基金繰延利払日」とは、本基金利息の支払が繰り延べられた場合の日本生命の次の事業年度の本基金拠出実行日の応当日の３銀行営業日前の日をいいます。

「本基金経過利息」とは、本基金利払日が到来していないため支払われていない本利息（本基金）をいい、その対象となる計算期間（本基金資本事由償還日、本基金税制事由償還日又は本基金税制事由（本社債）償還日が本基金利払日以外の日である場合において、それぞれ当該日の３銀行営業日後の日の直前の本基金利息計算基準日の翌日（当日を含みます。）から当該本基金資本事由償還日、本基金税制事由償還日又は本基金税制事由（本社債）償還日の３銀行営業日後の日（当日を含みます。）までの期間）について後記（２）「管理資産を構成する資産の管理の概況」①「本基金債権の概要」ｅ「償還方法」及びｆ「利率」記載の利率により当該計算期間の日割りをもってこれを計算し、円位未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てるものとします。但し、本基金未払残高を含まないものとします。

「本基金経過利息（組織変更償還）」とは、本基金経過利息（組織変更償還）起算日を基準として、以下の算式に従い算出された金額（１円に満たない端数は四捨五入します。）をいいます。

$$\text{期限前償還時点における本基金元本の金額} \times \text{後記（２）「管理資産を構成する資産の管理の概況」①「本基金債権の概要」ｆ「利率」に記載する（本基金元本の償還が繰り延べられる前の）利率} \times \frac{\text{本基金経過利息（組織変更償還）起算日（この日を含みます。）から本基金組織変更償還日の３銀行営業日後の日（この日を含みます。）までの実日数}}{365}$$

上記にかかわらず、本基金組織変更償還日の３銀行営業日後の日が８月３日である場合には、本基金経過利息（組織変更償還）の額は本基金年間利息金額とします。なお、本基金組織変更償還日が本基金利払日である場合、かかる本基金経過利息（組織変更償還）以外に後記（２）「管理資産を構成する資産の管理の概況」①「本基金債権の概要」ｇ「利払日及び方法」本文に記載する利息は支払われません。

「本基金経過利息（組織変更償還）起算日」とは、本基金組織変更償還日の３銀行営業日後の日の直前の８月３日（本基金組織変更償還日の３銀行営業日後の日が2022年８月３日より前の日である場合には、本基金拠出日）の翌日をいいます。

「本基金最終償還日」とは、本基金の当初の最終償還日である2026年８月３日をいいます。

「本基金最終利息計算期間」とは、2025年の本基金拠出実行日の応当日の翌日（この日を含みます。）から2026年の本基金拠出実行日の応当日（この日を含みます。）までの１年をいいます。

「本基金最終利払日」とは、2026年の本基金利払日をいいます。

「本基金資本事由償還日」とは、本基金拠出実行日以降に資本事由が生じ、かつ継続している場合において、日本生命が、その選択により行う資本事由による本基金元本の償還のために設定する日をいいます。

「本基金上位債務」とは、基金の償還請求権及び基金利息の支払請求権を除く、日本生命に対する全ての債権に係る日本生命の債務をいいます。

「本基金償還金支払日」とは、本基金最終償還日において、本基金元本が償還される場合の、当該本基金最終償還日の３銀行営業日前の日をいいます。

「本基金償還日」とは、本基金繰延後最終償還日及び本基金最終償還日を総称していいます。

「本基金将来利息金額」とは、各本基金将来利払日につき、期限前償還がなされず、後記（２）「管理資産を構成する資産の管理の概況」①「本基金債権の概要」ｇ「利払日及び方法」但書及び後記④「元本の償還及び利息の支払等に重大な影響を及ぼす要因」ｆ「日本生命が拠出を受ける他の基金に関するリスク」記載の制限に服しないと仮定した場合に、当該本基金将来利払日に支払われるべきであった本利息（本基金）の額をいいます。但し、本基金組織変更償還日の３銀行営業日後の日が８月３日である場合を除き、本基金組織変更償還日の直後に到来する本基金将来利払日（本基金組織変更償還日が本基金利払日である場合には、当該支払日）に係る本基金将来利息金額は、かかる金額から本基金経過利息（組織変更償還）の額を控除した額とします。

「本基金将来利払日」とは、本基金組織変更償還日の翌日（この日を含みます。）以降に到来する各本基金利払日をいいます。但し、本基金組織変更償還日が本基金利払日である場合で、本基金組織変更償還日の３銀行営業日後の日が８月３日以外の日となる場合には、当該本基金利払日を含みます。

「本基金税制事由償還日」とは、本基金拠出実行日以降に税制事由が生じ、かつ継続している場合において、日本生命が、その選択により行う税制事由による本基金元本の償還のために設定する日をいいます。

「本基金税制事由（本社債）償還日」とは、本基金拠出実行日以降に税制事由（本社債）が生じ、かつ継続している場合において、日本生命が、その選択により行う税制事由（本社債）による本基金元本の償還のために設定する日をいいます。

「本基金組織変更償還日」とは、日本生命による株式会社への組織変更に係る組織変更計画が日本生命の社員総会又は総代会で承認された場合における、当該組織変更の効力発生日の４銀行営業日前の日（但し、本基金最終償還日に係る本基金償還金支払日の前銀行営業日までの日に限ります。）をいいます。

「本基金第１回利息計算期間」とは、本基金拠出実行日の翌日（この日を含みます。）から2022年の本基金拠出実行日の応当日（この日を含みます。）までの１年をいいます。

「本基金第２回利息計算期間」とは、2022年の本基金拠出実行日の応当日の翌日（この日を含みます。）から2023年の本基金拠出実行日の応当日（この日を含みます。）までの１年をいいます。

「本基金第３回利息計算期間」とは、2023年の本基金拠出実行日の応当日の翌日（この日を含みます。）から2024年の本基金拠出実行日の応当日（この日を含みます。）までの１年をいいます。

「本基金第４回利息計算期間」とは、2024年の本基金拠出実行日の応当日の翌日（この日を含みます。）から2025年の本基金拠出実行日の応当日（この日を含みます。）までの１年をいいます。

「本基金特別支払日」とは、本基金利払日及び本基金償還金支払日以外において、日本生命が本基金拠出契約に基づき当社に対して支払を行う日をいいます。

「本基金年間利息金額」とは、各本基金利払日において日本生命が本基金拠出者に支払う、当該本基金利払日の直後に到来する本基金拠出実行日の応当日を最終日とする本基金利息計算期間における本基金元本の当初の元本金額に対する１年分の利息として、後記（２）「管理資産を構成する資産の管理の概況」①「本基金債権の概要」ｆ「利率」に記載の利率を用いて算出される金額（但し、本基金最終利払日においては、本基金最終利息計算期間の１年に付されるものとして、2025年の本基金拠出実行日の応当日の翌日（この日を含みます。）から本基金最終償還日（この日を含みます。）までの期間における利息として後記（２）「管理資産を構成する資産の管理の概況」①「本基金債権の概要」ｆ「利率」に記載の利率を用いて算出される以下に掲げる金額）をいいます。

2022年の本基金利払日	2023年の本基金利払日	2024年の本基金利払日	2025年の本基金利払日	本基金最終利払日
140,000,000円	140,000,000円	140,000,000円	140,000,000円	140,000,000円

「本基金未払残高」とは、本基金拠出契約に基づき、支払日が日本生命の次の事業年度の本基金拠出実行日の応当日の３銀行営業日前の日まで到来せず、繰り延べられた本基金利息をいいます。

「本基金利息」とは、本利息（本基金）、本基金未払残高及び本基金延滞利息を総称していいます。

「本基金利息計算期間」とは、本基金第１回利息計算期間、本基金第２回利息計算期間、本基金第３回利息計算期間、本基金第４回利息計算期間及び本基金最終利息計算期間を総称していいます。

「本基金利息計算基準日」とは、本基金拠出実行日を第１回として、その後毎年の本基金拠出実行日の応当日をいいます。

「本基金利息の項目」とは、本利息（本基金）、本基金未払残高及び本基金延滞利息のそれぞれをいいます。

「本基金利払日」とは、2022年（この年を含みます。）から2026年（この年を含みます。）までの本基金拠出実行日の応当日の３銀行営業日前の日をいいます。

「本基金劣後事由」とは、以下のいずれかの事由が生じた場合をいいます。
(a) 本生命について、清算手続（保険業法に基づく通常清算手続及び特別清算手続を含みます。）が開始された場合。
(b) 管轄権を有する日本の裁判所が、日本生命について、破産法の規定に基づく破産手続開始の決定をした場合。
(c) 管轄権を有する日本の裁判所が、日本生命について、更生特例法の規定に基づく更生手続開始の決定をした場合。
(d) 管轄権を有する日本の裁判所が、日本生命について、民事再生法の規定に基づく再生手続開始の決定をした場合。
(e) 日本生命について日本法によらない外国における破産手続、更生手続、再生手続又はこれらに準ずる手続が開始された場合。

「本基金劣後事由（本社債）」とは、本基金劣後事由が発生した場合をいいます。

「本金融債務」とは、借入、社債又はその他一切のこれらに類似する債務をいいます。

「本控除額」とは、個別貸付（特別）事由が発生した場合における、当該源泉徴収若しくは控除に係る金額をいいます。

「本資産管理手数料」とは、本資産管理委託契約に基づき、当社が本資産管理受託会社に対して資産の管理及び処分に関する業務の委託に関して支払う手数料をいいます。

「本社債管理委託契約」とは、2021年７月27日付で当社及び本社債管理者の間で締結された日本生命2021基金流動化株式会社第１回無担保社債社債管理委託契約をいいます。

「本社債管理委託手数料」とは、本社債管理委託契約に基づき本社債管理者に対して支払う本社債の管理委託手数料をいいます。

「本社債管理者」とは、本社債の社債管理者である株式会社三菱UFJ銀行（以下「三菱UFJ銀行」といいます。）をいいます。

「本社債関連口座」とは、本社債管理委託契約に基づき当社が本社債関連口座として開設する口座及び本社債管理委託契約に基づき新たに開設された後の当該口座をいいます。

「本社債期限前償還日（利払日）」とは、後記（２）「管理資産を構成する資産の管理の概況」①「本基金債権の概要」ｈ「期限前償還」(b)から(d)の記載に基づき、当社が、本基金期限前償還が本基金利払日において行われる旨の通知を受領した場合における、その直後の利払日をいいます。

「本社債期限前償還日（利払日以外）」とは、後記（２）「管理資産を構成する資産の管理の概況」①「本基金債権の概要」ｈ「期限前償還」(b)から(d)の記載に基づき、当社が、本基金期限前償還が本基金利払日以外の日において行われる旨の通知を受領した場合における、当該本基金期限前償還が行われる日の３銀行営業日後の日をいいます。

「本社債将来利息金額」とは、各本社債将来利払日につき、（期限前償還されなければ）当該本社債将来利払日に支払われるべきであった各本社債の利息の額をいいます。但し、本社債組織変更期限前償還日が利払日である場合を除き、本社債組織変更期限前償還日の直後に到来する本社債将来利払日に係る本社債将来利息金額は、かかる金額から各本社債に係る経過利息の額を控除した額とします。

「本社債将来利払日」とは、本社債組織変更期限前償還日の翌日（この日を含みます。）以降、最終償還日（この日を含みます。）までに到来する各利払日をいいます。

「本社債事務委託契約」とは、2021年７月27日付で当社及び本社債事務受託会社の間で締結された日本生命2021基金流動化株式会社第１回無担保社債事務委託契約をいいます。

「本社債事務受託会社」とは、本社債事務委託契約における受託者である三菱UFJ銀行をいいます。

「本社債組織変更期限前償還価額」とは、後記⑭「償還期限及び償還の方法」ｂ「償還の方法及び期限」(e)に記載する償還価額をいいます。

「本社債組織変更期限前償還事由」とは、当社が、後記（２）「管理資産を構成する資産の管理の概況」①「本基金債権の概要」ｈ「期限前償還」(e)「組織変更に際しての期限前償還」の記載に基づき、日本生命による株式会社への組織変更に係る組織変更計画が日本生命の社員総会又は総代会で承認され、日本生命から本基金拠出契約に基づき本基金債権の全部を期限前償還する権限を行使する旨の書面による通知を当該組織変更の効力発生日の60日前までに受領することをいいます。

「本社債組織変更期限前償還日」とは、本社債組織変更期限前償還事由が発生した場合における、当該組織変更の効力発生日の前銀行営業日をいいます。

「本社債要項」とは、本社債の社債要項をいいます。

「本社債利息」とは、後記⑫「利率」記載の利率に基づき後記⑬「利払日及び利息支払の方法」ｂ「利息支払の方法及び期限」(a)の記載に従い決定される、各利払日に支払われるべき本社債の利息をいいます。

「本信用枠設定契約」とは、2021年７月27日付で当社及び日本生命の間で締結された信用枠設定契約をいいます。

「本信用枠設定契約締結日」とは、2021年７月27日をいいます。

「本信用枠設定契約等責任財産」とは、その時々の本社債関連口座内の金銭をいいます。

「本信用枠設定契約有効期間」とは、本信用枠設定契約締結日（この日を含みます。）から本社債の元利金が全て完済される日までの期間をいいます。

「本責任財産」とは、当社の財産をいいます。

「本引受契約」とは、2021年７月27日付で各引受会社、当社及び日本生命の間で締結された日本生命2021基金流動化株式会社第１回無担保社債引受契約をいいます。

「本普通株式」とは、当社の普通株式をいいます。

「本利息（本基金）」とは、後記（２）「管理資産を構成する資産の管理の概況」①「本基金債権の概要」ｇ「利払日及び方法」に記載される本基金の利息をいいます。

「前基金」とは、日本生命が本基金拠出契約締結前に募集した基金をいいます。

「未払残高」とは、各本社債に関してその時点で残存する全ての利払停止金額をいいます。

「未払残高支払事由」とは、後記（２）「管理資産を構成する資産の管理の概況」①「本基金債権の概要」ｇ「利払日及び方法」の記載に基づき、本基金未払残高が支払われたことをいいます。

「民事再生法」とは、民事再生法（平成11年法律225号、その後の改正を含みます。）をいいます。

「民事執行法」とは、民事執行法（昭和54年法律第４号、その後の改正を含みます。）をいいます。

「民法」とは民法（明治29年法律第89号、その後の改正を含みます。）をいいます。

「利息支払勘定」とは、本社債管理委託契約に基づき本社債関連口座に利息支払勘定として設けられた勘定及び本社債管理委託契約に基づき新たに開設された後の当該勘定をいいます。

「利払停止」とは、利払停止事由が生じた場合に、当社が、本社債権者及び本社債管理者に対し、速やかに（但し、当該利払日の10銀行営業日前までに）通知を行うことにより、当該通知に係る利払日における本社債利息の支払の全部（一部は不可）を繰り延べることをいいます。

「利払停止金額」とは、利払停止により繰り延べられた本社債利息の未払金額をいいます。

「利払停止事由」とは、各利払日の直前の本基金利払日において、本基金拠出契約に基づき、本基金の利息の支払が繰り延べられる旨の通知を当社が受領したことをいいます。

「利払日」とは、2022年８月３日を第１回として、その後毎年８月３日をいいます。

「劣後支払条件（当社劣後事由）」とは、以下に該当する場合をいいます。

(a) 当社の清算手続において、債権の申出期間に申出がなされた債権又は当社に知れている債権者に係る全ての当社上位債務が、会社法の規定に基づき、全額支払われた場合、又はその他の方法で全額の満足を受けた場合。

(b) 当社の破産手続において、最後配当のための配当表に記載された全ての当社上位債務が、法令上認められる全ての配当によって、全額支払われた場合、又はその他の方法で全額の満足（供託による場合を含みます。）を受けた場合。

(c) 当社の更生手続において、会社更生法に基づき更生計画認可の決定が確定したときにおける更生計画に記載された全ての当社上位債務が、その確定した債権額について全額支払われた場合、又はその他の方法で全額の満足を受けた場合。

(d) 当社の再生手続において、民事再生法に基づき再生計画認可の決定が確定したときにおける再生計画に記載された全ての当社上位債務が、その確定した債権額について全額支払われた場合、又はその他の方法で全額の満足を受けた場合。

(e) 当社に対する日本法によらない外国における清算手続、破産手続、更生手続、再生手続又はこれらに準ずる手続において、上記に準じて当社上位債務が全額支払われた場合、又はその他の方法で全額の満足を受けた場合。但し、当該手続上そのような条件を付すことが認められない場合には、本社債に基づく元利金の支払請求権の効力は当該条件に服することなく発生する。

「劣後支払条件（本基金劣後事由）」とは、(a)本基金劣後事由(b)から(e)までの事由との関係では、後記（２）「管理資産を構成する資産の管理の概況」①「本基金債権の概要」ｊ「劣後条件」(a)から(ｃ)までに記載の、それぞれに適用のある停止条件をいい、(b)本基金劣後事由(a)の事由との関係では、保険業法第181条第２項に基づき本基金の払戻しが可能となることをいいます。

「劣後事由」とは、当社劣後事由及び本基金劣後事由（本社債）を総称していいます。

「A種優先株式」とは当社が株主総会の決議及び普通株式に係る種類株主総会の決議に従って日本生命に発行したA種優先株式をいいます。

③　管理資産の管理の方法、管理の形態及び流動性補完の形態

ａ　管理の方法及び管理の形態

管理資産である本基金債権は当社の資産となり、本資産管理受託会社が本資産管理委託契約に従って管理資産である本基金債権の管理を当社のために行います。本社債管理委託契約において、当社は、本基金債権を含む当社の資産を、本社債要項及び本社債管理委託契約に定められたところによる場合並びに本社債管理者の事前の書面による承諾がある場合を除き、貸し付け、譲渡し、交換し、その他の処分を行うことが禁止されています。本基金債権の利息の支払による回収金は当社の本社債関連口座内の利息支払勘定に、本基金債権の元本の償還による回収金は当社の本社債関連口座内の元本償還勘定において保管され、本社債管理委託契約において認められた順序及び方法によってのみ利用することが可能とされています。

ｂ　流動性補完の形態

本社債に対する流動性補完措置としては、以下の方法を実施する予定としています。

本社債の利払は当社の資産である本基金利息を原資として行われますが、本基金利息の支払について所得税及び復興特別所得税の源泉徴収が行われます。従って、当社は、本信用枠設定契約に基づき、本社債の利払に先立って当該源泉徴収により本社債の利金支払に不足する額の金銭を借り入れ、本社債の利払資金とすることにより、本社債の利息支払の流動性補完措置とします。本信用枠設定契約に基づき行われた個別借入は、本信用枠設定契約に規定する条件に従い本社債の元利金の支払に劣後し、かつ、本信用枠設定契約等責任財産のみを責任財産として返済されます。なお、本基金利息について賦課された源泉税の還付金を出資金勘定に入金することにより、本社債の利金支払の流動性補完措置とします。更に、本信用枠設定契約に基づく当社の日本生命に対する一切の金銭支払債務は、当該債務の約定弁済日において、当社が履行すべき本社債に基づく金銭支払債務について債務不履行がないことを停止条件として、効力を生じるものとされ、かつ、個別貸付の元本及び利息の支払については、当該支払を行うべき日の直前の個別貸付利払基準日において出資金勘定に留保されている金銭から、当該支払を行うべき日までに公租公課及び諸費用に支払われるべきものの総額並びに金10百万円を控除した金額を上限として行われるものとし（但し、個別貸付（特別）の元本及び利息の支払については、かかる上限は適用されません。）、本社債の流動性補完措置とします。

(a) 本信用枠設定契約

（ｉ）本信用枠設定契約に基づき、各本基金利払日において、以下の条件が全て満たされている場合、日本生命は、当該本基金利払日に関連する借入申込日において当社が日本生命に交付した借入申込書に記載された借入申込金額を、当該本基金利払日において利用可能な資金で当社の本社債関連口座に送金する方法により、各個別貸付を実行するものとされています。かかる借入金はかかる金額の限度において、本社債の利息の支払の流動性補完措置となり得ます。

ｉ　当該本基金利払日に関連して、本信用枠設定契約に従い当社が借入申込書を日本生命に適式に交付し、これを日本生命が適式に受領していること。

ii　上記ｉにおける借入申込書に記載された借入申込金額が、各個別貸付の借入申込金額として定義された金額（後記(xii)の記載による変更後の借入申込金額も含みます。）であること。

iii　本社債が、有効に発行され、かつ、成立していること。

iv　当社が、本信用枠設定契約締結日において、以下に掲げる書面を全て日本生命に交付していること。

ア　本信用枠設定契約締結日前３ヶ月以内に作成された当社の商業登記簿謄本又はこれに代わる履歴事項全部証明書

イ　本信用枠設定契約締結日前３ヶ月以内に作成された当社の印鑑証明書

ウ　本信用枠設定契約締結日における当社の定款の写し

エ　本信用枠設定契約の締結を当社の取締役が決定したことを証する取締役決定書の写し

(ii)当社は、各本基金利払日において個別貸付を希望する場合には、借入申込書を当社の登録印鑑を用いて作成し、当該本基金利払日に関連する借入申込日までに、本信用枠設定契約所定の方法により日本生命に送付するものとされています。

(iii)当社は、日本生命に対して、各個別貸付について、個別貸付予定返済日において、個別貸付基準利息額を、当該個別貸付の利息として支払うものとされています。

(iv)当社は、日本生命に対して、各個別貸付について、個別貸付予定返済日において、各個別貸付の元本を返済するものとされています。

(ｖ)前記(iii)の記載にかかわらず、各個別貸付予定返済日に関して、個別貸付基準利払原資が個別貸付基準利息額に満たない場合には、個別貸付基準利息額のうち、当該不足額の支払期限は、繰延後個別貸付予定返済日に変更されるものとされています。個別貸付繰延利息及び個別貸付繰延元本に係る利息については、当該繰延後個別貸付予定返済日まで何らの利息（後記(ix)に記載する遅延損害金を含みます。）は付されないものとされています。当社は、各個別貸付予定返済日又は繰延後個別貸付予定返済日において、従前のいずれかの個別貸付予定返済日に本(ｖ)に記載のとおり支払期限が変更され、未払の個別貸付繰延利息、又は、従前のいずれかの個別貸付予定返済日の翌日以降後記(vii)に記載のとおり付され、未払の個別貸付繰延元本に係る利息がある場合には、前記(iii)に記載のとおりの支払に優先して、個別貸付繰延利息、個別貸付繰延元本に係る利息の順に、また、個別貸付繰延利息又は個別貸付繰延元本に係る利息の中ではそれぞれ最初に本(ｖ)に記載のとおり支払期限が変更されることとなった日又は後記(vii)に記載のとおり付利が開始した日の早いものから順に、これを支払うものとされています。繰延後個別貸付予定返済日において、個別貸付繰延利息又は個別貸付繰延元本に係る利息の全部又は一部が支払われなかった場合には、弁済されなかった金額についての支払期限は、更に１ヶ月後の応当日に変更され、かかる更に支払期限が変更された部分については、当該繰延後個別貸付予定返済日まで何らの利息（後記(ix)に記載する遅延損害金を含みます。）は付されないものとし、以後も同様とするものとされています。

(vi)当社は、各個別貸付利払基準日における個別貸付基準利払原資が個別貸付基準利息額に満たない場合には、本信用枠設定契約において定められる様式に従い、同日付で当該個別貸付基準利払原資の額を日本生命に通知するものとされています。

(vii)前記(iv)の記載にかかわらず、各個別貸付予定返済日に関して、個別貸付元本支払原資が当該個別貸付予定返済日に返済すべき個別貸付の元本額に満たない場合には、かかる個別貸付の元本額のうち、当該不足額についての支払期限は、当該個別貸付予定返済日の１ヶ月後の応当日である繰延後個別貸付予定返済日に変更されるものとし、この場合、かかる個別貸付繰延元本については、個別貸付繰延元本に係る利息が付されるものとし、当社は、当該繰延後個別貸付予定返済日に、かかる個別貸付繰延元本に係る利息を日本生命に対し支払うものとされています。当社は、各個別貸付予定返済日又は繰延後個別貸付予定返済日において、従前のいずれかの個別貸付予定返済日に本(vii)に記載のとおり支払期限が変更され、未払の個別貸付繰延元本がある場合には、前記(iv)に記載の支払に優先して、最初に本(vii)に記載のとおり支払期限が変更されることとなった日が早い個別貸付繰延元本から順にこれを支払うものとされています。繰延後個別貸付予定返済日において、個別貸付繰延元本の全部又は一部が支払われなかった場合には、弁済されなかった金額についての支払期限は、更に１ヶ月後の応当日である繰延後個別貸付予定返済日に変更されるものとし、以後も同様とするものとされています。この場合、かかる変更後の繰延後個別貸付予定返済日（この日を含みます。）までの期間につき本(vii)第１文に従い、個別貸付繰延元本に係る利息が付されるものとし、以後も同様とするものとされています。

(viii)当社は、各個別貸付利払基準日における個別貸付元本支払原資が個別貸付の元本額に満たない場合には、本信用枠設定契約において定められる様式に従い、同日付で当該個別貸付元本支払原資の額を日本生命に通知するものとされています。

(ix)本信用枠設定契約に別段の定めがある場合を除き、当社が、本信用枠設定契約上の支払義務をその個別貸付支払日に履行しなかった場合、当社は、当該個別貸付支払日の翌日（この日を含みます。）から完済される日（この日を含みます。）までの期間につき、当該債務不履行に係る金額に対し、年率14%（１年を365日とする日割計算）（１円未満の端数を切り捨てます。）の割合による遅延損害金を日本生命に対して支払うものとされています。

(ｘ)本社債の元利金が全て償還され又は支払われるまで、当社による個別貸付及び個別貸付（特別）の元利金の支払に関する債務、その他本信用枠設定契約に基づき当社が日本生命に対して負担する債務の履行は、本信用枠設定契約等責任財産のみを責任財産として、かつ、本社債管理委託契約に規定される支払順序及び支払限度に従ってのみ行われるものとし、日本生命は本信用枠設定契約等責任財産以外の当社の財産に、個別貸付における元利金支払請求権その他本信用枠設定契約に基づき日本生命が当社に対して有する請求権の満足を得るために差押、仮差押、保全処分、強制執行その他これに類する手続の申立てを行う権利を放棄するものとされています。本社債の元利金が全て償還され又は支払われ、かつ、当社が還付請求を行った税金が全額還付された時点において、日本生命の当社に対する債権額が本信用枠設定契約等責任財産の額を超過するときは、当該超過額に相当する範囲においてその債権を放棄したものとみなすものとされています。

(xi)本信用枠設定契約に基づく当社の日本生命に対する本信用枠設定契約上の一切の金銭支払債務（前記(iii)及び(ｖ)、又は、(iv)及び(ix)の記載に従って支払日が一旦到来したものの前記(ｘ)の記載に基づき未払の債務を含みます。）は、当該債務の約定弁済日において、当社が履行すべき本社債に基づく金銭支払債務について債務不履行がないことを停止条件として、効力を生じるものとされています。

(xii) 本信用枠設定契約有効期間中において、何らかの理由（税制の変更及び各本基金利払日において日本生命が支払う金額に変動が生じたことにより、当該本基金利払日における本基金利息の支払について源泉徴収が義務づけられる税金の金額が変更されることを含みますが、これに限定されません。）により、各本基金利払日における本基金拠出契約に基づく日本生命から当社に対する支払について源泉徴収が義務づけられる税金の金額が変更されることが明らかとなった場合には、源泉徴収が義務づけられる税金について、かかる新たな金額が適用される本基金利払日以降（この日を含みます。）において実行される個別貸付に適用される借入申込金額は、各個別貸付が行われる本基金利払日における本基金拠出契約に基づく日本生命から当社に対する支払について源泉徴収が義務づけられる税金の金額に自動的に変更されるものとし、その後も同様とするものとされています。

(xiii)日本生命は、本信用枠契約に基づく当社の金銭の支払債務につき、期限の利益を喪失させることはできないものとされています。

(xiv)本信用枠設定契約は、本信用枠設定契約有効期間中有効であるものとし、当社及び日本生命は本信用枠設定契約有効期間中は、理由の如何を問わず、本信用枠設定契約を解除又は解約できないものとされています。本信用枠設定契約有効期間の満了後も、当社が本信用枠設定契約に関して日本生命に対して負う全ての債務の履行が完了するまでの間は、当該債務の履行に関係する限りにおいて、本信用枠設定契約の関係部分は有効に存続するものとされています。

(xv)個別貸付（特別）事由が発生した場合、日本生命は、本控除額を、当該本基金特別支払日において当社に貸し付け、当社はこれを借り受けるものとされています。

(xvi)

i 個別貸付（特別）事由が生じる場合、日本生命は、関連する本基金特別支払日の15営業日前までに、本信用枠設定契約において定められる様式の書面により、ア個別貸付（特別）事由が生じる旨及びイ当該個別貸付（特別）事由に係る本控除額の金額を、当社に通知します。

ii 当社は、個別貸付（特別）の実行を希望する場合には、借入申込書（特別）を当社の登録印鑑を用いて作成し、関連する本基金特別支払日の10銀行営業日前までに、その写しを日本生命に送付し、日本生命がこれを受領していることを電話にて確認を行うものとされています。なお、当社は、当該借入申込書の原本を日本生命に送付することなく自ら保管するものとされています。

iii 借入申込書（特別）に記載される借入希望額は、当該個別貸付（特別）事由に係る本控除額とされています。

iv 日本生命は、借入申込書（特別）を受領した場合には、関連する本基金特別支払日において、当該借入申込書（特別）に記載されている借入希望額を、関連する本基金利払日において利用可能な資金で、当社の本社債関連口座に送金する方法により、個別貸付（特別）を実行するものとされています。

(xvii)

i 当社は、日本生命に対して、個別貸付（特別）返済日において、個別貸付（特別）利息額を、当該個別貸付の利息として支払うものとされています。

ii 個別貸付（特別）に係る適用利率（年率）は、以下のとおりとされています。

ア 2022年８月３日の３銀行営業日（この日を含む。）前までに行われる個別貸付（特別） 0.33%
イ 2023年８月３日の３銀行営業日（この日を含む。）前までに行われる個別貸付（特別） 0.33%
ウ 2024年８月３日の３銀行営業日（この日を含む。）前までに行われる個別貸付（特別） 0.30%
エ 2025年８月３日の３銀行営業日（この日を含む。）前までに行われる個別貸付（特別） 0.36%

オ　2026年８月３日の３銀行営業日前の日の翌日以降に行われる個別貸付（特別）
0.38%

iii　当社は、本控除額に関する税金の還付金を権限ある政府機関から受領した場合で、かつ、かかる還付により当社が当該時点までに当該本控除額について源泉徴収された税金の全額の還付を受けた場合には、かかる還付金の受領後10銀行営業日以内に、本信用枠設定契約において定められる様式による書面によりその旨を日本生命に通知するものとされています。

(xviii)

i　当社は、日本生命に対して、各個別貸付（特別）について、個別貸付（特別）返済日において、各個別貸付（特別）の元本を返済するものとされています。

ii　当社は、日本生命の事前の書面による承諾がある場合を除き、各個別貸付（特別）の元本を、個別貸付（特別）返済日より前に返済することはできないものとされています。日本生命がかかる承諾をするに際しては、当社は、日本生命が別途合理的に算定した損害金を支払うものとされています。

(xix)前記(ｉ)iii及びivの記載は、各個別貸付（特別）について準用するものとされています。

(xx)当社は、後記(xxｉ)若しくは(xxii)に記載の当社の表明及び保証が真実かつ正確でなかったこと、本信用枠設定契約に違反したこと若しくは本信用枠設定契約に基づく当社の作為若しくは不作為又はこれらに関連して、日本生命に生じるあらゆる損害又は債務、並びにこれらに関連して日本生命に対し提訴された訴訟又は損害賠償請求につき日本生命が防御するための合理的な費用及び経費を補償することに合意しています。ここに規定された補償は、日本生命の重大な過失又は故意に起因するいかなる損害、債務、費用又は経費に関しては適用されないものとされています。

(xxｉ)当社は、本信用枠設定契約締結日において、以下の事実を表明し、保証するものとされています。

i　当社は、日本法に基づき適法に設立され、有効に存続する会社法上の株式会社です。

ii　当社は、本信用枠設定契約並びに本信用枠設定契約に基づいて交付される他の全ての証書及び文書の締結及び履行をなす権利能力を有しており、これらの締結及び履行に必要な一切の授権手続を履践しました。

iii　当社による本信用枠設定契約の締結及び履行は、当社に適用がある法令、規則、通達、当社の定款その他の内部規則、裁判所その他の政府機関の命令若しくは判決、又は当社を当事者とする若しくは当社が拘束される第三者との間の契約上の規定に、違反又は抵触しておらず、当社の財産若しくは事業の上に先取特権、担保権その他の負担（本信用枠設定契約に基づき日本生命のために負担するものを除きます。）を成立させ、又はそのような負担の設定を必要ならしめたりするものではありません。

iv　当社による本信用枠設定契約の締結及び履行に際して、当社の側において必要となる許可、認可、承認、通知又は事前の届出は存在しないか、又は全て完了済みです。

v　当社に対し、本信用枠設定契約の適法性、有効性若しくは執行可能性、又は本信用枠設定契約に基づく債務を履行する能力について重大な影響を与え得る訴訟、請求その他の司法手続、行政手続又はその他の係争は存在していません。

vi　当社を当事者とする又は当社が拘束される契約につき、本信用枠設定契約を締結し又はこれに基づく債務を履行する上で重大な影響を及ぼし得る債務不履行は発生、継続しておらず、かかる不履行は当社による本信用枠設定契約の締結、又は本信用枠設定契約に基づく債務の履行の結果発生することもありません。

(xxii)当社は、各本基金利払日又は本基金特別支払日において、以下の事実を表明し、保証するものとされています。

i　当社は、日本法に基づき適法に設立され、有効に存続する会社法上の株式会社です。

ii 当社は、当該本基金利払日又は本基金特別支払日において実行される個別貸付又は個別貸付（特別）並びに本信用枠設定契約に基づいて当該個別貸付又は個別貸付（特別）に関連して交付される他の全ての証書及び文書の締結及び履行をなす権利能力を有しており、これらの締結及び履行に必要な一切の授権手続を履践しました。

iii 当社による当該本基金利払日又は本基金特別支払日において実行される個別貸付又は個別貸付（特別）に基づく借入及びこれに関する義務の履行は、当社に適用がある法令、規則、通達、当社の定款その他の内部規則、裁判所その他の政府機関の命令若しくは判決、又は当社を当事者とする若しくは当社が拘束される第三者との間の契約上の規定に、違反又は抵触しておらず、当社の財産若しくは事業の上に先取特権、担保権その他の負担（本信用枠設定契約に基づき日本生命のために負担するものを除きます。）を成立させ、又はそのような負担の設定を必要ならしめたりするものではありません。

iv 当社による当該本基金利払日又は本基金特別支払日において実行される個別貸付又は個別貸付（特別）に基づく借入及びこれに関する義務の履行に際して、当社の側において必要となる許可、認可、承認、通知又は事前の届出は存在しないか、又は全て完了済みです。

v 当社に対し、当社による当該本基金利払日又は本基金特別支払日において実行される個別貸付又は個別貸付（特別）に基づく借入の適法性、有効性若しくは執行可能性、又は本信用枠設定契約に基づく債務を履行する能力について重大な影響を与え得る訴訟、請求その他の司法手続、行政手続又はその他の係争は存在していません。

vi 当社を当事者とする又は当社が拘束される契約につき、当社による当該本基金利払日又は本基金特別支払日において実行される個別貸付又は個別貸付（特別）に基づく借入及びこれに関する義務の履行上、重大な影響を及ぼし得る債務不履行は発生、継続しておらず、かかる不履行は当社による当該本基金利払日又は本基金特別支払日において実行される個別貸付又は個別貸付（特別）に基づく借入及びこれに関する義務の履行の結果発生することもありません。

vii 本社債管理委託契約は、大要本信用枠設定契約において定められる様式により締結されています。

viii 本社債管理委託契約において当社が表明した事実は、かかる表明が行われた日においていずれも真実です。

(xxiii)当社は、本信用枠設定契約に基づく日本生命に対する債務が存続する限り、以下の事項を遵守するものとされています。

i 実務上可能な限り速やかに、但しいかなる場合においても当社の事業年度の最終日から90日以内に、当社の当該事業年度に関する、当社の会計監査人によって監査済みの貸借対照表及び損益計算書を、日本生命に交付します。

ii 本信用枠設定契約及び本社債管理委託契約（本社債要項を含みます。）を遵守し、これらに基づく義務を、これを履行すべき時期に適切に履行します。

iii 本信用枠設定契約に基づく義務の履行に必要となる許可、認可、同意及び承諾をこれを取得すべき時期に取得し、本信用枠設定契約に基づく義務の履行に必要となる通知及び届出をこれを行うべき時期に行います。

iv 当社に適用ある法律、政令、規則、通達及びその他の規制を遵守します。

v 当社の定款、登記事項又は登録された印鑑が変更された場合、速やかに日本生命に対してこれを書面で通知します。

vi 当社の本信用枠設定契約に基づく義務（個別貸付に基づく元利金支払義務を含みますがこれに限定されません。）の履行に重大な悪影響を与え、又は与えるおそれのある事由が発生した場合、速やかに日本生命に対してこれを書面で通知します。

vii 本社債管理委託契約（本社債要項を含みます。）に基づき本社債管理者又は本社債権者に対して通知、届出又は文書の提出を行った場合には、それらの写しを速やかに日本生命に交付します。

ⅷ　当社は、本基金利息について源泉徴収された税金の還付金を権限ある政府機関から受領した場合で、かつ、かかる還付により当社が当該時点までに本基金利息について源泉徴収された税金の全額の還付を受けることになった場合には、かかる還付金の受領後２週間以内に、大要本信用枠設定契約において定められる様式による書面によりその旨を日本生命に通知します。

ⅸ　当社が個別貸付に基づき借り入れた金銭については、本信用枠設定契約所定の資金使途にのみ使用し、それ以外の目的に使用しません。

(xxiv)日本生命は、本社債の元利金が全て償還され又は支払われてから１年と１日を経過するまでの間は、当社又はその資産について、破産手続開始、再生手続開始、特別清算開始その他法令上適用のあり得る同様の法的手続の開始を自ら又は第三者を通じて申し立てず、第三者による申立てに対し参加、同意等を行わないものとされています。

④　元本の償還及び利息の支払等に重大な影響を及ぼす要因

ａ　元本償還資金又は利払資金が不足するリスク

当社は、通常の事業会社等とは異なり、普通株式及びA種優先株式の払込金並びに原保有者から取得する本基金債権のほかには、特段の資産を有しません。また、本基金債権の債務者である日本生命による債務の履行につき、他のいかなる第三者も保証を行っているものではありません。更に、普通株式及びA種優先株式の払込金が入金される出資金勘定内の金銭は専ら当社の当初費用並びに当社の維持、管理及び運営のための期中費用の支払資金に充当され、本社債の元利金の支払に充当されることはなく、かつ、払込期日後に当社が追加の普通株式又はA種優先株式を発行する場合においてその引受を約束している第三者は存在しません。従って、主として、本社債の利息の支払は日本生命が支払う本基金利息の支払金によって行われ、本社債の元本の償還は日本生命が支払う本基金元本の償還金によって行われることになり、その結果、本社債の元本の償還及び利息の支払は本基金債権の債務者である日本生命による本基金元本の償還及び本基金利息の支払の状況に影響されることになります。そのため、日本生命による本基金元本の償還及び本基金利息の支払の状況如何によっては、本社債の元本の償還又は利息の支払に支障が生じる可能性があります。即ち、本社債の元本の償還は、後記⑭「償還期限及び償還の方法」の記載に従って行われ、同項記載の最終償還日に一括償還することを予定しており（償還日が銀行営業日にあたるときは、その支払は前銀行営業日にこれを繰り上げます。なお、かかる繰り上げは、償還日（当日を含みます。）までの経過利息又は償還日が利払日に該当する場合の利息の金額の計算に影響を与えるものではありません。）、また、本社債の利息の支払は、後記⑬「利払日及び利息支払の方法」記載の利払日において、同項記載の利息支払の方法に従って行われることを予定しています（利払日が銀行営業日でない場合は、その支払は前銀行営業日にこれを繰り上げます。なお、かかる繰り上げは、支払われる利息の金額に影響を与えるものではありません。）。しかしながら、日本生命による本基金債権の本基金利息の支払及び本基金元本の償還状況並びに日本生命の財務状況によっては、本社債のその時々における元本償還資金及び/又は利払資金が不足する可能性があります。

なお、後記ｇ「本信用枠設定契約に基づく日本生命の貸付実行に関するリスク」でも記載されるとおり、日本生命は当社との間で本信用枠設定契約を締結し、各本基金利払日及び本基金特別支払日において、本社債の一定額の利息支払のための資金を貸し付けるものとされていますが、この貸付についてもその時々の日本生命の信用状況如何によっては、本信用枠設定契約において規定されているとおりにこれが行われない可能性があり、その結果、本社債のその時々における元本償還資金及び/又は利払資金が不足する可能性があります。

このように本社債の元本償還資金又は利払資金は専ら日本生命の信用力に依存しており、その時々の日本生命の信用力によっては、本社債の元本の償還又は利息の支払に支障が生じる可能性があります。

かかるリスク要因については、日本生命の財務状態に起因するものであり、当社において特段の管理体制を整えることができる性質のものではありません。従って、かかるリスクが全て排除されている訳ではありません。

ｂ　本基金債権の支払についての保険業法の制限に関するリスク

前記ａ「元本償還資金又は利払資金が不足するリスク」に記載のとおり、当社は、通常の事業会社等とは異なり、普通株式及びA種優先株式の払込金並びに原保有者から取得する本基金債権のほかには、特段の資産を有しません。また、本基金債権の債務者である日本生命による債務の履行につき、他のいかなる第三者も保証を行っているものではありません。従って、本社債の償還及び利息の支払は本基金債権の債務者である日本生命による本基金元本の償還及び本基金利息の支払の状況に直接影響されることになりますが、本基金債権の債務者である日本生命による本基金元本の償還及び本基金利息の支払は、本基金拠出契約に規定する条件に服するほか、以下のような保険業法上の制限を受けます。

(a) 本基金利息の支払に関する保険業法上の制限

日本生命の各事業年度における本基金利息の支払は、法定基金利払限度額を限度として行うことができ（保険業法第55条第１項）、かつ、本基金利息の支払をその内容とする剰余金の処分に関する議案が日本生命の総代会による承認決議を経た場合において、これを行うことができます。即ち、日本生命は、本基金拠出契約において本基金利息の支払を約束していますが、各事業年度において法定基金利払限度額が本基金拠出契約上日本生命が支払うべきとされる本基金利息の金額に満たない場合や本基金利息の支払をその内容とする剰余金の処分に関する議案が日本生命の総代会において承認されない場合においては、当該事業年度において日本生命は当社に対して本基金拠出契約に基づく本基金利息の全部又は一部を支払うことができず、また、当社も日本生命によって支払われない本基金拠出契約に基づく本基金利息の全部又は一部の支払を日本生命に強制することができないと考えられています。なお、日本生命の総代会は、本基金拠出契約に基づく本基金利息の支払をその内容とする剰余金の処分に関する議案を承認する義務を当社又はその他の第三者に対して負担しておらず、当該事業年度における法定基金利払限度額が本基金拠出契約上日本生命が支払うべきとされる本基金利息の金額に満つる場合であったとしても、日本生命の総代会において本基金利息の支払をその内容とする剰余金の処分に関する議案が承認されるとは限りません。

(b) 本基金元本の償還に関する保険業法上の制限

日本生命の各事業年度における本基金元本の償還は、法定基金償還限度額を限度として行うことができるものとされていますが、保険業法第113条前段の規定により貸借対照表の資産の部に計上した額の全額を償却した後でなければ基金の償却は行い得ないものとされています（保険業法第55条第２項）。更に、日本生命が各事業年度において本基金元本の償還を行う場合には、原則として、本基金元本の償還を内容とする剰余金の処分に関する議案につき日本生命の総代会による承認決議を経る必要がありますが、任意積立金としての基金償却準備金を取り崩す方法により本基金元本の償還を行う場合においては当該基金償却準備金の取崩しに関する議案が日本生命の取締役会による承認決議を経ることによりこれを行うことができるものと考えられています。かかる金額の制限及び手続上の制限を遵守した上で、本基金元本の償還を行う場合には、日本生命は当該償還金額に相当する金銭を基金償却積立金として積み立てなければならないものとされています（保険業法第56条）。

日本生命は、既に保険業法第113条前段の規定により貸借対照表の資産の部に計上した額の全額を償却していますが、当該事業年度において法定基金償還限度額が本基金拠出契約上日本生命が償還すべきとされる本基金元本の金額に満たない場合には、日本生命は当社に対して本基金拠出契約に基づく本基金元本の全部又は一部を償還することができず、また当社も日本生命によって償還されない本基金債権の本基金拠出契約に基づく元本の全部又は一部の償還を日本生命に強制することができないと考えられています。また、本基金元本の償還を内容とする剰余金の処分に関する議案につき日本生命の総代会による承認決議を得られない場合には、日本生命は当社に対して本基金債権の本基金拠出契約に基づく元本の全部又は一部を償還することができず、また、当社も日本生命によって支払われない本基金債権の本基金拠出契約に基づく元本の全部又は一部の償還を日本生命に強制することができないと考えられています。なお、日本生命の総代会は、本基金元本の償還をその内容とする剰余金の処分に関する議案を承認する義務を当社又はその他の第三者に対して負担しておらず、法定基金償還限度額が本基金拠出契約上日本生命が償還すべきとされる本基金元本の金額に満つる場合であったとしても、日本生命の総代会において本基金拠出契約に基づく本基金元本の償還をその内容とする剰余金の処分に関する議案が承認されるとは限りません。但し、日本生命の任意積立金としての基金償却準備金が存在する場合、日本生命の総代会における剰余金の処分に関する議案の承認決議や日本生命の取締役会による取崩しの決議がない場合においても、当該基金償却準備金の限度において、当社は本基金拠出契約に基づき日本生命が償還すべきとされる本基金元本の償還を日本生命に対して請求することができるものと考えられています。

また、日本生命が償還する本基金元本の金額相当の金銭の基金償却積立金の積み立てを行えない場合には、かかる本基金元本の償還を行うことができません。

前記(a)及び(b)に記載のとおり、本基金債権の債務者である日本生命による本基金元本の償還及び本基金利息の支払は、本基金拠出契約に定める条件に服するほか、以上のような保険業法上の制限を受けます。また、本基金拠出契約によれば、保険業法の制限により本基金元本の償還又は本基金利息の支払が行われない場合には、本基金拠出契約に定める条件により、最終本基金償還日又は本基金利払日が繰り延べられます（後記（２）「管理資産を構成する資産の管理の概況」①「本基金債権の概要」ｅ「償還方法」及びｇ「利払日及び方法」をご参照下さい。）。これらの条件及び制限の結果、本社債について元本の償還又は利息の支払が行われない可能性があります。

(c) 日本生命の解散時又は破産手続、更生手続、再生手続若しくは海外におけるこれらに類似する手続の開始時における本基金債権の支払に関する制限

保険業法第181条第２項は、解散した相互会社の清算人が基金の払戻しをする場合に、「相互会社の債務の弁済をした後でなければ、してはならない」とし、相互会社の解散時においては、基金の払戻しは相互会社のその他の債務の弁済に絶対的に劣後することを規定しています。また、かかる規定は、「基金の払戻し」即ち元本の償還のみではなく利息の支払にも準用されるべきとの主張も行われています。

また、本基金拠出契約上、(ⅰ)本基金元本の全額の償還以前に、日本生命について、破産法に基づき破産手続開始の決定がなされ、かつ、破産手続が継続している場合、本基金拠出契約に基づく本基金元本の償還請求権及び本基金利息の支払請求権の効力は、当該破産手続における最後配当（最後配当に代えて簡易配当又は同意配当がなされる場合には、簡易配当又は同意配当。以下同じです。）のために裁判所に提出された配当表（更正された場合は、更正後のもの）に記載された最後配当の手続に参加することができる債権のうち、基金の償還請求権及び基金利息の支払請求権を除く日本生命に対する全ての債権が、各中間配当、最後配当及び追加配当によって、その債権額につき全額の満足（配当、供託を含みます。）を受けたことを停止条件として発生するものとされています。そして、(ⅱ)本基金元本の全額の償還以前に、日本生命について、更生特例法に基づき更生手続開始の決定がなされ、かつ、更生手続が継続している場合、又は民事再生法に基づき再生手続開始の決定がなされ、かつ、再生手続が継続している場合、本基金拠出契約に基づく本基金元本の償還請求権及び本基金利息の支払請求権の効力は、日本生命について更生計画認可又は再生計画認可の決定が確定したときにおける更生計画又は再生計画に記載された変更されるべき権利のうち、基金の償還請求権及び基金利息の支払請求権を除く全ての債権が、その確定した債権額について全額の弁済を受けたことを停止条件として発生するものとされています。更に、(ⅲ)本基金元本の全額の償還以前に、日本生命について、日本法によらない破産手続、更生手続、再生手続又はこれに準じる手続が外国において上記(ⅰ)又は(ⅱ)の場合に準じて行われている場合、本基金拠出契約に基づく本基金元本の償還請求権及び本基金利息の支払請求権の効力は、その手続において上記(ⅰ)又は(ⅱ)記載の停止条件に準じる条件が成就したときに発生するものとされています。

なお、更生特例法上、相互会社について更生手続が開始された場合、更生特例法第260条第１項及び第３項並びに会社更生法第168条第３項により、更生計画においては、異なる種類の権利を有する者の間においては、以下に掲げる種類の権利の順位を考慮して、更生計画の内容に公正かつ衡平な差を設けなければならないとされています。この場合の権利の順位とは、(ⅰ)更生担保権、(ⅱ)一般の先取特権その他一般の優先権がある更生債権、(ⅲ)（(ⅱ)、(ⅳ)及び(ⅴ)に掲げるもの以外の）更生債権、(ⅳ)約定劣後更生債権、(ⅴ)基金に係る更生債権、(ⅵ)社員権の順序となります。

一方、相互会社について破産手続又は再生手続が開始された場合については、更生手続の場合とは異なり、基金債権の取扱いについて直接これに言及した規定は破産法、民事再生法その他の法律において設けられていません。

但し、上記の更生特例法等の規定は、前述のような契約当事者が停止条件構成を用いて劣後債権に係る絶対劣後扱いについて合意すること自体を否定する趣旨ではなく、相互会社について更生手続、破産手続又は再生手続が開始された場合においても、かかる劣後債権に係る絶対劣後扱いについての合意もその効力が認められると解されています。

以上のとおり、本社債の元利金の全額が支払われる以前において、日本生命が相互会社として解散又は倒産した場合においては、当社が本基金債権の元利金の支払につき日本生命の他の債権者に劣後する結果、本社債の元利金の全額を支払うために十分な資金を得られない可能性があり、その結果本社債の元利金を支払えなくなる可能性があります。

なお、本社債の発行日以後、日本生命が本基金債権と同順位の債権又はこれに優先する債権に係る債務を負担することは何ら制限されていません。

前記(a)から(c)のリスク要因については、保険業法、破産法、会社更生法、民事再生法及び更生特例法等に基づく法制度及び日本生命の財務状態に起因するものであり、当社において特段の管理体制を整えることができる性質のものではありません。従って、かかるリスクが全て排除されている訳ではありません。

c　本社債の元本の償還に関するリスク

(a) 本社債の元本が最終償還日に償還されないリスク

本社債の元本は、後記⑭「償還期限及び償還の方法」b「償還の方法及び期限」(b)から(d)までの記載に基づき期限前償還される場合を除き、最終償還日である2026年８月３日に、その残存総額を、最終償還日を利払日とする本社債利息及び未払残高の支払とともに償還するものとされています。但し、本基金拠出契約に基づき、(ⅰ)本基金最終償還日が本基金繰延後最終償還日に繰り延べられた場合及び(ⅱ)本基金繰延後最終償還日が更にその後の本基金繰延後最終償還日に繰り延べられた場合には、最終償還日は当該繰り延べ後の本基金繰延後最終償還日まで延長されるものとされています。

そして、本基金拠出契約上、本基金元本は、保険業法の制限内で、本基金最終償還日に一括償還するものとされています。本基金最終償還日に保険業法の制限により本基金元本の全額が償還できない場合、本基金の償還日は、本基金元本の全額について本基金繰延後最終償還日まで到来しないものとし、繰り延べられるものとします。そして、本基金元本の償還が繰り延べられた場合の当該本基金繰延後最終償還日において、繰り延べられた本基金元本の全額が保険業法の制限により償還できない場合には、本基金の償還日は、本基金元本の全額について次回の本基金繰延後最終償還日に繰り延べられるものとし、その後も同様とされています。

以上から、本基金最終償還日において保険業法の制限により本基金元本の全額が償還できない場合には、保険業法の制限内で本基金元本の全額が償還できる最初の本基金繰延後最終償還日まで本基金元本の償還を行うことができず、その間、本社債の元本の償還も行われないこととなります。その結果、本社債権者による投資資金の回収が、潜在的には無期限に延長される可能性があります。

(b) 当社及び本社債権者が、それぞれ本基金及び本社債の期限の利益を喪失させる権利を有しないリスク

本基金には期限の利益喪失に関する特約が付されず、本基金が期限の利益を喪失させられることはありません。従って、本基金の元本の償還若しくは利息の支払が行われなかった場合、日本生命が本基金に関し負う義務に違反した場合又はその他の事由が生じた場合であっても、本基金について期限の利益が失われるものではなく、かかる事由が生じたことを理由とした本基金の元本の償還は行われません。その結果、本社債の元本の償還又は利息の支払に支障が生じる可能性があります。

加えて、本社債にも期限の利益喪失に関する特約が付されません。また、本社債権者は、会社法第739条に基づく決議を行う権利を有さず、本社債が同条に基づき期限の利益を喪失させられることはありません。従って、本社債の元本の償還若しくは利息の支払が行われなかった場合、当社が本社債に関し負う義務に違反した場合又はその他の事由が生じた場合であっても、本社債について期限の利益が失われるものではなく、かかる事由が生じたことを理由とした本社債の元本の償還は行われません。

(c) 本社債の期限前償還に関するリスク

当社は、本基金拠出契約に基づき、資本事由、税制事由又は税制事由（本社債）の発生による本基金元本の期限前償還が行われる旨の通知を受領した場合には、残存する本社債の元本の全部（一部は不可）を期限前償還するものとされています。

そして、本基金拠出契約上、上記事由が生じ、かつ継続している場合、日本生命は、その選択により、日本生命が当該償還のために設定する日に、保険業法その他適用ある法令の制限及び手続を充足した上で、残存する本基金元本の全部（一部は不可）を期限前償還することができるものとされています。なお、かかる場合における期限前償還については、償還価額の変更は行われません。

更に、本基金拠出契約上、日本生命は、日本生命による株式会社への組織変更に係る組織変更計画が日本生命の社員総会又は総代会で承認された場合には、本基金組織変更償還日に、本社債組織変更期限前償還価額を償還価額として、本基金元本の全部（一部は不可）を期限前償還することができるものとされています。但し、保険業法の制限により本基金元本の償還が繰り延べられている場合及び本基金利息の支払が繰り延べられている場合には、日本生命は当該期限前償還を行うことはできないものとされています。

以上から、本基金拠出契約に従い日本生命が本基金の期限前償還を行った場合には、本社債の期限前償還も行われます。この場合、本社債権者は、当該償還金をもって本社債よりも不利な条件での再投資しか行うことができない可能性がありますが、それに対する補償は当社及び日本生命を含むいかなる当事者も行いません。

なお、本基金拠出契約に従った日本生命による本基金の期限前償還はいずれも日本生命の権利であり、日本生命に期限前償還を義務付けるものではなく、日本生命がかかる権利を行使して期限前償還を行うとの保証はありません。

また、本社債権者は、当社に対して本社債の期限前償還を求める権利及び日本生命に対して本基金の期限前償還を求める権利を有していません。

前記(a)から(c)のリスク要因は、本基金及び本社債の商品性に内在するものであり、当社による対応が不可能な要因にかかわるものであるため、当社による特段の対応は図られていません。

d　本社債の利息の支払に関するリスク

本社債の利息の支払は、後記⑬「利払日及び利息支払の方法」記載のとおり利払日において、同項記載の利息支払の方法に従って行われることを予定していますが、日本生命による本基金利息の支払及び本基金元本の償還状況並びに日本生命の財務状況によっては、本社債のその時々における利払資金が不足する可能性があります。

当社は、各利払日の直前の本基金利払日において、本基金拠出契約に基づき、本基金の利息の支払が繰り延べられる旨の通知を当社が受領した場合、当該利払日における本社債利息の支払の全部（一部は不可）を繰り延べる利払停止を行うこととされています。なお、利払停止により繰り延べられた本社債利息の未払金額である利払停止金額には利息は付されないものとされています。

そして、本基金拠出契約上、日本生命は、本基金利息を保険業法の制限内で本基金拠出者に支払うものとし、当該制限によりその全額が支払われない本基金利息の項目については、当該項目の全額について、その支払日は本基金繰延利払日まで到来せず、繰り延べられるものとし、その後も同様とするものとされています。

以上から、保険業法の制限により本基金利息の項目の全額が支払われない場合には、保険業法の制限内で当該項目の全額について支払いができる最初の本基金繰延利払日までその支払が繰り延べられ、ひいては、本社債利息の支払が繰り延べられ、その結果、予定された利払日において本社債利息の支払が行われない場合があります。また、支払が繰り延べられた本社債利息については、その原因となった本基金利息の支払の繰延に係る金額である本基金未払残高が日本生命から支払われない限り、当該繰延が生じた後においても支払われませんが、本基金未払残高の支払は、保険業法の制限内で繰り延べられた本基金利息の項目の全額の支払いが可能であることが条件とされています。

かかるリスク要因は、本社債の商品性に内在するものであり、当社による対応が不可能な要因にかかわるものであるため、当社による特段の対応は図られていません。

e　本社債が上位債権に劣後するリスク

当社劣後事由が発生し、継続している期間中、本社債に関する一切の請求権は、劣後支払条件（当社劣後事由）が成就した場合にのみ発生し、更に、本基金劣後事由（本社債）が発生し、継続している期間中、本社債に関する一切の請求権は、劣後支払条件（本基金劣後事由）が成就した場合にのみ発生するものとされています。

破産法上、債務者について破産手続が開始された場合、破産法第99条第２項により、約定劣後破産債権についての配当の順位は劣後的破産債権を含む他の全ての破産債権に後れるものとされ、また、同法第142条第１項により、破産手続上議決権を有しないものとされています。

これに対し、民事再生法上は、債務者について再生手続が開始された場合、民事再生法第155条第２項により、劣後的破産債権に後れる約定劣後再生債権の順位を考慮して、再生計画の内容に公正かつ衡平な差を設けなければならないとされています。また、会社更生法上は、株式会社について更生手続が開始された場合、会社更生法第168条第３項により、更生計画においては、異なる種類の権利を有する者の間においては、以下に掲げる種類の権利の順位を考慮して、更生計画の内容に公正かつ衡平な差を設けなければならないとされています。この場合の権利の順位とは、(ⅰ)更生担保権、(ⅱ)一般の先取特権その他一般の優先権がある更生債権、(ⅲ)（(ⅱ)及び(ⅳ)に掲げるもの以外の）更生債権、(ⅳ)約定劣後更生債権、(ⅴ)残余財産の分配に関し優先的内容を有する種類の株式、(ⅵ)（(ⅴ)に掲げるもの以外の）株式の順序となります。従って、約定劣後再生債権又は約定劣後更生債権は、必ずしも他の再生債権又は更生債権に絶対的に劣後することまで要求されている訳ではありません。

もっとも、上記の会社更生法等の規定は、前述のような契約当事者が停止条件構成を用いて劣後債権に係る絶対劣後扱いについて合意すること自体を否定する趣旨ではなく、株式会社について更生手続、破産手続又は再生手続が開始された場合においても、かかる劣後債権に係る絶対劣後扱いについての合意もその効力が認められると解されています。

以上のとおり、本社債の元利金の全額が支払われる以前において、当社が株式会社として解散又は倒産した場合においては、本社債権者が本社債の元利金の支払につき当社の他の債権者に劣後する結果、本社債の元利金を支払えなくなる可能性があります。

かかるリスク要因については、破産法、会社更生法及び民事再生法等に基づく法制度並びに当社の財務状態に起因するものであり、当社において特段の管理体制を整えることができる性質のものではありません。従って、かかるリスクが全て排除されている訳ではありません。

ｆ　日本生命が拠出を受ける他の基金に関するリスク

日本生命は本基金債権のほかにも基金の拠出を受けており、また、将来において基金の拠出を受ける可能性があります。

即ち、日本生命は、本基金拠出契約において、前基金を全額償還する前に、本基金拠出契約に基づく本基金元本の償還を行わないものとしています。なお、前基金の償還と本基金拠出契約に基づく本基金元本の償還を同一の剰余金処分を経て行う場合については、法定基金償還限度額から前基金の償還に必要な額を控除した額の範囲内において、本基金元本の償還を行うものとしています。また、前基金の基金利息と本基金拠出契約に基づく本基金利息を同一の剰余金処分を経て支払う場合については、法定基金利払限度額から前基金の基金利息の支払に必要となる額を控除した額の範囲内において、本基金利息の支払を行うものとしています。従って、前基金が存在することにより、本基金元本の償還及び本基金利息の支払が予定どおり行われない可能性があり、その結果本社債の元本の償還及び本社債の利息の支払が予定どおり行われない可能性があります。

後基金については、後基金の拠出金の償還（期限前償還を含みます。）は、本基金元本の全額の償還前に行わないものとし、かつ、本基金拠出契約に基づく本基金利息と後基金の基金利息を同一の剰余金処分を経て支払う場合においては、それらの全額を支払うことができない場合には、本基金拠出契約に基づく本基金利息の支払を優先するものと本基金拠出契約に規定されています。但し、保険業法第55条第２項第３号は、基金の償却の限度額を計算するにあたり、貸借対照表上の純資産額から「基金利息の支払額」を控除するべきことを明示しており、後基金の利息の支払が本基金元本の償還に先立って行われる可能性があり、これにより本基金元本の償還、ひいては本社債の元本の償還が予定どおり行えなくなる可能性があります。

かかるリスク要因については、本基金拠出契約の規定及び保険業法等に基づく法制度に起因するものであり、当社において特段の管理体制を整えることができる性質のものではありません。従って、かかるリスクが全て排除されている訳ではありません。

g　本信用枠設定契約に基づく日本生命の貸付実行に関するリスク

当社は、日本生命との間で本信用枠設定契約を締結し、本社債の利息の支払に関する流動性補完措置の一部としています。しかしながら、本信用枠設定契約に基づく日本生命の貸付には一定の条件が付されているため、本社債の利息を予定どおり支払うための十分な資金の貸付を日本生命から受けられない可能性があります。また、日本生命が本信用枠設定契約に基づく貸付を行う義務について第三者は一切保証を行っておらず、かかる貸付が行われるか否かは専ら当該貸付の時点での日本生命による履行能力に依存しており、日本生命に十分な履行能力がない場合には当該貸付が行われないことがあり、この場合、本社債の利息の支払を予定どおり行えない可能性があります。本信用枠設定契約に基づく日本生命の貸付の条件については、前記③「管理資産の管理の方法、管理の形態及び流動性補完の形態」ｂ「流動性補完の形態」(a)「本信用枠設定契約」をご参照下さい。

かかるリスク要因については、本信用枠設定契約の規定、保険業法等に基づく法制度及び日本生命の財務状態に起因するものであり、当社において特段の管理体制を整えることができる性質のものではありません。従って、かかるリスクが全て排除されている訳ではありません。

h　原保有者の破産等に伴うリスク

当社は本基金債権譲渡契約に基づき原保有者から本基金債権の譲渡を受けていますが、かかる本基金債権の譲渡につき、原保有者の破産、会社更生、民事再生その他の倒産手続において、裁判所あるいは管財人等により、本基金債権は原保有者の破産財団、更生会社の財産、再生債務者の財産等に属するものであって、当社の本基金債権に対する権利は原保有者の破産、会社更生、民事再生その他の倒産手続との関係で担保権に過ぎないものとして取り扱われるリスクは、以下のような理由から極めて低いものと当社は考えていますが、かかるリスクが全て排除されている訳ではありません。

(a) 原保有者及び当社は、本基金債権譲渡契約に基づき、本基金債権の真正な売却及び購入を意図していること
(b) 原保有者は、本基金債権譲渡契約に基づき本基金債権が当社に移転した後は、本基金債権に対して一切の権利を有さないこと
(c) 本基金債権譲渡契約上、当社は、原保有者に対して本基金債権の買戻しを請求する権利を有さず、原保有者は本基金債権の買戻しを行う義務を負担していないこと
(d) 原保有者は、本基金債権譲渡契約上、本基金債権の譲渡日現在における本基金債権に関する一定の事実表明及び保証を行っている以外には、本基金債権の回収可能性について、何らの責任を負担していないこと
(e) 本基金債権譲渡契約に基づく原保有者から当社に対する本基金債権の譲渡については確定日付ある証書による日本生命の承諾を取得する方法によって債務者及び第三者対抗要件が具備されていること

i　日本生命の組織変更及び期限前償還に伴うリスク

日本生命は現在相互会社として保険業を営んでいますが、保険業法第85条第１項は「保険会社である相互会社は、その組織を変更して保険会社である株式会社となることができる。」として、相互会社が株式会社として組織変更することを認めています。一方、保険業法第89条第１項本文は、「組織変更をする相互会社は、償却を終わっていない基金があるときは、効力発生日までに、組織変更計画の定めるところに従い、基金の全額を償却しなければならない。」としており、本基金債権の償還が終了する以前において、日本生命が株式会社への組織変更を行う場合には、原則として、本基金を償却する必要があります。本基金拠出契約においては、日本生命は、原則として、本基金元本の全部又は一部を最終本基金償還日前において償還することはできないこととされていますが、日本生命による株式会社への組織変更に係る組織変更計画が日本生命の社員総会又は総代会で承認された場合には、日本生命は、本基金拠出者に対して書面により通知することにより、本基金拠出者の同意を得ることなく、本基金組織変更償還日に本基金元本の全部（一部は不可）を期限前償還することができるものとされています（但し、保険業法の制限により本基金元本の償還が繰り延べられている場合及び本基金利息の支払が繰り延べられている場合には、日本生命は当該期限前償還を行うことはできないものとされています。）。

また、後記⑭「償還期限及び償還の方法」ｂ「償還の方法及び期限」に記載されるとおり、当社が日本生命からかかる書面による通知を受領した場合には、当社は、後記⑭「償還期限及び償還の方法」ｂ「償還の方法及び期限」に従って、本社債の全部を期限前償還するものとされています。この場合の償還価額は、後記⑭「償還期限及び償還の方法」ｂ「償還の方法及び期限」に記載する方法に従い、期限前償還がなされなければ支払われるべきであった本社債の将来の元利金につき、一定の市場金利に（これがマイナスとなった場合の割引率を零とすることを除いて）一切の調整を行うことなく割引計算を行って算出される現在価値相当額（但し、元本の100%を下限とします。）ですが、市場の金利水準の動向、流通市場における本社債の取引水準の動向その他の要因によっては、本社債の元利金が償還日まで予定どおり支払われる場合に比して本社債権者にとって当初の想定を下回る条件での償還となるリスクがあります。一方で、かかる期限前償還の償還価額は元本の100%を超過する場合があり、この場合には、本基金拠出契約に基づき期限前償還される本基金元本以外をかかる超過分の支払原資とする必要があります。上記のとおり、日本生命が本基金拠出契約に基づき本基金債権の全部を期限前償還する権限を行使する場合、本基金元本に加えて、後記（２）「管理資産を構成する資産の管理の概況」①「本基金債権の概要」ｈ「期限前償還」に記載する方法に従って計算される経過利息及び違約金を本基金拠出者に支払うものとされており、これらが当社の手元資金と合わせてかかる期限前償還時の本社債の元利金の支払原資となることが予定されていますが、本社債の期限前償還が決定されたにもかかわらず、日本生命がかかる本基金元本、経過利息及び違約金の支払義務を履行しない場合及び当社の手元資金が費用等の支払に優先的に充当された結果、想定よりも減少した場合等において、当社が本社債の期限前償還のための支払原資を結果的に確保できないリスクがあります。

日本生命の株式会社化に伴う本社債の期限前償還及び本基金債権の期限前償還の詳細については、後記⑭「償還期限及び償還の方法」ｂ「償還の方法及び期限」及び２）「管理資産を構成する資産の管理の概況」①「本基金債権の概要」ｈ「期限前償還」をご参照下さい。

かかるリスク要因については、日本生命における組織変更の実施、市場の金利水準の動向、流通市場における本社債の取引水準の動向その他の事情に起因するものであり、当社において特段の管理体制を整えることができる性質のものではありません。従って、かかるリスクが完全に排除されている訳ではありません。

ｊ　当社が目的以外の債務を負うリスク

当社が本社債の元本未償還のうちに、本社債発行に関係のない債務を負うことにより、本社債権者が不測の損害を被る可能性がありますが、当社は、本社債管理委託契約において、本社債の元利金の全てが支払われ、又は償還されるまでの間、本社債を除き、本金融債務を負担せず、また、(a)本社債管理者の事前の書面による承諾があり、かつ(b)本信用格付業者が本社債に付与した格付が当該債務負担行為により低下させられるものではないことを事前に本信用格付業者に確認した場合を除き、本金融債務以外の債務（本社債管理委託契約、本基金拠出契約、本基金債権譲渡契約、本社債事務委託契約、本資産管理委託契約、本引受契約及びその他本社債発行に関し必要な契約に基づき、払込期日までに負担されたものに基づくものを除きます。）を負担しないことを本社債管理者に対して約束しています。また、当社は、本社債管理委託契約において、本社債の元利金の全てが支払われ、又は償還されるまでの間、本基金債権の取得、管理及び処分並びに本社債の元利金支払債務の弁済及びこれに付随する業務以外のことは行わず、かかる業務に必要のない資産を購入し、あるいはリースを受けず、かかる業務遂行に必要のない従業員を雇用しないことを、本社債管理者に対して約束しています。

かかるリスク要因については、上記の本社債管理委託契約における当社の約束により、当社が本社債とは関係のない債務を負担し、本社債権者が不測の損害を被る可能性を低減する対応が図られています。しかしながら、かかるリスクが全て排除されている訳ではありません。

k　当社及び本一般社団法人に係る諸費用の支払原資に関するリスク

当社及び本一般社団法人は、払込期日までに、それぞれ本普通株式及びA種優先株式並びに基金の払込金として、それぞれが最終償還日までに支払うことが見込まれる当初費用並びに維持、管理及び運営のための期中費用（本信用枠設定契約に基づく個別貸付及び個別貸付（特別）の利息を含みます。以下、本ｋにおいて「諸費用」と総称します。）の支払資金相当額以上の金銭の払込を受けています。そして、当該払込金は、それぞれの名義の銀行口座にて管理され、最終償還日までのそれぞれの諸費用の支払に充当される予定です。

しかし、最終償還日までに、税制の変更等による公租公課の負担の増加その他の事情により諸費用が当初の想定よりも増加する可能性があります。また、本基金拠出契約に基づき、(a)本基金最終償還日が本基金繰延後最終償還日に繰り延べられた場合及び(b)本基金繰延後最終償還日が更にその後の本基金繰延後最終償還日に繰り延べられた場合には、本社債の最終償還日は当該繰り延べ後の本基金繰延後最終償還日まで延長され、当初想定していない最終償還日後の諸費用の支払が必要となることがあります。

これらの場合において、日本生命は、当該諸費用増加額相当額の当社のA種優先株式及び本一般社団法人の基金を払い込む義務又は当社若しくは本一般社団法人に代わって当該諸費用増加額相当額を支払う義務をいずれも負担しておらず、更に、日本生命以外の第三者もかかる義務を負っていません。従って、当社及び本一般社団法人が日本生命その他の第三者から当該諸費用増加額相当額の資金調達を行うことができる、又は日本生命その他の第三者が当社若しくは本一般社団法人に代わって当該諸費用増加額相当額の支払を行うことができる、とは限りません。かかる資金調達を行うことができない場合、当社又は本一般社団法人において諸費用の支払を行うことができず、その結果、当社又は本一般社団法人の業務が遂行できず、ひいては当社又は本一般社団法人が存続できなくなる可能性があり、その結果、当社による本社債の利息の支払又は元本の償還ができなくなる可能性があります。

かかるリスク要因は、本社債の商品性に内在するものであり、当社による対応が不可能な要因にかかわるものであるため、当社による特段の対応は図られていません。

l　当社の破産等に伴うリスク

当社が株式会社として解散又は倒産した場合においては、本社債の元利金の支払は、当該解散又は倒産手続の影響を受け、その結果、当社は本社債の元利金を支払えなくなる可能性があります。また、前記ｅ「本社債が上位債権に劣後するリスク」に記載のとおり、当社が株式会社として解散又は倒産した場合においては、本社債権者が本社債の元利金の支払につき当社の他の債権者に劣後する結果、本社債の元利金を支払えなくなる可能性があります。

この点、本普通株式は全て本一般社団法人に保有されており、A種優先株式は全て日本生命に保有されています。A種優先株式については、当社の定款において、全ての事項につき株主総会において議決権を有しないものとされており、かつ、当社が会社法第322条第１項各号に掲げる行為をする場合には、法令に別段の定めがある場合を除き、A種優先株式を有する株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しないものとされています。従って、当社の通常の業務執行や運営に際して議決権を有する株式を保有している者は本一般社団法人のみとなります。

その上で、本一般社団法人及び業務受託者が、それぞれ、本一般社団法人誓約書及び業務受託者誓約書において、当社の資産の流動化に係る業務の円滑な遂行が妨げられるおそれのある当社の定款の変更、取締役及び監査役の選解任又は当社の業務遂行及び債務負担を生ぜしめ、又は生ぜしめるおそれのあるいかなる行為も行わず、また、当社の取締役をして行わしめないことを約束している等の倒産予防措置がとられているほか、後記⑨「倒産手続の放棄及び責任財産限定特約等」記載の倒産不申立特約及び責任財産限定特約が本社債要項に規定され、また、その他当社が締結する各契約においても同種の規定がされている等倒産手続防止措置もとられており、倒産状態が発生し又は倒産状態が発生したときに倒産手続が開始される可能性を低減する対応が図られています。しかしながら、かかるリスクが全て排除されている訳ではありません。

ｍ　当社が株式会社であることに関するリスク

資産流動化法上の特定目的会社においては、本基金債権を保有する場合には、資産流動化法第５条第２項及び資産流動化法施行令第３条第３号により、その計画期間（資産の流動化に係る業務の開始期日から終了期日（資産流動化計画に従って、優先出資の消却、残余財産の分配並びに特定社債、特定約束手形及び特定借入れに係る債務の履行を完了する日をいいます。）までの期間であって、特定目的会社が定める期間をいいます。）の上限は50年とされています。しかしながら、前記ｃ「本社債の元本の償還に関するリスク」(a)「本社債の元本が最終償還日に償還されないリスク」に記載のとおり、本基金債権は、本基金最終償還日において保険業法の制限により本基金元本の全額が償還できない場合には保険業法の制限内で本基金元本の全額が償還できる最初の本基金繰延後最終償還日まで本基金元本の償還を行うことができず、その結果、本基金元本の償還が潜在的には無期限に延長される可能性があります。そのため、本基金債権を保有し、本基金債権の回収金によって本社債の元本の償還及び利息の支払を行う本社債の発行会社として資産流動化法上の特定目的会社を用いることが困難であり、本社債については、その発行会社を、会社法に基づき設立された株式会社としています。従って、当社に対しては、特定目的会社の業務の遂行に関わる規制（資産流動化法第195条から第214条まで）や、特定目的会社の監督に関わる規制（資産流動化法第215条から第221条まで）その他の資産流動化法上の特定目的会社に課される法律上の規制は課されていません。また、本社債は、資産流動化法上の特定社債ではないため、資産流動化法第128条第１項に基づく一般担保は付されていません。

かかるリスク要因は、本社債の商品性に内在するものであり、当社による対応が不可能な要因にかかわるものであるため、当社による特段の対応は図られていません。

ｎ　当社の普通株式の株主が一般社団法人であることに関する影響

全ての本普通株式は、本一般社団法人が保有しています。本一般社団法人が本普通株式を保有することに関連するリスクとしては、(a)本一般社団法人について倒産や解散等の事由が発生した場合に、本普通株式が本一般社団法人から第三者に譲渡される結果、当社の運営に悪影響が及ぶリスク、(b)本一般社団法人の理事の業務執行により、当社の運営に悪影響が及ぶリスク、及び(c)本一般社団法人の社員の社員権の行使により、当社の運営に悪影響が及ぶリスクがあります。

かかるリスク要因については、以下の理由から、いずれについても現実化する実際上の可能性は高くないと当社は考えています。

(a) 本一般社団法人誓約書において、本一般社団法人は、当社及び本社債管理者に対して、本一般社団法人が本普通株式を取得した後、本社債の全額が償還されるまで、第三者に対し、本普通株式を譲渡し、又は質権、譲渡担保権その他の担保権の目的としないことを約束しており、本一般社団法人が倒産しない限りは、本普通株式が本一般社団法人から第三者に移転する可能性は低いと当社は考えています。但し、本一般社団法人が破産手続開始又は解散等により存続ができなくなる場合には、本普通株式は第三者に譲渡されることが考えられます。この場合、本普通株式の譲受人により、当社の取締役の解任権及び選任権を含む株主の権利が行使され、当社の運営に悪影響が及ぶ可能性があります。しかしながら、以下のとおり、当初の最終償還日までに本一般社団法人の破産手続開始又は解散等が生じる可能性は低いと当社は考えています。まず、本一般社団法人誓約書における本一般社団法人の表明保証及び業務受託者誓約書における業務受託者の表明保証によれば、本一般社団法人が全ての本普通株式を取得し、当初の最終償還日までに発生する租税支払、維持費用その他全ての支払債務（業務受託者に対する報酬の支払債務を含みますが、これに限られません。）を履行するために必要と見込まれる金額以上の基金の拠出を受けており、かつ、かかる基金は全て特定の口座に預金されているか、又は当該目的に利用されています。また、本一般社団法人が今後、借入その他の債務（追加的な特定出資又は資産の流動化に係る業務を目的として設立される株式会社、合同会社その他の法人の株式、出資その他の持分（以下「株式等」といいます。）の取得対価の支払債務を含みます。）を負担する場合、本一般社団法人の定款上、社員総会における総社員の同意が必要とされています。更に、本一般社団法人及び業務受託者は、それぞれ、本一般社団法人誓約書及び業務受託者誓約書において、当社及び本社債管理者に対して、自ら又は本一般社団法人をして、当社の資産の流動化に係る業務の円滑な遂行が妨げられるおそれのある債務負担行為（債務の支払原資としての十分な基金拠出がないにもかかわらず行う債務負担行為を含みますが、これに限られません。）をせず、また、させないことを約束しています。本一般社団法人の基金については、定款の規定により、解散するまで返還はなされませんので、上記本一般社団法人及び業務受託者の表明保証が正確で、本一般社団法人の社員が上記同意権を適切に行使し、かつ、本一般社団法人及び業務受託者が上記約束を遵守する限りにおいては、本一般社団法人について破産手続開始原因としての支払停止及び支払不能の事態が当初の最終償還日までに発生する可能性は低いと当社は考えています。従って、上記本一般社団法人及び業務受託者の表明保証が正確で、本一般社団法人の社員が上記同意権を適切に行使し、かつ、本一般社団法人及び業務受託者が上記約束を遵守する限りにおいては、当初の最終償還日までに本一般社団法人が債務超過となる可能性は高くないと当社は考えています。
また、本一般社団法人の倒産手続開始回避の措置として、仮に、本一般社団法人に破産手続開始原因その他の倒産手続開始原因が発生した場合でも、基金返還請求権者である日本生命は、本一般社団法人との間の2018年３月２日付、2019年３月４日付、2020年８月６日付及び2021年３月９日付基金総額引受契約において、本一般社団法人について破産手続、再生手続その他一切の法的倒産手続の開始の申立権を有しないことを確認しており、また、本一般社団法人自身及び業務受託者は、それぞれ、本一般社団法人誓約書及び業務受託者誓約書において、本一般社団法人に対して破産手続開始、再生手続開始又はこれらに類似する倒産手続開始の申立てを行わないこと、又は本一般社団法人をしてかかる約束を遵守せしめることを約束しており、本一般社団法人の社員、理事及び監事が、それぞれ、大和証券、本一般社団法人及び本社債管理者に差し入れる本社債管理委託契約締結日と同日付の誓約書（社員が差し入れるものを、以下「本一般社団法人社員誓約書」といいます。）において、本一般社団法人に対して破産手続開始、再生手続開始その他これらに類似する倒産手続開始の申立てを一切行わないことを約束しています。加えて、業務受託者は、本一般社団法人業務委託契約において、本一般社団法人の全債務の弁済が完了した日から１年と１日が経過する日まで、破産手続開始、再生手続開始、又は今後立法される倒産手続開始の申立てを行わないものとし、かかる申立てを行う権利を放棄することを約束しています。もっとも、かかる倒産手続申立権放棄条項については、判例等による確立した取扱いが存在していないことから、その効力は必ずしも明らかではありません。しかしながら、かかる倒産手続申立権を行使しない旨の約束や誓約がなされていることにより、本一般社団法人に対して、基金返還請求権者である日本生命、本一般社団法人自身、その理事及び監事を兼ねるそれぞれの社員から倒産手続開始の申立てがなされる現実的な可能性は高くないと当社は考えています。

更に、本一般社団法人の解散による悪影響の回避のため、解散事由が生じることのないよう、以下のような対応を採っています。一般社団法人法第148条に定める解散事由のうち、一般社団法人に特有な解散事由として社員が欠けた場合があります。かかる解散事由が生じるリスクを回避又は軽減するため、本一般社団法人の当初の社員を３人とし、当該社員は、それぞれ本一般社団法人社員誓約書において、本一般社団法人を退社する際には、速やかに新たな社員を入社させ、社員を３名維持するよう最大限努力する旨約束しています。また、業務受託者は、本一般社団法人の社員が３名を下回らないよう、社員を派遣することを本一般社団法人業務委託契約において定めています。以上より、社員が欠けたことで本一般社団法人が解散し、かつ、継続されない可能性は低いものと当社は考えています。なお、その他の解散事由（(ⅰ)定款で定めた存続期間の満了、(ⅱ)定款で定めた解散の事由の発生、(ⅲ)社員総会の決議、(ⅳ)合併（合併により一般社団法人が消滅する場合に限ります。）、(ⅴ)破産手続開始の決定及び(ⅵ)一般社団法人法第261条第１項又は第268条の規定による解散を命ずる裁判）についても、該当する実際上の可能性は高くないものと当社は考えています。

(b) 本一般社団法人に破産手続開始又は解散等の原因が生じていない場合でも、本一般社団法人の理事の業務執行の態様によっては、当社の運営に悪影響が及ぶ可能性があります。しかしながら、本一般社団法人は、本一般社団法人誓約書において、当社に対して、当社の破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始、特別清算開始又はこれらに類似する倒産手続開始の申立てを行わず、かつ、当社が発行する社債に係る当社の一切の債務が完済されるまでの間、当社の解散決議を行わないこと（但し、この約束の効力については前述のとおり判例等による確立した取扱いが存在していないことから、その効力は必ずしも明らかではありません。）、当社の資産の流動化に係る業務の円滑な遂行が妨げられるおそれ（当社が発行する社債の元利金の支払又はその格付に悪影響を与えるおそれを含みますが、これに限られません。）のある当社の定款の変更、当社の取締役及び監査役の選解任、又はその他当社の業務遂行若しくは債務負担を生ぜしめ、又は生ぜしめるおそれのあるいかなる行為も行わず、また当社の取締役をして行わしめないことを約束していますので、理事の業務執行の態様による悪影響が生じる実際上の可能性は高くないものと当社は考えています。また、本一般社団法人の定款において、理事の欠格事由を定め、類型的に理事として適切な業務執行を期待できない者が理事に選任される可能性を排除しています。

(c) 本一般社団法人の社員は、理事の選任権及び解任権を含む社員の権利を行使することにより、本一般社団法人の運営を管理することができるとともに、本一般社団法人が普通株式の株主である当社の取締役の解任権及び選任権を含む普通株式の株主の権利を、間接的に行使することができるため、本一般社団法人の社員の権利行使の態様によっては、当社の運営に悪影響が及ぶ可能性があります。しかしながら、本一般社団法人の設立時の社員３名はいずれも会計事務所所員（うち２名は税理士）であり、また、定款において社員の資格を有する者を限定し、類型的に社員として適切な権利行使を期待できない者が社員となる可能性を排除しています。更に、本一般社団法人の定款では、新たな者が社員として入社するには、社員全員の書面による同意を得ることが必要と定めています。以上の状況から、本一般社団法人の社員による権利行使が当社の運営に悪影響を及ぼす実際上の可能性は高くないものと当社は考えています。

０　本一般社団法人が他の会社の株式等を取得・保有することから生じるリスク

本一般社団法人は、現在、本普通株式並びに日本生命第１回劣後ローン流動化株式会社、日本生命第２回劣後ローン流動化株式会社、日本生命第３回劣後ローン流動化株式会社、日本生命第４回劣後ローン流動化株式会社、日本生命第５回劣後ローン流動化株式会社、日本生命第６回劣後ローン流動化株式会社及び日本生命第７回劣後ローン流動化株式会社の株式以外に、他の会社の株式等を取得・保有しておらず、また、借入による資金調達を行っていません。しかし、将来において、本一般社団法人が他の会社の株式等を追加的に取得し、当該株式等の発行体が社債その他の有価証券の発行又は借入により債務を負担した場合、本一般社団法人がかかる株式等を取得し、租税支払、維持費用その他全ての支払債務を履行するために必要な金額の基金の拠出を受けておらず、借入金等でその資金調達を行った場合には、当該株式等の発行体がデフォルトに陥り、その株式等の価値が毀損したときには、本一般社団法人は債務超過に陥る可能性があります。また、拠出された基金を他の目的のために流用した場合には、本一般社団法人は支払不能に陥る可能性があります。

かかるリスクについては、本一般社団法人は、かかる追加的な株式等の取得をする場合には、本一般社団法人誓約書において、事前に、(a)その取得代金その他かかる取得に付随関連する一切の費用（かかる追加取得に伴い業務受託者の報酬が増額する場合には、その増額分を含みますが、これに限られません。）を支払うために十分な金額の基金の拠出を受け、その基金払込金を一定の口座で管理し、かつ、(b)かかる株式等の追加取得が本社債の格付を低下させることにはならないことを本信用格付業者に確認することを当社及び本社債管理者に対して約束しているので、かかる約束が遵守されている限りにおいて、本一般社団法人が他の会社の株式等を取得することを原因として、債務超過や支払不能に陥り、倒産手続が開始することになる可能性は低いと当社は考えています。

p　本社債権者が担保を有しないことによる影響

本社債権者は、当社の特定の資産に対し担保権（対抗要件の具備の有無を問いません。）を有しておらず、当社に関する破産手続、更生手続、再生手続又は特別清算手続の場合、本社債権者は、配当額の分配において無担保債権者として扱われ、当社の資産に対して設定された対抗要件を具備した担保権（抵当権、質権等）等を有する債権者には劣後することになります。

かかるリスク要因に対しては、本社債管理委託契約において、当社は、本社債の元利金の全てが支払われ、又は償還されるまでの間、本社債を除き、本金融債務を負担せず、また、(a)本社債管理者の事前の書面による承諾があり、かつ(b)本信用格付業者が本社債に付与した格付が当該債務負担行為により低下させられるものではないことを事前に本信用格付業者に確認した場合を除き、本金融債務以外の債務（本社債管理委託契約、本基金拠出契約、本基金債権譲渡契約、本社債事務委託契約、本資産管理委託契約、本引受契約及びその他本社債発行に関し必要な契約に基づき、払込期日までに負担されたものに基づくものを除きます。）を負担しない旨が定められており、本社債権者に優先又は競合して当社の資産から回収することのできる重要な債権者が他に存在する可能性を低減する対応が図られています。しかしながら、かかるリスクが全て排除されている訳ではありません。

q　本基金利息に適用される源泉税の税率変更等に関するリスク

本社債の利払は当社の資産である本基金利息を原資として行われますが、本基金利息の支払について所得税及び復興特別所得税の源泉徴収が行われます。従って、当社は、本信用枠設定契約に基づき、本社債の利払に先立って当該源泉徴収により本社債の利金支払に不足する額の金銭を借り入れ、本社債の利払資金とすることにより、本社債の利息支払の流動性補完措置としています。

本信用枠設定契約有効期間中において、何らかの理由（税制の変更及び各本基金利払日において日本生命が支払う金額に変動が生じたことにより、当該本基金利払日における本基金利息の支払について源泉徴収が義務づけられる税金の金額が変更されることを含みますが、これに限定されません。）により、各本基金利払日における本基金拠出契約に基づく日本生命から当社に対する支払について源泉徴収が義務づけられる税金の金額が変更されることが明らかとなった場合には、源泉徴収が義務づけられる税金について、かかる新たな金額が適用される本基金利払日以降（この日を含みます。）において実行される個別貸付に適用される借入申込金額は、各個別貸付が行われる本基金利払日における本基金拠出契約に基づく日本生命から当社に対する支払について源泉徴収が義務づけられる税金の金額に自動的に変更されるものとし、その後も同様とするものとされています。また、本基金特別支払日において本基金拠出契約に基づき日本生命が当社に対して支払を行うべき場合において、個別貸付（特別）事由が生じた場合において実行される個別貸付（特別）に係る貸付額は、一律に本控除額とされています。

かかる措置により、何らかの理由（税制の変更及び各本基金利払日において日本生命が支払う金額に変動が生じたことにより、当該本基金利払日における本基金利息の支払について源泉徴収が義務づけられる税金の金額が変更されることを含みますが、これに限定されません。）により、各本基金利払日における本基金拠出契約に基づく日本生命から当社に対する支払について源泉徴収が義務づけられる税金の金額が変更されることが明らかとなった場合においても、本信用枠設定契約に基づき、当該変更に対応する金額については、本社債の利払の原資として日本生命から一時的に貸し出されることとなっており、これにより、かかる変更により本社債の利払が不可能となるリスクを低減しています。しかし、本信用枠設定契約に基づく日本生命の貸付には一定の条件が付されているほか、日本生命が本信用枠設定契約に基づく貸付を行う義務について第三者は一切保証を行っておらず、かかる貸付が行われるか否かは専ら当該貸付の時点での日本生命による履行能力に依存しており、かかる条件が満たされない場合や日本生命に十分な履行能力がない場合には当該貸付が行われないことがあり、この場合、本社債の利息の支払を予定どおり行えない可能性があり、かかるリスクが全て排除されている訳ではありません。本信用枠設定契約に基づく日本生命の貸付の条件については、前記③「管理資産の管理の方法、管理の形態及び流動性補完の形態」ｂ「流動性補完の形態」(a)「本信用枠設定契約」をご参照下さい。

ｒ　法令の変更等に関するリスク

本社債は本社債の発行日現在の法令に基づいて発行され、本基金拠出契約その他関係する契約も、当該契約締結日時点の法令に基づいて締結されています。これらの時点以降、本社債又は本基金拠出契約の有効性その他の事項に悪影響を与える法令の変更等が行われた場合、本社債の利息の支払又は元本の償還に悪影響が及ぶ可能性があります。

なお、法令の変更等により、資本事由、税制事由又は税制事由（本社債）が生じ、かつ継続している場合、日本生命は、その選択により、残存する本基金元本の全部を期限前償還することができ、その場合、当社は、残存する本社債の元本の全部を期限前償還することとされています。本社債の期限前償還が行われるリスクについては、前記ｃ「本社債の元本の償還に関するリスク」(c)「本社債の期限前償還に関するリスク」をご参照下さい。

ｓ　税制の変更等に関するリスク

本報告書提出日以降、税制の変更等により、当社の公租公課の負担が増加した場合、本社債の利息の支払又は元本の償還の資金が不足し、当社による本社債の利息の支払又は元本の償還ができなくなる可能性があります。

なお、税制の変更等により、税制事由又は税制事由（本社債）が生じ、かつ継続している場合、日本生命は、その選択により、残存する本基金元本の全部を期限前償還することができ、その場合、当社は、残存する本社債の元本の全部を期限前償還することとされています。本社債の期限前償還が行われるリスクについては、前記ｃ「本社債の元本の償還に関するリスク」(c)「本社債の期限前償還に関するリスク」をご参照下さい。

ｔ　保険会社が本社債を取得する際の留意事項

平成８年大蔵省告示第50号(「保険会社の資本金、基金、準備金等及び通常の予測を超える危険に相当する額の計算方法等を定める件」)（平成８年２月29日）（その後の改正を含みます。）（以下「本告示」といいます。）第１条の２第１項によれば、「法（保険業法を意味します。以下同じです。）第130条第１号、第202条第１号又は第228条第１号に掲げる額の計算にあたっては、他の保険会社等（保険会社又は少額短期保険業者をいいます。以下この条において同じです。）の保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率の向上のため、又は法第106条第１項第３号から第５号までに掲げる会社を子会社等（法第110条第２項に規定する子会社等をいいます。以下この条において同じです。）としている場合における当該子会社等の自己資本比率等の向上のため、意図的に当該他の保険会社等又は子会社等の株式その他の資本調達手段（前条第４項第５号イ及びロに掲げるものを含みます。以下この条において同じです。）を保有（外国保険会社等及び引受社員にあっては、日本において保有）していると認められる場合（第三者に対する貸付け等を通じて意図的に当該第三者に保有させていると認められる場合を含みます。）における、当該保有している他の保険会社等又は子会社等の資本調達手段の額（次項において「控除額」といいます。）を控除するものとする。」とされています。本社債は、日本生命に対して拠出された本基金債権を主な財産とする当社が発行する社債であり、法形式的には日本生命が直接発行する資本調達手段ではありません。しかし、当社の主な財産が日本生命に対して拠出された本基金債権であるという本社債の実質的な性格から、保険会社等（上記条項に定義される意味によります。以下本ｔにおいて同じです。）が本社債を保有する場合には本告示との関係において「当該他の保険会社等又は子会社等の株式その他の資本調達手段（略）を保有」しているものと解され、その結果、保険業法第130条第１号、第202条第１号又は第228条第１号に掲げる額の計算にあたって保有している本社債の金額が控除される可能性がありますので、保険会社等が本社債を購入する際には本告示との関係に関して専門家への相談を含めた検討を行った上で購入されるようお願いいたします。

ｕ　本社債の性質が市場価格に及ぼす影響に関するリスク

前記ｃ「本社債の元本の償還に関するリスク」(a)「本社債の元本が最終償還日に償還されないリスク」及びｄ「本社債の利息の支払に関するリスク」に記載のとおり、保険業法の制限により本基金元本の償還又は本基金利息の支払が行われない場合には、本社債の利払停止が行われ、又は最終償還日が延長される可能性があります。

利払停止又は最終償還日の延長の可能性がある本社債の市場価格は、かかる可能性のない通常の社債に比べて市場価格が不安定なものとなるおそれがあります。仮に、本社債の利払停止が行われ、又は最終償還日が延長された場合、本社債の市場価格に悪影響を及ぼす可能性があります。かかる利払停止又は最終償還日の延長中に本社債を売却する場合、当社が当該繰り延べられた利息の支払又は延長された元本の償還を受けるまで本社債を保有する場合に比べ低い利益しか得られない可能性があります。また、本社債権者は、かかる利払停止又は最終償還日の延長により特段の救済を得られる訳ではありません。

このような性質をもつ有価証券である本社債に対する投資者の需要は、市場参加者、監督官庁、格付機関等の第三者による評価により変わり得ます。従って、本社債権者は、本社債を売却する場合において、その取得価格よりも大幅に低い価格でしか売却できず、売却損を生じるリスクがあります。

かかるリスク要因は、本社債の商品性の他、市場の金利水準や、流通市場の整備状況等に内在するものであり、当社による対応が不可能な外的要因にかかわるものであるため、当社による特段の対応は図られていません。

ｖ　市場性に関するリスク

本社債の処分価格は、当社及び日本生命の財務状態、法制や税制の変更、市場の金利水準等様々な要素の影響を受けます。特に市場の金利水準が上昇する過程では本社債の価格は下落することが想定されます。従って、本社債の第三者への譲渡に際しては、これらの諸要素に起因して売却損を生じるリスクがあります。

また、本社債の流通市場は現在確立されておらず、本社債の流通性は何ら保証されるものではありません。流通市場の未整備により、本社債の売却が困難となることや、売却価格に悪影響が及ぶ可能性もあります。

かかるリスク要因は、市場の金利水準や、流通市場の整備状況等当社による対応が不可能な外的要因にかかわるものであるため、当社による特段の対応は図られていません。

⑤　借入

当社は、本報告書提出日現在、本信用枠設定契約に基づく借入を行っていません。

本信用枠設定契約に基づく借入の内容については、前記③「管理資産の管理の方法、管理の形態及び流動性補完の形態」ｂ「流動性補完の形態」(a)「本信用枠設定契約」をご参照下さい。

⑥　期限の利益喪失事由

本社債は期限の利益喪失に関する特約を付しません。また、本社債権者は、会社法第739条に基づく決議を行う権利を有さず、本社債が同条に基づき期限の利益を喪失せしめられることはありません。

⑦　期限前償還

本社債の元本は、後記⑭「償還期限及び償還の方法」ｂ「償還の方法及び期限」(ｂ)から(ｄ)までの記載に基づき期限前償還されることがあります。

⑧　利息支払の停止

本社債の利息は、後記⑬「利払日及び利息支払の方法」ｂ「利息支払の方法及び期限」(f)「利息支払の停止」の記載に基づき、その支払が繰り延べられることがあります。

⑨　倒産手続の放棄及び責任財産限定特約等

ａ　本社債権者は、本社債の元利金が全て償還され又は支払われてから１年と１日を経過するまでの間は、当社又はその資産について、破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始、特別清算開始その他法令上適用のあり得る同様の法的手続の開始を自ら又は第三者を通じて申し立てたり、第三者による申立てに対し参加、同意等をしないものとします。

ｂ　本社債権者は、当社による本社債に基づく元利金支払債務その他の債務の履行は、本責任財産のみを責任財産として、かつ、「本社債管理委託契約」別紙５に記載されている管理資産からの支払順序及び方法によってのみ行われることに合意し、本社債権者は、ここにおいて、かかる債務の履行による満足を得るために本責任財産以外の財産について、強制執行、差押、仮差押、保全処分その他類似の手続の申立てを行わないことに合意するものとします。

ｃ　本社債権者は、償還日が到来した場合において、本責任財産から支払が行われた後に、なお本社債について未償還の元本又は未払の利息が存在する場合、本社債の未償還元本総額及び未払利息額が本責任財産が換価された金額を超過する範囲においてその債権を放棄するものとします。

⑩　劣後条件等

ａ　劣後特約（当社劣後事由）

当社は、当社劣後事由の発生後速やかに、本社債権者及び本社債管理者に対して、当社劣後事由が発生した事実を通知します。当社劣後事由が発生し、継続している期間中、本社債に関する一切の請求権は、劣後支払条件（当社劣後事由）が成就した場合にのみ発生します。

ｂ　劣後特約（本基金劣後事由（本社債））

当社は、本基金劣後事由（本社債）が発生した場合には、速やかに、本社債権者及び本社債管理者に対して、本基金劣後事由（本社債）が発生した事実を通知します。本基金劣後事由（本社債）が発生し、継続している期間中、本社債に関する一切の請求権は、劣後支払条件（本基金劣後事由）が成就した場合にのみ発生します。

c　上位債権者に対する不利益変更の禁止

本社債要項の各条項は、いかなる意味においても上位債権者に対して不利益を及ぼす内容に変更されてはならず、そのような変更の合意はいかなる意味においても、またいかなる者に対しても効力を生じません。この場合に、上位債権者とは、当社に対し当社上位債務に係る債権を有する全ての者及び日本生命に対し、本基金上位債務に係る債権を有する全ての者をいいます。

d　劣後特約に反する支払の禁止

劣後事由発生後、劣後支払条件（当社劣後事由）及び劣後支払条件（本基金劣後事由）が成就していないにもかかわらず、本社債の元利金の全部又は一部が本社債権者に支払われた場合には、その支払は無効とし、当該本社債権者は受領した元利金を直ちに当社に返還します。

e　相殺禁止

(a) 当社について清算手続が開始され、かつ継続している場合、破産手続開始の決定がなされ、かつ破産手続が継続している場合、更生手続開始の決定がなされ、かつ更生手続が継続している場合、再生手続開始の決定がなされた場合（但し、再生手続開始の決定がなされた後、簡易再生の決定若しくは同意再生の決定が確定した場合、再生計画不認可の決定が確定した場合、再生手続開始決定の取消若しくは再生手続の廃止により再生手続が終了した場合、又は再生計画取消の決定が確定した場合を除きます。）、又は日本法によらない外国における清算手続、破産手続、更生手続、再生手続若しくはこれらに準ずる手続が行われている場合には、劣後支払条件（当社劣後事由）が成就しない限りは、本社債権者は、当社に対して負う債務と本社債に基づく元利金の支払請求権を相殺してはなりません。

(b) 本基金劣後事由（本社債）が発生し、継続している場合には、本社債権者は、劣後支払条件（本基金劣後事由）が成就しない限りは、当社に対して負う債務と本社債に基づく元利金の支払請求権を相殺してはなりません。

⑪　本社債に関する信用格付

a　信用格付を特定するための事項

利息の利払日における支払と元本の償還日までの全額償還の安全性について、本社債は、本信用格付業者から、JCRにつきAA、及びR&Iにつき AA-の予備格付を2021年７月９日付で取得しており、また、本信用格付業者から、JCRにつきAA、及びR&Iにつき AA-の本格付をそれぞれ本社債の払込期日に取得しました。2022年５月末日現在の格付けに変更がないことを本信用格付業者のホームページにおいて確認しています。

b　信用格付の前提及び限界に関する説明

(a) JCR

JCRの信用格付は、格付対象となる債務について約定どおり履行される確実性の程度を等級をもって示すものです。

JCRの信用格付は、債務履行の確実性の程度に関してのJCRの現時点での総合的な意見の表明であり、当該確実性の程度を完全に表示しているものではありません。また、JCRの信用格付は、デフォルト率や損失の程度を予想するものではありません。JCRの信用格付の評価の対象には、価格変動リスクや市場流動性リスク等、債務履行の確実性の程度以外の事項は含まれません。

JCRの信用格付は、格付対象の発行体の業績、規制等を含む業界環境等の変化に伴い見直され、変動します。また、JCRが、その信用格付の付与にあたり利用した情報は、JCRが格付対象の発行体及び正確で信頼すべき情報源から入手したものですが、当該情報には、人為的、機械的又はその他の理由により誤りが存在する可能性があります。

(b) R&I

R&Iの信用格付は、発行体が負う金融債務についての総合的な債務履行能力や個々の債務等が約定どおりに履行される確実性（信用力）に対するR&Iの意見です。R&Iは信用格付によって、個々の債務等の流動性リスク、市場価値リスク、価格変動リスク等、信用リスク以外のリスクについて、何ら意見を表明するものではありません。信用格付は、いかなる意味においても、現在・過去・将来の事実の表明ではありません。また、R&Iは、明示・黙示を問わず、提供する信用格付、又はその他の意見についての正確性、適時性、完全性、商品性、及び特定目的への適合性その他一切の事項について、いかなる保証もしていません。

R&Iは、信用格付を行うに際して用いた情報に対し、品質確保の措置を講じていますが、これらの情報の正確性等について独自に検証している訳ではありません。R&Iは、必要と判断した場合には、信用格付を変更することがあります。また、資料・情報の不足や、その他の状況により、信用格付を取り下げることがあります。

⑫ 利率

年0.280%

⑬ 利払日及び利息支払の方法

ａ 元利金支払の方法

本社債に関する元本及び利息は、振替法及び振替機関業務規程等に従って支払われます。

ｂ 利息支払の方法及び期限

(a) 本社債利息は、払込期日の翌日（当日を含みます。）からこれを付し、2022年８月３日を第１回の利払日としてその日までの１年分を支払い、その後各利払日にその日までの１年分を支払います。

(b) 利払日が銀行営業日でない場合は、その支払は前銀行営業日にこれを繰り上げます。なお、かかる繰り上げは、支払われる本社債利息の金額に影響を与えるものではありません。

(c) １年に満たない期間につき本社債に係る利息を計算するときは、その１年の日割りをもってこれを計算し、円位未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てます。

(d) 償還日以降、当該償還額（本社債の元本の支払が不当に留保若しくは拒絶された場合又は本社債の元本の支払に関して債務不履行が生じている場合を除きます。）に係る利息は発生しないものとします。なお、(i)i当該償還日において残存する経過利息又はii当該償還日が利払日に該当する場合の本社債利息及び(ii)未払残高は、後記⑭「償還の方法及び期限」の記載に従い償還とともに支払われます。

(e) 本社債利息及び経過利息の支払については、本ｂ「利息支払の方法及び期限」の記載のほか、後記(f)「利息支払の停止」及び(g)「未払残高の支払」並びに前記⑩「劣後条件等」ａ「劣後特約（当社劣後事由）」及びｂ「劣後特約（本基金劣後事由（本社債））」の記載に従います。

(f) 利息支払の停止

当社は、利払停止事由が生じた場合には、本社債権者及び本社債管理者に対し、速やかに（但し、当該利払日の10銀行営業日前までに）通知を行うことにより、当該通知に係る利払日における本社債利息の支払の全部（一部は不可）を繰り延べます。当該繰り延べられた本社債利息の未払金額である利払停止金額には、利息を付しません。

(g) 未払残高の支払

(ｉ) 当社は、未払残高支払事由が生じた場合には、当該未払残高支払事由に係る本基金未払残高支払額相当額である支払金額を、本社債権者及び本社債管理者に対し、本(ｉ)の記載に従った支払を行う利払日から10銀行営業日以上15銀行営業日以内の事前の通知（かかる通知には支払われる未払残高を記載することを要します。）を行うことにより、未払残高支払事由が発生した後最初に到来する利払日（但し、当該利払日に先立って上記の事前通知を行うことが実務上不可能な場合には、翌利払日）に、当該利払日時点の本社債権者に支払います。その場合、支払われる金額は、各本社債権者が各口座管理機関（振替機関業務規程等に定める口座管理機関をいいます。）の各口座に保有する各本社債の金額の総額に、支払金額の一通貨あたりの利子額を乗じて算出されます。

(ⅱ) 当社が未払残高の一部を支払う場合、当該支払は、最も早い利払日に係る利払停止金額から順に充当されます。

(ⅲ) 未払残高の支払については、本ｂ「利息支払の方法及び期限」の記載のほか、前記⑩「劣後条件等」ａ「劣後特約（当社劣後事由）」及びｂ「劣後特約（本基金劣後事由（本社債））」記載の劣後特約に従います。

⑭　償還期限及び償還の方法

ａ　償還価額

各社債の金額100円につき金100円。但し、後記ｂ「償還の方法及び期限」(d)記載に基づき期限前償還される場合は同ｅ記載の金額によります。

ｂ　償還の方法及び期限

(a)　本社債の元本は、後記(b)から(d)までの記載に基づき期限前償還される場合を除き、最終償還日に、その残存総額を、最終償還日を利払日とする本社債利息及び未払残高の支払とともに償還します。但し、後記（２）「管理資産を構成する資産の管理の概況」」①「本基金債権の概要」ｅ「償還方法」の記載に基づき、(ｉ)本基金最終償還日が本基金繰延後最終償還日に繰り延べられた場合及び(ⅱ)本基金繰延後最終償還日が更にその後の本基金繰延後最終償還日に繰り延べられた場合には、最終償還日は当該繰り延べ後の本基金繰延後最終償還日まで延長されるものとし、その間も、当該利払日（当日を含みます。）まで、前記⑫「利率」に記載する利息が発生するものとし、その後も同様とします。

当社は、後記（２）「管理資産を構成する資産の管理の概況」①「本基金債権の概要」ｅ「償還方法」の記載に基づき、(ｉ)本基金最終償還日が本基金繰延後最終償還日に繰り延べられる旨又は(ⅱ)本基金繰延後最終償還日が更にその後の本基金繰延後最終償還日に繰り延べられる旨の通知を受領後、速やかに（但し、最終償還日又は延長後の最終償還日より30日以上60日以内の事前の）通知を行うことにより、本社債権者及び本社債管理者に対して、当該最終償還日又は延長後の最終償還日における本社債の元本の償還の有無及び最終償還日が延長される場合は延長後の最終償還日を通知するものとします。

(b)　当社は、後記（２）「管理資産を構成する資産の管理の概況」①「本基金債権の概要」ｈ「期限前償還」(b)から(d)までの記載に基づき、本基金期限前償還が本基金利払日において行われる旨の通知を受領した場合には、本社債権者及び本社債管理者に対し、速やかに（但し、当該本基金利払日の直後の利払日である本社債期限前償還日（利払日）より30日以上60日以内の事前の）通知（撤回不能とします。）を行うことにより、本社債期限前償還日（利払日）において、当該時点で残存する本社債の元本の全部（一部は不可）を、各社債の金額100円につき金100円の割合で、当該利払日における本社債利息及び未払残高の支払とともに償還します。

(c)　当社は、後記（２）「管理資産を構成する資産の管理の概況」①「本基金債権の概要」ｈ「期限前償還」(b)から(d)までの記載に基づき、本基金期限前償還が本基金利払日以外の日において行われる旨の通知を受領した場合には、本社債権者及び本社債管理者に対し、速やかに（但し、本社債期限前償還日（利払日以外）より30日以上60日以内の事前の）通知（撤回不能とします。）を行うことにより、本社債期限前償還日（利払日以外）において、当該時点で残存する本社債の元本の全部（一部は不可）を、各社債の金額100円につき金100円の割合で、当該日（当日を含みます。）までの経過利息及び未払残高の支払とともに償還します。

(d)　当社は、本社債組織変更期限前償還事由が発生した場合には、本社債組織変更期限前償還日に本社債の全部を本社債組織変更期限前償還価額で期限前償還するものとします。

(e)　前記(d)の規定により期限前償還する場合における本社債の償還価額は、各本社債につき、(ｉ)金１,000万円又は、(ⅱ)次のｉ及びⅱの合計額（１,000円に満たない端数は切り捨てます。）のいずれか高い方の金額とします。

ｉ　各本社債元本の現在価値

ⅱ　各本社債将来利払日に係る本社債将来利息金額の現在価値の合計額

(f)　本社債について本社債組織変更期限前償還事由が発生した場合には、当社は、その日から５銀行営業日以内に、その旨及び本社債組織変更期限前償還日を本社債管理者及び本信用格付業者に対して通知するものとし、本社債管理者は、かかる通知を受領した後、実務的に可能な限り、遅滞なく本社債組織変更期限前償還事由が発生した旨及び本社債組織変更期限前償還日を本社債権者に通知します。

(g)　本社債について本社債組織変更期限前償還事由が発生した場合には、当社は、償還価額決定基準日から５銀行営業日以内に、本社債組織変更期限前償還価額を本社債管理者及び本信用格付業者に対して通知するものとし、本社債管理者は、かかる通知を受領した後、実務的に可能な限り、遅滞なく本社債組織変更期限前償還価額を本社債権者に通知します。

(h)　前記(a)から(d)までの記載に基づき本社債が償還されるべき償還日が銀行営業日でない場合は、その支払は前銀行営業日にこれを繰り上げます。なお、かかる繰り上げは、償還日（当日を含みます。）までの経過利息又は償還日が利払日に該当する場合の本社債利息の金額に影響を与えるものではありません。

(i)　本社債の元本の償還については、本ｂ「償還の方法及び期限」に記載のほか、前記⑩「劣後条件等」ａ「劣後特約（当社劣後事由）」及びｂ「劣後特約（本基金劣後事由（本社債））」記載の劣後特約に従います。

（２）【管理資産を構成する資産の管理の概況】

①　本基金債権の概要

管理資産は、本基金拠出契約に基づき大和証券が取得し、本基金債権譲渡契約に基づき大和証券から当社に譲渡された日本生命に対する基金債権である本基金債権です。

本基金拠出契約に基づく本基金債権の概要は以下のとおりです。

ａ　金額

金500億円

ｂ　使途

相互会社における基金

ｃ　実行日

本基金拠出実行日

ｄ　本基金最終償還日

2026年８月３日である本基金最終償還日

ｅ　償還方法

本基金元本は、本基金最終償還日に一括償還します。

本基金元本の償還については、保険業法第55条第２項により、法定基金償還限度額を限度として行うことができるとの制限が付されており、更に、前基金を全額償還する前には、本基金元本の償還は行われず、前基金の償還と本基金元本の償還が同一の剰余金処分を経て行われる場合には、保険業法に基づく制限に加えて前基金の償還に必要となる額を控除した額が上限となる（本基金拠出契約に基づく本基金元本の償還金は、前基金の元本の償還金支払に劣後します。）という制限に服します。

本基金元本は、かかる保険業法第55条第２項の制限内で、本基金拠出者に償還するものとし、同条項の制限により本基金元本の全額が償還できない場合についての本基金の償還日は、本基金元本の全額について日本生命の次の事業年度の本基金拠出実行日の応当日である本基金繰延後最終償還日まで到来しないものとし、繰り延べられるものとします。本基金繰延後最終償還日において、繰り延べられた本基金元本の全額が保険業法第55条第２項の制限により償還できない場合には、本基金の償還日は、本基金元本の全額について次回の本基金繰延後最終償還日に繰り延べられるものとし、その後も同様とします。

本基金償還日において、本基金元本が償還される場合、日本生命は、当該本基金償還金支払日に、未償還の本基金元本相当額を本基金拠出者に支払います。

なお、繰り延べられる本基金元本については、本利息（本基金）は付されないものとしますが、本利息（本基金）の支払に代え、繰り延べられる本基金元本の金額につき、本基金延滞利息を付するものとし、かかる本基金延滞利息は、日本生命の次の事業年度の本基金拠出実行日の応当日の３銀行営業日前の日において、保険業法第55条第１項の制限内で当該日本生命の次の事業年度の本基金拠出実行日の応当日までの１年分が支払われるものとします。

本ｅ「償還方法」に基づく本基金の償還日の繰り延べが行われる場合、日本生命は、本基金拠出者に対し、本基金償還日の３銀行営業日前より30日以上60日以内の事前の通知（撤回不能とします。）を行います。

ｆ　利率

本基金第１回利息計算期間　0.280%（１年を365日とする年率）
本基金第２回利息計算期間　0.280%（１年を365日とする年率）
本基金第３回利息計算期間　0.280%（１年を365日とする年率）
本基金第４回利息計算期間　0.280%（１年を365日とする年率）
本基金最終利息計算期間　0.280%（１年を365日とする年率）

ｇ　利払日及び方法

本利息（本基金）は本基金拠出実行日の翌日（この日を含みます。）から本基金最終償還日（この日を含みます。）までこれを付し、各本基金利払日において、当該本基金年間利息金額を日本生命は本基金拠出者に支払います。

但し、日本生命は、本基金利息を保険業法第55条第１項の制限内で本基金拠出者に支払うものとし、同条項の制限によりその全額が支払われない本基金利息の項目については、当該項目の全額について、その支払日は本基金繰延利払日まで到来せず、繰り延べられるものとし、その後も同様とします。

なお、本基金未払残高には利息を付さないものとします。

本ｇ「利払日及び方法」に基づく(a)本基金利息の支払の繰り延べが行われる場合及び(b)本基金未払残高の支払が行われる場合、日本生命は、本基金利払日（繰り延べられた本基金利息については本基金繰延利払日）より15銀行営業日前の日までに事前の通知（撤回不能とします。）を行います。

本基金利息の支払については、保険業法第55条第１項により、法定基金利払限度額を限度として行うことができるとの制限が付されています。更に、前基金の利息支払と本基金利息の支払が同一の剰余金処分を経て行われる場合には、上記の保険業法に基づく制限に加えて、前基金の利息の支払に必要となる額を控除した額が上限となる（利息の支払は、前基金の利息支払に劣後します。）という制限に服します。

ｈ　期限前償還

(a) 日本生命は、本ｈ「期限前償還」に記載する場合を除き、本件基金元本の全部又は一部を本基金最終償還期日（前記ｅ「償還方法」の記載に基づき償還日の繰り延べが行われている場合には本基金繰延後最終償還日）前において償還することはできません。

(b) 資本事由による期限前償還

本基金拠出実行日以降に資本事由が生じ、かつ継続している場合、日本生命は、その選択により、本基金資本事由償還日に、保険業法その他適用ある法令の制限及び手続を充足した上で、本基金拠出者に対し本基金資本事由償還日より30日以上60日以内の事前の通知（撤回不能とします。）を行うことにより、本基金資本事由償還日時点で残存する本基金元本の全部（一部は不可）を、(ｉ)ｉ本基金資本事由償還日が本基金利払日以外の日である場合、本基金資本事由償還日の３銀行営業日後の日の直前の本基金利息計算基準日の翌日（当日を含みます。）から本基金資本事由償還日の３銀行営業日後の日（当日を含みます。）までの期間を計算期間とする本基金経過利息又はii本基金資本事由償還日が本基金利払日に該当する場合、本利息（本基金）並びに(ii)本基金延滞利息（もしあれば）及び本基金未払残高（もしあれば）の支払とともに償還することができます。

(c) 税制事由による期限前償還

本基金拠出実行日以降に税制事由が生じ、かつ継続している場合、日本生命は、その選択により、本基金税制事由償還日に、保険業法その他適用ある法令の制限及び手続を充足した上で、本基金拠出者に対し本基金税制事由償還日より30日以上60日以内の事前の通知（撤回不能とします。）を行うことにより、本基金税制事由償還日時点で残存する本基金元本の全部（一部は不可）を、(ｉ)ｉ本基金税制事由償還日が本基金利払日以外の日である場合、本基金税制事由償還日の３銀行営業日後の日の直前の本基金利息計算基準日の翌日（当日を含みます。）から本基金税制事由償還日の３銀行営業日後の日（当日を含みます。）までの期間を計算期間とする本基金経過利息経過利息又はii本基金税制事由償還日が本基金利払日に該当する場合、本利息（本基金）並びに(ii)本基金延滞利息（もしあれば）及び本基金未払残高（もしあれば）の支払とともに償還することができます。

(d) 税制事由（本社債）による期限前償還

本基金拠出実行日以降に税制事由（本社債）が生じ、かつ継続している場合、日本生命は、その選択により、本基金税制事由（本社債）償還日に、保険業法その他適用ある法令の制限及び手続を充足した上で、本基金拠出者に対し本基金税制事由（本社債）償還日より30日以上60日以内の事前の通知（撤回不能とします。）を行うことにより、本基金税制事由（本社債）償還日時点で残存する本基金元本の全部（一部は不可）を、(i)ｉ本基金税制事由（本社債）償還日が本基金利払日以外の日である場合、本基金税制事由（本社債）償還日の３銀行営業日後の日の直前の本基金利息計算基準日の翌日（当日を含みます。）から本基金税制事由（本社債）償還日の３銀行営業日後の日（当日を含みます。）までの期間を計算期間とする本基金経過利息又はii本基金税制事由（本社債）償還日が本基金利払日に該当する場合、本利息（本基金）並びに(ii)本基金延滞利息（もしあれば）及び本基金未払残高（もしあれば）の支払とともに償還することができます。

(e) 組織変更に際しての期限前償還

日本生命は、日本生命による株式会社への組織変更に係る組織変更計画が日本生命の社員総会又は総代会で承認された場合には、本基金拠出者に対して、当該組織変更の効力発生日の60日前までに書面により通知することにより、本基金組織変更償還日に本基金元本の全部（一部は不可）を期限前償還することができます。但し、(i)前記ｅ「償還方法」の記載に基づき本基金元本の償還が繰り延べられている場合及び(ii)前記ｇ「利払日及び方法」但書の記載に基づき本基金利息の支払が繰り延べられている場合には、日本生命は本(e)に従った期限前償還を行うことはできません。

(f) 前記(e)「組織変更に際しての期限前償還」の記載に従って日本生命が本基金元本の全部を期限前償還する場合には、前記ｇ「利払日及び方法」の記載にかかわらず、本基金元本の償還に加えて、以下の金員を本基金拠出者に対して支払うものとします。

(ｉ) 基金経過利息（組織変更償還）

本基金経過利息（組織変更償還）は、本基金経過利息（組織変更償還）起算日（この日を含みます。）から本基金組織変更償還日（この日を含みます。）までの期間に係る本基金元本に対する利息として支払われるものとします。但し、i本基金利払日が本基金組織変更償還日となる場合には、本基金組織変更償還日に支払われる本基金経過利息（組織変更償還）が当該本基金利払日の直前の８月３日の翌日（この日を含みます。）から本基金組織変更償還日（この日を含みます。）までの期間に係る本基金元本に対する利息とみなされるものとし、ii本基金利払日の翌日（この日を含みます。）から当該本基金利払日の直後の８月３日（この日を含みます。）までのいずれかの日が本基金組織変更償還日となる場合には、前記ｇ「利払日及び方法」本文の本基金利息計算期間の記載にかかわらず、当該本基金利払日において支払われる本基金年間利息金額及び本基金組織変更償還日に支払われる本基金経過利息（組織変更償還）の金額の合計額が、当該本基金利払日の直前の８月３日の翌日（この日を含みます。）から本基金組織変更償還日（この日を含みます。）までの期間に係る本基金元本に対する利息とみなされるものとします。

(ii) 違約金

(g) 前記(f)(ii)の記載により支払われる違約金の額は、次の(ｉ)及び(ii)の合計額（１,000円に満たない端数は四捨五入します。）が本基金元本残高を超過する場合における当該超過額とします。次のｉ及びiiの合計額が本基金元本残高以下の場合には違約金の額は０円とします。

(ｉ) 本基金元本残高の現在価値

(ii) 各本基金将来利払日に係る本基金将来利息金額の現在価値の合計額

(h) 前記(e) 「組織変更に際しての期限前償還」の記載に従って日本生命が本基金元本の全部を期限前償還する場合には、本基金拠出者は、償還価額決定基準日から５銀行営業日以内に、前記(f)(ｉ)及び(ii)の金額を日本生命に対して通知するものとします。

ｉ　期限の利益喪失の禁止

本基金拠出者は、本基金拠出契約に基づく本基金元本の償還及び本基金利息の支払につき、期限の利益を喪失させることはできません。

ｊ　劣後条件

前記ｅ「償還方法」及び前記ｈ「期限前償還」に記載される場合を除く本基金元本の償還については、保険業法第181条によるものとされます。なお、日本生命につき破産手続開始の決定があった場合又は日本生命につき更生手続開始の決定若しくは再生手続開始の決定があった場合の取扱いについては、以下に定めるとおりとします。

(a) 破産手続の場合

本基金元本の全額の償還以前に、日本生命について、破産法に基づき破産手続開始の決定がなされ、かつ、破産手続が継続している場合、本基金拠出契約に基づく本基金元本の償還請求権及び本基金利息の支払請求権の効力は、以下の条件が成就したときに発生するものとされます。

（停止条件）

当該破産手続における最後配当（最後配当に代えて簡易配当又は同意配当がなされる場合には、簡易配当又は同意配当。以下同じです。）のために裁判所に提出された配当表（更正された場合は、更正後のもの）に記載された最後配当の手続に参加することができる債権のうち、基金の償還請求権及び基金利息の支払請求権を除く日本生命に対する全ての債権が、各中間配当、最後配当及び追加配当によって、その債権額につき全額の満足（配当、供託を含みます。）を受けたこと。

(b) 更生手続又は再生手続の場合

本基金元本の全額の償還以前に、日本生命について、更生特例法に基づき更生手続開始の決定がなされ、かつ、更生手続が継続している場合、又は民事再生法に基づき再生手続開始の決定がなされ、かつ、再生手続が継続している場合、本基金拠出契約に基づく本基金元本の償還請求権及び本基金利息の支払請求権の効力は、以下の条件が成就したときに発生するものとされます。

（停止条件）

日本生命について更生計画認可又は再生計画認可の決定が確定したときにおける更生計画又は再生計画に記載された変更されるべき権利のうち、基金の償還請求権及び基金利息の支払請求権を除く日本生命に対する全ての債権が、その確定した債権額について全額の弁済を受けたこと。

(c) 日本法以外の倒産手続が開始された場合

本基金元本の全額の償還以前に、日本生命について、日本法によらない破産手続、更生手続、再生手続又はこれに準じる手続が外国において前記(a)「破産手続の場合」又は(b)「更生手続又は再生手続の場合」の場合に準じて行われている場合、本基金拠出契約に基づく本基金元本の償還請求権及び本基金利息の支払請求権の効力は、その手続において前記(a)「破産手続の場合」又は(b) 「更生手続又は再生手続の場合」記載の停止条件に準じる条件が成就したときに発生するものとされます。

ｋ　本基金上位債権者に対する不利益変更の禁止

基金拠出契約の各条項は、いかなる意味においても本基金上位債権者に対して不利益を及ぼす内容に変更されてはならず、そのような変更の合意はいかなる意味においても、またいかなる者に対しても効力を生じないものとされます。この場合に、本基金上位債権者とは、日本生命に対し、本基金上位債務に係る債権を有する全ての者をいいます。

ｌ　劣後特約に反する支払の禁止

本基金劣後事由発生後、劣後支払条件（本基金劣後事由）が成就していないにもかかわらず、本基金の元利金の全部又は一部が本基金拠出者に支払われた場合には、その支払は無効とし、本基金拠出者は受領した元利金を直ちに日本生命に返還するものとされます。

ｍ　相殺の禁止

日本生命について清算手続が開始され、かつ継続している場合、破産手続開始の決定がなされ、かつ破産手続が継続している場合、更生手続開始の決定がなされ、かつ更生手続が継続している場合、再生手続開始の決定がなされた場合、又は日本法によらない外国における破産手続、更生手続、再生手続若しくはこれらに準ずる手続が行われている場合には、劣後支払条件（本基金劣後事由）が成就しない限りは、本基金拠出者は、日本生命に対して負う債務と本基金に基づく元利金の支払請求権を相殺してはならないものとされています。

n　事実の表明及び保証

日本生命は、原保有者に対し、本基金拠出契約締結日及び本基金拠出実行日において、以下の事実を表明し、保証しています。これらの表明及び保証につき違反の事実が判明した場合には、当該違反により原保有者の被った全ての損害、損失及び費用について日本生命は賠償の責に任ぜられるものとされています。

(a) 日本生命は、日本法に基づき適法に設立され、有効に存続する相互会社です。

(b) 日本生命は、本基金拠出契約並びに本基金拠出契約に基づいて交付される他の全ての証書及び文書の締結及び履行をなす権利能力を有しており、これらの締結及び履行に必要な一切の授権手続（本基金拠出契約に基づく本基金元本の償還及び本基金利息の支払に適用ある法令上個別に必要となる総代会の剰余金処分決議を除きます。）を履践しました。

(c) 日本生命による本基金拠出契約の締結及び履行は、保険業法その他日本生命に適用がある法令、規則、通達、日本生命の定款その他の内部規則、裁判所その他の政府機関の命令若しくは判決、又は日本生命を当事者とする若しくは日本生命が拘束される第三者との間の契約上の規定に、重要な点で違反又は抵触しておらず、日本生命の財産若しくは事業の上に先取特権、担保権その他の負担（本基金拠出契約に基づき原保有者のために負担するものを除きます。）を成立させ、又はそのような負担の設定を必要ならしめたりするものではありません。

(d) 日本生命による本基金拠出契約の締結及び履行に際して、日本生命の側において必要となる許可、認可、承認、通知又は事前の届出は存在しないか、又は全て完了済み（本基金拠出契約に基づく本基金元本の償還及び本基金利息の支払に適用ある法令上個別に必要となる総代会の剰余金処分決議を除きます。）です。

(e) 本基金拠出契約の締結及び履行に先立ち、日本生命から原保有者に対して直近に提出された貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分に関する決議書（写）は重要な点において正確であり、一般に公正妥当と認められる会計原則に基づき、当該書類作成時点における日本生命の状態を適切かつ正確に反映したものです。これらの、貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分に関する決議書（写）の書類作成時点以降、日本生命の本基金拠出契約に基づく債務の履行に重大な影響を与える事項は存在していないか、全て原保有者に対して書面で開示されています。

(f) 日本生命に対し、本基金拠出契約の適法性、有効性若しくは執行可能性、又は本基金拠出契約に基づく債務を履行する能力について重大な影響を与え得る訴訟、請求その他の司法手続、行政手続又はその他の係争は存在していません。

(g) 本基金拠出契約に基づき、日本生命から原保有者に対し提供される情報は、当該情報の提出日現在、全ての重要な点について真実かつ正確であり、日本生命は原保有者にとり重要と思われる情報を削除していません。また、当該情報には、本基金拠出実行日までに拠出され残存する全ての基金の明細及び条件が含まれています。

(h) 日本生命を当事者とする又は日本生命が拘束される契約につき、本基金拠出契約を締結し又はこれに基づく債務を履行する上で重大な影響を及ぼし得る債務不履行、期限の利益喪失事由若しくは潜在的な期限の利益喪失事由、解除事由、又は契約終了事由は発生、継続しておらず、かかる事由は日本生命による本基金拠出契約の締結、又は本基金拠出契約に基づく債務の履行の結果発生することもありません。

(i) 日本生命は、本基金拠出契約締結日又は本基金拠出実行日と同日付で基金を取り入れるための契約を、本基金拠出契約以外に締結していません。

o　支払及び償還の順序

日本生命は、本基金債権につき、以下の順序で本基金利息の支払又は本基金元本の償還を行うものとします。

(a) 本基金延滞利息

(b) 本基金未払残高（複数の本基金利息計算期間に係る本基金未払残高がある場合は、その本基金利息計算期間の到来順）

(c) 本利息（本基金）

(d) 本基金元本の償還

本基金債権の日本生命による利息の支払及び元本の償還に関しては、物的又は人的担保は付されていません。

本基金債権譲渡契約においては、本基金債権が一定の属性を有することは求められておらず、本基金債権が一定の属性を有しない場合に行われ又は行われ得る措置（例えば、大和証券による買戻し等）は定められていません。

本基金債権の債務者である日本生命の事業概要については、３「発行者及び関係法人情報」(２)「原保有者その他関係法人概況」「日本生命保険相互会社の概況」をご参照下さい。

ｐ　管理資産を構成する資産に係る価格等の調査の結果及び方法の概要等

管理資産を構成する資産である本基金債権については、価格等の調査は行われていません。

ｑ　管理資産の管理

管理資産を構成する本基金債権は、本基金拠出契約に基づき原保有者である大和証券が基金の拠出を日本生命に対して行うことによって発生したものです。

原保有者である大和証券は、本基金債権譲渡契約に基づく本基金債権の譲渡に際して、当社及び日本生命に対して、保有している本基金債権の単独唯一の権利者であり、その権利は他者のいかなる担保権その他の権利にも服するものではなく、自分のみがその処分権限を有することを除き、本基金債権に関連して、その有効性を含む一切の事項についての事実表明及び保証を何ら行っていません。

本基金債権の債務者である日本生命は、本基金拠出契約において、本基金拠出契約の締結日である2021年７月27日付及び本基金拠出実行日付で、原保有者である大和証券に対し、前記ｎ「事実の表明及び保証」記載の事実を表明し、保証しています。また、日本生命は、本基金債権譲渡契約において、当社及び大和証券に対し、本基金拠出契約において日本生命が大和証券に対して行った前記ｎ「事実の表明及び保証」記載の事実表明は、それがなされた時点において全て真実かつ正確であり、かつ、本基金債権譲渡契約の締結日及び本基金債権の譲渡実行日である2021年８月３日においても真実かつ正確であることを表明し、保証しています。

当社の普通株式及びA種優先株式の状況並びにその保有者については後記３「発行者及び関係法人情報」(１)「発行者の状況」をご参照下さい。

なお、当社は、未償還の本社債が残存する限り当該株式の保有者たる株主に対する配当を行わないこと及び資本金及び資本準備金の額の減少を行わないことを本社債管理委託契約において約束しています。

日本生命による本基金債権に係る本基金利息の支払及び本基金元本の償還は、それぞれ各本基金利払日及び本基金最終償還日において、当社に対して直接行われます。本社債管理委託契約においては、本基金利息の支払による回収金は当社の本社債関連口座内の利息支払勘定において、本基金元本の償還による回収金は当社の本社債関連口座内の元本償還勘定において、それぞれ保管するものとされています。

当社は、本資産管理委託契約に基づき、三菱UFJ信託銀行に対し、本基金債権の管理及び処分に関する業務を委託しています。

本ｑに記載される事項のほか管理資産たる本基金債権の元本の償還及び利子の支払等に重大な影響を及ぼす要因については、前記（１）「管理資産の流動化の形態及び基本的仕組み等」④「元本の償還及び利息の支払等に重大な影響を及ぼす要因」をご参照下さい。

（３）【損失及び延滞の状況】

	総債権残高	延滞額	比率
2021年９月	50,022,246千円	－千円	－
2022年３月	50,092,054千円	－千円	－

※　総債権残高とは、当該月末における管理資産の元利金合計額をいいます。

（４）【収益状況の推移】

	当中間会計期間 自2021年 10月 １日 至2022年 ３月 31日
① 収益 金融収益	69,808千円
② 費用	93,292千円
③ 期末残高 元本金額の期末残高	50,000,000千円
④ 元本金額の期末残高に占める収益額の比率	0.14%
⑤ 元本金額の期末残高に占める費用額の比率	0.19%

（５）【買戻し等の実績】

該当事項はありません。

（６）【投資リスク】

当中間計算期間において、最近計算期間に係る有価証券報告書に記載した「投資リスク」について重要な変更はありません。

当中間計算期間において、当社が将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況その他当社の経営に重要な影響を及ぼす事象は存在しません。

なお、上記に記載される将来に関する事項は、本報告書提出日現在において判断したものです。

２【管理資産の経理状況】

（１）【主な資産の内容】

	当中間会計期間末 2022年３月31日
Ⅰ　管理資産残高	50,092,054千円
元本相当部分	50,000,000千円
利息相当部分（未収利息相当額）	92,054千円
Ⅱ　証券所有者への利息支払基金の残高	－千円
Ⅲ　証券所有者への元本償還基金の残高	－千円
Ⅳ　管理資産の維持管理費支払基金の残高	－千円

３【発行者及び関係法人情報】

（１）【発行者の状況】

①　【発行者の概況】

ａ　主要な経営指標等の推移

回次		第２期中	第１期
会計期間		自2021年 10月１日 至2022年 ３月31日	自2021年 ６月15日 至2021年 ９月30日
営業収益	(千円)	69,808	22,246
経常損失	(千円)	23,484	6,983
中間（当期）純損失	(千円)	23,629	7,056
持分法を適用した場合の投資利益	(千円)	－	－
資本金	(千円)	130,050	130,050
発行済普通株式数	(株)	2	2
発行済優先株式数	(株)	5,200	5,200
純資産額	(千円)	229,414	253,043
総資産額	(千円)	50,323,893	50,276,102
1株当たり純資産額	(円)	△15,292,867.50	△3,478,197.50
1株当たり中間（当期）純損失	(円)	11,814,670.00	3,528,197.50
潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純損失	(円)	－	－
１株当たり配当額	(円)	－	－
（うち1株当たり中間（当期）配当額）	(円)	(－)	(－)
自己資本比率	(%)	0.5	0.5
営業活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	△19,590	△150,604
投資活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	－	－
財務活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	－	260,100
現金及び現金同等物の中間期末（期末）残高	(千円)	89,904	109,495
従業員数	(名)	－	－

（注1）当社は中間連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
（注2）営業収益には消費税等（消費税及び地方消費税をいいます。以下同じ。）が含まれております。
（注3）当社と雇用契約を締結している従業員はおりません。
（注4）潜在株式調整後１株当たり中間(当期)純損失は、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。
（注5）１株当たり情報については、普通株式について記載しております。

b　事業の内容

当中間会計期間において、当社が営んでいる事業の内容に重要な変更はありません。

c　関係会社の状況

当中間会計期間において、関係会社の異動はありません。

d　従業員の状況

当社と雇用契約を締結している従業員はおりません。三菱ＵＦＪ信託銀行に本資産管理委託契約に基づき管理資産を構成する資産である本劣後ローン債権の管理及び処分の業務を委託しています。

e　株式等の状況

(a) 株式の総数等

（ｉ）　株式の総数

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	8
Ａ種優先株式	80,000
計	80,008

（ii）　発行済株式

種類	中間会計期間末現在発行数（株）(2022年３月31日)	提出日現在発行数（株）(2022年６月24日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容（注1）
普通株式	2	2	該当なし	―
Ａ種優先株式	5,200	5,200	該当なし	・定款において、会社法第108条第１項第１号（注2）、第２号（注3）及び第３号（注4）に掲げる事項について定めています。 ・定款において、会社法第322条第２項に規定する定めをしています。 ・定款において、会社法第199条第４項及び第238条第４項の規定による種類株主総会の決議を要しない旨を定めています。
計	5,202	5,202	―	―

（注1）定款において、会社法第107条第１項第１号に掲げる事項（譲渡による株式の取得について当社の承認を要すること）を定めています。

（注2）定款において、①当社は、各事業年度の末日を基準日とする剰余金の配当を行うときは、当該剰余金の配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたＡ種優先株式を有する株主（以下「Ａ種優先株主」といいます。）又はＡ種優先株式の登録株式質権者（以下「Ａ種登録株式質権者」といい、Ａ種優先株主と総称して「Ａ種優先株主等」といいます。）に対して、普通株式を有する株主（以下「普通株主」といいます。）又は普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」といい、普通株主と総称して「普通株主等」といいます。）に先立ち、法令上可能な範囲内において、Ａ種優先株式１株につき、Ａ種優先株式１株当たりの払込金額相当額に0.05を乗じた額に相当する金額の配当金（以下「Ａ種優先配当金」といいます。）を支払う旨、並びに、②ある事業年度においてＡ種優先株主等に対して支払われた剰余金の配当の額が、Ａ種優先配当金の額に達しないときは、その不足分は切り捨てられるものとし、翌事業年度以降に累積しない旨を定めています。

（注3）定款において、①当社は、残余財産の分配をするときは、Ａ種優先株主等に対し、普通株主等に先立ち、Ａ種優先株式１株につき、Ａ種優先株式１株当たりの払込金額を支払う旨、及び、②Ａ種優先株主等に対しては、①のほか、残余財産の分配を行わない旨を定めています。

（注4）定款において、Ａ種優先株主は、全ての事項につき株主総会において議決権を有しない旨を定めています。

(b) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(c) ライツプランの内容

該当事項はありません。

(d) 発行済株式総数、資本金等の状況

当中間会計期間中における当社の発行済株式総数及び資本金等の状況は、以下のとおりです。
当社は新株予約権、新株予約権付社債を発行していません。

年月日	発行済株式総数増減数（株）	発行済株式総数残高（株）	資本金増減額（円）	資本金残高（円）	資本準備金増減額（円）	資本準備金残高（円）
自 2021年10月１日 至 2022年３月31日	―	普通株式 2	―	50,000	―	50,000
	―	Ａ種優先株式 5,200	―	130,000,000	―	130,000,000

(e) 大株主の状況

（ｉ） 普通株式の株主の状況

2022年３月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数（株）	発行済株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合（％）
一般社団法人ニッセイ基金流動化ホールディングス	東京都千代田区丸の内三丁目１番１号東京共同会計事務所内	2	100
計	―	2	100

（ⅱ） Ａ種優先株式の株主の状況

2022年３月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数（株）	発行済株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合（%）
日本生命保険相互会社	大阪府大阪市中央区今橋三丁目５番12号	5,200	100
計	―	5,200	100

(f) 議決権の状況

（ⅰ） 発行済株式

2022年３月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	5,200	―	Ａ種優先株式（注）
議決権制限株式（自己株式等）	―	―	―
議決権制限株式（その他）	―	―	―
完全議決権株式（自己株式等）	―	―	―
完全議決権株式（その他）	2	2	普通株式
単元未満株式	―	―	―
発行済株式総数	5,202	―	―
総株主の議決権	―	2	―

（注）Ａ種優先株式の株主は、全ての事項につき株主総会において議決権を有しません。

（ⅱ） 自己株式等

2022年３月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数（株）	他人名義所有株式数（株）	所有株式数の合計（株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（%）
該当事項なし					

f 役員の状況

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、本報告書提出日までにおいて、役員の異動はありません。

②【事業及び営業の状況】

a　経営方針、経営環境及び対処すべき課題等

当社は資産を譲り受け、社債を発行することを目的とした会社であるため、社債権者への社債償還事務について、安全性の確保と同時に事務面では、一層の合理化を経営の重要課題としています。

b　事業等のリスク

本②「事業及び営業の状況」及び後記④「経理の状況」等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項については、前記１「管理資産を構成する資産の状況」、(１)「管理資産の流動化の形態及び基本的仕組み等」、④「元本の償還及び利息の支払等に重大な影響を及ぼす要因」に記載されていますので、そちらをご参照ください。なお、その中における将来に関する事項は、中間会計期間末日現在において判断したものです。

c　経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析

(a) 経営成績等の状況の概要

当中間会計期間（2021年10月１日から2022年３月31日まで）

当社の当中間会計期間の業績は、営業収益69,808千円、営業損失23,484千円、中間純損失は23,629千円となりました。

(b) キャッシュ・フローの状況

当中間会計期間（2021年10月１日から2022年３月31日まで）

当中間会計期間末における現金及び現金同等物は、89,904千円となりました。また、当中間会計期間におけるキャッシュ・フローの状況については以下の通りです。

（営業活動におけるキャッシュ・フロー）

当中間会計期間の営業活動におけるキャッシュ・フローは、主に各種経費の支払により、19,590千円の資金減少となりました。

(c) 生産、受注及び販売の状況

該当事項はありません。

d　経営上の重要な契約等

該当事項はありません。

e　研究開発活動

該当事項はありません。

③【設備の状況】

a　主要な設備の状況

当社は、記載すべき重要な設備を有しておりません。

b　設備の新設、除却等の計画

該当事項はありません。

④【経理の状況】

１．中間財務諸表の作成方法について

当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。）第38条及び第57条の規定に基づいて作成しております。

２．監査証明について

当社は金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、中間会計期間（2021年10月１日から2022年３月31日）の中間財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる中間監査を受けております。

３．中間連結財務諸表について

当社は子会社及び関連会社を有しておらず、中間連結財務諸表は作成しておりません。

【中間財務諸表】

イ【中間貸借対照表】

（単位：千円）

	前事業年度 (2021年9月30日)	当中間会計期間 (2022年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	109,495	89,904
未収利息	22,246	92,054
未収還付法人税等	0	―
流動資産合計	131,742	181,959
固定資産		
投資その他の資産		
買入指名金銭債権	50,000,000	50,000,000
投資その他の資産合計	50,000,000	50,000,000
固定資産合計	50,000,000	50,000,000
繰延資産		
社債発行費	144,360	141,934
繰延資産合計	144,360	141,934
資産の部合計	50,276,102	50,323,893
負債の部		
流動負債		
未払費用	22,645	93,651
未払法人税等	413	827
流動負債合計	23,058	94,479
固定負債		
社債	50,000,000	50,000,000
固定負債合計	50,000,000	50,000,000
負債の部合計	50,023,058	50,094,479
純資産の部		
株主資本		
資本金	130,050	130,050
資本剰余金		
資本準備金	130,050	130,050
資本剰余金合計	130,050	130,050
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	△7,056	△30,685
利益剰余金合計	△7,056	△30,685
純資産の部合計	253,043	229,414
負債及び純資産の部合計	50,276,102	50,323,893

ロ【中間損益計算書】

（単位：千円）

	当中間会計期間 (自 2021年10月 1日 至 2022年 3月31日)
営業収益	
金融収益	69,808
営業収益合計	69,808
営業費用	
金融費用	※1 85,876
販売費及び一般管理費	※2 7,416
営業費用合計	93,292
営業損失（△）	△23,484
営業外収益	
受取利息	0
営業外収益合計	0
経常損失（△）	△23,484
税引前中間純損失（△）	△23,484
法人税、住民税及び事業税	145
法人税等合計	145
中間純損失（△）	△23,629
前期繰越損失（△）	△7,056
中間未処分利益又は中間未処理損失（△）	△30,685

ハ【中間株主資本等変動計算書】

当中間会計期間(自 2021年10月1日　至 2022年3月31日)

(単位：千円)

	株主資本						純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	130,050	130,050	130,050	△7,056	△7,056	253,043	253,043
当中間期変動額							
中間純損失（△）				△23,629	△23,629	△23,629	△23,629
当中間期変動額合計	－	－	－	△23,629	△23,629	△23,629	△23,629
当中間期末残高	130,050	130,050	130,050	△30,685	△30,685	229,414	229,414

ニ【中間キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	当中間会計期間 (自 2021年10月 1日 至 2022年 3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー	
社債発行費の支払額	△13,641
その他の営業支出	△5,535
小計	△19,177
利息及び配当金の受取額	0
法人税等の還付額	0
法人税等の支払額	△413
営業活動によるキャッシュ・フロー	△19,590
投資活動によるキャッシュ・フロー	
投資活動によるキャッシュ・フロー	―
財務活動によるキャッシュ・フロー	
財務活動によるキャッシュ・フロー	―
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	△19,590
現金及び現金同等物の期首残高	109,495
現金及び現金同等物の中間期末残高	※1 89,904

【注記事項】
（重要な会計方針）

当中間会計期間 （自　2021年10月１日 至　2022年３月31日）
１．繰延資産の処理方法 社債発行費 定額法により社債発行期間内である5年間で均等償却を行っております。 ２．中間キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲 中間キャッシュ・フロー計算書における資金（現金及び現金同等物）は、手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する定期預金もしくは譲渡性預金等の短期投資からなっております。 ３．その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項 消費税等の会計処理 税込方式によっております。

（会計方針の変更）
（時価の算定に関する会計基準等の適用）
「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号　2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当中間会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号　2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。
なお、中間財務諸表に与える影響はありません。また、（金融商品関係）注記において、金融商品の時価のレベルごとに内訳等に関する事項等の注記を行うことといたしました。

（中間損益計算書関係）
（※1）金融費用の主要な費目及び金額は次の通りであります。

当中間会計期間 （自　2021年10月 1日 至　2022年 3月31日）	
社債利息	69,808千円
社債発行費償却	16,068千円

（※2）販売費及び一般管理費の主要な費目及び金額は次の通りであります。

当中間会計期間 （自　2021年10月 1日 至　2022年 3月31日）	
業務委託手数料	1,545千円
資産管理手数料	375千円
社債管理手数料	822千円
監査報酬	3,300千円
租税公課	1,183千円
なお、販売費及び一般管理費のうち一般管理費の占める割合は100%です。	

（中間株主資本等変動計算書関係）

当中間会計期間（自　2021年10月1日　至　2022年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首株式数	当中間会計期間増加株式数	当中間会計期間減少株式数	当中間会計期間末株式数
発行済株式				
普通株式	2株	―	―	2株
優先株式	5,200株	―	―	5,200株
合計	5,202株	―	―	5,202株

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当項目はありません。

3. 新優先株式引受権及び新自己優先株式引受権に関する事項

該当項目はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

（中間キャッシュ・フロー計算書関係）

（※1）現金及び現金同等物の中間期末残高と中間貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

当中間会計期間 （自　2021年10月 1日 至　2022年 3月31日）
現金及び現金同等物の中間期末残高は中間貸借対照表に掲記されている現金及び預金の残高と同額であります。

（リース取引関係）

該当項目はありません。

（金融商品関係）

1. 金融商品の時価等に関する事項

中間貸借対照表計上額（貸借対照表計上額）、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

当中間会計期間（2022年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
（1）買入指名金銭債権	50,000,000	49,829,350	△170,650
資産計	50,000,000	49,829,350	△170,650
（1）社債	50,000,000	49,829,350	△170,650
負債計	50,000,000	49,829,350	△170,650

（注）「現金及び預金」については、現金であること、及び預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

2．金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル２の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル１のインプット以外の時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

レベル３の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

（１）時価で中間貸借対照表に計上している金融商品

該当項目はありません。

（２）時価で中間貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

当中間会計期間（2022年3月31日）

（単位：千円）

区分	時価			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
（１）買入貸付債権	－	49,829,350	－	49,829,350
資産計	－	49,829,350	－	49,829,350
（１）社債	－	49,829,350	－	49,829,350
負債計	－	49,829,350	－	49,829,350

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定にかかるインプットの説明

資　産

(1) 買入指名金銭債権

買入指名金銭債権については、市場価格はないものの、社債と発行条件が極めて近似しており、また実質的に同一のキャッシュフローを生み出す金融商品であるため、社債の時価を用いて算定しています（下記負債(1)参照）。

負　債

(1) 社債

社債については、情報ベンダーにより一般に公表されている価格に基づき時価を算定しております。

（有価証券関係）

該当項目はありません。

（デリバティブ取引関係）

該当項目はありません。

（ストックオプション等関係）

該当項目はありません。

（持分法損益等関係）
該当項目はありません。

（企業結合等関係）
該当項目はありません。

（セグメント情報等）
【セグメント情報】
当社は、資産の譲受け並びにその管理を目的とし、その資金の大部分を社債の発行により調達している会社であります。その為、報告すべきセグメントは１つしかないためセグメント情報の記載を省略しております。

【関連情報】
1. 製品及びサービスごとの情報
単一のサービス区分の外部顧客への営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えている為、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報
国内の外部顧客への営業収益に分類した額が中間損益計算書の営業収益の90%を超えている為、また、有形固定資産は保有しておりませんので、地域ごとの営業収益及び有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

当中間会計期間（自　2021年10月1日　至　2022年3月31日）

（単位：千円）

顧客の名称又は氏名	営業収益	関連するセグメント名
日本生命相互会社	69,808	資産の譲り受け及びその管理

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】
該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】
該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】
該当事項はありません。

（１株当たり情報）

	当中間会計期間 （自　2021年10月 1日 至　2022年 3月31日）
１株当たり中間純損失金額	11,814,670円00銭
（算定上の基礎）	
中間純損失　（千円）	23,629
普通株主に帰属しない金額　（千円）	―
普通株式に係る中間純損失　（千円）	23,629
期中平均普通株式数　（株）	2

(注)1. １株当たり情報については、普通株式について記載しております。
2. １株当たり情報については、「１株当たり当期純利益に関する会計基準」（平成14年9月25日　企業会計基準委員会　企業会計基準第２号）及び「１株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」（平成14年9月25日　企業会計基準委員会　企業会計基準第４号）を適用しております。
3. 潜在株式調整後１株当たり中間純損失金額については、潜在株式がないため記載しておりません。
4. １株当たり純資産額の計算上の基礎は、以下の通りであります。

	前事業年度 （2021年9月30日）	当中間会計期間 （2022年3月31日）
１株当たり純資産額	△3,478,197円50銭	△15,292,867円50銭
（算定上の基礎）		
純資産の部の合計額　（千円）	253,043	229,414
純資産の部の合計額から控除する金額　（千円）	260,000	260,000
（うち優先株式）　（千円）	260,000	260,000
普通株式に係る中間期末（期末）の純資産額　（千円）	△6,956	△30,585
1株当たり純資産額の算定に用いられた中間期末（期末）の普通株式数　（株）	2	2

（重要な後発事象）
該当項目はありません。

⑤【その他】

該当事項はありません。

（２）【原保有者その他関係法人の概況】

【原保有者の概況】

①【名称、資本金の額及び事業の内容】

ａ　名称

大和証券株式会社

ｂ　資本金の額

100,000百万円（2021年９月30日現在）

ｃ　事業の内容

金融商品取引業

②【関係業務の概要】

管理資産である当社の資産を構成する本基金債権の原保有者です。

③【資本関係】

該当事項はありません。

④【その他】

大和証券の最近２事業年度における経理の状況の詳細については、有価証券報告書、半期報告書及び（提出されている場合には）臨時報告書並びにこれらの訂正報告書をご参照下さい。

【その他関係法人の概況】
【株式会社三菱ＵＦＪ銀行】
①【名称、資本金の額及び事業の内容】
ａ　名称
株式会社三菱ＵＦＪ銀行

ｂ　資本金の額
1,711,958百万円（2022年３月31日現在）

ｃ　事業の内容
銀行業務

②【関係業務の概要】
本社債の社債管理者です。

③【資本関係】
三菱ＵＦＪ銀行と後記「三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社」記載の三菱ＵＦＪ信託銀行は、いずれも株式会社三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループが総株主の議決権の100%を保有する会社です。

④【その他】
三菱ＵＦＪ銀行の最近２事業年度における経理の状況の詳細については、有価証券報告書、半期報告書及び（提出されている場合には）臨時報告書並びにこれらの訂正報告書をご参照下さい。

【三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社】

①【名称、資本金の額及び事業の内容】

ａ　名称

三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社

ｂ　資本金の額

324,279百万円（2022年３月31日現在）

ｃ　事業の内容

信託業務、普通銀行業務及びその他併営業務

②【関係業務の概要】

当社から管理資産である本基金債権の管理及び処分に関する業務の委託を受けます。

③【資本関係】

三菱ＵＦＪ信託銀行と前記「株式会社三菱ＵＦＪ銀行」記載の三菱ＵＦＪ銀行は、いずれも株式会社三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループが総株主の議決権の100％を保有する会社です。

④【その他】

三菱ＵＦＪ信託銀行の最近２事業年度における経理の状況の詳細については、有価証券報告書、半期報告書及び（提出されている場合には）臨時報告書並びにこれらの訂正報告書をご参照下さい。

【日本生命保険相互会社】

①【名称、資本金の額及び事業の内容】

ａ　名称

日本生命保険相互会社

ｂ　基金（基金償却積立金を含みます。）の総額

1,450,000百万円（2022年３月31日現在）

ｃ　事業の内容

生命保険業（生命保険業免許に基づく保険の引受け、資産の運用）及び付随業務・その他の業務（他の保険会社その他金融業を行う者の業務の代理又は事務の代行、債務の保証、投資信託の販売、確定拠出年金制度における運営管理業務）

②【関係業務の概要】

日本生命は、本基金債権の債務者となります。また、日本生命は本一般社団法人に対する基金の拠出者であり、当社のＡ種優先株式を全て取得しています。当社から管理資産である本基金債権の管理及び処分に関する業務の委託を受けます。

③【資本関係】

該当事項はありません。

④【その他】

該当事項はありません。

【日本生命保険相互会社の概況】

『日本生命保険相互会社　2021年度決算（案）について』を以下において記載しています。

『日本生命保険相互会社　2021年度決算（案）について』に記載される貸借対照表、損益計算書、剰余金処分決議及び基金等変動計算書並びにその附属明細書は、保険業法第54条の４第２項の規定に基づき監査を受けておりますが、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査は受けておりません。

２０２１年度決算（案）について

日本生命保険相互会社（社長：清水博）の２０２１年度（２０２１年４月１日～２０２２年３月３１日）の決算（案）をお知らせいたします。

＜目　次＞

Ⅰ．２０２１年度決算（案）の概要
１．主要業績　・・・・1
２．２０２１年度の一般勘定資産の運用状況　・・・・3
３．資産運用の実績（一般勘定）　・・・・5
（１）資産の構成
（２）資産の増減
（３）資産運用収益
（４）資産運用費用
（５）資産運用に係わる諸効率
（６）売買目的有価証券の評価損益
（７）有価証券の時価情報
（８）金銭の信託の時価情報
４．２０２１年度決算（案）に基づく社員配当金について　・・・・10
５．２０２１年度末保障機能別保有契約高　・・・・18
６．貸借対照表　・・・・19
７．損益計算書　・・・・33
８．基金等変動計算書　・・・・35
９．経常利益等の明細（基礎利益）　・・・・37
10．剰余金処分案　・・・・38
11．保険業法に基づく債権の状況　・・・・39
12．貸倒引当金の明細　・・・・40
13．ソルベンシー・マージン比率　・・・・41
14．２０２１年度特別勘定の状況　・・・・42
15．保険会社及びその子会社等の状況　・・・・44

Ⅱ．２０２１年度決算（案）補足資料

２０２２年５月２６日
日本生命保険相互会社

Ⅰ．２０２１年度決算（案）の概要

当社では、来る7月5日開催の第75回定時総代会において、2021年度の決算（案）を付議します。その概要は次のとおりです。

1. 主要業績

(1)年換算保険料

・保有契約

（単位：億円，%）

区分	2020年度末		2021年度末	
		前年度末比		前年度末比
個人保険	26,492	98.1	26,444	99.8
個人年金保険	10,889	102.6	11,256	103.4
合 計	37,382	99.4	37,700	100.9
うち医療保障・生前給付保障等	6,638	101.0	6,740	101.5

・新契約

（単位：億円，%）

区分	2020年度		2021年度	
		前年度比		前年度比
個人保険	1,456	89.7	1,857	127.5
個人年金保険	643	73.1	882	137.1
合 計	2,099	83.8	2,739	130.5
うち医療保障・生前給付保障等	431	75.7	495	114.7

(注) 1. 「年換算保険料」とは、1回あたりの保険料について保険料の支払方法に応じた係数を乗じ、1年あたりの保険料に換算した金額です(一時払契約等は、保険料を保険期間で除した金額)。
2. 「医療保障・生前給付保障等」については、医療保障給付（入院給付、手術給付等）、生前給付保障給付（特定疾病給付、介護給付等）、保険料払込免除給付（障がいのみを事由とするものは除く。特定疾病猶予、介護等を事由とするものを含む）等に該当する部分の年換算保険料を計上しています。
3. 新契約年換算保険料は、新契約に転換による純増加を加えた数値です。

(2)保有契約高及び新契約高

・保有契約高

（単位：千件，億円，%）

区分	2020年度末				2021年度末			
	件数		金額		件数		金額	
		前年度末比		前年度末比		前年度末比		前年度末比
個人保険	29,714	102.1	1,296,936	97.9	30,487	102.6	1,274,876	98.3
個人年金保険	4,137	101.2	251,483	101.4	4,238	102.4	259,651	103.0
団体保険	－	－	987,791	100.9	－	－	982,613	99.5
団体年金保険	－	－	136,490	102.0	－	－	138,553	101.8

(注) 1. 個人年金保険の金額については、年金支払開始前契約の年金支払開始時における年金原資と年金支払開始後契約の責任準備金を合計したものです。
2. 団体年金保険の金額については、責任準備金の金額です。

・新契約高

（単位：千件，億円，%）

区分	2020年度						2021年度					
	件数		金額				件数		金額			
		前年度比		前年度比	新契約	転換による純増加		前年度比		前年度比	新契約	転換による純増加
個人保険	3,796	86.5	57,374	89.6	56,413	960	4,211	110.9	61,477	107.2	62,996	△1,519
個人年金保険	302	73.2	14,674	71.9	14,580	94	279	137.9	20,576	140.2	20,482	94
団体保険	－	－	2,704	135.1	2,704		－	－	2,169	80.2	2,169	
団体年金保険	－	－	20	765.7	20		－	－	1	7.1	1	

(注) 1. 新契約は保障追加制度を利用して加入された契約を含み、転換契約は保障見直し制度と一部保障見直し制度を利用して加入された契約となります。
2. 件数は、新契約に転換後契約を加えた数値です。
3. 新契約・転換による純増加の個人年金保険の金額は年金支払開始時における年金原資です。
4. 新契約の団体年金保険の金額は第1回収入保険料です。

(3)主要収支項目

(単位:億円, %)

区分	2020年度	前年度比	2021年度	前年度比
保険料等収入	42,646	94.2	43,079	101.0
資産運用収益	20,830	117.2	21,165	101.6
保険金等支払金	38,034	104.8	37,090	97.5
資産運用費用	2,274	44.7	2,562	112.6
経常利益	4,310	122.7	4,932	114.4

(4)剰余金処分案

(単位:億円, %)

区分	2020年度	前年度比	2021年度	前年度比
当期未処分剰余金	3,291	178.5	3,577	108.7
社員配当準備金繰入額	2,760	149.1	1,998	72.4
差引純剰余金	556	390.1	2,311	415.4

(5)総資産

(単位:億円, %)

区分	2020年度末	前年度末比	2021年度末	前年度末比
総資産	739,742	107.1	765,674	103.5

２．２０２１年度の一般勘定資産の運用状況

（１）運用環境

2021年度の日本経済は、年度前半は緊急事態宣言の長期化や半導体不足などの供給制約の影響により、個人消費や設備投資が低迷し、弱めの動きとなりました。年度後半には、緊急事態宣言の解除に伴い、個人消費が一時的に回復に向かうも、オミクロン株の感染拡大に伴う経済活動自粛の影響により、個人消費が再び落ち込んだことに加え、ロシア・ウクライナ情勢を受け資源価格が高騰するなど、厳しい状況が継続しました。

○ 日経平均株価は、29,388円で始まった後、景気回復期待や日銀の緩和的な金融政策が支えとなり、おおむね横ばい圏内で推移しました。年度後半には、欧米の金融引き締め観測の高まりやロシア・ウクライナ情勢を受けて下落し、3月末は27,821円となりました。

○ 10年国債利回りは、0.12%で始まった後、日銀による緩和的な金融政策が継続し、おおむね横ばい圏で推移しました。年度後半には、欧米の金融引き締め観測の高まりにより国内金利も上昇し、3月末は0.21%となりました。

○ 円／ドルレートは、110円台で始まった後、米国で金融政策正常化観測が高まったことから緩やかに円安ドル高方向へ推移しましたが、22年3月以降、米国内のインフレ高進を受けた金融引き締めの開始により日米金利差が拡大したことから、急速に円安ドル高が進行し、3月末は122円39銭となりました。
円／ユーロレートは、130円台で始まった後、ユーロ圏では緩和的な金融政策が維持されるとの見方から、おおむね横ばい圏で推移しましたが、年度後半には、欧州内のインフレ高進を受けた金融引き締め観測の高まりにより、円安ユーロ高が進行し、3月末は136円70銭となりました。

（２）運用の概況

2021年度末の一般勘定資産残高は、2020年度末から2兆6,130億円増加し、75兆3,599億円（前年度末比＋3.6%増）となりました。

運用にあたっては、円建の安定した収益が期待できる公社債等を中核に据えました。また、中長期的な収益向上の観点から、経営の安定性に配慮しながら許容できるリスクの範囲内で、株式、外国証券等に投資しました。

- 公社債は、円金利資産内の優位性を勘案しつつ、金利上昇の機会を捉え残高を積み増しました。
- 貸付金は、与信リスクを的確に見極め、安全性・安定性の高い優良案件への貸出に努めました。
- 国内株式は、中長期的な観点から企業の収益性や配当等の状況に着目しつつ銘柄入替を実施し、ポートフォリオの収益力向上に努めました。
- 外国証券は、外貨建公社債について、為替動向を踏まえ投資を行いました。また、為替ヘッジ付きの公社債について、円金利資産内の優位性を勘案した投資を行いました。

（３）運用収支の状況

資産運用収益は、利息及び配当金等収入が増加したこと等から、2兆869億円と前年同期より増加しました。（2020年度1兆9,648億円）

資産運用費用は、有価証券売却損が増加したこと等から、2,562億円と前年同期より増加しました。（2020年度2,274億円）

その結果、資産運用収支は、前年同期比933億円増加し、1兆8,307億円となりました。

（4）資産運用リスク管理

資産運用リスクとは、保有する資産・負債の価値が変動し、損失を被るリスクであり、市場リスク・信用リスク・不動産投資リスクに分類されます。生命保険は長期にわたる契約であるため、資産運用においても負債特性を踏まえた長期的な観点からのリスク管理が必要です。このため、中長期的な運用成果を重視したリスク・リターン分析等を通じて、効率的なポートフォリオ管理に努めています。

当社では、「リスク管理統括部」の中に資産運用リスクを統合管理する「運用リスク管理室」を設け、リスク管理体制の整備・高度化を通じ、収益の安定化を図りつつ、損失を許容される範囲内に収めるよう努めています。

ａ．市場リスク管理

市場リスクとは、金利や為替、株式等の変動により保有する資産・負債の価値が変動し、損失を被るリスクです。市場リスクの管理にあたっては、投融資取引に伴う過大な損失の発生を抑制する観点から、必要に応じて資産ごと及び運用目的ごとに運用限度枠を設定のうえ、モニタリングを実施し、リスク分散に留意したポートフォリオの構築に努めています。また、ポートフォリオ全体の市場リスクをコントロールするため、市場バリュー・アット・リスクを合理的に算出し、許容されるリスクの範囲内で適切な資産配分を行っています。

ｂ．信用リスク管理

信用リスクとは、主に貸付金や社債について、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産の価値が減少・消失し、損失を被るリスクです。信用リスクの管理にあたっては、投融資執行部門から独立した審査管理部門による個別取引の厳格な審査等の信用力分析を行う体制の整備、信用リスクに見合った取引条件の設定、信用リスクが特定の企業グループや国に集中することを防止するための与信リミットの設定・モニタリング等により、良質なポートフォリオの構築に努めています。また、ポートフォリオ全体の信用リスク量の計測として、信用バリュー・アット・リスクを算出し、リスク量が適切な範囲内に収まっているかどうかのモニタリングを実施しています。

ｃ．不動産投資リスク管理

不動産投資リスクとは、賃貸料等の変動等により不動産収益が減少する、または市況の悪化等により不動産価格が下落し、損失を被るリスクです。不動産投資リスクの管理にあたっては、個々の不動産投資案件について、投融資執行部門から独立した「財務審査部」による、厳格な審査を実施しています。また、投資利回りや価格に関する警戒域を設定することにより、採算性の落ちた不動産について重点的な管理を実施しています。

（5）ＡＬＭ

生命保険会社が長期に安定した経営を行うためには、将来の保険金をお支払いするための負債（責任準備金）と運用資産の状況を把握し運用期間等を調整する、ＡＬＭの考え方に基づくことが重要です。当社では、保険商品ごとの、負債キャッシュ・フロー、予定利率を下回るリスク、リスク許容度等を分析・検討し、「経営会議」や「リスク管理委員会」で中長期的な運用方針を決定しております。

3. 資産運用の実績(一般勘定)

(1)資産の構成

(単位:億円, %)

区分	2020年度末		2021年度末	
	金額	占率	金額	占率
現預金・コールローン	9,843	1.4	9,843	1.3
買現先勘定	—	—	—	—
債券貸借取引支払保証金	—	—	—	—
買入金銭債権	1,726	0.2	1,504	0.2
商品有価証券	—	—	—	—
金銭の信託	1	0.0	—	—
有価証券	615,058	84.5	638,178	84.7
公社債	262,254	36.1	281,507	37.4
株式	105,782	14.5	101,869	13.5
外国証券	212,641	29.2	221,057	29.3
公社債	137,670	18.9	137,760	18.3
株式等	74,970	10.3	83,297	11.1
その他の証券	34,379	4.7	33,743	4.5
貸付金	74,307	10.2	74,980	9.9
保険約款貸付	4,908	0.7	4,573	0.6
一般貸付	69,398	9.5	70,406	9.3
不動産	16,866	2.3	16,957	2.3
うち投資用不動産	10,707	1.5	10,863	1.4
繰延税金資産	—	—	—	—
その他	9,748	1.3	12,204	1.6
貸倒引当金	△82	△0.0	△69	△0.0
一般勘定資産計	727,469	100.0	753,599	100.0
うち外貨建資産	206,757	28.4	215,694	28.6

(注)「不動産」については、土地・建物・建設仮勘定を合計した金額を計上しています。

(2)資産の増減

(単位:億円)

区分	2020年度	2021年度
	金額	金額
現預金・コールローン	△121	△0
買現先勘定	—	—
債券貸借取引支払保証金	—	—
買入金銭債権	△464	△221
商品有価証券	—	—
金銭の信託	△336	△1
有価証券	50,781	23,120
公社債	15,672	19,253
株式	27,200	△3,913
外国証券	7,927	8,415
公社債	△4,239	89
株式等	12,167	8,326
その他の証券	△18	△636
貸付金	188	673
保険約款貸付	△634	△334
一般貸付	823	1,007
不動産	278	91
うち投資用不動産	93	155
繰延税金資産	—	—
その他	△1,489	2,455
貸倒引当金	△55	13
一般勘定資産計	48,782	26,130
うち外貨建資産	9,883	8,936

(注)「不動産」については、土地・建物・建設仮勘定を合計した金額を計上しています。

(3)資産運用収益

(単位:億円)

区分		2020年度	2021年度
利息及び配当金等収入		13,819	15,373
	預貯金利息	8	5
	有価証券利息・配当金	11,746	13,166
	貸付金利息	1,086	1,043
	不動産賃貸料	880	1,077
	その他利息配当金	97	81
商品有価証券運用益		—	—
金銭の信託運用益		—	—
売買目的有価証券運用益		—	—
有価証券売却益		5,072	4,652
	国債等債券売却益	507	239
	株式等売却益	893	3,667
	外国証券売却益	3,671	745
	その他	—	—
有価証券償還益		36	78
金融派生商品収益		—	—
為替差益		684	703
貸倒引当金戻入額		—	12
投資損失引当金戻入額		21	40
その他運用収益		11	8
合　計		19,648	20,869

(4)資産運用費用

(単位:億円)

区分		2020年度	2021年度
支払利息		284	325
商品有価証券運用損		—	—
金銭の信託運用損		341	0
売買目的有価証券運用損		—	—
有価証券売却損		401	1,136
	国債等債券売却損	23	757
	株式等売却損	338	150
	外国証券売却損	40	228
	その他	0	—
有価証券評価損		49	131
	国債等債券評価損	—	—
	株式等評価損	18	116
	外国証券評価損	30	14
	その他	0	0
有価証券償還損		147	70
金融派生商品費用		480	129
為替差損		—	—
貸倒引当金繰入額		59	—
投資損失引当金繰入額		—	—
貸付金償却		—	—
賃貸用不動産等減価償却費		178	183
その他運用費用		332	584
合　計		2,274	2,562

(5)資産運用に係わる諸効率

①資産別運用利回り

（単位：%）

区分	2020年度	2021年度
現預金・コールローン	0.24	△0.03
買現先勘定	－	－
債券貸借取引支払保証金	－	－
買入金銭債権	1.84	1.83
商品有価証券	－	－
金銭の信託	△251.94	△1.94
有価証券	3.24	3.08
うち 公社債	1.98	1.27
うち 株式	4.72	12.49
うち 外国証券	4.91	3.67
公社債	4.13	2.65
株式等	6.39	5.43
貸付金	1.31	1.39
うち 一般貸付	1.11	1.18
不動産	2.76	2.45
うち 投資用不動産	4.29	3.75
一般勘定計	2.72	2.78
うち 海外投融資	4.60	3.47

(注) 1. 利回り計算式の分母は帳簿価額ベースの日々平均残高、分子は経常損益中、資産運用収益－資産運用費用として算出した利回りです。
2. 海外投融資とは外貨建資産と円建資産の合計です。

②日々平均残高

（単位：億円）

区分	2020年度	2021年度
現預金・コールローン	8,494	8,607
買現先勘定	－	－
債券貸借取引支払保証金	－	－
買入金銭債権	1,945	1,586
商品有価証券	－	－
金銭の信託	135	44
有価証券	515,355	535,470
うち 公社債	255,583	271,096
うち 株式	46,367	45,505
うち 外国証券	181,203	186,291
公社債	118,740	118,122
株式等	62,462	68,168
貸付金	74,983	73,852
うち 一般貸付	69,579	69,134
不動産	16,643	16,987
うち 投資用不動産	10,472	10,850
一般勘定計	638,321	658,444
うち 海外投融資	197,591	203,724

(6)売買目的有価証券の評価損益

（単位：億円）

区分	2020年度末		2021年度末	
	貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた評価損益	貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた評価損益
売買目的有価証券	0	△253	－	42

(注) 1. 売買目的有価証券に含まれる金銭の信託の貸借対照表計上額及び当期の損益に含まれた評価損益には、デリバティブ取引に係る差損益を含んでいます。
2. 売買目的有価証券に含まれる金銭の信託内で保有している現預金及びコールローンは含んでいません。

(7)有価証券の時価情報(売買目的有価証券以外)

(単位:億円)

区分	2020年度末					2021年度末				
	帳簿価額	時価	差損益			帳簿価額	時価	差損益		
				差益	差損				差益	差損
責任準備金対応債券	236,738	266,508	29,770	31,228	△1,457	256,923	277,148	20,225	24,747	△4,522
満期保有目的の債券	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
子会社・関連会社株式	1,286	2,832	1,545	1,545	—	1,286	3,355	2,069	2,069	—
その他有価証券	274,542	366,376	91,833	93,716	△1,882	283,105	367,600	84,494	89,361	△4,866
公社債	26,563	28,422	1,858	1,928	△70	25,575	26,836	1,260	1,474	△214
株式	41,173	99,816	58,642	59,650	△1,008	39,444	95,694	56,250	57,248	△998
外国証券	174,309	203,603	29,293	29,947	△653	184,764	210,729	25,965	28,832	△2,867
公社債	116,729	136,239	19,510	19,968	△457	120,938	136,689	15,751	17,653	△1,902
株式等	57,580	67,363	9,783	9,979	△195	63,825	74,039	10,214	11,179	△965
その他の証券	31,136	33,167	2,031	2,181	△150	31,401	32,422	1,020	1,804	△784
買入金銭債権	218	225	6	7	△0	222	220	△2	0	△2
譲渡性預金	1,140	1,139	△0	0	△0	1,696	1,695	△0	0	△0
合 計	512,567	635,717	123,150	126,490	△3,340	541,315	648,104	106,789	116,178	△9,389
公社債	260,395	291,846	31,450	32,976	△1,526	280,247	301,598	21,351	26,086	△4,735
株式	41,173	99,816	58,642	59,650	△1,008	39,444	95,694	56,250	57,248	△998
外国証券	176,993	207,942	30,949	31,604	△655	187,009	215,132	28,122	30,990	△2,867
公社債	118,136	137,757	19,620	20,080	△459	121,907	137,747	15,840	17,742	△1,902
株式等	58,856	70,185	11,328	11,524	△195	65,102	77,384	12,281	13,247	△965
その他の証券	31,145	33,178	2,033	2,183	△150	31,410	32,433	1,022	1,806	△784
買入金銭債権	1,719	1,793	74	74	△0	1,506	1,548	42	46	△4
譲渡性預金	1,140	1,139	△0	0	△0	1,696	1,695	△0	0	△0

(注) 1. 本表には、金融商品取引法上の有価証券として取り扱うことが適当と認められるもの等を含んでいます。
2. 市場価格のない株式等および組合等は本表から除いています。

○市場価格のない株式等および組合等の帳簿価額は以下のとおりです。

(単位:億円)

区分	2020年度末	2021年度末
子会社・関連会社株式	11,795	13,377
その他有価証券	1,682	1,973
国内株式	611	554
外国株式	3	2
その他	1,068	1,416
合 計	13,478	15,351

(注) 市場価格のない株式等および組合等のうち、外貨建資産について為替を評価した差損益は次のとおりです。
(2020年度末:170億円、2021年度末:921億円)

(8) 金銭の信託の時価情報

（単位：億円）

区分	2020年度末					2021年度末				
	貸借対照表計上額	時価	差損益			貸借対照表計上額	時価	差損益		
				差益	差損				差益	差損
金銭の信託	1	1	－	－	－	－	－	－	－	－

(注) 1. 時価の算定は、金銭の信託の受託者が合理的に算出した価格によっています。
2. 貸借対照表計上額には、金銭の信託内で保有しているデリバティブ取引に係る差損益を含んでいます。

・運用目的の金銭の信託

（単位：億円）

区分	2020年度末		2021年度末	
	貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた評価損益	貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた評価損益
運用目的の金銭の信託	1	△253	－	42

(注) 貸借対照表計上額及び当期の損益に含まれた評価損益には、デリバティブ取引に係る差損益を含んでいます。

・責任準備金対応、満期保有目的、その他の金銭の信託

2020年度末、2021年度末に該当の残高はありません。

４．２０２１年度決算（案）に基づく社員配当金について

２０２１年度決算（案）に基づく社員配当率の概要は、以下のとおりです。
・個人保険、個人年金保険については、２０１２年４月２日以後契約について、危険差益配当金を一部引き上げます。
・団体年金保険については、団体年金配当ルールに基づき、配当基準利回りを設定します。
・団体保険等については、配当率を据え置きとします。

(1) ２０２１年度決算（案）に基づく配当率については、以下のとおりです。

【個人保険、個人年金保険】

２０１２年４月２日以後契約

≪通常配当金≫

保険契約ごとに次に掲げる①、②、③および④の合計額から⑤の額を控除した額に⑥を乗じた額
ただし、複数の保険契約を同一の契約締結時の書面で引き受ける場合には、この額を合計した額
（マイナスとなる場合はゼロとします。）

① ＜費差益配当金＞ ［据え置き］
保険金*に費差益配当率を乗じた額
＊ 会社所定の換算による保険金（以下、本文において同じ。）

（例示）
〔 終身保険　保険金 100 万円につき　0 円 〕

② ＜危険差益配当金＞ ［一部引き上げ］
危険保険金に被保険者の年齢・性別、保険種類および予定死亡表の区別等に応じた
危険差益配当率を乗じた額

（例示）
〔 2021 年 4 月 1 日以後の終身保険　男性 40 歳　危険保険金 100 万円につき　58 円 〕

③ ＜災害疾病配当金＞ ［据え置き］
入院給付日額等に災害疾病配当率を乗じた額

（例示）
〔 総合医療保険 基本型　男性 40 歳　入院給付日額 1,000 円につき　30 円 〕

④ ＜利差益配当金＞ ［据え置き］
責任準備金に予定利率等に応じた利差益配当率を乗じた額

（例示）

予定利率 0.25%の契約	1.50%
予定利率 0.40%の契約	1.35%
予定利率 0.60%の契約	1.05%
予定利率 0.85%の契約	0.80%
予定利率 1.15%の契約	0.40%
予定利率 1.35%の契約	0.20%
一時払養老保険・一時払終身保険・一時払年金保険	0　%

ⓑ ＜配当調整額＞ ［据え置き］
責任準備金に予定利率等に応じた配当調整率を乗じた額

（例示）
［ 予定利率 1.65%の契約 0.20% ］

ⓒ ＜経過別係数＞ ［据え置き］
経過年数等に応じた係数を設定

（例示）

保険種類	保険期間	経過別係数
養老保険 年金保険	10 年以下	50%(経過 1 年)から 110%(経過 5 年以上)
	10 年超 20 年以下	50%(経過 1 年)から 115%(経過 15 年以上)
	20 年超	50%(経過 1 年)から 120%(経過 30 年以上)
定期保険 終身保険	10 年以下	55%(経過 1 年)から 115%(経過 5 年以上)
	10 年超 20 年以下	55%(経過 1 年)から 120%(経過 15 年以上)
	20 年超(終身含む)	55%(経過 1 年)から 125%(経過 30 年以上)

（注） 年金支払開始後契約および継続サポート年金支払期間中の契約については、100%とします。
保障見直し制度または一部保障見直し制度の利用により締結される契約については、経過年数に所要の調整を行います。

１９９９年４月２日以後２０１２年４月１日以前契約（ＥＸシリーズ契約）

≪配当金の支払水準≫

＜５年ごと配当金＞ ［据え置き］
契約日から５年ごとの応当日が到来する契約等に対し、保険契約ごとに、累計ポイント数に、１ポイントにつき１５円を乗じた額

＜消滅時配当金＞ ［据え置き］
保険期間の満了する契約または死亡・解約により消滅する契約等に対し、保険契約ごとに、累計ポイント数に、１ポイントにつき５円を乗じた額

＜保障見直し特別配当金＞ ［据え置き］
保障見直し制度の利用により消滅する契約に対し、保険契約ごとに、累計ポイント数に、１ポイントにつき５円を乗じた額

≪ポイント水準≫

＜通常ポイント＞ ［据え置き］
利差益配当率・配当調整率に準じてポイント率を設定

（例示）
［ 2001 年 4 月 2 日以後の終身保険 月払 責任準備金 100 万円につき 0 ポイント ］

＜健康ポイント＞

◇定期健康ポイント　［据え置き］

保険料払込免除事由が発生していない場合、被保険者の年齢・性別、保険種類および予定死亡表の区別等に応じたポイント率を設定

（例示）

［2007年4月2日以後の終身保険　男性　40歳
危険保険金100万円につき　0ポイント］

◇災害疾病健康ポイント　［据え置き］

特約種類等に応じたポイント率を設定

（例示）

［総合医療特約　保険料（年額）＊1万円につき　0ポイント］

＊会社所定の換算による保険料（年額）（以下、本文において同じ。）

１９９９年４月１日以前契約（毎年配当契約）

≪通常配当金≫

保険契約ごとに次に掲げる①、②、③および④の合計額から⑤の額を控除した額
（マイナスとなる場合はゼロとします。）

①　＜費差益配当金＞　［据え置き］

保険金に保険種類等に応じた費差基本配当率を乗じた額

（例示）

［1996年4月2日以後の終身保険　保険金100万円につき　350円］

さらに、保険料払込中契約について、保険金額が2,000万円を超える部分に対し、保険金額等に応じた費差上乗せ配当率を乗じた額を上乗せします。

（例示）

［保険金額5,000万円（うち終身保険金500万円）の定期付終身保険
保険金100万円につき　535円］

②　＜危険差益配当金＞　［据え置き］

危険保険金に被保険者の年齢・性別、保険種類および予定死亡表の区別等に応じた危険差益配当率を乗じた額

（例示）

［1996年4月2日以後の終身保険　男性40歳
危険保険金100万円につき　0円］

③ ＜災害疾病特約配当金＞ [据え置き]
災害特約、疾病特約等が付加されている場合には、その特約の種類に応じた額

（例示）
1990年4月2日以後の災害割増特約
災害保険金　100万円につき　50円
1987年4月2日以後の新入院医療特約　本人型40歳
入院給付日額　1,000円につき　500円

④ ＜利差益配当金＞ [据え置き]
責任準備金に予定利率等に応じた利差益配当率を乗じた額

（例示）
1996年4月2日以後の終身保険　月払　0%

⑤ ＜配当調整額＞ [据え置き]
責任準備金に予定利率等に応じた配当調整率を乗じた額

（例示）
1996年4月2日以後の終身保険　月払　1.50%

≪健康配当金≫
＜定期健康配当金＞ [据え置き]
定期保険特約等について、保険期間の満了する契約に対し、保険料（年額）に
契約年度等に応じた定期健康配当率を乗じた額

＜災害疾病健康配当金＞ [据え置き]
災害入院特約、入院医療特約等について、特約の保険期間の満了する契約または
保障見直し制度の利用により消滅する契約等に対し、
保険料（年額）に特約付加年度等に応じた災害疾病健康配当率を乗じた額

≪消滅時配当金≫ [据え置き]
保険期間の満了する契約または死亡・解約により消滅する契約等に対し、
終身・養老部分の責任準備金に予定利率および契約年度等に応じた消滅時配当率を乗じた額

≪保障見直し特別配当金≫ [据え置き]
保障見直し制度の利用により消滅する契約に対し、保険金に保険種類および契約年度に応じた
保障見直し特別配当率を乗じた額

１９９９年４月１日以前契約（ＮＥＯ契約）

≪５年ごと利差配当金≫

５年ごとに利差配当金を通算した額（マイナスとなる場合はゼロとします。）

・各決算年度の利差配当金は、毎年配当契約の利差益配当率・配当調整率に準じて設定

≪５年ごと危険差配当金≫

５年ごとに危険差（死差）配当金を通算した額（５年ごと利差配当金をマイナスのためゼロとした契約については、そのマイナスの額を合計した額とし、合計後の額がマイナスとなるときはゼロとします。）

・各決算年度の危険差（死差）配当金は、危険保険金に被保険者の年齢・性別および保険種類等に応じた危険差益（死差益）配当率を乗じた額

（例示）

終身保険　男性 40 歳［2021 年度決算（案）に基づく部分］
危険保険金 100 万円につき　0 円

≪定期健康配当金・消滅時配当金≫　［据え置き］

毎年配当契約に準じて設定

≪保障見直し特別配当金≫　［据え置き］

毎年配当契約に準じて設定

【団体年金保険】

責任準備金に配当率を乗じた額

（例示）

・予定利率 0.50%の契約	…	0.10%	
・予定利率 0.75%の契約	…	0.25%	［前年度 1.06%］
・予定利率 1.25%（払戻等控除有り）の契約	…	0.25%	［前年度 1.24%］
・予定利率 1.25%（払戻等控除無し）の契約	…	0.25%	［前年度 0.48%］

【団体保険等】

配当率を据え置きとします。

(2) ２０２１年度決算（案）に基づく社員配当金を例示しますと以下のとおりです。

【２０１２年４月２日以後契約】

（例１）定期保険＋終身保険
（60歳払込満了、年払、男性、
死亡保険金2,000万円うち終身保険金100万円）

2017年度契約＜経過５年＞　（単位：円）

加入年齢*1	保険料*2	配当金*3
30歳	98,294（149,385）	3,689（+ 234）
40歳	142,634（185,954）	9,618（+ 1,414）
50歳	267,701（ － ）	24,299（+ 2,641）

*1　定期保険の保険期間は、30歳加入契約は15年、40歳・50歳加入契約は10年とします。
*2　「保険料」欄の（ ）内は、定期保険更新後の保険料を示します。
*3　「配当金」欄の（ ）内は、前年度配当金との差額を示します。（以下、２０１２年４月２日以後契約において同じ。）

（例２）年金保険
（60歳払込満了、年払、女性、60歳年金開始、
10年確定、年金年額60万円）

2017年度契約＜経過５年＞　（単位：円）

加入年齢	保険料	配当金
30歳	189,354	4,194（+ 1,020）

（例３）長期定期保険
（100歳払込満了、年払、男性、死亡保険金１億円）

2017年度契約＜経過５年＞　（単位：円）

加入年齢	保険料	配当金
40歳	2,458,900	114,600（+22,900）

【ＥＸシリーズ契約】

（例４）定期付終身保険
（60歳払込満了、年払、男性、20倍型、
死亡保険金5,000万円うち終身保険金250万円）

2007年度契約＜経過15年＞　（単位：ポイント、円）

加入年齢*1	保険料*2	累計ポイント*3	５年ごと配当金*4
30歳	177,407 （ 359,475 ）	1,091（+ 0）	16,365 （+ 2,880）
40歳	442,087 （ － ）	1,882（+ 43）	28,230 （+ 7,785）

*1　定期保険特約の保険期間は、30歳加入契約は15年、40歳加入契約は10年とします。
*2　「保険料」欄の（ ）内は、定期保険特約更新後の保険料を示します。
*3　「累計ポイント」欄の（ ）内は、前年度の累計ポイントとの差を示します。
（以下、ＥＸシリーズ契約において同じ。）
*4　「５年ごと配当金」欄の（ ）内は、前回の５年ごと配当金との差額を示します。
（以下、ＥＸシリーズ契約において同じ。）

（例５）終身保険
（60歳払込満了、年払、男性、保険金1,000万円）

2007年度契約＜経過15年＞　（単位：ポイント、円）

加入年齢	保険料	累計ポイント	５年ごと配当金
30歳	245,820	835（+ 0）	12,525（+ 2,835）

（例６）年金保険
（60歳払込満了、年払、男性、60歳年金開始、
10年確定、年金年額100万円）

2007年度契約＜経過15年＞　（単位：ポイント、円）

加入年齢	保険料	累計ポイント	５年ごと配当金
30歳	279,290	865（+ 0）	12,975（+ 3,180）

【毎年配当契約】

（例７）定期付終身保険

（全期型、30 歳加入、60 歳払込満了、年払、男性、
20 倍型、死亡保険金 5,000 万円うち終身保険金 250 万円）

（単位：円）

加入年度＜経過年数＞	保険料	継続中の契約*1	死亡契約*2
1998 年度＜24 年＞	261,574	0 （ 0）	50,000,000 （ 0）
1997 年度＜25 年＞	261,574	0 （ 0）	50,000,000 （ 0）
1996 年度＜26 年＞	261,574	0 （ 0）	50,000,000 （ 0）

*1 「継続中の契約」欄の（ ）内は、前年度受取金額との差額を示します。（以下、毎年配当契約において同じ。）

*2 「死亡契約」欄は、契約応当日以後死亡の場合の受取金額を示します。
また、（ ）内は、前年度における契約応当日以後に仮に死亡した場合の受取金額との差額を示します。

（例８）養老保険

（30 歳加入、30 年満期、年払、男性、保険金 100 万円）

（単位：円）

加入年度＜経過年数＞	保険料	継続中の契約	満期・死亡契約*1
1997 年度＜25 年＞	27,323	0 （ 0）	（死亡） 1,000,000
1992 年度＜30 年＞	19,578	—	（満期） 1,000,000

*1 「満期・死亡契約」欄は、満期または契約応当日以後死亡の場合の受取金額を示します。

5. 2021年度末保障機能別保有契約高

（単位：千件、億円）

項目		個人保険		個人年金保険		団体保険		合 計	
		件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
死亡保障	普通死亡	30,071	1,263,933	—	—	27,391	982,480	57,463	2,246,414
	災害死亡	1,840	239,785	58	1,375	2,662	30,458	4,561	271,620
	その他の条件付死亡	132	1,542	—	—	67	1,325	200	2,867
生存保障		415	10,942	4,238	259,051	7	132	4,661	270,126
入院保障	災害入院	6,594	424	203	9	1,316	12	8,114	446
	疾病入院	6,588	423	201	9	—	—	6,790	432
	その他の条件付入院	5,036	352	45	1	56	0	5,138	354
障がい保障		6,879	—	52	—	2,632	—	9,563	—
手術保障		9,520	—	201	—	—	—	9,722	—

項目	団体年金保険		財形保険・財形年金保険		合 計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
生存保障	8,925	138,953	149	4,390	9,075	143,343

項目	医療保障保険	
	件数	金額
入院保障	841	37

項目	就業不能保障保険	
	件数	金額
就業不能保障	1,617	595

（注）1. 団体保険、団体年金保険、財形保険・財形年金保険、医療保障保険及び就業不能保障保険の件数は被保険者数を表します。
2. 「生存保障」欄の金額は、個人年金保険、団体保険（年金特約）及び財形年金保険（財形年金積立保険を除く）については、年金支払前契約の年金支払開始時における年金原資と年金支払開始後契約の責任準備金を合計したもの、団体年金保険、財形保険及び財形年金積立保険については責任準備金を表します。
3. 「入院保障」欄の金額は入院給付日額を表します。入院総合保険・入院継続時収入サポート保険については、日額換算して記載しています。
4. 医療保障保険の「入院保障」欄には、疾病入院に関わる数値を記載しています。
5. 就業不能保障保険の金額は就業不能保障額（月額）を表します。
6. 受再保険については、被保険者数28千名、金額279億円です。

6. 貸借対照表

（単位：百万円）

科目	2020年度末 金額	2021年度末 金額	科目	2020年度末 金額	2021年度末 金額
（資産の部）			（負債の部）		
現金及び預貯金	861,580	846,592	保険契約準備金	58,646,060	59,930,807
現金	54	47	支払備金	179,010	192,426
預貯金	861,526	846,544	責任準備金	57,420,217	58,677,803
コールローン	540,086	500,978	社員配当準備金	1,046,832	1,060,577
買入金銭債権	172,601	150,404	再保険借	413	451
金銭の信託	135	―	社債	1,321,512	1,420,305
有価証券	62,230,764	64,515,469	その他負債	2,730,767	4,929,722
国債	23,352,796	25,271,685	売現先勘定	1,014,978	2,452,560
地方債	908,416	932,220	借入金	538,317	737,551
社債	2,270,187	2,254,635	未払法人税等	37,088	82,933
株式	10,640,573	10,296,652	未払金	125,869	167,940
外国証券	21,470,903	22,254,725	未払費用	63,731	60,594
その他の証券	3,587,886	3,505,550	前受収益	15,804	16,557
貸付金	7,430,704	7,498,037	預り金	120,618	124,034
保険約款貸付	490,826	457,394	預り保証金	86,263	85,243
一般貸付	6,939,877	7,040,642	先物取引差金勘定	540	401
有形固定資産	1,710,689	1,714,816	金融派生商品	652,612	1,129,056
土地	1,148,601	1,145,876	金融商品等受入担保金	51,026	49,335
建物	515,676	519,898	リース債務	6,756	5,218
リース資産	7,038	5,412	資産除去債務	5,426	6,293
建設仮勘定	22,337	29,992	仮受金	11,714	12,002
その他の有形固定資産	17,035	13,636	その他の負債	17	―
無形固定資産	189,726	190,254	役員賞与引当金	433	434
ソフトウェア	92,795	96,849	退職給付引当金	375,693	378,203
その他の無形固定資産	96,930	93,404	ポイント引当金	8,528	8,770
再保険貸	350	370	価格変動準備金	1,521,916	1,590,233
その他資産	807,455	1,114,688	繰延税金負債	877,504	484,574
未収金	90,895	168,641	再評価に係る繰延税金負債	101,894	100,444
前払費用	20,764	19,101	支払承諾	71,228	71,647
未収収益	283,709	310,704	負債の部合計	65,655,953	68,915,596
預託金	33,678	33,488	（純資産の部）		
先物取引差入証拠金	58,114	116,519	基金	100,000	100,000
先物取引差金勘定	1	2	基金償却積立金	1,300,000	1,350,000
金融派生商品	232,039	247,333	再評価積立金	651	651
仮払金	2,990	4,114	剰余金	494,556	523,063
その他の資産	85,260	214,784	損失填補準備金	18,993	19,988
支払承諾見返	71,228	71,647	その他剰余金	475,563	503,075
貸倒引当金	△8,219	△6,910	危険準備積立金	71,917	71,917
投資損失引当金	△32,879	△28,867	社会厚生福祉事業助成資金	351	351
			圧縮積立金	71,855	71,839
			圧縮特別勘定積立金	2,069	1,007
			別段積立金	170	170
			当期未処分剰余金	329,199	357,789
			基金等合計	1,895,208	1,973,714
			その他有価証券評価差額金	6,642,100	6,112,896
			繰延ヘッジ損益	△161,590	△374,361
			土地再評価差額金	△57,447	△60,363
			評価・換算差額等合計	6,423,062	5,678,172
			純資産の部合計	8,318,270	7,651,886
資産の部合計	73,974,223	76,567,483	負債及び純資産の部合計	73,974,223	76,567,483

（貸借対照表の注記）

1. 「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第 30 号 2019 年 7 月 4 日、以下「時価算定会計基準」という）等を、当期から適用し、金融商品の時価の算定方法の一部を見直しております。時価算定会計基準等の適用については、時価算定会計基準第 19 項および「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第 10 号 2019 年 7 月 4 日）第 44-2 項に定める経過的な取り扱いに従っており、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を当期の期首時点から将来にわたって適用しております。これにより、その他有価証券のうち株式（外国株式を含む）については、従来、期末日以前 1 カ月の市場価格等の平均に基づく時価により評価しておりましたが、当期より、期末日の市場価格等に基づく時価により評価しております。また、貸借対照表の注記第 21 項において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項の注記を行っております。

2. (1) 有価証券、預貯金・買入金銭債権のうち「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第 10 号）に基づき有価証券として取り扱うものは、次のとおり評価しております。

①売買目的有価証券については、期末日の市場価格等に基づく時価（売却原価の算定は移動平均法）

②満期保有目的の債券については、移動平均法に基づく償却原価（定額法）

③「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第 21 号）に基づく責任準備金対応債券については、移動平均法に基づく償却原価（定額法）

④子会社株式及び関連会社株式（保険業法第 2 条第 12 項に規定する子会社および保険業法施行令第 13 条の 5 の 2 第 3 項に規定する子法人等のうち子会社を除いたものが発行する株式ならびに保険業法施行令第 13 条の 5 の 2 第 4 項に規定する関連法人等が発行する株式をいう）については、移動平均法に基づく原価

⑤その他有価証券

イ 期末日の市場価格等に基づく時価（売却原価の算定は移動平均法、取得差額が金利調整差額と認められる公社債（外国債券を含む）については、移動平均法による償却原価法（定額法））

ロ 市場価格のない株式等については、移動平均法に基づく原価

(2) その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

3. 保険種類・払方・残存年数・通貨・資産運用方針等により設定している小区分に対応した債券のうち、負債に応じたデュレーションのコントロールを図る目的で保有するものについて、「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第 21 号）に基づき、責任準備金対応債券に区分しております。

なお、次の保険契約を特定し、小区分としております。

①一時払商品・団体年金保険契約以外について、全ての保険契約

②新予定利率変動型個別保険以外の一時払商品（円建）について、全ての保険契約

③有期利率保証型以外の団体年金保険契約について、全ての保険契約

④上記を除く全ての一時払商品（米ドル建）契約

⑤上記を除く全ての一時払商品（豪ドル建）契約

⑥上記を除く全ての一時払商品（ユーロ建）契約

4. 金融派生商品は、市場価格等に基づく時価により評価しております。

5. ①有形固定資産の減価償却は、次の方法により行っております。

イ 有形固定資産(リース資産を除く)

（ｉ） 建物

定額法により行っております。

（ii） 上記以外

定率法により行っております。

なお、その他の有形固定資産のうち取得価額が 20 万円未満のものの一部については、3 年間で均等償却を行っております。

ロ リース資産

（ｉ） 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却の方法と同一の方法により行っております。

（ii） 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間に基づく定額法により行っております。

②無形固定資産に計上しているソフトウェアの減価償却は、定額法により行っております。

6. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算は、「外貨建取引等会計処理基準」(企業会計審議会)に基づき行っております。

なお、為替相場の著しい変動があり、かつ、回復の見込みがないと判断される外貨建その他有価証券については、期末日の為替相場または期末日以前１カ月の平均為替相場のいずれか円安の相場により円換算し、換算差額を有価証券評価損として計上しております。

7. (1) 貸倒引当金は、資産査定基準および償却・引当基準にのっとり、次のとおり計上しております。

①破産、民事再生等、法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という)に対する債権および実質的に経営破綻に陥っている債務者(以下「実質破綻先」という)に対する債権については、以下(3)の直接減額後の債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。

②現状経営破綻の状況にはないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という)に対する債権については、債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

③上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算定した貸倒実績率等を債権額に乗じた額を計上しております。

なお、経済状況に大きな影響を与える突発的な事象が発生した場合、将来の業績悪化が見込まれる債務者に対する債権については、債務者の財務情報等に未だ反映されていない信用リスクに対する影響額を見積もり、貸倒引当金を計上しております。

(2) 全ての債権は、資産査定基準に基づき、関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引き当てを行っております。

(3) 破綻先および実質破綻先に対する債権(担保・保証付債権を含む)については、債権額から担保の評価額および保証等による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その額は586 百万円(担保・保証付債権に係る額57 百万円)であります。

8. 投資損失引当金は、投資による損失に備えるため、資産査定基準および償却・引当基準にのっとり、市場価格のない株式等について、将来発生する可能性のある損失見込額を計上しております。

9. 役員賞与引当金は、役員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

10. (1) 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき計上しております。

(2) 退職給付債務ならびに退職給付費用の処理方法は、次のとおりです。

①退職給付見込額の期間帰属方法	給付算定式基準
②数理計算上の差異の処理年数	5年
③過去勤務費用の処理年数	5年

11. ポイント引当金は、保険契約者等に付与したポイントの利用による費用負担に備えるため、将来発生すると見込まれる額を計上しております。

12. 価格変動準備金は、保険業法第115条の規定に基づき算定した額を計上しております。

13. ヘッジ会計は、次の方法により行っております。

①ヘッジ会計の手法については、主に、貸付金の一部および外貨建貸付金の一部に対するキャッシュ・フローのヘッジとして金利スワップの特例処理、保険契約の一部に対する金利変動リスクのヘッジとして「保険業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号）に基づく金利スワップによる繰延ヘッジ、外貨建債券の一部、外貨建貸付金の一部および外貨建劣後特約付社債に対する為替変動に係るキャッシュ・フローのヘッジとして通貨スワップによる繰延ヘッジおよび振当処理、外貨建債券等の一部に対する為替変動に係る価格変動リスクのヘッジとして為替予約による時価ヘッジ、国内株式の一部に対する価格変動リスクのヘッジとして株式先渡による時価ヘッジを適用しております。

②ヘッジ手段とヘッジ対象

（ヘッジ手段）	（ヘッジ対象）
金利スワップ	貸付金、外貨建貸付金、保険契約
通貨スワップ	外貨建債券、外貨建貸付金、外貨建劣後特約付社債
為替予約	外貨建債券等
株式先渡	国内株式

なお、一部の金利スワップ取引については、金利指標の置き換えに伴い、「LIBORを参照する金融商品に関するヘッジ会計の取扱い」（企業会計基準委員会実務対応報告第40号　2022年3月17日）における特例的な取り扱いを適用しております。

③ヘッジの有効性の判定については、リスク管理方針に基づき、主にヘッジ対象とヘッジ手段の時価変動を比較する比率分析によっております。

14. 消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、資産に係る控除対象外消費税等のうち、税法に定める繰延消費税等については、前払費用に計上のうえ5年間で均等償却し、繰延消費税等以外のものについては、発生年度に費用処理しております。

15. 当社を連結納税親会社として、連結納税制度を適用しております。

16. 当社は、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（企業会計基準委員会実務対応報告第39号　2020年3月31日）に基づき、繰延税金資産および繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいて計上しております。

17. 責任準備金は、保険業法第 116 条の規定に基づく準備金であり、保険契約に基づく将来の債務の履行に備えるために積み立てるものであります。保険料積立金については、次の方式により計算しております。

なお、保険業法施行規則第 69 条第 5 項の規定により、一部の個人年金保険契約および一部の終身保険契約を対象として積み立てた責任準備金が含まれております。

①標準責任準備金の対象契約については、金融庁長官が定める方式(平成 8 年大蔵省告示第 48 号)

②標準責任準備金の対象とならない契約については、平準純保険料式

なお、2019 年度より、一部の終身保険契約(一時払契約を含む)について、保険料払込終了後契約等を対象に、責任準備金を追加して積み立てることとしております。そのうち既に保険料払込終了後等となっている契約(一時払契約を含む)については、3 年間にわたり段階的に積み立てることとしておりましたが、当期に一括して積み立てることとしております。また、当期より、責任準備金を追加して積み立てる終身保険契約(一時払契約を含む)の対象を拡大し、そのうち既に保険料払込終了後等となっている契約(一時払契約を含む)については、5 年間にわたり段階的に積み立てることとしております。この結果、当期に追加積み立てを行わなかった場合に比べ、責任準備金が 586,606 百万円増加し、また、経常利益および税引前当期純剰余が 586,606 百万円減少しております。

18. 「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第 31 号)に基づき識別した重要な会計上の見積りは、子会社株式及び関連会社株式の評価であります。

当期末の貸借対照表に計上されている子会社株式及び関連会社株式の金額は、1,466,399 百万円であります。市場価格のない子会社株式及び関連会社株式については、財政状態の悪化により実質価額が著しく下落した場合には、相当の減額処理を行う必要がありますが、生命保険会社である子会社及び関連会社の株式の評価に際しては、実質価額として当該子会社等の企業価値評価額を使用しております。企業価値評価額の算定には、子会社等の将来業績や、新型コロナウイルスの影響期間等の仮定を含んでいるため、当該仮定に変化が生じた場合は、子会社株式及び関連会社株式の金額に重要な影響を及ぼす可能性があります。詳細は、連結損益計算書の注記第 2 項をご参照ください。

19. 一般勘定(保険業法第 118 条第 1 項に規定する特別勘定以外の勘定)の資産運用については、生命保険契約の特性を踏まえたうえで、中長期的な運用の基軸となるポートフォリオを策定し、さらに環境見通しを勘案した運用計画を立てております。

これに基づき、将来の保険金・給付金等の支払いを確実に履行するため、円建の安定した収益が期待できる公社債や貸付金などを中核的な資産と位置付けるとともに、中長期的な収益の向上を図る観点から株式、外国証券などに投資しております。また、デリバティブ取引については、主に資産または負債のリスクをコントロールすることを目的としております。具体的には、金利関連では金利スワップおよび金利スワップション、通貨関連では為替予約、通貨オプションおよび通貨スワップ、株式関連では株式先渡、株価指数先物および株式オプション等を活用し、その一部についてヘッジ会計を適用しております。

主に、有価証券は市場リスクおよび信用リスク、貸付金は信用リスク、デリバティブ取引は市場リスクおよび信用リスクに晒されております。市場リスクとは、金利や為替、株式等の変動により保有する資産の価値が変動し、損失を被るリスクです。信用リスクとは、主に貸付金や社債について、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産の価値が減少・消失し、損失を被るリスクです。信用リスクにはカントリーリスクを含みます。これらのリスクに対して、資産運用リスクに関する管理諸規程に基づき管理しております。

市場リスクの管理にあたっては、投融資取引に伴う過大な損失の発生を抑制するため、資産の特性に合わせて、運用限度枠を設定しております。また、その遵守状況をモニタリングし、経営会議の諮問機関である運用リスク管理専門委員会に定期的に報告するとともに、ルール抵触時にリスクを許容範囲内に抑制する体制を整備しております。この他、ポートフォリオ全体の市場リスクをコントロールするため、統計的分析手法を用いて、ポートフォリオ全体の市場バリュー・アット・リスクを合理的に算定し、許容されるリスクの範囲内で適切な資産配分を行っております。

信用リスクの管理にあたっては、投融資執行部門から独立した審査管理部門による個別取引の厳格な審査など信用力分析を行う体制を整備しております。また、リスクに見合ったリターン獲得のための貸付金利ガイドライン、取引先の信用度を区分する社内格付け、信用リスクが特定の企業・グループ・国に集中することを防止するための与信リミットの設定・モニタリング等により、良質なポートフォリオの構築に努めております。また、ポートフォリオ全体の信用リスク量の計測として、信用バリュー・アット・リスクを算定し、リスク量が適切な範囲内に収まっているかどうかのモニタリングを実施しております。

20. 金融商品の時価等に関する事項は、次のとおりです。

なお、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似する金融商品については、注記を省略しております。

(1) 主な金融商品の貸借対照表価額、時価およびこれらの差額については、次のとおりです。

（単位：百万円）

	貸借対照表価額(*1)	時価(*2)	差額
買入金銭債権	150,404	154,841	4,437
責任準備金対応債券	128,328	132,765	4,437
その他有価証券	22,076	22,076	－
有価証券(*3,*4)	62,968,796	65,183,614	2,214,818
売買目的有価証券	697,633	697,633	－
責任準備金対応債券	25,574,218	27,582,063	2,007,845
子会社株式及び関連会社株式	128,615	335,588	206,972
その他有価証券	36,568,329	36,568,329	－
貸付金(*5)	7,492,454	7,629,701	137,247
保険約款貸付	457,242	457,242	－
一般貸付	7,035,212	7,172,459	137,247
金融派生商品(*6)	(881,723)	(881,723)	－
ヘッジ会計が適用されていないもの	30,538	30,538	－
ヘッジ会計が適用されているもの	(912,261)	(912,261)	－
社債(*5,*7)	(1,420,305)	(1,420,591)	(286)
借入金(*7)	(737,551)	(736,875)	(△676)

(*1)貸倒引当金を計上したものについては、当該引当金を控除しております。

(*2)当期に減損処理した銘柄については、減損処理後の貸借対照表価額を時価としております。

(*3)非上場株式等の市場価格のない株式等については、含めておりません。これらの保有目的ごとの当期末における貸借対照表価額は、子会社株式及び関連会社株式 965,103 百万円、その他有価証券 55,970 百万円であります。

(*4)「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第 31 号)第 27 項の経過措置を適用し、組合等への出資残高については、含めておりません。当該組合等の貸借対照表価額は、525,600 百万円であります。

(*5)金利スワップの特例処理および通貨スワップの振当処理を適用している金融派生商品については、ヘッジ対象とされている貸付金および社債と一体として処理されているため、その時価は、貸付金および社債に含めて記載しております。

(*6)金融派生商品によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、( )で示しております。

(*7)社債および借入金は負債に計上しており、( )で示しております。

(2) 保有目的ごとの有価証券等に関する事項は、次のとおりです。

①売買目的有価証券

特別勘定に係る有価証券を売買目的有価証券として区分しており、当期の損益に含まれた評価差額は△22,874 百万円であります。

②満期保有目的の債券

当期末残高はありません。

③責任準備金対応債券

種類ごとの貸借対照表価額、時価およびこれらの差額については、次のとおりです。

（単位：百万円）

	種類	貸借対照表価額	時価	差額
時価が貸借対照表価額を超えるもの	買入金銭債権	120,497	125,047	4,550
	公社債	17,139,733	19,600,953	2,461,219
	外国証券	51,471	52,767	1,296
	小計	17,311,702	19,778,768	2,467,066
時価が貸借対照表価額を超えないもの	買入金銭債権	7,831	7,718	△112
	公社債	8,327,428	7,875,311	△452,116
	外国証券	55,584	53,031	△2,553
	小計	8,390,843	7,936,061	△454,782
合計		25,702,546	27,714,829	2,012,283

④その他有価証券

種類ごとの取得原価または償却原価、貸借対照表価額およびこれらの差額については、次のとおりです。

（単位：百万円）

	種類	取得原価 または償却原価	貸借対照表価額	差額
貸借対照表価額が取得原価または償却原価を超えるもの	買入金銭債権	6,135	6,210	74
	公社債	1,791,781	1,939,219	147,438
	株式	3,436,314	9,161,134	5,724,819
	外国証券	12,729,667	15,612,960	2,883,292
	その他の証券	773,857	954,356	180,499
	小計	18,737,755	27,673,881	8,936,125
貸借対照表価額が取得原価または償却原価を超えないもの	買入金銭債権	16,156	15,865	△290
	公社債	765,818	744,412	△21,406
	株式	508,172	408,365	△99,807
	外国証券	5,746,763	5,459,997	△286,766
	その他の証券	2,366,298	2,287,883	△78,415
	小計	9,403,209	8,916,524	△486,685
合計		28,140,965	36,590,405	8,449,439

※市場価格のない株式等 55,970 百万円、組合等への出資残高 152,919 百万円は含めておりません。

当期において、9,573 百万円減損処理を行っております。

なお、株式（外国株式を含む）については、時価が取得原価に比べて著しく下落したものにつき、期末日の市場価格等に基づき減損処理しております。

株式の時価が著しく下落したと判断する基準は、次のとおりです。

イ　期末日以前１カ月の市場価格等の平均が取得原価の 50%以下の銘柄

ロ　期末日以前１カ月の市場価格等の平均が取得原価の 50%超 70%以下かつ過去の市場価格や発行会社の業況等が一定の要件に該当する銘柄

(3) 主な金銭債権債務の返済予定額および満期のある有価証券の償還予定額については、次のとおりです。

（単位：百万円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
買入金銭債権	10,000	2,232	39,422	98,843
責任準備金対応債券	－	2,232	36,097	89,916
その他有価証券	10,000	－	3,325	8,926
有価証券	994,683	7,225,839	11,334,003	31,090,445
責任準備金対応債券	324,568	3,385,144	3,887,828	18,017,848
その他有価証券	670,114	3,840,694	7,446,175	13,072,597
貸付金	882,499	2,343,323	1,884,131	1,924,945
社債	－	－	－	1,420,305
借入金	2,603	14,947	－	720,000

※保険約款貸付等の期間の定めのないものは含めておりません。

また、破綻先、実質破綻先および破綻懸念先に対する債権等で返済予定額が見込めないもの 5,605 百万円は含めておりません。

21. (1) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項は、次のとおりです。

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性および重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：同一の資産または負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル２の時価：レベル１のインプット以外の直接または間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

イ　時価をもって貸借対照表価額とする金融商品

（単位：百万円）

	レベル１	レベル２	レベル３	合計
買入金銭債権	－	15,865	6,210	22,076
その他有価証券	－	15,865	6,210	22,076
有価証券(*)	17,179,558	9,230,074	452,664	26,862,297
売買目的有価証券	373,441	145,915	－	519,356
その他有価証券	16,806,117	9,084,158	452,664	26,342,940
公社債	1,546,694	1,136,937	－	2,683,631
国債	1,546,694	100	－	1,546,794
地方債	－	71,861	－	71,861
社債	－	1,064,976	－	1,064,976
株式	9,507,468	62,030	－	9,569,499
外国証券	5,748,628	7,885,190	452,664	14,086,482
公社債	5,389,558	7,826,771	452,664	13,668,994
株式等	359,069	58,418	－	417,488
その他の証券	3,326	－	－	3,326
金融派生商品	2,494	(884,333)	116	(881,723)
金利関連	－	(49,784)	116	(49,668)
通貨関連	－	(844,942)	－	(844,942)
その他	2,494	10,393	－	12,887

ロ　時価をもって貸借対照表価額としない金融商品

（単位：百万円）

	レベル１	レベル２	レベル３	合計
買入金銭債権	－	－	132,765	132,765
責任準備金対応債券	－	－	132,765	132,765
有価証券(*)	25,461,966	2,453,814	752	27,916,534
責任準備金対応債券	25,461,966	2,119,344	752	27,582,063
公社債	25,428,137	2,047,374	752	27,476,264
外国証券	33,828	71,970	－	105,799
子会社株式及び関連会社株式	－	334,470	－	334,470
貸付金	－	－	7,629,701	7,629,701
保険約款貸付	－	－	457,242	457,242
一般貸付	－	－	7,172,459	7,172,459
社債	－	(1,420,591)	－	(1,420,591)
借入金	－	(719,324)	(17,551)	(736,875)

(*)「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第 31 号）第 26 項の経過措置を適用し、投資信託は含めておりません。当該投資信託の貸借対照表価額は、10,404,594 百万円であります。

(2)　主な金融商品の時価の算定に用いた評価技法およびインプットの説明は、次のとおりです。

①有価証券および買入金銭債権のうち「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第 10 号）に基づき有価証券として取り扱うもの

活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル１の時価に分類しております。主に上場株式や国債等がこれに含まれております。公表された相場価格を用いていたとしても市場が活発でない場合にはレベル２の時価に分類しております。主に地方債、社債等がこれに含まれております。公表された相場価格が入手できない場合には、外部情報ベンダーより入手した評価額等によっております。観察できないインプットを用いていないまたはその影響が重要でない場合はレベル２の時価、重要な観察できないインプットを用いている場合はレベル３の時価に分類しております。また、投資信託は、公表されている基準価格等によっており、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第 31 号）第 26 項の経過措置を適用し、レベルを付しておりません。

②貸付金

イ　保険約款貸付

貸付金額を解約返戻金の範囲内に限る等の特性により返済期限を設けていない貸し付けであり、返済の見込まれる期間および金利条件等より、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額を時価としており、レベル３に分類しております。

ロ　一般貸付

変動金利貸付については、将来キャッシュ・フローに市場金利が短期間で反映されるため、貸付先の信用状態が実行後大きく異なっていない場合、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額を時価としております。一方、固定金利貸付については、貸付金の種類および内部格付け、期間に基づく区分ごとに、将来キャッシュ・フローを市場金利に信用リスク等を反映させた割引率で割り引いた現在価値を時価としております。また、通貨スワップの振当処理、金利スワップの特例処理の対象とされた貸し付けについては、当該時価を反映しております。

なお、破綻先、実質破綻先および破綻懸念先に対する貸付金については、直接減額前の帳簿価額から将来キャッシュ・フローの現在価値または担保および保証による回収見込み額等に基づいた貸倒見積高を控除した額を時価としております。

算出された時価はいずれもレベル３に分類しております。

③金融派生商品

活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル１の時価に分類しております。主に債券先物取引や株価指数先物取引がこれに含まれております。公表された相場価格が利用できない場合は主に外部情報ベンダーより入手した評価額によっております。観察できないインプットを用いていないまたはその影響が重要でない場合はレベル２の時価、重要な観察できないインプットを用いている場合はレベル３の時価に分類しております。

④社債

当社の発行する社債については、市場価格を時価としており、レベル２の時価に分類しております。また、通貨スワップの振当処理の対象とされた社債については、当該時価を反映しております。

⑤借入金

変動金利借入については、将来キャッシュ・フローに市場金利が短期間で反映されるため、当社の信用状態が実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としており、レベル３に分類しております。一方、固定金利借入については、原則、将来キャッシュ・フローを当社の信用リスクを加味した同様の借り入れにおいて想定される利率で割り引いた現在価値を時価としており、レベル３の時価に分類しております。ただし、証券化公募スキームを利用した借り入れについては、当該借り入れを裏付けとして発行される社債の市場価格を時価としており、レベル２の時価に分類しております。

(3) 時価をもって貸借対照表価額とする金融商品のうちレベル３の時価に関する情報は、次のとおりです。

①時価の算定に用いた重要な観察できないインプットに関する定量的情報

当社自身が観察できないインプットを推計していないため、注記を省略しております。

②当期首残高から当期末残高への調整表、当期の損益に認識した評価損益

（単位：百万円）

	買入金銭債権 その他有価証券	有価証券 その他有価証券	金融派生商品 金利関連
当期首残高	10,551	623,104	69
当期の損益	△99	1,596	△281
純損益に計上(*1)	423	36,085	△281
評価・換算差額等に計上(*2)	△523	△34,488	－
購入、売却、発行および決済	△4,241	△172,036	328
レベル３の時価への振り替え(*3)	－	－	－
レベル３の時価からの振り替え(*4)	－	－	－
当期末残高	6,210	452,664	116
当期の損益に計上した額のうち当期末において保有する金融商品の評価損益(*1)	－	－	△281

(*1)損益計算書の資産運用収益および資産運用費用に含まれております。

(*2)貸借対照表の評価・換算差額等のその他有価証券評価差額金に含まれております。

(*3)レベル１またはレベル２の時価からレベル３の時価への振り替えはございません。

(*4)レベル３の時価からレベル１またはレベル２の時価への振り替えはございません。

③時価の評価プロセスの説明

当社は社内で決定した時価の算定に関する方針に基づき時価を算定しており、当該方針に定める時価の算定に用いる評価技法およびインプットの妥当性ならびに時価のレベルの分類の適切性を確認しております。

時価の算定にあたっては、個々の金融商品の性質、特性およびリスクを最も適切に反映できる評価モデルを用いております。また、第三者から入手した相場価格を利用する場合においても、利用されている評価技法およびインプットの確認や他ベンダーの提供時価との比較等の適切な方法により価格の妥当性を検証しております。

④重要な観察できないインプットを変化させた場合の時価に対する影響に関する説明

当社自身が観察できないインプットを推計していないため、注記を省略しております。

22. 当期末における賃貸等不動産の貸借対照表価額は 1,213,905 百万円、時価は 1,677,566 百万円であります。

当社では、賃貸用のオフィスビル・賃貸商業施設等を有しており、当期末の時価は、主に不動産鑑定評価基準に基づいて算定した額であります。

また、賃貸等不動産の貸借対照表価額に含まれている資産除去債務に対応する額は 4,077 百万円であります。

23. (1) 債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権および貸付条件緩和債権の合計額は 30,345 百万円であります。その内訳は、次のとおりです。

①破産更生債権及びこれらに準ずる債権額は 10,274 百万円であります。

なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続き開始、更生手続き開始または再生手続き開始の申し立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権およびこれらに準ずる債権であります。

②危険債権額は 18,303 百万円であります。

なお、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態および経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収および利息の受け取りができない可能性の高い債権で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しない債権であります。

③三月以上延滞債権額はありません。

なお、三月以上延滞債権とは、元本または利息の支払いが約定支払日の翌日を起算日として三月以上延滞している貸付金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権および危険債権に該当しないものであります。

④貸付条件緩和債権額は 1,767 百万円であります。

なお、貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取り決めを行った貸付金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権および三月以上延滞債権に該当しないものであります。

(2) 取立不能見込額の直接減額を行った結果、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額は 586 百万円減少しております。

24. 有形固定資産の減価償却累計額は 1,206,670 百万円であります。

25. 保険業法第 118 条第 1 項に規定する特別勘定資産の額は 1,207,557 百万円であります。

なお、負債の額も同額であります。

26. 子会社等に対する金銭債権の総額は 74,798 百万円、金銭債務の総額は 10,339 百万円であります。

27. 社員配当準備金の異動状況は、次のとおりです。

イ 当期首現在高	1,046,832 百万円
ロ 前期剰余金よりの繰入額	276,006 百万円
ハ 当期社員配当金支払額	283,608 百万円
ニ 利息による増加額	21,346 百万円
ホ 当期末現在高(イ+ロ−ハ+ニ)	1,060,577 百万円

28. 負債の部の社債は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付社債であります。

なお、各社債について、それぞれ監督当局の事前承認等を前提として、当社の裁量により繰上償還をすることが可能であります。

通貨スワップによる振当処理を適用している社債の発行年月および繰上償還可能日は、次のとおりです。

発行年月	繰上償還可能日
2012 年 10 月	2022 年 10 月以降の各利払日
2014 年 10 月	発行日の 10 年後の応当日およびそれ以降 5 年を経過するごとの各日
2016 年 1 月	発行日の 10 年後の応当日およびそれ以降 5 年を経過するごとの各日
2017 年 9 月	発行日の 10 年後の応当日およびそれ以降 5 年を経過するごとの各日
2020 年 1 月	発行日の 10 年後の応当日およびそれ以降 5 年を経過するごとの各日
2021 年 1 月	発行日の 10 年後の応当日およびそれ以降 5 年を経過するごとの各日
2021 年 9 月	発行日の 10 年後の応当日およびそれ以降 5 年を経過するごとの各日

29. その他負債には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金 720,000 百万円が含まれております。
また、2022 年 5 月 10 日に、次のとおり円建劣後特約付借入を実施しております。

借入総額	1,300 億円
利率	2032 年 5 月 10 日まで 年 1.03%(固定金利) 2032 年 5 月 11 日以降 固定金利(ステップアップあり・5 年ごとにリセット)
返済期限	2052 年 5 月 10 日の 3 銀行営業日前(2032 年 5 月 10 日およびその 5 年後ごとの応当日の 3 銀行営業日前に、監督当局の事前承認等を前提として、当社の裁量により繰上返済可能)
資金使途	一般事業資金

30. 担保に供されている資産の額は、有価証券 3,689,448 百万円、土地 252 百万円、建物 38 百万円であります。また、担保に係る債務の額は 2,452,561 百万円であります。
なお、上記には、売現先取引による買い戻し条件付の売却 2,214,261 百万円および売現先勘定 2,452,560 百万円をそれぞれ含んでおります。

31. 当期に保険業法第 60 条の規定に基づき基金を 50,000 百万円募集しております。

32. 基金を 50,000 百万円償却したことに伴い、同額を保険業法第 56 条に規定する基金償却積立金に積み立てております。

33. 子会社等の株式および出資金の総額は 1,466,399 百万円であります。
なお、当社が 2021 年 4 月 30 日に設立したニッセイ少額短期設立準備株式会社(以下「準備会社」という)は、2022 年 3 月 24 日に、当社による保険業法第 272 条の 31 第 1 項に基づく金融庁長官の認可および保険業法第 106 条第 7 項に基づく金融庁長官の認可の取得、準備会社による保険業法第 272 条に基づく少額短期保険業の登録が完了し、同日付で、ニッセイプラス少額短期保険株式会社(以下「ニッセイプラス」という)に商号を変更しております。

①設立の目的
ライフスタイルの変化、個人の価値観の多様化やデジタル環境の普及等を背景に多様化するお客様ニーズに対応するべく、生保・損保の両領域で、さまざまな保険商品を柔軟かつ迅速に提供していくことを目的としております。

②ニッセイプラスの概要

イ 社名	ニッセイプラス少額短期保険株式会社
ロ 本店所在地	東京都千代田区
ハ 資本金	26 億円(資本準備金 13 億円含む)

③設立の時期
2021 年 4 月 30 日

④議決権比率
100%

34. 消費貸借契約により貸し付けている有価証券の貸借対照表価額は 2,098,496 百万円であります。

35. 売却または再担保という方法で自由に処分できる権利を有している資産は、消費貸借契約で借り入れている有価証券であり、当期末において、全て当該処分を行わず所有しており、その時価は 402,310 百万円であります。

36. 貸付金に係るコミットメントおよびこれに準ずる契約の貸付未実行残高は 292,165 百万円であります。

37. 保険業法施行令第37条の4に規定する生命保険契約者保護機構の借入限度額のうち、当社に対応する見積額は71,238百万円であります。
なお、同機構に拠出した金額は事業費として処理しております。

38. 退職給付に関する事項は、次のとおりです。

(1) 採用している退職給付制度の概要

当社は、内務職員・営業総合職等については、確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度および退職一時金制度を設けております。
また、確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設けております。
営業職員等については、確定給付型の制度として、退職一時金制度および自社年金制度を設けております。

(2) 確定給付制度

①退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

イ 期首における退職給付債務	625,689 百万円
ロ 勤務費用	27,220 百万円
ハ 利息費用	3,754 百万円
ニ 数理計算上の差異の当期発生額	850 百万円
ホ 退職給付の支払額	△38,614 百万円
ヘ 期末における退職給付債務(イ+ロ+ハ+ニ+ホ)	618,899 百万円

②年金資産の期首残高と期末残高の調整表

イ 期首における年金資産	243,500 百万円
ロ 期待運用収益	3,287 百万円
ハ 数理計算上の差異の当期発生額	3,803 百万円
ニ 事業主からの拠出額	5,991 百万円
ホ 退職給付の支払額	△17,119 百万円
ヘ 期末における年金資産(イ+ロ+ハ+ニ+ホ)	239,463 百万円

③退職給付債務および年金資産と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

イ 積立型制度の退職給付債務	242,167 百万円
ロ 年金資産	△239,463 百万円
	2,704 百万円
ハ 非積立型制度の退職給付債務	376,731 百万円
ニ 未認識数理計算上の差異	△5,186 百万円
ホ 未認識過去勤務費用	3,953 百万円
ヘ 退職給付引当金(イ+ロ+ハ+ニ+ホ)	378,203 百万円

④退職給付に関連する損益

イ 勤務費用	27,220 百万円
ロ 利息費用	3,754 百万円
ハ 期待運用収益	△3,287 百万円
ニ 数理計算上の差異の当期の費用処理額	3,626 百万円
ホ 過去勤務費用の当期の費用処理額	△1,317 百万円
ヘ 確定給付制度に係る退職給付費用(イ+ロ+ハ+ニ+ホ)	29,995 百万円

⑤年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりです。

イ　生命保険一般勘定	49.5%
ロ　現金及び預貯金	25.1%
ハ　外国証券	14.9%
ニ　国内債券	6.4%
ホ　国内株式	4.1%
ヘ　合計(イ＋ロ＋ハ＋ニ＋ホ)	100.0%

⑥長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在および予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在および将来期待される長期の収益率を考慮しております。

⑦数理計算上の計算基礎に関する事項

期末における主要な数理計算上の計算基礎は、次のとおりです。

イ　割引率	0.6%
ロ　長期期待運用収益率	1.4%

(3)　確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は 2,280 百万円です。

39. (1)　繰延税金資産の総額は 2,035,718 百万円であり、繰延税金負債の総額は 2,446,030 百万円であります。繰延税金資産のうち評価性引当額として控除した額は 74,263 百万円であります。繰延税金資産の発生の主な原因別内訳は、保険契約準備金 1,226,068 百万円、価格変動準備金 443,675 百万円および繰延ヘッジ損益 154,077 百万円であります。繰延税金負債の発生の主な原因別内訳は、その他有価証券評価差額金 2,349,062 百万円であります。

(2)　当期における法定実効税率は 27.9%であり、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異の主な内訳は、社員配当準備金△13.5%であります。

40.　土地の再評価に関する法律に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を再評価に係る繰延税金負債として負債の部に計上し、これを控除した額を土地再評価差額金として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日	2002 年 3 月 31 日
再評価の方法	土地の再評価に関する法律施行令第 2 条第 1 号に定める公示価格および第 2 条第 4 号に定める路線価に基づき、合理的な調整を行って算定しております。

41.　保険業法施行規則第 71 条第 1 項に規定する再保険を付した部分に相当する責任準備金(以下「出再責任準備金」という)の額は 182 百万円であります。

42.　保険業法施行規則第 30 条第 2 項に規定する額は 5,739,186 百万円であります。

7. 損益計算書

（単位：百万円）

科目	2020年度 金額	2021年度 金額
経常収益	**6,475,334**	**6,542,437**
保険料等収入	**4,264,628**	**4,307,975**
保険料	4,263,255	4,306,688
再保険収入	1,372	1,287
資産運用収益	**2,083,028**	**2,116,535**
利息及び配当金等収入	1,381,994	1,537,372
預貯金利息	874	555
有価証券利息・配当金	1,174,673	1,316,643
貸付金利息	108,633	104,337
不動産賃貸料	88,036	107,731
その他利息配当金	9,776	8,104
有価証券売却益	507,284	465,253
有価証券償還益	3,690	7,822
為替差益	68,465	70,327
貸倒引当金戻入額	－	1,292
投資損失引当金戻入額	2,188	4,012
その他運用収益	1,177	856
特別勘定資産運用益	118,226	29,598
その他経常収益	**127,678**	**117,926**
年金特約取扱受入金	7,409	8,042
保険金据置受入金	76,119	73,828
支払備金戻入額	11,592	－
その他の経常収益	32,555	36,055
経常費用	**6,044,263**	**6,049,231**
保険金等支払金	**3,803,456**	**3,709,094**
保険金	999,529	1,005,005
年金	803,471	821,038
給付金	661,384	701,230
解約返戻金	1,108,847	987,861
その他返戻金	228,332	192,081
再保険料	1,891	1,875
責任準備金等繰入額	**1,221,393**	**1,292,349**
支払備金繰入額	－	13,416
責任準備金繰入額	1,199,935	1,257,585
社員配当金積立利息繰入額	21,458	21,346
資産運用費用	**227,482**	**256,233**
支払利息	28,437	32,561
金銭の信託運用損	34,144	85
有価証券売却損	40,193	113,617
有価証券評価損	4,963	13,121
有価証券償還損	14,736	7,052
金融派生商品費用	48,004	12,961
貸倒引当金繰入額	5,968	－
賃貸用不動産等減価償却費	17,830	18,355
その他運用費用	33,203	58,478
事業費	**575,223**	**571,397**
その他経常費用	**216,707**	**220,157**
保険金据置支払金	87,842	86,046
税金	51,876	51,659
減価償却費	54,314	56,950
退職給付引当金繰入額	1,233	2,509
その他の経常費用	21,439	22,991
経常利益	**431,070**	**493,205**
特別利益	**89**	**5,168**
固定資産等処分益	89	5,168
特別損失	**86,867**	**84,243**
固定資産等処分損	4,999	4,792
減損損失	4,885	8,129
価格変動準備金繰入額	73,902	68,317
不動産圧縮損	80	4
社会厚生福祉事業助成金	3,000	3,000
税引前当期純剰余	**344,292**	**414,130**
法人税及び住民税	**134,353**	**179,085**
法人税等調整額	**△113,520**	**△116,827**
法人税等合計	**20,832**	**62,257**
当期純剰余	**323,459**	**351,873**

（損益計算書の注記）

1. 保険料等収入、保険金等支払金の計上方法は、次のとおりです。

(1) 保険料等収入（再保険収入を除く）は、原則として、入金があるものについて、当該入金金額により計上しております。

(2) 保険金等支払金（再保険料を除く）は、保険約款に基づく支払事由が発生し、当該約款に基づいて算定された金額を支払った契約について、当該金額により計上しております。

2. 子会社等との取引による収益の総額は 45,286 百万円、費用の総額は 37,184 百万円であります。

3. 有価証券売却益の主な内訳は、国債等債券 23,938 百万円、株式等 366,791 百万円、外国証券 74,524 百万円であります。

4. 有価証券売却損の主な内訳は、国債等債券 75,728 百万円、株式等 15,014 百万円、外国証券 22,873 百万円であります。

5. 有価証券評価損の主な内訳は、株式等 11,658 百万円、外国証券 1,463 百万円であります。

6. 責任準備金繰入額の計算上、足し上げられた出再責任準備金戻入額は 30 百万円であります。

7. (1) 金銭の信託運用損には、評価損益が 4,292 百万円含まれております。

(2) 金融派生商品費用には、評価損益が△14,865 百万円含まれております。

8. 減損損失に関する主な内容は、次のとおりです。

①資産をグルーピングした方法

賃貸用不動産等および遊休不動産等については、それぞれの物件ごとに一つの資産グループとしております。また、保険事業等の用に供している不動産等については、保険事業等全体で一つの資産グループとしております。

②減損損失の認識に至った経緯

一部の資産グループに著しい収益性の低下または時価の下落が見られたことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

③減損損失を認識した資産グループと減損損失計上額の固定資産の種類ごとの内訳

（単位：百万円）

用途	土地	借地権	建物	合計
賃貸用不動産等	375	1	286	662
遊休不動産等	3,135	-	4,331	7,466
合計	3,510	1	4,617	8,129

④回収可能価額の算定方法

回収可能価額は、物件により使用価値または正味売却価額を適用しております。

なお、使用価値については、原則として将来キャッシュ・フローを 3.0%で割り引いて算定しております。また、正味売却価額については、不動産鑑定評価基準に基づく鑑定評価額または基準価格等を基に算定しております。

8. 基金等変動計算書

・2020年度　　（単位：百万円）

	基金等											
	基金	基金償却積立金	再評価積立金	剰余金							剰余金合計	基金等合計
				損失填補準備金	その他剰余金							
					危険準備積立金	社会厚生福祉事業助成資金	圧縮積立金	圧縮特別勘定積立金	別段積立金	当期未処分剰余金		
当期首残高	100,000	1,300,000	651	18,394	71,917	351	63,729	14,790	170	184,426	353,780	1,754,431
当期変動額												
社員配当準備金の積立										△185,145	△185,145	△185,145
損失填補準備金の積立				599						△599	—	—
基金利息の支払										△277	△277	△277
当期純剰余										323,459	323,459	323,459
社会厚生福祉事業助成資金の積立						3,000				△3,000	—	—
社会厚生福祉事業助成資金の取崩						△3,000				3,000	—	—
圧縮積立金の積立							9,380			△9,380	—	—
圧縮積立金の取崩							△1,254			1,254	—	—
圧縮特別勘定積立金の積立								1,007		△1,007	—	—
圧縮特別勘定積立金の取崩								△13,728		13,728	—	—
土地再評価差額金の取崩										2,740	2,740	2,740
基金等以外の項目の当期変動額（純額）												
当期変動額合計	—	—	—	599	—	—	8,126	△12,721	—	144,772	140,776	140,776
当期末残高	100,000	1,300,000	651	18,993	71,917	351	71,855	2,069	170	329,199	494,556	1,895,208

	評価・換算差額等				純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	4,165,946	△68,056	△54,706	4,043,182	5,797,613
当期変動額					
社員配当準備金の積立					△185,145
損失填補準備金の積立					—
基金利息の支払					△277
当期純剰余					323,459
社会厚生福祉事業助成資金の積立					—
社会厚生福祉事業助成資金の取崩					—
圧縮積立金の積立					—
圧縮積立金の取崩					—
圧縮特別勘定積立金の積立					—
圧縮特別勘定積立金の取崩					—
土地再評価差額金の取崩					2,740
基金等以外の項目の当期変動額（純額）	2,476,154	△93,533	△2,740	2,379,880	2,379,880
当期変動額合計	2,476,154	△93,533	△2,740	2,379,880	2,520,657
当期末残高	6,642,100	△161,590	△57,447	6,423,062	8,318,270

令2021年度　　（単位：百万円）

	基金等											
				剰余金								
					その他剰余金							
	基金	基金償却積立金	再評価積立金	損失補填準備金	危険準備積立金	社会厚生福祉事業助成資金	圧縮積立金	圧縮特別勘定積立金	別段積立金	当期未処分剰余金	剰余金合計	基金等合計
当期首残高	100,000	1,300,000	651	18,993	71,917	351	71,855	2,069	170	329,199	494,556	1,895,208
当期変動額												
基金の募集	50,000											50,000
社員配当準備金の積立										△276,006	△276,006	△276,006
損失補填準備金の積立				995						△995	—	—
基金償却積立金の積立		50,000								△50,000	△50,000	—
基金利息の支払										△277	△277	△277
当期純剰余										351,873	351,873	351,873
基金の償却	△50,000											△50,000
社会厚生福祉事業助成資金の積立						3,000				△3,000	—	—
社会厚生福祉事業助成資金の取崩						△3,000				3,000	—	—
圧縮積立金の積立							1,374			△1,374	—	—
圧縮積立金の取崩							△1,390			1,390	—	—
圧縮特別勘定積立金の取崩								△1,062		1,062	—	—
土地再評価差額金の取崩										2,916	2,916	2,916
基金等以外の項目の当期変動額（純額）												
当期変動額合計	—	50,000	—	995	—	—	△16	△1,062	—	28,590	28,506	78,506
当期末残高	100,000	1,350,000	651	19,988	71,917	351	71,839	1,007	170	357,789	523,063	1,973,714

	評価・換算差額等				純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	6,642,100	△161,580	△57,447	6,423,062	8,318,270
当期変動額					
基金の募集					50,000
社員配当準備金の積立					△276,006
損失補填準備金の積立					—
基金償却積立金の積立					—
基金利息の支払					△277
当期純剰余					351,873
基金の償却					△50,000
社会厚生福祉事業助成資金の積立					—
社会厚生福祉事業助成資金の取崩					—
圧縮積立金の積立					—
圧縮積立金の取崩					—
圧縮特別勘定積立金の取崩					—
土地再評価差額金の取崩					2,916
基金等以外の項目の当期変動額（純額）	△529,203	△212,770	△2,916	△744,890	△744,890
当期変動額合計	△529,203	△212,770	△2,916	△744,890	△666,383
当期末残高	6,112,896	△374,361	△60,363	5,678,172	7,651,886

9. 経常利益等の明細(基礎利益)

(単位：百万円)

		2020年度	2021年度
基礎利益	A	656,563	796,654
キャピタル収益		596,133	546,550
商品有価証券運用益		—	—
金銭の信託運用益		—	—
売買目的有価証券運用益		—	—
有価証券売却益		507,284	465,253
金融派生商品収益		—	—
為替差益		68,465	70,327
その他キャピタル収益		20,382	10,969
キャピタル費用		286,663	249,191
商品有価証券運用損		—	—
金銭の信託運用損		34,144	85
売買目的有価証券運用損		—	—
有価証券売却損		40,193	113,617
有価証券評価損		4,963	13,121
金融派生商品費用		48,004	12,961
為替差損		—	—
その他キャピタル費用		159,357	109,405
キャピタル損益	B	309,469	297,359
キャピタル損益含み基礎利益	A＋B	966,032	1,094,014
臨時収益		2,188	4,012
再保険収入		—	—
危険準備金戻入額		—	—
個別貸倒引当金戻入額		—	—
その他臨時収益		2,188	4,012
臨時費用		537,150	604,820
再保険料		—	—
危険準備金繰入額		166,396	15,994
個別貸倒引当金繰入額		1,579	2,219
特定海外債権引当勘定繰入額		—	—
貸付金償却		—	—
その他臨時費用		369,175	586,606
臨時損益	C	△534,961	△600,808
経常利益	A＋B＋C	431,070	493,205

(参考) その他項目の内訳

(単位：百万円)

	2020年度	2021年度
基礎利益	138,975	98,435
外貨建保険商品対応のためのスワップ取引及び ヘッジを目的としたスワップ取引に係る受取・支払利息	18,811	15,036
外貨建保険契約に係る市場為替レート変動の影響額	140,545	94,368
マーケット・ヴァリュー・アジャストメントに係る解約返戻金額変動の影響額	△20,382	△10,969
その他キャピタル収益	20,382	10,969
外貨建保険商品対応のためのスワップ取引及び ヘッジを目的としたスワップ取引に係る受取・支払利息	—	—
外貨建保険契約に係る市場為替レート変動の影響額	—	—
マーケット・ヴァリュー・アジャストメントに係る解約返戻金額変動の影響額	20,382	10,969
その他キャピタル費用	159,357	109,405
外貨建保険商品対応のためのスワップ取引及び ヘッジを目的としたスワップ取引に係る受取・支払利息	18,811	15,036
外貨建保険契約に係る市場為替レート変動の影響額	140,545	94,368
マーケット・ヴァリュー・アジャストメントに係る解約返戻金額変動の影響額	—	—
その他臨時収益	2,188	4,012
投資損失引当金戻入額	2,188	4,012
その他臨時費用	369,175	586,606
投資損失引当金繰入額	—	—
保険業法施行規則第69条第5項に基づく責任準備金繰入額	369,175	586,606

10. 剰余金処分案

（単位：千円）

科目	2020年度	2021年度
	金額	金額
当期未処分剰余金	329,199,756	357,789,830
任意積立金取崩額	2,452,475	73,226,448
社員配当平衡積立金取崩額	－	－
危険準備積立金取崩額	－	71,917,000
圧縮積立金取崩額	1,390,319	1,309,448
圧縮特別勘定積立金取崩額	1,062,156	－
計	331,652,232	431,016,279
剰余金処分額	331,652,232	431,016,279
社員配当準備金	276,006,182	199,868,044
差引純剰余金	55,646,050	231,148,234
損失填補準備金	995,000	1,294,000
基金償却積立金	50,000,000	－
基金利息	277,000	265,000
任意積立金	4,374,050	229,589,234
社会厚生福祉事業助成資金	3,000,000	3,000,000
財務基盤積立金	－	221,917,000
圧縮積立金	1,374,050	2,718,299
圧縮特別勘定積立金	－	1,953,934
次期繰越剰余金	－	－

11. 保険業法に基づく債権の状況

（単位：百万円、%）

区分		2020年度末	2021年度末
	破産更生債権及びこれらに準ずる債権	10,308	10,274
	危険債権	16,511	18,303
	三月以上延滞債権	—	—
	貸付条件緩和債権	2,635	1,767
小　計		29,456	30,345
（対合計比）		(0.28)	(0.31)
正常債権		10,338,632	9,659,055
合　計		10,368,089	9,689,401

（注）1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始又は再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
2. 危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権です。（注1に掲げる債権を除く。）
3. 三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸付金です。（注1及び2に掲げる債権を除く。）
4. 貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸付金です。（注1から3に掲げる債権を除く。）
5. 正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、注1から4までに掲げる債権以外のものに区分される債権です。

○保険業法に基づく債権に対する補足説明

・本表の分類・算出方法は保険業法施行規則に準じており、対象は貸付金、貸付有価証券、未収利息、仮払金、支払承諾見返、金融機関保証付私募債です。

・破産更生債権及びこれらに準ずる債権等について、債権額から担保の評価額及び保証等による回収が可能と認められる金額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は2020年度末が破産更生債権及びこれらに準ずる債権2,514百万円、2021年度末が破産更生債権及びこれらに準ずる債権586百万円です。

12. 貸倒引当金の明細

(単位:百万円)

区分	2020年度	2021年度	比較
(1)貸倒引当金残高の内訳			
(イ) 一般貸倒引当金	5,424	1,912	△3,511
(ロ) 個別貸倒引当金	2,794	4,998	2,203
(ハ) 特定海外債権引当勘定	—	—	—
(2)個別貸倒引当金			
(イ) 繰入額	5,309	5,584	275
(ロ) 取崩額	3,730	3,364	△365
[償却に伴う取崩額を除く]			
(ハ) 純繰入額	1,579	2,219	640
(3)特定海外債権引当勘定			
(イ) 対象国数	—	—	—
(ロ) 債権額	—	—	—
(ハ) 繰入額	—	—	—
(ニ) 取崩額	—	—	—
(4)貸付金償却	—	—	—

13. ソルベンシー・マージン比率

（単位：百万円）

項目	2020年度末	2021年度末
ソルベンシー・マージン総額 (A)	17,717,439	18,001,132
基金・諸準備金等	5,432,807	5,663,861
基金等	1,618,924	1,773,581
価格変動準備金	1,521,916	1,590,233
危険準備金	2,044,663	2,060,657
一般貸倒引当金	5,424	1,912
その他	241,878	237,476
(その他有価証券評価差額金(税効果控除前)・繰延ヘッジ損益(税効果控除前))×90%	8,042,164	7,207,844
土地の含み損益×85%	503,035	549,898
全期チルメル式責任準備金相当額超過額	1,973,928	2,460,845
負債性資本調達手段等	1,841,512	2,140,305
全期チルメル式責任準備金相当額超過額及び負債性資本調達手段等のうち、マージンに算入されない額	—	—
控除項目	△105,201	△108,858
その他	29,191	87,236
リスクの合計額 $\sqrt{(R_1+R_8)^2+(R_2+R_3+R_7)^2}+R_4$ (B)	3,516,976	3,397,260
保険リスク相当額 R_1	114,185	110,956
第三分野保険の保険リスク相当額 R_8	88,290	91,188
予定利率リスク相当額 R_2	321,151	267,095
最低保証リスク相当額 R_7	5,378	5,315
資産運用リスク相当額 R_3	3,111,675	3,048,246
経営管理リスク相当額 R_4	72,813	70,456
ソルベンシー・マージン比率 $\frac{(A)}{(1/2)\times(B)}\times 100$	1,007.5%	1,059.7%

(注) 1. 上記は、保険業法施行規則第86条、第87条及び平成8年大蔵省告示第50号の規定に基づいて算出しています。
2. 最低保証リスク相当額の算出に際しては、標準約方式を使用しています。

（参考）
○個人保険及び個人年金保険の責任準備金の積立方式・積立率

		2020年度末	2021年度末
積立方式	標準責任準備金対象契約	平準純保険料式	平準純保険料式
	標準責任準備金対象外契約	平準純保険料式	平準純保険料式
積立率(危険準備金を除く)		100.0%	100.0%

(注) 1. 積立方式及び積立率は、個人保険及び個人年金保険を対象としています。なお、団体保険及び団体年金保険の責任準備金は積立方式という概念がないため、上記には含んでいません。
2. 積立率については、標準責任準備金対象契約に関しては平成8年大蔵省告示第48号に定める方式により、また、標準責任準備金対象外契約に関しては平準純保険料式により計算した保険料積立金、及び未経過保険料に対する積立率を記載しています。

14. 2021年度特別勘定の状況

(1)特別勘定資産残高の状況

(単位:百万円)

区分	2020年度末	2021年度末
	金額	金額
個人変額保険	112,908	110,130
個人変額年金保険	32,223	19,550
団体年金保険	1,082,174	1,077,876
特別勘定計	1,227,305	1,207,557

(2)個人変額保険(特別勘定)の状況

①保有契約高

(単位:件, 百万円)

区分	2020年度末		2021年度末	
	件数	金額	件数	金額
変額保険(有期型)	10,791	6,271	10,303	6,861
変額保険(終身型)	30,608	425,701	29,889	413,608
合 計	41,399	431,973	40,192	420,470

②年度末個人変額保険特別勘定資産の内訳

(単位:百万円, %)

区分	2020年度末		2021年度末	
	金額	構成比	金額	構成比
現預金・コールローン	9,060	8.0	13,032	11.8
有価証券	98,331	87.1	87,436	79.4
公社債	22,793	20.2	19,495	17.7
株式	13,747	12.2	27,952	25.4
外国証券	38,711	34.3	24,234	22.0
公社債	9,757	8.6	2,855	2.6
株式等	28,954	25.6	21,379	19.4
その他の証券	23,058	20.4	15,752	14.3
貸付金	—	—	—	—
その他	5,536	4.9	9,662	8.8
貸倒引当金	—	—	—	—
合 計	112,908	100.0	110,130	100.0

③個人変額保険特別勘定の運用収支状況

(単位:百万円)

区分	2020年度	2021年度
	金額	金額
利息配当金等収入	4,453	6,587
有価証券売却益	12,365	9,118
有価証券償還益	—	—
有価証券評価益	5,778	△4,916
為替差益	230	457
金融派生商品収益	1,333	3,945
その他の収益	1	1
有価証券売却損	3,322	1,629
有価証券償還損	0	0
有価証券評価損	△5,939	1,841
為替差損	180	209
金融派生商品費用	1,884	3,366
その他の費用	0	0
収支差額	24,714	8,145

(3)個人変額年金保険(特別勘定)の状況

①保有契約高

(単位:件、百万円)

区分	2020年度末		2021年度末	
	件数	金額	件数	金額
個人変額年金保険	27,164	32,221	11,072	19,539

②年度末個人変額年金保険特別勘定資産の内訳

(単位:百万円、%)

区分	2020年度末		2021年度末	
	金額	構成比	金額	構成比
現預金・コールローン	—	—	—	—
有価証券	31,498	97.8	19,475	99.6
公社債	4,586	14.2	3,526	18.0
株式	—	—	—	—
外国証券	—	—	—	—
公社債	—	—	—	—
株式等	—	—	—	—
その他の証券	26,912	83.5	15,948	81.6
貸付金	—	—	—	—
その他	724	2.2	74	0.4
貸倒引当金	—	—	—	—
合 計	32,223	100.0	19,550	100.0

③個人変額年金保険特別勘定の運用収支状況

(単位:百万円)

区分	2020年度	2021年度
	金額	金額
利息配当金等収入	1,336	4,391
有価証券売却益	145	137
有価証券償還益	—	—
有価証券評価益	3,319	△1,530
為替差益	—	—
金融派生商品収益	—	—
その他の収益	0	0
有価証券売却損	376	0
有価証券償還損	—	—
有価証券評価損	△7,814	20
為替差損	—	—
金融派生商品費用	—	—
その他の費用	0	0
収支差額	12,239	2,977

15. 保険会社及びその子会社等の状況

(1)主要な業務の状況を示す指標

(単位:億円)

項目	2020年度	2021年度
経常収益	81,609	83,568
経常利益	4,756	5,354
親会社に帰属する当期純剰余	3,315	3,467
包括利益	28,379	△4,637

項目	2020年度末	2021年度末
総資産	855,899	883,819
ソルベンシー・マージン比率	1,075.0%	1,120.3%

(2)連結の範囲及び持分法の適用に関する事項

連結される子会社および子法人等数	15 社
持分法適用の非連結の子会社および子法人等数	0 社
持分法適用の関連法人等数	15 社
期中における重要な関係会社の異動について	なし

(3)連結財務諸表の作成方針

1.　連結の範囲に関する事項

連結される子会社および子法人等数　15 社

主要な連結される子会社および子法人等

ニッセイ信用保証株式会社

ニッセイ・リース株式会社

ニッセイ・キャピタル株式会社

ニッセイアセットマネジメント株式会社

ニッセイ情報テクノロジー株式会社

大樹生命保険株式会社

ニッセイ・ウェルス生命保険株式会社

はなさく生命保険株式会社

Nippon Life Insurance Company of America

Nippon Life Americas, Inc.

MLC Limited

Nippon Life India Asset Management Limited

主要な非連結の子会社および子法人等は、Nippon Life Global Investors Americas, Inc.、ニッセイ商事株式会社およびニッセイ保険エージェンシー株式会社であります。

非連結の子会社および子法人等については、総資産、売上高、当期純損益および剰余金の点からみていずれもそれぞれ小規模であり、当企業集団の財政状態と経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除いております。

2.　持分法の適用に関する事項

持分法適用の非連結の子会社および子法人等数　0 社

持分法適用の関連法人数　15 社

主要な持分法適用の関連法人

日本マスタートラスト信託銀行株式会社

企業年金ビジネスサービス株式会社

長生人寿保険有限公司

Bangkok Life Assurance Public Company Limited

Reliance Nippon Life Insurance Company Limited

Post Advisory Group, LLC

PT Sequis

PT Asuransi Jiwa Sequis Life

The TCW Group, Inc.

Grand Guardian Nippon Life Insurance Company Limited

持分法を適用していない非連結の子会社および子法人等(Nippon Life Global Investors Americas, Inc.、ニッセイ商事株式会社他)ならびに関連法人等(株式会社エスエルタワーズ他)については、それぞれ連結純損益および連結剰余金に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性が乏しいため、持分法を適用しておりません。

3. 連結される子会社および子法人等の事業年度等に関する事項

連結される子会社および子法人等のうち、在外会社の決算日は、12 月 31 日および 3 月 31 日であります。連結財務諸表の作成にあたっては、12 月 31 日を決算日とする在外会社は、同日現在の決算財務諸表を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4. のれんの償却に関する事項

のれんおよび持分法適用の関連法人等に係るのれん相当額(以下「のれん等」という)は、定額法により 20 年間で償却しております。ただし、重要性が乏しいものについては、発生時に全額償却しております。

(4)連結貸借対照表

（単位：百万円）

科目	2020年度末 金額	2021年度末 金額	科目	2020年度末 金額	2021年度末 金額
（資産の部）			（負債の部）		
現金及び預貯金	1,771,810	1,702,155	保険契約準備金	68,266,939	69,922,760
コールローン	540,086	500,978	支払備金	249,222	260,983
買入金銭債権	316,335	290,646	責任準備金	66,916,145	68,547,902
金銭の信託	135	－	社員配当準備金	1,046,832	1,060,577
有価証券	70,741,631	73,373,626	契約者配当準備金	54,738	53,297
貸付金	8,423,975	8,437,632	再保険借	8,065	24,535
有形固定資産	1,941,042	1,875,391	社債	1,432,612	1,535,905
土地	1,284,407	1,226,001	その他負債	3,871,138	6,021,605
建物	579,054	573,878	役員賞与引当金	433	434
リース資産	8,280	6,052	退職給付に係る負債	438,263	434,246
建設仮勘定	22,427	30,250	役員退職慰労引当金	689	637
その他の有形固定資産	46,872	39,208	ポイント引当金	8,528	8,770
無形固定資産	385,669	382,306	価格変動準備金	1,610,738	1,684,575
ソフトウェア	122,279	128,852	繰延税金負債	962,359	523,390
のれん	83,185	84,383	再評価に係る繰延税金負債	101,894	100,444
リース資産	31	27	支払承諾	71,728	71,612
その他の無形固定資産	180,172	169,042	負債の部合計	76,773,391	80,328,918
再保険貸	26,705	9,266	（純資産の部）		
その他資産	1,367,177	1,734,914	基金	100,000	100,000
退職給付に係る資産	468	1,201	基金償却積立金	1,300,000	1,350,000
繰延税金資産	13,538	10,976	再評価積立金	651	651
支払承諾見返	71,728	71,612	連結剰余金	709,574	740,576
貸倒引当金	△10,343	△8,736	基金等合計	2,110,225	2,191,227
			その他有価証券評価差額金	6,767,268	6,124,915
			繰延ヘッジ損益	△163,088	△375,170
			土地再評価差額金	△57,447	△60,363
			為替換算調整勘定	△25,774	17,362
			退職給付に係る調整累計額	△6,511	△2,518
			その他の包括利益累計額合計	6,514,448	5,704,225
			新株予約権	1,349	1,671
			非支配株主持分	190,546	155,930
			純資産の部合計	8,816,569	8,053,054
資産の部合計	85,589,960	88,381,973	負債及び純資産の部合計	85,589,960	88,381,973

（連結貸借対照表の注記）

1. 当社ならびに一部の子会社および子法人等は、「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第 30 号 2019 年 7 月 4 日、以下「時価算定会計基準」という）等を、当連結会計年度から適用し、金融商品の時価の算定方法の一部を見直しております。時価算定会計基準等の適用については、時価算定会計基準第 19 項および「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第 10 号 2019 年 7 月 4 日）第 44-2 項に定める経過的な取り扱いに従っており、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を当連結会計年度の期首時点から将来にわたって適用しております。これにより、その他有価証券のうち株式（外国株式を含む）については、従来、連結会計年度末日以前 1 カ月の市場価格等の平均に基づく時価により評価しておりましたが、当連結会計年度より、連結会計年度末日の市場価格等に基づく時価により評価しております。また、連結貸借対照表の注記第 22 項において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項の注記を行っております。

2. (1) 当社ならびに一部の連結される子会社および子法人等の有価証券、預貯金・買入金銭債権のうち「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第 10 号）に基づき有価証券として取り扱うものは、次のとおり評価しております。

①売買目的有価証券については、連結会計年度末日の市場価格等に基づく時価（売却原価の算定は移動平均法）

②満期保有目的の債券については、移動平均法に基づく償却原価（定額法）

③「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第 21 号）に基づく責任準備金対応債券については、移動平均法に基づく償却原価（定額法）

④非連結または持分法非適用の子会社株式及び関連会社株式（保険業法第 2 条第 12 項に規定する子会社および保険業法施行令第 13 条の 5 の 2 第 3 項に規定する子法人等のうち子会社を除いたものが発行する株式ならびに保険業法施行令第 13 条の 5 の 2 第 4 項に規定する関連法人等が発行する株式をいう）については、移動平均法に基づく原価

⑤その他有価証券

イ 連結会計年度末日の市場価格等に基づく時価（売却原価の算定は移動平均法、取得差額が金利調整差額と認められる公社債（外国債券を含む）については、移動平均法による償却原価法（定額法））

ロ 市場価格のない株式等については、移動平均法に基づく原価

(2) その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

3. 保険種類・払方・残存年数・通貨・資産運用方針等により設定している小区分に対応した債券のうち、負債に応じたデュレーションのコントロールを図る目的で保有するものについて、「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第 21 号）に基づき、責任準備金対応債券に区分しております。

なお、次の保険契約を特定し、小区分としております。

(1) 当社

①一時払商品・団体年金保険契約以外について、全ての保険契約

②新予定利率変動型個別保険以外の一時払商品（円建）について、全ての保険契約

③有期利率保証型以外の団体年金保険契約について、全ての保険契約

④上記を除く全ての一時払商品（米ドル建）契約

⑤上記を除く全ての一時払商品（豪ドル建）契約

⑥上記を除く全ての一時払商品（ユーロ建）契約

(2) 大樹生命保険株式会社

①終身保険・年金保険（40 年以内）小区分（終身保険（定期付終身保険を含む）および年金保険から発生する将来キャッシュ・フロー中の 40 年以内の部分）

②拠出型企業年金（27 年以内）小区分（拠出型企業年金保険から発生する将来キャッシュ・フロー中の 27 年以内の部分）

③一時払外貨建養老保険（米ドル建）小区分 1（2015 年 10 月 1 日から 2019 年 9 月 30 日始期の一時払外貨建養老保険（米ドル建））

④一時払外貨建養老保険（米ドル建）小区分 2（2019 年 10 月 1 日以降始期の一時払外貨建養老保険（米ドル建））

⑤一時払外貨建養老保険（豪ドル建）小区分 1（2015 年 10 月 1 日から 2019 年 9 月 30 日始期の一時払外貨建養老保険（豪ドル建））

⑥一時払外貨建養老保険（豪ドル建）小区分２（2019年10月1日以降始期の一時払外貨建養老保険（豪ドル建））

(3) ニッセイ・ウェルス生命保険株式会社

①個人保険・個人年金商品（ただし一部保険種類を除く）

②終身がん保険・養老保険商品

③一時払終身保険（疎定積立金区分型）商品

④上記を除く円建一時払商品（ただし、一時払定額年金については、契約日が2006年4月1日以降かつ契約日時点における被保険者年齢が80歳以上の契約を除く）

⑤上記を除く米ドル建商品（ただし一部保険種類を除く）

⑥上記を除く豪ドル建一時払年金商品

(4) はなさく生命保険株式会社

全ての保険契約群を単一の小区分として、当該保険負債に応じたデュレーションのコントロールを図る目的で保有する債券について責任準備金対応債券に区分しております。

4. 金融派生商品は、市場価格等に基づく時価により評価しております。

5. ①有形固定資産の減価償却は、次の方法により行っております。

イ 有形固定資産（リース資産を除く）

（ｉ） 建物

定額法により行っております。

（ii） 上記以外

主に定率法により行っております。

なお、当社ならびに一部の連結される子会社および子法人等のその他の有形固定資産のうち取得価額が20万円未満のものの一部については、3年間で均等償却を行っております。

ロ リース資産

（ｉ） 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却の方法と同一の方法により行っております。

（ii） 上記以外

リース期間に基づく定額法により行っております。

②無形固定資産に計上しているソフトウェアの減価償却は、定額法により行っております。

6. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算は、「外貨建取引等会計処理基準」（企業会計審議会）に基づき行っております。

なお、為替相場の著しい変動があり、かつ、回復の見込みがないと判断される当社の外貨建その他有価証券については、連結会計年度末日の為替相場または連結会計年度末日以前1カ月の平均為替相場のいずれか円安の相場により円換算し、換算差額を有価証券評価損として計上しております。

また、一部の連結される子会社および子法人等が保有する外貨建その他有価証券の換算差額のうち債券に係る換算差額については為替差損益として処理し、その他の外貨建その他有価証券に係る換算差額については全部純資産直入法により処理しております。

7. (1) 当社の貸倒引当金は、資産査定基準および償却・引当基準にのっとり、次のとおり計上しております。

①破産、民事再生等、法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という）に対する債権および実質的に経営破綻に陥っている債務者（以下「実質破綻先」という）に対する債権については、以下(4)の直接減額後の債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。

②現状経営破綻の状況にはないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という）に対する債権については、債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

③上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算定した貸倒実績率等を債権額に乗じた額を計上しております。

なお、経済状況に大きな影響を与える突発的な事象が発生した場合、将来の業績悪化が見込まれる債務者に対する債権については、債務者の財務情報等に未だ反映されていない信用リスクに対する影響額を見積もり、貸倒引当金を計上しております。

(2) 当社の全ての債権は、資産査定基準に基づき、関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引き当てを行っております。

(3) 連結される子会社および子法人等については、主として資産査定基準および償却・引当基準等にのっとり、必要と認められた額を引き当てております。

(4) 破綻先および実質破綻先に対する債権（担保・保証付債権を含む）については、債権額から担保の評価額および保証等による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その額は 1,603 百万円（担保・保証付債権に係る額 70 百万円）であります。

8. 役員賞与引当金は、役員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

9. (1) 退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を計上しております。

(2) 当社ならびに一部の連結される子会社および子法人等の退職給付に係る会計処理の方法は、次のとおりです。

①退職給付見込額の期間帰属方法	給付算定式基準
②数理計算上の差異の処理年数	5 年
③過去勤務費用の処理年数	5 年

10. 役員退職慰労引当金は、一部の連結される子会社および子法人等の役員に対する退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく支給見込額を計上しております。

11. ポイント引当金は、保険契約者等に付与したポイントの利用による費用負担に備えるため、将来発生すると見込まれる額を計上しております。

12. 価格変動準備金は、保険業法第 115 条の規定に基づき算定した額を計上しております。

13. 貸手の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。

14. 当社のヘッジ会計は、次の方法により行っております。

①ヘッジ会計の手法については、主に、貸付金の一部および外貨建貸付金の一部に対するキャッシュ・フローのヘッジとして金利スワップの特例処理、保険契約の一部に対する金利変動リスクのヘッジとして「保険業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第 26 号）に基づく金利スワップによる繰延ヘッジ、外貨建債券の一部、外貨建貸付金の一部および外貨建劣後特約付社債に対する為替変動に係るキャッシュ・フローのヘッジとして通貨スワップによる繰延ヘッジおよび振当処理、外貨建債券等の一部に対する為替変動に係る価格変動リスクのヘッジとして為替予約による時価ヘッジ、国内株式の一部に対する価格変動リスクのヘッジとして株式先渡による時価ヘッジを適用しております。

②ヘッジ手段とヘッジ対象

(ヘッジ手段)	(ヘッジ対象)
金利スワップ	貸付金、外貨建貸付金、保険契約
通貨スワップ	外貨建債券、外貨建貸付金、外貨建劣後特約付社債
為替予約	外貨建債券等
株式先渡	国内株式

なお、一部の金利スワップ取引については、金利指標の置き換えに伴い、「LIBORを参照する金融商品に関するヘッジ会計の取扱い」(企業会計基準委員会実務対応報告第 40 号 2022 年 3 月 17 日)における特例的な取り扱いを適用しております。

③ヘッジの有効性の判定については、リスク管理方針に基づき、主にヘッジ対象とヘッジ手段の時価変動を比較する比率分析によっております。

15. 当社ならびに一部の連結される子会社および子法人等の消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、資産に係る控除対象外消費税等のうち、税法に定める繰延消費税等については、前払費用に計上のうえ 5 年間で均等償却し、繰延消費税等以外のものについては、発生連結会計年度に費用処理しております。

16. 当社ならびに一部の子会社および子法人等は、当社を連結納税親会社として、連結納税制度を適用しております。

17. 当社ならびに一部の子会社および子法人等は、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」(企業会計基準委員会実務対応報告第 39 号 2020 年 3 月 31 日)に基づき、繰延税金資産および繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいて計上しております。

18. (1) 当社および連結される国内の生命保険会社の責任準備金は、保険業法第 116 条の規定に基づく準備金であり、保険契約に基づく将来の債務の履行に備えるために積み立てるものであります。保険料積立金については、次の方式により計算しております。

なお、保険業法施行規則第 69 条第 5 項の規定により、一部の個人年金保険契約および一部の終身保険契約を対象として積み立てた責任準備金が含まれております。

①標準責任準備金の対象契約については、金融庁長官が定める方式(平成 8 年大蔵省告示第 48 号)

②標準責任準備金の対象とならない契約については、平準純保険料式

また、当社および一部の連結される国内の生命保険会社は、当連結会計年度に責任準備金の追加積み立てを行っております。この結果、責任準備金が 596,186 百万円増加し、また、経常利益および税金等調整前当期純剰余が 596,186 百万円減少しております。

イ 当社

2019 年度より、一部の終身保険契約(一時払契約を含む)について、保険料払込終了後契約等を対象に、責任準備金を追加して積み立てることとしております。そのうち既に保険料払込終了後等となっている契約(一時払契約を含む)については、3 年間にわたり段階的に積み立てることとしておりましたが、当連結会計年度に一括して積み立てることとしております。また、当連結会計年度より、責任準備金を追加して積み立てる終身保険契約(一時払契約を含む)の対象を拡大し、そのうち既に保険料払込終了後等となっている契約(一時払契約を含む)については、5 年間にわたり段階的に積み立てることとしております。この結果、当連結会計年度に追加積み立てを行わなかった場合に比べ、責任準備金が 586,606 百万円増加し、また、経常利益および税金等調整前当期純剰余が 586,606 百万円減少しております。

ロ 大樹生命保険株式会社

一部の個人年金保険契約を対象に責任準備金を追加して積み立てております。この結果、当連結会計年度に追加積み立てを行わなかった場合に比べ、責任準備金が 9,579 百万円増加し、また、経常利益および税金等調整前当期純剰余が 9,579 百万円減少しております。

(2) 連結される海外の生命保険会社の責任準備金は、欧州会計基準等、各国の会計基準に基づき算出した額を計上しております。

19. 「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第 31 号）に基づき識別した重要な会計上の見積りは、のれん等の評価であります。

当連結会計年度末の連結貸借対照表に計上されているのれん等は、次のとおりです。

①のれん	84,383 百万円
Nippon Life India Asset Management Limited	84,383 百万円
②のれん相当額	78,425 百万円
Reliance Nippon Life Insurance Company Limited	36,494 百万円
The TCW Group, Inc.	22,430 百万円
PT Sequis	19,500 百万円

また、のれん等の減損処理にあたって使用した会計上の見積りの内容については、連結損益計算書の注記第 2 項をご参照ください。

20. 当社ならびに一部の連結される子会社および子法人等の一般勘定（保険業法第 118 条第 1 項に規定する特別勘定以外の勘定）の資産運用については、生命保険契約の特性を踏まえたうえで、中長期的な運用の基軸となるポートフォリオを策定し、さらに環境見通しを勘案した運用計画を立てております。

これに基づき、将来の保険金・給付金等の支払いを確実に履行するため、円建の安定した収益が期待できる公社債や貸付金などを中核的な資産と位置付けるとともに、中長期的な収益の向上を図る観点から株式、外国証券などに投資しております。また、デリバティブ取引については、主に資産または負債のリスクをコントロールすることを目的としております。具体的には、金利関連では金利スワップおよび金利スワップション、通貨関連では為替予約、通貨オプションおよび通貨スワップ、株式関連では株式先渡、株価指数先物および株式オプション等を活用し、その一部についてヘッジ会計を適用しております。

主に、有価証券は市場リスクおよび信用リスク、貸付金は信用リスク、デリバティブ取引は市場リスクおよび信用リスクに晒されております。市場リスクとは、金利や為替、株式等の変動により保有する資産の価値が変動し、損失を被るリスクです。信用リスクとは、主に貸付金や社債について、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産の価値が減少・消失し、損失を被るリスクです。信用リスクにはカントリーリスクを含みます。これらのリスクに対して、資産運用リスクに関する管理諸規程に基づき管理しております。

市場リスクの管理にあたっては、投融資取引に伴う過大な損失の発生を抑制するため、資産の特性に合わせて、運用限度枠を設定しております。また、その遵守状況をモニタリングし、経営会議の諮問機関である運用リスク管理専門委員会等に定期的に報告するとともに、ルール抵触時にリスクを許容範囲内に抑制する体制を整備しております。この他、ポートフォリオ全体の市場リスクをコントロールするため、統計的分析手法を用いて、ポートフォリオ全体の市場バリュー・アット・リスクを合理的に算定し、許容されるリスクの範囲内で適切な資産配分を行っております。

信用リスクの管理にあたっては、投融資執行部門から独立した審査管理部門による個別取引の厳格な審査など信用力分析を行う体制を整備しております。また、リスクに見合ったリターン獲得のための貸付金利ガイドライン、取引先の信用度を区分する社内格付け、信用リスクが特定の企業・グループ・国に集中することを防止するための与信リミットの設定・モニタリング等により、良質なポートフォリオの構築に努めております。また、ポートフォリオ全体の信用リスク量の計測として、信用バリュー・アット・リスクを算定し、リスク量が適切な範囲内に収まっているかどうかのモニタリングを実施しております。

21. 金融商品の時価等に関する事項は、次のとおりです。

なお、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似する金融商品については、注記を省略しております。

(1) 主な金融商品の連結貸借対照表価額、時価およびこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表価額(*1)	時価(*2)	差額
買入金銭債権	290,646	297,323	6,676
満期保有目的の債券	23,576	23,602	26
責任準備金対応債券	192,361	199,011	6,649
その他有価証券	74,708	74,708	-
有価証券(*3,*4)	72,530,185	74,851,433	2,321,247
売買目的有価証券	1,447,306	1,447,306	-
満期保有目的の債券	372,376	368,475	△3,900
責任準備金対応債券	30,031,350	32,321,676	2,290,325
子会社株式及び関連会社株式	40,648	75,471	34,822
その他有価証券	40,638,503	40,638,503	-
貸付金(*5)	8,431,736	8,578,827	147,090
保険約款貸付	501,293	501,293	-
一般貸付	7,930,443	8,077,533	147,090
金融派生商品(*6)	(920,898)	(920,898)	-
ヘッジ会計が適用されていないもの	(8,562)	(8,562)	-
ヘッジ会計が適用されているもの	(912,335)	(912,335)	-
社債(*5,*7)	(1,535,905)	(1,536,327)	(422)
借入金(*7)	(843,436)	(842,760)	(△675)

(*1)貸倒引当金を計上したものについては、当該引当金を控除しております。

(*2)当連結会計年度に減損処理した銘柄については、減損処理後の連結貸借対照表価額を時価としております。

(*3)非上場株式等の市場価格のない株式等については、含めておりません。これらの当連結会計年度末における連結貸借対照表価額は、234,763 百万円であります。

(*4)「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第 31 号)第 27 項の経過措置を適用し、組合等への出資残高については、含めておりません。当該組合等の連結貸借対照表価額は、608,678 百万円であります。

(*5)金利スワップの特例処理および通貨スワップの振当処理を適用している金融派生商品については、ヘッジ対象とされている貸付金および社債と一体として処理されているため、その時価は、貸付金および社債に含めて記載しております。

(*6)金融派生商品によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、( )で示しております。

(*7)社債および借入金は負債に計上しており、( )で示しております。

(2) 保有目的ごとの有価証券等に関する事項は、次のとおりです。

①売買目的有価証券

特別勘定に係る有価証券等を売買目的有価証券として区分しており、当連結会計年度の損益に含まれた評価差額は△30,752 百万円であります。

②満期保有目的の債券

種類ごとの連結貸借対照表価額、時価およびこれらの差額については、次のとおりです。

（単位：百万円）

	種類	連結貸借対照表価額	時価	差額
時価が連結貸借対照表価額を超えるもの	買入金銭債権	10,318	10,534	216
	公社債	39,613	39,865	252
	外国証券	194,855	196,841	1,986
	小計	244,787	247,242	2,454
時価が連結貸借対照表価額を超えないもの	買入金銭債権	13,257	13,068	△189
	公社債	22,109	21,992	△116
	外国証券	115,798	109,775	△6,022
	小計	151,164	144,836	△6,328
合計		395,952	392,078	△3,873

③責任準備金対応債券

種類ごとの連結貸借対照表価額、時価およびこれらの差額については、次のとおりです。

（単位：百万円）

	種類	連結貸借対照表価額	時価	差額
時価が連結貸借対照表価額を超えるもの	買入金銭債権	170,931	177,798	6,867
	公社債	19,600,472	22,402,255	2,801,782
	外国証券	621,333	653,136	31,802
	小計	20,392,738	23,233,190	2,840,452
時価が連結貸借対照表価額を超えないもの	買入金銭債権	21,430	21,212	△217
	公社債	8,932,730	8,446,578	△486,151
	外国証券	876,813	819,705	△57,107
	小計	9,830,974	9,287,496	△543,477
合計		30,223,712	32,520,687	2,296,975

④その他有価証券

種類ごとの取得原価または償却原価、連結貸借対照表価額およびこれらの差額については、次のとおりです。

（単位：百万円）

	種類	取得原価 または償却原価	連結貸借対照表価額	差額
連結貸借対照表価額が取得原価または償却原価を超えるもの	買入金銭債権	18,781	19,128	347
	公社債	2,627,839	2,810,682	182,842
	株式	3,618,428	9,451,133	5,832,705
	外国証券	14,356,455	17,370,509	3,014,053
	その他の証券	819,058	1,009,839	190,780
	小計	21,440,564	30,661,293	9,220,729
連結貸借対照表価額が取得原価または償却原価を超えないもの	買入金銭債権	56,508	55,580	△928
	公社債	1,008,754	980,015	△28,738
	株式	681,952	529,629	△152,322
	外国証券	6,409,337	6,085,205	△324,131
	その他の証券	2,487,140	2,401,487	△85,653
	小計	10,643,693	10,051,918	△591,774
合計		32,084,257	40,713,212	8,628,954

※市場価格のない株式等 63,528 百万円、組合等への出資残高 232,635 百万円は含めておりません。

当連結会計年度において、11,972 百万円減損処理を行っております。

なお、当社ならびに一部の連結される子会社および子法人等の株式(外国株式を含む)については、時価が取得原価に比べて著しく下落したものにつき、連結会計年度末日の市場価格等に基づき減損処理しております。

株式の時価が著しく下落したと判断する基準は、次のとおりです。

イ　連結会計年度末日以前１カ月の市場価格等の平均が取得原価の 50%以下の銘柄

ロ　連結会計年度末日以前１カ月の市場価格等の平均が取得原価の 50%超 70%以下かつ過去の市場価格や発行会社の業況等が一定の要件に該当する銘柄

(3)　主な金銭債権債務の返済予定額および満期のある有価証券の償還予定額については、次のとおりです。

(単位:百万円)

	1 年以内	1 年超 5 年以内	5 年超 10 年以内	10 年超
買入金銭債権	22,300	3,482	48,201	215,953
満期保有目的の債券	-	-	-	22,960
責任準備金対応債券	-	2,232	37,946	152,079
その他有価証券	22,300	1,250	10,254	40,912
有価証券	1,264,832	8,393,374	13,345,261	35,382,285
満期保有目的の債券	53,587	137,946	108,096	73,759
責任準備金対応債券	393,715	3,702,147	4,700,709	21,055,492
その他有価証券	817,529	4,553,280	8,536,455	14,253,034
貸付金(*1)	1,021,047	2,670,379	2,090,337	2,120,723
社債(*2)	-	-	-	1,510,305
借入金	29,856	82,129	1,450	730,000

(*1)保険約款貸付等の期間の定めのないものは含めておりません。

また、破綻先、実質破綻先および破綻懸念先に対する債権等で返済予定額が見込めないもの 8,054 百万円は含めておりません。

(*2)劣後特約付社債等のうち、期間の定めのないものは含めておりません。

22. (1)　金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項は、次のとおりです。

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性および重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。

レベル１の時価:同一の資産または負債の活発な市場における(無調整の)相場価格により算定した時価

レベル２の時価:レベル１のインプット以外の直接または間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価:重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

イ　時価をもって連結貸借対照表価額とする金融商品

（単位：百万円）

	レベル１	レベル２	レベル３	合計
買入金銭債権	－	25,865	48,843	74,708
その他有価証券	－	25,865	48,843	74,708
有価証券(*)	19,226,301	11,493,584	579,733	31,299,619
売買目的有価証券	710,308	525,509	－	1,235,818
その他有価証券	18,515,992	10,968,074	579,733	30,063,801
公社債	1,992,294	1,798,404	－	3,790,698
国債	1,989,322	63,501	－	2,052,824
地方債	－	108,231	－	108,231
社債	2,971	1,626,671	－	1,629,642
株式	9,915,588	65,174	－	9,980,762
外国証券	6,604,783	9,104,496	579,510	16,288,790
公社債	6,227,733	9,046,077	579,510	15,853,322
株式等	377,049	58,418	－	435,467
その他の証券	3,326	－	222	3,549
金融派生商品	1,543	(923,505)	1,064	(920,898)
金利関連	(77)	(18,546)	116	(18,507)
通貨関連	－	(917,961)	－	(917,961)
その他	1,620	13,001	947	15,570

ロ　時価をもって連結貸借対照表価額としない金融商品

（単位：百万円）

	レベル１	レベル２	レベル３	合計
買入金銭債権	－	－	222,614	222,614
満期保有目的の債券	－	－	23,602	23,602
責任準備金対応債券	－	－	199,011	199,011
有価証券(*)	28,104,580	4,596,756	63,168	32,764,505
満期保有目的の債券	22,395	286,669	59,411	368,475
公社債	2,582	59,276	－	61,858
外国証券	19,812	227,393	59,411	306,617
責任準備金対応債券	28,082,185	4,235,733	3,757	32,321,676
公社債	27,713,098	3,134,983	752	30,848,834
外国証券	369,087	1,100,749	3,004	1,472,841
子会社株式及び関連会社株式	－	74,353	－	74,353
貸付金	－	－	8,578,827	8,578,827
保険約款貸付	－	－	501,293	501,293
一般貸付	－	－	8,077,533	8,077,533
社債	－	(1,510,104)	(26,222)	(1,536,327)
借入金	－	(719,324)	(123,436)	(842,760)

(*)「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第 31 号）第 26 項の経過措置を適用し、投資信託は含めておりません。当該投資信託の連結貸借対照表価額は、10,787,120 百万円であります。

(2) 当社ならびに一部の連結される子会社および子法人等の主な金融商品の時価の算定に用いた評価技法およびインプットの説明は、次のとおりです。

①有価証券および買入金銭債権のうち「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第 10 号）に基づき有価証券として取り扱うもの

活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル 1 の時価に分類しております。主に上場株式や国債等がこれに含まれております。公表された相場価格を用いていたとしても市場が活発でない場合にはレベル 2 の時価に分類しております。主に地方債、社債等がこれに含まれております。公表された相場価格が入手できない場合には、外部情報ベンダーより入手した評価額等によっております。観察できないインプットを用いていないまたはその影響が重要でない場合はレベル 2 の時価、重要な観察できないインプットを用いている場合はレベル 3 の時価に分類しております。また、投資信託は、公表されている基準価格等によっており、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第 31 号）第 26 項の経過措置を適用し、レベルを付しておりません。

②貸付金

イ 保険約款貸付

貸付金額を解約返戻金の範囲内に限る等の特性により返済期限を設けていない貸し付けであり、返済の見込まれる期間および金利条件等より、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額を時価としており、レベル 3 に分類しております。

ロ 一般貸付

変動金利貸付については、将来キャッシュ・フローに市場金利が短期間で反映されるため、貸付先の信用状態が実行後大きく異なっていない場合、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額を時価としております。一方、固定金利貸付については、貸付金の種類および内部格付け、期間に基づく区分ごとに、将来キャッシュ・フローを市場金利に信用リスク等を反映させた割引率で割り引いた現在価値を時価としております。また、通貨スワップの振当処理、金利スワップの特例処理の対象とされた貸し付けについては、当該時価を反映しております。

なお、破綻先、実質破綻先および破綻懸念先に対する貸付金については、直接減額前の帳簿価額から将来キャッシュ・フローの現在価値または担保および保証による回収見込み額等に基づいた貸倒見積高を控除した額を時価としております。

算出された時価はいずれもレベル 3 に分類しております。

③金融派生商品

活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル 1 の時価に分類しております。主に債券先物取引や株価指数先物取引がこれに含まれております。公表された相場価格が利用できない場合は主に外部情報ベンダーより入手した評価額、または、自社で算定した評価額を利用しており、当該評価額が観察できないインプットを用いていないまたはその影響が重要でない場合はレベル 2 の時価、重要な観察できないインプットを用いている場合はレベル 3 の時価に分類しております。

④社債

市場価格を時価とするものは、レベル 2 の時価に分類しております。一方、固定金利による社債で、将来キャッシュ・フローを想定される残存期間に応じた割引率で割り引いた現在価値を時価とするものは、レベル 3 の時価に分類しております。また、通貨スワップの振当処理の対象とされた社債については、当該時価を反映しております。

⑤借入金

変動金利借入については、将来キャッシュ・フローに市場金利が短期間で反映されるため、当社の信用状態が実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としており、レベル 3 に分類しております。一方、固定金利借入については、原則、将来キャッシュ・フローを当社の信用リスクを加味した同様の借り入れにおいて想定される利率で割り引いた現在価値を時価としており、レベル 3 の時価に分類しております。ただし、証券化公募スキームを利用した借り入れについては、当該借り入れを裏付けとして発行される社債の市場価格を時価としており、レベル 2 の時価に分類しております。

(3) 時価をもって連結貸借対照表価額とする金融商品のうちレベル 3 の時価に関する情報は、次のとおりです。

①時価の算定に用いた重要な観察できないインプットに関する定量的情報

観察できないインプットを推計していないため、注記を省略しております。

②当連結会計年度期首残高から当連結会計年度末残高への調整表、当連結会計年度の損益に認識した評価損益

（単位：百万円）

	買入金銭債権 その他有価証券	有価証券 その他有価証券	金融派生商品 金利関連	金融派生商品 通貨関連	金融派生商品 その他
当連結会計年度期首残高	55,136	1,377,995	69	△3,697	5,198
当連結会計年度の損益	△705	13,423	△281	－	△143
純損益に計上(*1)	342	40,851	△281	－	△143
その他の包括利益に計上(*2)	△1,047	△27,428	－	－	－
購入、売却、発行および決済	△5,588	△219,727	328	－	637
レベル３の時価への振り替え(*3)	－	2,203	－	－	－
レベル３の時価からの振り替え(*4)	－	△594,160	－	3,697	△4,744
当連結会計年度末残高	48,843	579,733	116	－	947
当連結会計年度の損益に計上した額のうち当連結会計年度末において保有する金融商品の評価損益(*1)	－	12,606	△281	－	77

(*1) 連結損益計算書の資産運用収益および資産運用費用に含まれております。

(*2) 連結包括利益計算書のその他の包括利益のその他有価証券評価差額金に含まれております。

(*3) レベル１の時価またはレベル２の時価からレベル３の時価への振り替えであり、時価の算定に使用しているインプットの観察可能性の変化によるものであります。当該振り替えは、当連結会計年度の期首に行っております。

(*4) レベル３の時価からレベル１の時価またはレベル２の時価への振り替えであり、時価の算定に使用しているインプットの観察可能性の変化によるものであります。当該振り替えは、当連結会計年度の期首に行っております。

③時価の評価プロセスの説明

当社ならびに一部の連結される子会社および子法人等は、社内で決定した時価の算定に関する方針に基づき時価を算定しており、当該方針に定める時価の算定に用いる評価技法およびインプットの妥当性ならびに時価のレベルの分類の適切性を確認しております。

時価の算定にあたっては、個々の金融商品の性質、特性およびリスクを最も適切に反映できる評価モデルを用いております。また、第三者から入手した相場価格を利用する場合においても、利用されている評価技法およびインプットの確認や他ベンダーの提供時価との比較等の適切な方法により価格の妥当性を検証しております。

④重要な観察できないインプットを変化させた場合の時価に対する影響に関する説明

観察できないインプットを推計していないため、注記を省略しております。

23. 当連結会計年度末における賃貸等不動産の連結貸借対照表価額は 1,293,227 百万円、時価は 1,766,342 百万円であります。

当社ならびに一部の連結される子会社および子法人等では、賃貸用のオフィスビル・賃貸商業施設等を有しており、当連結会計年度末の時価は、主に不動産鑑定評価基準に基づいて算定した額であります。

また、賃貸等不動産の連結貸借対照表価額に含まれている資産除去債務に対応する額は 4,089 百万円であります。

24. (1) 債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権および貸付条件緩和債権の合計額は 30,409 百万円であります。その内訳は、次のとおりです。

①破産更生債権及びこれらに準ずる債権額は 10,285 百万円であります。

なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続き開始、更生手続き開始または再生手続き開始の申し立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権およびこれらに準ずる債権であります。

②危険債権額は 18,352 百万円であります。

なお、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態および経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収および利息の受け取りができない可能性の高い債権で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しない債権であります。

③三月以上延滞債権額はありません。

なお、三月以上延滞債権とは、元本または利息の支払いが約定支払日の翌日を起算日として三月以上延滞している貸付金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権および危険債権に該当しないものであります。

④貸付条件緩和債権額は 1,771 百万円であります。

なお、貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取り決めを行った貸付金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権および三月以上延滞債権に該当しないものであります。

(2) 取立不能見込額の直接減額を行った結果、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額は 1,603 百万円減少しております。

25. 有形固定資産の減価償却累計額は 1,259,385 百万円であります。

26. 保険業法第 118 条第 1 項に規定する特別勘定資産の額は 1,442,281 百万円であります。

なお、負債の額も同額であります。

27. 社員配当準備金の異動状況は、次のとおりです。

イ	当連結会計年度期首現在高	1,046,832 百万円
ロ	前連結会計年度連結剰余金よりの繰入額	276,006 百万円
ハ	当連結会計年度社員配当金支払額	283,608 百万円
ニ	利息による増加額	21,346 百万円
ホ	当連結会計年度末現在高（イ＋ロ－ハ＋ニ）	1,060,577 百万円

28. 契約者配当準備金の異動状況は、次のとおりです。

イ	当連結会計年度期首現在高	54,738 百万円
ロ	当連結会計年度契約者配当金支払額	14,290 百万円
ハ	利息による増加額	9 百万円
ニ	契約者配当準備金繰入額	12,839 百万円
ホ	当連結会計年度末現在高（イ－ロ＋ハ＋ニ）	53,297 百万円

29. 負債の部の社債は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付社債であります。

なお、各社債について、それぞれ監督当局の事前承認等を前提として、発行者の裁量により繰上償還をすることが可能であります。

当社が通貨スワップによる振当処理を適用している社債の発行年月および繰上償還可能日は、次のとおりです。

発行年月	繰上償還可能日
2012 年 10 月	2022 年 10 月以降の各利払日
2014 年 10 月	発行日の 10 年後の応当日およびそれ以降 5 年を経過するごとの各日
2016 年 1 月	発行日の 10 年後の応当日およびそれ以降 5 年を経過するごとの各日
2017 年 9 月	発行日の 10 年後の応当日およびそれ以降 5 年を経過するごとの各日
2020 年 1 月	発行日の 10 年後の応当日およびそれ以降 5 年を経過するごとの各日
2021 年 1 月	発行日の 10 年後の応当日およびそれ以降 5 年を経過するごとの各日
2021 年 9 月	発行日の 10 年後の応当日およびそれ以降 5 年を経過するごとの各日

30. その他負債には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金 730,000 百万円が含まれております。

また、2022 年 5 月 10 日に、次のとおり円建劣後特約付借入を実施しております。

借入総額	1,300 億円
利率	2032 年 5 月 10 日まで 年 1.03%（固定金利） 2032 年 5 月 11 日以降 固定金利(ステップアップあり・5 年ごとにリセット)
返済期限	2052 年 5 月 10 日の 3 銀行営業日前(2032 年 5 月 10 日およびその 5 年後ごとの応当日の 3 銀行営業日前に、監督当局の事前承認等を前提として、当社の裁量により繰上返済可能)
資金使途	一般事業資金

31. 担保に供されている資産の額は、現金及び預貯金 52,970 百万円、有価証券 4,227,136 百万円、土地 252 百万円、建物 38 百万円、リース契約等に係る債権 3,660 百万円であります。また、担保に係る債務の額は 2,970,690 百万円であります。

なお、上記には、売現先取引による買い戻し条件付の売却 2,662,125 百万円および売現先勘定 2,946,626 百万円をそれぞれ含んでおります。

32. 当連結会計年度に保険業法第 60 条の規定に基づき基金を 50,000 百万円募集しております。

33. 基金を 50,000 百万円償却したことに伴い、同額を保険業法第 56 条に規定する基金償却積立金に積み立てております。

34. 非連結の子会社および子法人等ならびに関連法人等の株式および出資金の総額は 587,926 百万円であります。

35. ストック・オプションに関する事項は、次のとおりです。

①ストック・オプションに関する費用計上額および科目名

（単位：百万円）

事業費	567

②権利不行使による失効に係る利益計上額および科目名

（単位：百万円）

新株予約権戻入益	0

③ストック・オプションの内容

	Nippon Life India Asset Management Limited			
	2017 年第 1 回 新株予約権	2017 年第 2 回 新株予約権	2017 年第 3 回 新株予約権	2019 年第 1 回 新株予約権
付与対象者の区分および人数	代表取締役 1 名 従業員 84 名	代表取締役 1 名 従業員 137 名	代表取締役 1 名 従業員 157 名	代表取締役 1 名 従業員 156 名
株式の種類別のストック・オプションの付与数(*1)	普通株式 4,944,246 株	普通株式 4,598,135 株	普通株式 11,190,706 株	普通株式 18,081,008 株
付与日	2017 年 8 月 8 日	2018 年 4 月 25 日	2019 年 4 月 29 日	2019 年 7 月 29 日
権利確定条件	付与後毎年 25%毎に権利確定(*2)	付与後毎年 25%毎に権利確定	付与後毎年 25%毎に権利確定	付与後毎年 25%毎に権利確定
対象勤務期間	付与日から権利確定条件を充足する日まで	付与日から権利確定条件を充足する日まで	付与日から権利確定条件を充足する日まで	付与日から権利確定条件を充足する日まで
権利行使期間	自 2018 年 8 月 8 日 至 2024 年 8 月 7 日	自 2019 年 4 月 25 日 至 2025 年 4 月 24 日	自 2020 年 4 月 29 日 至 2026 年 4 月 28 日	自 2020 年 7 月 29 日 至 2026 年 7 月 28 日

	Nippon Life India Asset Management Limited		
	2019年第2回 新株予約権	2019年第3回 新株予約権	2019年第4回 新株予約権
付与対象者の区分および人数	代表取締役 1名 従業員 31名	従業員 203名	従業員 1名
株式の種類別のストック・オプションの付与数(*1)	普通株式 469,772株	普通株式 5,430,538株	普通株式 77,065株
付与日	2020年6月10日	2021年7月19日	2021年8月7日
権利確定条件	付与後毎年25%毎に権利確定	付与後毎年25%毎に権利確定	付与後毎年25%毎に権利確定
対象勤務期間	付与日から権利確定条件を充足する日まで	付与日から権利確定条件を充足する日まで	付与日から権利確定条件を充足する日まで
権利行使期間	自 2021年6月10日 至 2027年6月9日	自 2022年7月19日 至 2028年7月18日	自 2022年8月7日 至 2028年8月6日

(*1)株式数に換算して記載しております。

(*2)代表取締役に付与されたストック・オプションは、付与日から3年後に一括で権利確定されます。

④ストック・オプションの規模およびその変動状況

イ ストック・オプションの数

(単位:株)

	Nippon Life India Asset Management Limited						
	2017年 第1回 新株予約権	2017年 第2回 新株予約権	2017年 第3回 新株予約権	2019年 第1回 新株予約権	2019年 第2回 新株予約権	2019年 第3回 新株予約権	2019年 第4回 新株予約権
権利確定前							
前連結会計年度末	888,544	1,825,348	7,671,630	12,746,385	469,772	-	-
付与	-	-	-	-	-	5,430,538	77,065
失効	-	56,701	172,907	216,048	45,500	188,966	-
権利確定	888,544	906,607	2,567,534	4,132,684	112,299	-	-
未確定残	-	862,040	4,931,189	8,397,653	311,973	5,241,572	77,065
権利確定後							
前連結会計年度末	1,420,905	1,744,167	1,366,825	3,331,758	-	-	-
権利確定	888,544	906,607	2,567,534	4,132,684	112,299	-	-
権利行使	1,576,288	1,043,360	1,474,758	1,389,612	29,143	-	-
失効	-	-	-	-	1,782	-	-
未行使残	733,161	1,607,414	2,459,601	6,074,830	81,374	-	-

ロ 単価情報

(単位:ルピー)

	Nippon Life India Asset Management Limited						
	2017年 第1回 新株予約権	2017年 第2回 新株予約権	2017年 第3回 新株予約権	2019年 第1回 新株予約権	2019年 第2回 新株予約権	2019年 第3回 新株予約権	2019年 第4回 新株予約権
権利行使価格	204.25	256.10	202.35	223.32	247.60	372.71	389.28
行使時平均株価	383.33	390.62	376.87	395.18	401.42	-	-
付与日における公正な評価単価	10.82	45.71	38.94	43.06	65.51	85.73	78.29

⑤ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

イ　使用した方法　　ブラック・ショールズ式

ロ　主な基礎数値および見積方法

	Nippon Life India Asset Management Limited						
	2017年 第1回 新株予約権	2017年 第2回 新株予約権	2017年 第3回 新株予約権	2019年 第1回 新株予約権	2019年 第2回 新株予約権	2019年 第3回 新株予約権	2019年 第4回 新株予約権
株価変動性(*1)	13.92%～ 20.81%	14.21%	16.66%	16.46%	16.17%	12.92%	12.92%
予想残存期間(*2)	4.0年～ 5.5年	4.0年～ 5.5年	4.0年～ 5.5年	4.0年～ 5.5年	4.0年～ 5.5年	4.0年～ 5.5年	4.0年～ 5.5年
予想配当率(*3)	3.09%	3.25%	2.97%	3.22%	1.98%	2.54%	2.01%
無リスク利子率(*4)	6.20%～ 6.34%	7.06%～ 7.15%	6.32%～ 6.55%	6.22%～ 6.45%	4.37%～ 4.88%	5.49%～ 5.99%	5.48%～ 5.98%

(*1)インド国立証券取引所が提供する指数によっております。

(*2)権利付与後、権利行使可能な期間の最短期間と最長期間の和半値によっております。

(*3)過去の配当実績によっております。

(*4)残存年数が予想残存期間に対応する国債の利子率によっております。

⑥ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積もりは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

36.　非支配株主との取引および新会社設立に関する事項等は、次のとおりです。

(1)　ニッセイ・ウェルス生命保険株式会社

当社は、2021年10月29日に、ニッセイ・ウェルス生命保険株式会社（以下「ニッセイ・ウェルス生命」という）の株式の約14.9%をマスミューチュアル・インターナショナル・エルエルシーより取得し、100%子会社としております。

①取引の概要

イ　被取得企業の名称およびその事業の内容

被取得企業の名称　　ニッセイ・ウェルス生命保険株式会社

事業の内容　　生命保険業

ロ　企業結合日

2021年10月1日（みなし取得日）

ハ　企業結合の法的形式

非支配株主からの株式追加取得による100%子会社化

ニ　結合後企業の名称

ニッセイ・ウェルス生命保険株式会社

ホ　その他取引の概要に関する事項

当社は、当社グループの金融機関窓販事業基盤の一層の強化・拡充に向け、ニッセイ・ウェルス生命を100%子会社としております。

②実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号）および「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号）に基づき、共通支配下の取引等のうち、非支配株主との取引として処理しております。

③被取得企業の取得原価および対価の種類ごとの内訳

取得の対価　現金による支出額　　23,819百万円

取得原価　　23,819百万円

④非支配株主との取引に係る当社の持分変動に関する事項

イ 連結剰余金の主な変動要因

子会社株式の追加取得

ロ 非支配株主との取引によって増加した連結剰余金の金額

6,671 百万円

(2) ニッセイプラス少額短期保険株式会社

当社が 2021 年 4 月 30 日に設立したニッセイ少額短期設立準備株式会社(以下「準備会社」という)は、2022 年 3 月 24 日に、当社による保険業法第 272 条の 31 第 1 項に基づく金融庁長官の認可および保険業法第 106 条第 7 項に基づく金融庁長官の認可の取得、準備会社による保険業法第 272 条に基づく少額短期保険業の登録が完了し、同日付で、ニッセイプラス少額短期保険株式会社(以下「ニッセイプラス」という)に商号を変更しております。

①設立の目的

ライフスタイルの変化、個人の価値観の多様化やデジタル環境の普及等を背景に多様化するお客様ニーズに対応するべく、生保・損保の両領域で、さまざまな保険商品を柔軟かつ迅速に提供していくことを目的としております。

②ニッセイプラスの概要

イ 社名	ニッセイプラス少額短期保険株式会社
ロ 本店所在地	東京都千代田区
ハ 資本金	26 億円(資本準備金 13 億円含む)

③設立の時期

2021 年 4 月 30 日

④議決権比率

100%

37. 消費貸借契約により貸し付けている有価証券の連結貸借対照表価額は 2,435,440 百万円であります。

38. 売却または再担保という方法で自由に処分できる権利を有している資産は、消費貸借契約で借り入れている有価証券であり、当連結会計年度末において、全て当該処分を行わず所有しており、その時価は 402,310 百万円であります。

39. 貸付金に係るコミットメントおよびこれに準ずる契約の貸付未実行残高は 222,181 百万円であります。

40. 保険業法施行令第 37 条の 4 に規定する生命保険契約者保護機構の借入限度額のうち、当社ならびに一部の連結される子会社および子法人等に対応する見積額は 83,522 百万円であります。

なお、同機構に拠出した金額は事業費として処理しております。

41. 退職給付に関する事項は、次のとおりです。

(1) 採用している退職給付制度の概要

当社は、内務職員・営業総合職等については、確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度および退職一時金制度を設けております。

また、確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設けております。

営業職員等については、確定給付型の制度として、退職一時金制度および自社年金制度を設けております。

一部の連結される子会社および子法人等は、主に、確定給付型の制度として、退職一時金制度、確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設けております。

(2) 確定給付制度

①退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

イ	期首における退職給付債務	690,695 百万円
ロ	勤務費用	29,735 百万円
ハ	利息費用	4,185 百万円
ニ	数理計算上の差異の当期発生額	1,356 百万円
ホ	退職給付の支払額	△44,397 百万円
ヘ	その他	41 百万円
ト	期末における退職給付債務(イ+ロ+ハ+ニ+ホ+ヘ)	681,617 百万円

②年金資産の期首残高と期末残高の調整表

イ	期首における年金資産	253,640 百万円
ロ	期待運用収益	3,606 百万円
ハ	数理計算上の差異の当期発生額	3,580 百万円
ニ	事業主からの拠出額	6,741 百万円
ホ	退職給付の支払額	△18,258 百万円
ヘ	その他	33 百万円
ト	期末における年金資産(イ+ロ+ハ+ニ+ホ+ヘ)	249,343 百万円

③簡便法を採用した制度の、退職給付に係る負債の期首残高と期末残高の調整表

イ	期首における退職給付に係る負債	739 百万円
ロ	退職給付費用	94 百万円
ハ	退職給付の支払額	△63 百万円
ニ	期末における退職給付に係る負債(イ+ロ+ハ)	770 百万円

④退職給付債務および年金資産と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債および資産の調整表

イ	積立型制度の退職給付債務	251,628 百万円
ロ	年金資産	△249,343 百万円
		2,284 百万円
ハ	非積立型制度の退職給付債務	430,759 百万円
ニ	連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	433,044 百万円
ホ	退職給付に係る負債	434,246 百万円
ヘ	退職給付に係る資産	△1,201 百万円
ト	連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	433,044 百万円

⑤退職給付に関連する損益

イ	勤務費用	29,733 百万円
ロ	利息費用	4,184 百万円
ハ	期待運用収益	△3,604 百万円
ニ	数理計算上の差異の当期の費用処理額	4,682 百万円
ホ	過去勤務費用の当期の費用処理額	△1,317 百万円
ヘ	簡便法で計算した退職給付費用	94 百万円
ト	その他	4 百万円
チ	確定給付制度に係る退職給付費用(イ+ロ+ハ+ニ+ホ+ヘ+ト)	33,775 百万円

⑥その他の包括利益に計上された項目の内訳

その他の包括利益に計上した項目（税効果控除前）の内訳は、次のとおりです。

イ　数理計算上の差異	6,906 百万円
ロ　過去勤務費用	△1,317 百万円
ハ　合計（イ＋ロ）	5,588 百万円

⑦その他の包括利益累計額に計上された項目の内訳

その他の包括利益累計額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は、次のとおりです。

イ　未認識数理計算上の差異	7,933 百万円
ロ　未認識過去勤務費用	△3,953 百万円
ハ　合計（イ＋ロ）	3,980 百万円

⑧年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりです。

イ　生命保険一般勘定	47.9%
ロ　現金及び預貯金	24.1%
ハ　外国証券	15.3%
ニ　国内債券	8.4%
ホ　国内株式	4.4%
ヘ　その他	0.0%
ト　合計（イ＋ロ＋ハ＋ニ＋ホ＋ヘ）	100.0%

⑨長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在および予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在および将来期待される長期の収益率を考慮しております。

⑩数理計算上の計算基礎に関する事項

当連結会計年度末における当社ならびに一部の連結される子会社および子法人等の主要な数理計算上の計算基礎は、次のとおりです。

イ　割引率	0.4%～7.0%
ロ　長期期待運用収益率	1.4%～7.0%

(3)　確定拠出制度

確定拠出制度への要拠出額は 5,273 百万円です。

42. (1)　繰延税金資産の総額は 2,203,044 百万円であり、繰延税金負債の総額は 2,507,642 百万円であります。繰延税金資産のうち評価性引当額として控除した額は 117,816 百万円であります。繰延税金資産の発生の主な原因別内訳は、保険契約準備金 1,276,573 百万円、価格変動準備金 470,045 百万円および繰延ヘッジ損益 154,723 百万円であります。繰延税金負債の発生の主な原因別内訳は、その他有価証券評価差額金 2,388,245 百万円であります。

(2)　当連結会計年度における法定実効税率は 27.9%であり、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異の主な内訳は、社員配当準備金△12.8%であります。

43.　土地の再評価に関する法律に基づき、当社の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を再評価に係る繰延税金負債として負債の部に計上し、これを控除した額を土地再評価差額金として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日	2002 年 3 月 31 日
再評価の方法	土地の再評価に関する法律施行令第 2 条第 1 号に定める公示価格および第 2 条第 4 号に定める路線価に基づき、合理的な調整を行って算定しております。

44. 当社の連結子会社である大樹生命保険株式会社では、一時払外貨建養老保険（米ドル建・豪ドル建）および一時払外貨建終身保険（米ドル建・豪ドル建）を対象に修正共同保険式再保険契約を締結しております。

当該再保険契約により保険リスクを移転し、金利変動時の市場価格調整に伴う責任準備金積増相当額または取崩相当額を含めて再保険収入として計上しております。ただし、当該再保険契約に係る再保険収入が負値となる場合は、再保険料として計上しております。

当該修正共同保険式再保険に係る再保険借の当連結会計年度末残高は 15,572 百万円であり、修正共同保険式再保険に付した部分に相当する責任準備金の当連結会計年度末残高は 843,174 百万円であります。

(5)連結損益計算書及び連結包括利益計算書

（連結損益計算書）

（単位：百万円）

科目	2020年度 金額	2021年度 金額
経常収益	**8,160,966**	**8,356,872**
保険料等収入	**5,190,112**	**5,386,003**
資産運用収益	**2,682,040**	**2,695,935**
利息及び配当金等収入	1,558,947	1,731,163
売買目的有価証券運用益	10,488	6,294
有価証券売却益	537,390	490,952
有価証券償還益	3,998	9,634
為替差益	413,806	413,614
貸倒引当金戻入額	—	1,573
その他運用収益	2,535	1,618
特別勘定資産運用益	154,873	41,083
その他経常収益	**288,813**	**274,933**
経常費用	**7,685,338**	**7,821,428**
保険金等支払金	**4,696,798**	**4,629,816**
保険金	1,233,439	1,227,849
年金	991,956	1,013,480
給付金	847,024	895,870
解約返戻金	1,278,280	1,171,107
その他返戻金	256,135	209,897
再保険料	89,962	111,611
責任準備金等繰入額	**1,508,211**	**1,645,246**
支払備金繰入額	—	19,626
責任準備金繰入額	1,486,743	1,604,264
社員配当金積立利息繰入額	21,458	21,346
契約者配当金積立利息繰入額	10	9
資産運用費用	**347,208**	**386,404**
支払利息	31,354	34,837
金銭の信託運用損	34,144	85
有価証券売却損	47,651	116,850
有価証券評価損	6,766	14,152
有価証券償還損	14,852	7,103
金融派生商品費用	146,237	128,642
貸倒引当金繰入額	5,910	—
貸付金償却	26	0
賃貸用不動産等減価償却費	20,604	21,129
その他運用費用	39,660	63,603
事業費	**791,723**	**802,955**
その他経常費用	**341,395**	**357,005**
経常利益	**475,628**	**535,443**
特別利益	**1,550**	**18,439**
固定資産等処分益	1,536	18,439
新株予約権戻入益	13	0
特別損失	**93,483**	**103,971**
固定資産等処分損	6,201	5,186
減損損失	5,084	21,943
価格変動準備金繰入額	79,116	73,837
不動産圧縮損	80	4
社会厚生福祉事業助成金	3,000	3,000
契約者配当準備金繰入額	**11,966**	**12,839**
税金等調整前当期純剰余	**371,727**	**437,072**
法人税及び住民税等	**154,691**	**199,647**
法人税等調整額	**△119,051**	**△114,236**
法人税等合計	**35,639**	**85,411**
当期純剰余	**336,087**	**351,661**
非支配株主に帰属する当期純剰余	**4,583**	**4,901**
親会社に帰属する当期純剰余	**331,504**	**346,759**

（連結損益計算書の注記）

1. 保険料等収入、保険金等支払金の計上方法は、次のとおりです。

(1) 保険料等収入（再保険収入を除く）は、原則として、入金があるものについて、当該入金金額により計上しております。

(2) 保険金等支払金（再保険料を除く）は、保険約款に基づく支払事由が発生し、当該約款に基づいて算定された金額を支払った契約について、当該金額により計上しております。

2. 減損損失に関する主な内容は、次のとおりです。

①資産をグルーピングした方法

イ 不動産等

当社ならびに一部の連結される子会社および子法人等は、賃貸用不動産等および遊休不動産等については、それぞれの物件ごとに一つの資産グループとしております。また、保険事業等の用に供している不動産等については、保険事業等全体で一つの資産グループとしております。

ロ のれん等

当社は、のれん等については、原則として会社単位で一つの資産グループとしております。

なお、PT Sequis に係るのれん相当額の評価にあたっては、同社が中間持株会社として保有する PT Asuransi Jiwa Sequis Life が実質的な事業活動を行っていることから、PT Sequis と PT Asuransi Jiwa Sequis Life を一つの資産グループとしております。

②減損の兆候の識別

イ 不動産等

資産グループの営業活動から生ずる損益が継続してマイナスの場合等、減損が生じている可能性を示す事象がある場合に減損の兆候を識別しております。

なお、当連結会計年度末においては、一部の資産グループについて、上記に該当したため減損の兆候を識別しております。

ロ のれん等

資産グループが以下のいずれかに該当する場合等には、減損の兆候を識別しております。

（ⅰ）当期損益または営業活動から生じるキャッシュ・フローが 2 期連続してマイナスとなっている場合、または継続してマイナスとなる見込みである場合

（ⅱ）事業内容や経営戦略が当初計画から大幅に転換し、実質価額の大幅低下につながるような将来にわたる業績の悪化が見込まれる場合

（ⅲ）経営環境の著しい悪化や悪化の見込みにより、実質価額の大幅低下につながるような将来にわたる業績の悪化が見込まれる場合

当連結会計年度末においては Nippon Life India Asset Management Limited に係るのれん、Reliance Nippon Life Insurance Company Limited に係るのれん相当額および、PT Sequis に係るのれん相当額について、減損の兆候を識別しております。なお、Nippon Life India Asset Management Limited に係るのれんは、「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第 21 号）の第 109 項に基づき、のれんの金額が多額に上るため、減損の兆候を識別しております。

③減損損失の認識および測定

イ 不動産等

減損の兆候が識別された資産グループについて、当該資産グループから得られる割引前キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合は、減損損失を認識し、帳簿価額を回収可能価額まで減額しております。なお、回収可能価額は使用価値または正味売却価額を適用しており、使用価値については、原則として将来キャッシュ・フローを 2.0～3.0％で割り引いて算定しております。正味売却価額については、不動産鑑定評価基準に基づく鑑定評価額または基準価格等を基に算定しております。

当連結会計年度末においては、減損の兆候が識別された一部の資産グループについて、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失として特別損失に計上しております。

ロ　のれん等

減損の兆候が識別された資産グループについて、当該資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合等は、のれん等の金額を超えない範囲で、帳簿価額を回収可能価額まで減額しております。なお、回収可能価額は使用価値または正味売却価額を適用しており、使用価値については、それぞれの資産グループにおける将来見込みおよび中期経営計画等に基づき算定された将来キャッシュ・フローを現在価値に割り引いて算定しております。正味売却価額については、株式等の時価に保有株式数を乗じた金額等により算定しております。

なお、生命保険会社における減損判定では「固定資産の減損に係る会計基準」（企業会計審議会）等の要件を充たすことを確認のうえ、上記の割引前将来キャッシュ・フローおよび回収可能価額の代替として企業価値評価額（Embedded Value（以下「EV」という）と新契約価値の合計）を使用しております。EV とは、「貸借対照表の純資産の部の金額に必要な修正を加えた修正純資産」と、「保有契約から生じる将来の税引後利益の現在価値である保有契約価値」を合計したものであり、保険株式会社の株主価値や M&A における買収価格の把握等を目的として使用される、株主に帰属する企業価値を表すものであります。また、新契約価値とは、「将来に獲得する契約から生じる将来の税引後利益の現在価値」を表すものであります。

当連結会計年度末において、減損の兆候が識別された生命保険会社である Reliance Nippon Life Insurance Company Limited および PT Sequis に係るのれん相当額の減損判定では、割引前将来キャッシュ・フローおよび回収可能価額の代替として企業価値評価額を使用しております。なお、当該企業価値評価額の算定に用いる EV は TEV を使用しております。TEV とは、リスクを加味した割引率を用いてキャッシュ・フローを評価する EV の計算手法の一つであります。当該企業価値評価額の算定にあたっては、新契約価値算定の基礎となる各販売チャネルにおける新規契約獲得予測に基づく将来キャッシュ・フローや割引率、EV 算定の基礎となる解約率および保険事故発生率等の保険数理計算上の仮定等に不確実性があります。Reliance Nippon Life Insurance Company Limited に係るのれん相当額は、企業価値評価額が帳簿価額を上回っていたため、減損損失を認識しておりません。

なお、PT Sequis に係るのれん相当額は、上記に加えて、新型コロナウイルスの感染拡大が及ぼす将来の販売計画への影響期間を 2022 年までとする仮定を含んでおり、当該仮定に著しい変化が生じた場合は、のれん相当額の金額に重要な影響を及ぼす可能性がありますが、企業価値評価額が帳簿価額を上回っていたため、減損損失を認識しておりません。

当連結会計年度末において、減損の兆候が識別された Nippon Life India Asset Management Limited に係るのれんの減損判定では、Nippon Life India Asset Management Limited から得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較しておりますが、前者が後者を上回っていることや、上場企業であり時価評価額と帳簿価額を比較した結果、時価評価額が帳簿価額を上回っていること等を踏まえ、減損損失を認識しておりません。

④減損損失を認識した資産グループと減損損失計上額の固定資産の種類ごとの内訳

（単位：百万円）

用途	土地	借地権	建物等	合計
賃貸用不動産等	10,303	1	4,172	14,476
遊休不動産等	3,135	－	4,331	7,466
合計	13,438	1	8,503	21,943

3.　当社の連結子会社である大樹生命保険株式会社の保険料等収入に含まれる再保険収入には、一時払外貨建養老保険（米ドル建・豪ドル建）および一時払外貨建終身保険（米ドル建・豪ドル建）の修正共同保険式再保険に係る再保険収入 30,184 百万円が含まれており、この再保険収入には、出再責任準備金調整額（市場価格調整に伴う責任準備金積増相当額（△は取崩相当額）を除く）16,043 百万円、市場価格調整に伴う責任準備金積増相当額（△は取崩相当額）△31,740 百万円が含まれております。

当該再保険により、経常利益および税金等調整前当期純剰余は、それぞれ 31,070 百万円減少しております。

（連結包括利益計算書）

（単位：百万円）

科目	2020年度 金額	2021年度 金額
当期純剰余	**336,087**	**351,661**
その他の包括利益	**2,501,831**	**△815,365**
その他有価証券評価差額金	2,578,320	△655,136
繰延ヘッジ損益	△93,568	△212,470
為替換算調整勘定	8,163	35,120
退職給付に係る調整額	8,561	4,029
持分法適用会社に対する持分相当額	354	13,090
包括利益	**2,837,919**	**△463,704**
親会社に係る包括利益	2,814,228	△460,546
非支配株主に係る包括利益	23,691	△3,157

（連結包括利益計算書の注記）

その他の包括利益の内訳については、次のとおりです。

(1) その他の包括利益に係る組替調整額

（単位：百万円）

その他有価証券評価差額金：		
当期発生額	△437,561	
組替調整額	△462,503	△900,064
繰延ヘッジ損益：		
当期発生額	△326,255	
組替調整額	30,237	△296,018
為替換算調整勘定：		
当期発生額	35,120	
組替調整額	－	35,120
退職給付に係る調整額：		
当期発生額	2,224	
組替調整額	3,364	5,588
持分法適用会社に対する持分相当額：		
当期発生額	12,500	
組替調整額	590	13,090
税効果調整前合計		△1,142,282
税効果額		326,917
その他の包括利益合計		△815,365

(2) その他の包括利益に係る税効果額

（単位：百万円）

	税効果調整前	税効果額	税効果調整後
その他有価証券評価差額金	△900,064	244,928	△655,136
繰延ヘッジ損益	△296,018	83,547	△212,470
為替換算調整勘定	35,120	－	35,120
退職給付に係る調整額	5,588	△1,558	4,029
持分法適用会社に対する持分相当額	13,090	－	13,090
その他の包括利益合計	△1,142,282	326,917	△815,365

(6)連結キャッシュ・フロー計算書

（単位：百万円）

科目	2020年度 金額	2021年度 金額
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益(△は損失)	371,727	437,072
賃貸用不動産等減価償却費	20,604	21,129
減価償却費	73,296	76,299
減損損失	5,084	21,943
のれん償却額	4,259	4,496
支払備金の増減額(△は減少)	△10,064	10,658
責任準備金の増減額(△は減少)	1,499,301	1,612,939
社員配当準備金積立利息繰入額	21,458	21,346
契約者配当準備金積立利息繰入額	10	9
契約者配当準備金繰入額	11,966	12,839
貸倒引当金の増減額(△は減少)	5,998	△1,607
役員賞与引当金の増減額(△は減少)	341	0
退職給付に係る負債の増減額(△は減少)	△645	837
役員退職慰労引当金の増減額(△は減少)	△4,281	△51
価格変動準備金の増減額(△は減少)	79,116	73,837
利息及び配当金等収入	△1,558,947	△1,731,163
金銭の信託運用損益(△は益)	34,144	85
有価証券関係損益(△は益)	△472,118	△362,481
保険約款貸付関係損益(△は益)	86,953	80,687
金融派生商品関係損益(△は益)	146,237	128,642
支払利息	31,354	34,837
為替差損益(△は益)	△405,762	△412,512
有形固定資産関係損益(△は益)	5,627	△11,245
持分法による投資損益(△は益)	△521	△1,019
特別勘定資産運用損益(△は益)	△154,873	△41,083
再保険貸の増減額(△は増加)	43,019	18,019
その他資産(除く投資活動関連、財務活動関連)の増減額(△は増加)	△6,785	20,021
再保険借の増減額(△は減少)	355	16,075
その他負債(除く投資活動関連、財務活動関連)の増減額(△は減少)	3,736	△10,833
その他	△13,582	△52,015
小計	**△182,988**	**△32,235**
利息及び配当金等の受取額	1,544,272	1,711,402
利息の支払額	△32,407	△27,533
社員配当金の支払額	△168,289	△174,253
契約者配当金の支払額	△13,988	△14,290
その他	△14,024	△61,857
法人税等の支払額又は還付額(△は支払)	△167,444	△168,521
営業活動によるキャッシュ・フロー	**965,130**	**1,232,711**
投資活動によるキャッシュ・フロー		
預貯金の純増減額(△は増加)	2,238	284
買入金銭債権の取得による支出	△13,750	△14,190
買入金銭債権の売却・償還による収入	49,027	42,507
金銭の信託の増加による支出	△2,000	—
金銭の信託の減少による収入	1,500	49
有価証券の取得による支出	△8,305,269	△9,401,527
有価証券の売却・償還による収入	7,439,395	7,432,601
貸付けによる支出	△1,554,232	△1,512,331
貸付金の回収による収入	1,546,870	1,487,139
金融派生商品の決済による収支(純額)	△207,914	△460,070
先物先勝定の純増減額(△は減少)	167,422	1,448,058
債券貸借取引受入担保金の純増減額(△は減少)	△101,840	△12,329
その他	△58,621	△187,143
資産運用活動計	**△1,037,173**	**△1,176,952**
(営業活動及び資産運用活動計)	**(△72,042)**	**(55,758)**
有形固定資産の取得による支出	△73,156	△60,911
有形固定資産の売却による収入	3,775	75,236
その他	△50,675	△44,998
投資活動によるキャッシュ・フロー	**△1,157,230**	**△1,207,626**
財務活動によるキャッシュ・フロー		
借入れによる収入	250,080	291,350
借入金の返済による支出	△117,391	△186,514
社債の発行による収入	166,192	138,793
社債の償還による支出	△11,200	△35,500
基金の募集による収入	—	50,000
基金の償却による支出	—	△50,000
基金利息の支払額	△277	△277
連結の範囲の変更を伴わない子会社及び子法人等の株式の取得による支出	△8,027	△23,819
その他	△4,768	△25,320
財務活動によるキャッシュ・フロー	**274,607**	**158,711**
現金及び現金同等物に係る換算差額	**14,044**	**37,753**
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	**96,552**	**221,549**
現金及び現金同等物期首残高	**2,226,280**	**2,322,833**
現金及び現金同等物期末残高	**2,322,833**	**2,544,383**

（連結キャッシュ・フロー計算書の注記）

1.　現金及び現金同等物の範囲

連結キャッシュ・フロー計算書における現金及び現金同等物には、手許現金、要求払預金および取得日から満期日または償還日までの期間が3カ月以内の流動性の高い、容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない短期投資を計上しております。

(7)連結基金等変動計算書

・2020年度

(単位:百万円)

	基金等				
	基金	基金償却積立金	再評価積立金	連結剰余金	基金等合計
当期首残高	100,000	1,300,000	651	554,790	1,955,441
当期変動額					
社員配当準備金の積立				△185,145	△185,145
基金利息の支払				△277	△277
親会社に帰属する当期純剰余				331,504	331,504
土地再評価差額金の取崩				2,740	2,740
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動				5,962	5,962
基金等以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	－	－	－	154,784	154,784
当期末残高	100,000	1,300,000	651	709,574	2,110,225

	その他の包括利益累計額						新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	4,199,843	△68,235	△54,706	△26,406	△15,030	4,034,464	928	166,377	6,157,210
当期変動額									
社員配当準備金の積立									△185,145
基金利息の支払									△277
親会社に帰属する当期純剰余									331,504
土地再評価差額金の取崩									2,740
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動									5,962
基金等以外の項目の当期変動額（純額）	2,567,424	△93,852	△2,740	632	8,519	2,479,983	422	24,168	2,504,573
当期変動額合計	2,567,424	△93,852	△2,740	632	8,519	2,479,983	422	24,168	2,659,359
当期末残高	6,767,268	△163,088	△57,447	△25,774	△6,511	6,514,448	1,349	190,546	8,816,569

・2021年度

(単位：百万円)

	基金等				
	基金	基金償却積立金	再評価積立金	連続剰余金	基金等合計
当期首残高	100,000	1,300,000	651	709,574	2,110,225
当期変動額					
基金の募集	50,000				50,000
社員配当準備金の積立				△276,006	△276,006
基金償却積立金の積立		50,000		△50,000	-
基金利息の支払				△277	△277
親会社に帰属する当期純剰余				346,759	346,759
基金の償却	△50,000				△50,000
土地再評価差額金の取崩				2,916	2,916
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動				7,608	7,608
基金等以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	-	50,000	-	31,001	81,001
当期末残高	100,000	1,350,000	651	740,576	2,191,227

	その他の包括利益累計額						新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	6,767,268	△163,088	△57,447	△25,774	△6,511	6,514,448	1,349	190,548	8,816,565
当期変動額									
基金の募集									50,000
社員配当準備金の積立									△276,006
基金償却積立金の積立									-
基金利息の支払									△277
親会社に帰属する当期純剰余									346,759
基金の償却									△50,000
土地再評価差額金の取崩									2,916
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動									7,608
基金等以外の項目の当期変動額（純額）	△642,353	△212,082	△2,916	43,136	3,992	△810,222	322	△34,616	△844,516
当期変動額合計	△642,353	△212,082	△2,916	43,136	3,992	△810,222	322	△34,616	△763,514
当期末残高	6,124,915	△375,170	△60,363	17,362	△2,518	5,704,225	1,671	155,930	8,053,054

（連結基金等変動計算書の注記）

1.　新株予約権等に関する事項

（単位：百万円）

区分	新株予約権の内訳	当連結会計年度末残高
Nippon Life India Asset Management Limited	ストック・オプションとしての新株予約権	1,671

(8)保険業法に基づく債権の状況(連結)

(単位:百万円,%)

区分		2020年度末	2021年度末
	破産更生債権及びこれらに準ずる債権	10,301	10,285
	危険債権	16,594	18,352
	三月以上延滞債権	－	－
	貸付条件緩和債権	2,635	1,771
小　計		29,531	30,409
(対合計比)		(0.25)	(0.27)
正常債権		11,916,685	11,386,093
合　計		11,946,216	11,416,503

(注) 1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始又は再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
2. 危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権です。(注1に掲げる債権を除く。)
3. 三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸付金です。(注1及び2に掲げる債権を除く。)
4. 貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸付金です。(注1から3に掲げる債権を除く。)
5. 正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、注1から4までに掲げる債権以外のものに区分される債権です。

○保険業法に基づく債権に対する補足説明

・本表の分類・算出方法は保険業法施行規則に準じており、対象は貸付金、貸付有価証券、未収利息、仮払金、支払承諾見返、金融機関保証付私募債です。
・破産更生債権及びこれらに準ずる債権等について、債権額から担保の評価額及び保証等による回収が可能と認められる金額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は2020年度末が破産更生債権及びこれらに準ずる債権3,784百万円、2021年度末が破産更生債権及びこれらに準ずる債権1,603百万円です。

(9)連結ソルベンシー・マージン比率

（単位：百万円）

項目	2020年度末	2021年度末
ソルベンシー・マージン総額 (A)	18,769,664	18,807,337
基金・諸準備金等	5,855,281	6,076,899
基金等	1,886,255	2,011,828
価格変動準備金	1,610,738	1,684,575
危険準備金	2,108,769	2,139,183
異常危険準備金	—	—
一般貸倒引当金	7,024	3,201
その他	242,492	238,109
(その他有価証券評価差額金(税効果控除前)・繰延ヘッジ損益(税効果控除前))×90%	8,205,330	7,273,155
土地の含み損益×85%	525,281	578,283
未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の合計額	△9,105	△3,568
全期チルメル式責任準備金相当額超過額	2,222,953	2,698,006
負債性資本調達手段等	2,052,612	2,265,905
全期チルメル式責任準備金相当額超過額及び負債性資本調達手段等のうち、マージンに算入されない額	—	—
控除項目	△194,637	△259,146
その他	111,949	177,803
リスクの合計額 $\sqrt{(\sqrt{R_1^2+R_5^2}+R_8+R_9)^2+(R_2+R_3+R_7)^2}+R_4+R_6$ (B)	3,491,780	3,357,311
保険リスク相当額 R_1	203,942	189,313
一般保険リスク相当額 R_5	—	—
巨大災害リスク相当額 R_6	—	—
第三分野保険の保険リスク相当額 R_8	100,313	103,984
少額短期保険業者の保険リスク相当額 R_9	—	—
予定利率リスク相当額 R_2	387,157	334,186
最低保証リスク相当額 R_7	8,792	8,489
資産運用リスク相当額 R_3	3,008,094	2,930,196
経営管理リスク相当額 R_4	74,165	71,323
ソルベンシー・マージン比率 $\frac{(A)}{(1/2)\times(B)}\times 100$	1,075.0%	1,120.3%

(注) 1. 上記は、保険業法施行規則第86条の2、第88条及び平成23年金融庁告示第23号の規定に基づいて算出しています。
2. 最低保証リスク相当額の算出に際しては、標準約方式を使用しています。

(10)セグメント情報

2020年度、2021年度において、当社ならびに連結される子会社および子法人等は、国内外において保険業および保険関連事業（資産運用関連事業、総務関連事業等を含む）を営んでいますが、その他報告すべき重要なセグメントがないため、セグメント情報および関連情報の記載を省略しています。

2022-5130、広報部
日本生命保険相互会社

Ⅱ．２０２１年度決算（案）補足資料

1．一般勘定
（1） 商品有価証券関係 ・・・・1
① 商品有価証券明細表 ・・・・1
② 商品有価証券売買高 ・・・・1

（2） 有価証券関係 ・・・・1
① 有価証券明細表 ・・・・1
② 有価証券残存期間別残高 ・・・・2
③ 地域別地方債保有内訳 ・・・・2
④ 公社債および外国公社債格付別内訳 ・・・・3
⑤ 株式業種別内訳 ・・・・3

（3） 貸付金関係 ・・・・4
① 貸付金明細表 ・・・・4
② 貸付金企業規模別内訳 ・・・・4
③ 貸付金業種別内訳 ・・・・5
④ 貸付金担保別内訳 ・・・・6
⑤ 貸付金地域別内訳 ・・・・6
⑥ 一般貸付金残存期間別残高 ・・・・6

（4） 海外投融資関係 ・・・・7
① 資産別明細 ・・・・7
② 外貨建資産の通貨別構成 ・・・・8
③ 海外投融資の地域別構成 ・・・・8

（5） デリバティブ取引の状況 ・・・・9

2．個人変額保険特別勘定
（1） 売買目的有価証券の評価損益 ・・・・14
（2） デリバティブ取引の状況 ・・・・14

3．会社計
（1） 資産構成 ・・・・15
（2） 売買目的有価証券の評価損益 ・・・・15
（3） 有価証券の時価情報 ・・・・16
（4） 金銭の信託の時価情報 ・・・・17
（5） デリバティブ取引の状況 ・・・・18

日本生命保険相互会社

1. 一般勘定

(1)商品有価証券関係

①商品有価証券明細表

2020年度末、2021年度末に該当の残高はありません。

②商品有価証券売買高

2020年度、2021年度に該当はありません。

(2)有価証券関係

①有価証券明細表

(単位:億円、%)

区分		2020年度末		2021年度末	
		金額	占率	金額	占率
公社債		262,254	42.6	281,507	44.1
	国債	231,701	37.7	250,999	39.3
	地方債	8,304	1.4	8,449	1.3
	社債	22,248	3.6	22,058	3.5
	(うち公社・公団債)	(8,536)	(1.4)	(8,194)	(1.3)
株式		105,782	17.2	101,869	16.0
外国証券		212,641	34.6	221,057	34.6
	公社債	137,670	22.4	137,760	21.6
	株式等	74,970	12.2	83,297	13.1
その他の証券		34,379	5.6	33,743	5.3
合 計		615,058	100.0	638,178	100.0

②有価証券残存期間別残高

（単位：億円）

区分		1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超（期間の定めのないものを含む）	合 計
2020年度末	有価証券	10,714	23,364	35,463	52,997	74,706	417,812	615,058
	国債	4,336	10,358	18,052	17,993	25,255	155,704	231,701
	地方債	18	180	379	587	1,491	5,646	8,304
	社債	593	1,783	2,356	2,882	4,938	9,693	22,248
	株式						105,782	105,782
	外国証券	4,962	10,060	11,113	19,706	30,880	135,917	212,641
	公社債	4,748	9,588	10,873	19,274	29,718	63,467	137,670
	株式等	213	472	239	432	1,162	72,450	74,970
	その他の証券	804	980	3,561	11,826	12,139	5,067	34,379
	買入金銭債権	61	0	25	67	338	1,234	1,726
	譲渡性預金	1,139	－	－	－	－	－	1,139
	合 計	11,915	23,364	35,488	53,064	75,044	419,046	617,924
2021年度末	有価証券	10,035	27,857	45,760	55,004	59,621	439,899	638,178
	国債	3,220	14,853	20,208	15,078	21,942	175,696	250,999
	地方債	42	265	742	505	1,564	5,328	8,449
	社債	888	2,071	2,564	3,411	3,578	9,544	22,058
	株式						101,869	101,869
	外国証券	5,513	8,663	15,981	21,416	26,347	143,136	221,057
	公社債	5,222	8,100	15,698	20,842	24,333	63,563	137,760
	株式等	291	563	283	574	2,013	79,572	83,297
	その他の証券	370	2,003	6,263	14,593	6,188	4,324	33,743
	買入金銭債権	99	－	22	155	238	988	1,504
	譲渡性預金	1,695	－	－	－	－	－	1,695
	合 計	11,831	27,857	45,782	55,159	59,859	440,887	641,378

③地域別地方債保有内訳

（単位：億円，%）

区分	2020年度末		2021年度末	
	金額	占率	金額	占率
北海道	69	0.8	69	0.8
東北	－	－	6	0.1
関東	4,466	53.8	4,432	52.5
中部	1,669	20.1	1,657	19.6
近畿	599	7.2	788	9.3
中国	188	2.3	188	2.2
四国	－	－	－	－
九州	1,167	14.1	1,163	13.8
その他	145	1.7	145	1.7
合 計	8,304	100.0	8,449	100.0

（注）上記「その他」は共同発行市場公募地方債です。

④公社債および外国公社債格付別内訳

（単位：億円，%）

区分	2020年度末		2021年度末	
	金額	占率	金額	占率
AAA	12,339	7.3	10,276	6.1
AA	78,501	46.7	75,985	45.2
A	34,182	20.3	38,579	22.9
BBB	40,769	24.2	41,009	24.4
BB以下	192	0.1	76	0.0
格付なし	2,238	1.3	2,341	1.4
合 計	168,223	100.0	168,268	100.0

（注）1. 上記公社債残高は日本国債の残高を除いています。（2020年度末：23兆1,701億円、2021年度末：25兆999億円）
2. 上記は外部の格付業者の格付に基づき作成しています。

⑤株式業種別内訳

（単位：億円，%）

区分		2020年度末		2021年度末	
		金額	占率	金額	占率
水産・農林業		37	0.0	34	0.0
鉱業		10	0.0	16	0.0
建設業		1,512	1.4	1,415	1.4
製造業	食料品	3,001	2.8	2,988	2.9
	繊維製品	973	0.9	882	0.9
	パルプ・紙	288	0.3	237	0.2
	化学	11,562	10.9	9,667	9.5
	医薬品	8,789	8.3	6,870	6.7
	石油・石炭製品	130	0.1	132	0.1
	ゴム製品	834	0.8	685	0.7
	ガラス・土石製品	927	0.9	818	0.8
	鉄鋼	964	0.9	1,125	1.1
	非鉄金属	736	0.7	716	0.7
	金属製品	407	0.4	310	0.3
	機械	6,390	6.0	5,337	5.2
	電気機器	14,111	13.3	12,235	12.0
	輸送用機器	15,592	14.7	19,099	18.7
	精密機器	1,800	1.7	1,070	1.1
	その他製品	1,111	1.1	1,143	1.1
電気・ガス業		3,188	3.0	2,580	2.5
運輸・情報通信業	陸運業	5,614	5.3	4,582	4.5
	海運業	79	0.1	223	0.2
	空運業	84	0.1	82	0.1
	倉庫・運輸関連業	82	0.1	83	0.1
	情報・通信業	5,582	5.3	6,351	6.2
商業	卸売業	3,934	3.7	4,926	4.8
	小売業	3,008	2.8	2,885	2.8
金融・保険業	銀行業	3,792	3.6	3,486	3.4
	証券、商品先物取引業	687	0.6	696	0.7
	保険業	6,363	6.0	7,011	6.9
	その他金融業	629	0.6	610	0.6
不動産業		472	0.4	452	0.4
サービス業		3,075	2.9	3,103	3.0
合 計		105,782	100.0	101,869	100.0

(3)貸付金関係

①貸付金明細表

(単位:億円)

区分			2020年度末	2021年度末
保険約款貸付			4,908	4,573
	保険料振替貸付		324	290
	契約者貸付		4,584	4,283
一般貸付			69,398	70,406
	企業貸付		51,920	52,747
		国内	46,182	45,948
		海外	5,738	6,799
	国・国際機関・政府関係機関・公共団体・公企業貸付		4,545	4,638
		国内	4,458	4,554
		海外	86	83
	住宅ローン		8,333	8,497
	消費者ローン		3,711	3,675
	その他		888	848
合 計			74,307	74,980
	非居住者貸付		5,824	6,882

②貸付金企業規模別内訳

(単位:件,億円,%)

区分			2020年度末		2021年度末	
				占率		占率
	大企業	貸付先数	705	40.0	673	40.4
		金額	39,270	85.0	38,786	84.4
	中堅企業	貸付先数	208	11.8	188	11.3
		金額	508	1.1	499	1.1
	中小企業	貸付先数	850	48.2	806	48.4
		金額	6,402	13.9	6,662	14.5
国内企業計		貸付先数	1,763	100.0	1,667	100.0
		金額	46,182	100.0	45,948	100.0

(注) 1. 業種の区分は以下のとおりです。
2. 貸付先数とは、各貸付先を名寄せした結果の債務者数をいい、貸付件数ではありません。

業種	①右の②～④を除く全業種		②小売業, 飲食業		③サービス業		④卸売業	
大企業	常用する従業員300名超 かつ	資本金10億円以上	常用する従業員50名超 かつ	資本金10億円以上	常用する従業員100名超 かつ	資本金10億円以上	常用する従業員100名超 かつ	資本金10億円以上
中堅企業		資本金3億円超10億円未満		資本金5千万円超10億円未満		資本金5千万円超10億円未満		資本金1億円超10億円未満
中小企業	資本金3億円以下又は常用する従業員300名以下		資本金5千万円以下又は常用する従業員50名以下		資本金5千万円以下又は常用する従業員100名以下		資本金1億円以下又は常用する従業員100名以下	

③貸付企業種別内訳

(単位:億円, %)

区分		2020年度末		2021年度末	
		金額	占率	金額	占率
国内向け	製造業	10,153	14.6	9,351	13.3
	食料	1,041	1.5	695	1.0
	繊維	129	0.2	219	0.3
	木材・木製品	19	0.0	18	0.0
	パルプ・紙	561	0.8	572	0.8
	印刷	383	0.6	359	0.5
	化学	1,730	2.5	1,827	2.6
	石油・石炭	956	1.4	959	1.4
	窯業・土石	438	0.6	434	0.6
	鉄鋼	1,432	2.1	1,079	1.5
	非鉄金属	128	0.2	140	0.2
	金属製品	91	0.1	90	0.1
	はん用・生産用・業務用機械	999	1.4	974	1.4
	電気機械	691	1.0	662	0.9
	輸送用機械	1,272	1.8	1,042	1.5
	その他の製造業	277	0.4	274	0.4
	農業、林業	—	—	—	—
	漁業	—	—	—	—
	鉱業、採石業、砂利採取業	27	0.0	25	0.0
	建設業	443	0.6	435	0.6
	電気・ガス・熱供給・水道業	12,083	17.4	12,412	17.6
	情報通信業	1,271	1.8	1,278	1.8
	運輸業、郵便業	6,216	9.0	6,199	8.8
	卸売業	7,275	10.5	7,248	10.3
	小売業	408	0.6	450	0.6
	金融業、保険業	4,309	6.2	4,341	6.2
	不動産業	5,377	7.7	5,560	7.9
	物品賃貸業	2,224	3.2	2,626	3.7
	学術研究、専門・技術サービス業	26	0.0	33	0.0
	宿泊業	19	0.0	10	0.0
	飲食業	29	0.0	24	0.0
	生活関連サービス業、娯楽業	244	0.4	24	0.0
	教育、学習支援業	19	0.0	20	0.0
	医療・福祉	8	0.0	7	0.0
	その他のサービス	130	0.2	135	0.2
	地方公共団体	1,257	1.8	1,164	1.7
	個人(住宅・消費・納税資金等)	12,044	17.4	12,172	17.3
	合 計	63,573	91.6	63,523	90.2
海外向け	政府等	—	—	—	—
	金融機関	1,276	1.8	1,645	2.3
	商工業(等)	4,547	6.6	5,237	7.4
	合 計	5,824	8.4	6,882	9.8
総 合 計		69,398	100.0	70,406	100.0

④貸付金担保別内訳

(単位:億円, %)

区分		2020年度末		2021年度末	
		金額	占率	金額	占率
担保貸付		229	0.3	186	0.3
	有価証券担保貸付	49	0.1	36	0.1
	不動産・動産・財団担保貸付	153	0.2	134	0.2
	指名債権担保貸付	26	0.0	14	0.0
保証貸付		1,484	2.1	1,212	1.7
信用貸付		55,640	80.2	56,834	80.7
その他		12,044	17.4	12,172	17.3
一般貸付計		69,398	100.0	70,406	100.0
	うち劣後特約付貸付	1,706	2.5	1,436	2.0

⑤貸付金地域別内訳

(単位:億円, %)

区分	2020年度末		2021年度末	
	金額	占率	金額	占率
北海道	708	1.5	1,007	2.2
東北	1,333	2.9	1,414	3.1
関東	31,175	67.5	31,308	68.1
中部	3,467	7.5	3,438	7.5
近畿	6,596	14.3	5,980	13.0
中国	896	1.9	727	1.6
四国	695	1.5	708	1.5
九州	1,308	2.8	1,360	3.0
合　計	46,182	100.0	45,948	100.0

(注) 1. 個人ローン、非居住者貸付、保険約款貸付等は含んでいません。
2. 地域区分は、貸付先の本社所在地によります。

⑥一般貸付金残存期間別残高

(単位:億円)

区分		1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超 (期間の定めのないものを含む)	合　計
2020年度末	固定金利	8,226	11,061	8,910	6,429	8,119	16,811	59,558
	変動金利	659	1,488	1,464	1,621	1,604	3,001	9,840
	一般貸付計	8,886	12,549	10,374	8,051	9,723	19,812	69,398
2021年度末	固定金利	8,214	11,155	8,357	5,928	8,822	17,304	59,782
	変動金利	555	1,328	1,902	1,606	1,835	3,395	10,623
	一般貸付計	8,770	12,483	10,260	7,534	10,658	20,699	70,406

(4)海外投融資関係

①資産別明細

・外貨建資産

(単位:億円, %)

区分	2020年度末		2021年度末	
	金額	占率	金額	占率
公社債	136,280	58.6	136,177	56.0
株式	8,804	3.8	9,442	3.9
現預金・その他	61,672	26.5	70,073	28.8
小 計	206,757	88.9	215,694	88.7

・円貨額が確定した外貨建資産

(単位:億円, %)

区分	2020年度末		2021年度末	
	金額	占率	金額	占率
公社債	－	－	－	－
現預金・その他	2,051	0.9	2,402	1.0
小 計	2,051	0.9	2,402	1.0

・円貨建資産

(単位:億円, %)

区分	2020年度末		2021年度末	
	金額	占率	金額	占率
非居住者貸付	429	0.2	417	0.2
公社債(円建外債)・その他	23,388	10.1	24,715	10.2
小 計	23,817	10.2	25,133	10.3

・合計

(単位:億円, %)

区分	2020年度末		2021年度末	
	金額	占率	金額	占率
海外投融資	232,627	100.0	243,229	100.0

(注)「円貨額が確定した外貨建資産」とは、為替予約等が付されていることにより決済時の円貨額が確定し、当該円貨額を資産の貸借対照表計上額としているものです。

②外貨建資産の通貨別構成

（単位：億円，%）

区分	2020年度末		2021年度末	
	金額	占率	金額	占率
米ドル	125,854	60.9	137,780	63.9
ユーロ	53,040	25.7	51,073	23.7
イギリスポンド	14,696	7.1	14,238	6.6
オーストラリアドル	7,284	3.5	6,415	3.0
インドルピー	2,084	1.0	2,083	1.0
カナダドル	771	0.4	973	0.5
その他	3,025	1.5	3,129	1.5
合 計	206,757	100.0	215,694	100.0

(注) 内訳は、2021年度末における残高上位6通貨を表示しています。

③海外投融資の地域別構成

（単位：億円，%）

区分		外国証券						非居住者貸付	
				公社債		株式等			
		金額	占率	金額	占率	金額	占率	金額	占率
2020年度末	北米	72,593	34.1	66,144	48.0	6,448	8.6	770	13.2
	ヨーロッパ	63,113	29.7	56,249	40.9	6,864	9.2	3,254	55.9
	オセアニア	6,807	3.2	4,944	3.6	1,863	2.5	916	15.7
	アジア	8,303	3.9	4,700	3.4	3,603	4.8	—	—
	中南米	59,812	28.1	3,621	2.6	56,191	75.0	384	6.6
	中東	94	0.0	94	0.1	—	—	330	5.7
	アフリカ	—	—	—	—	—	—	170	2.9
	国際機関	1,915	0.9	1,915	1.4	—	—	—	—
	合 計	212,641	100.0	137,670	100.0	74,970	100.0	5,824	100.0
2021年度末	北米	79,044	35.8	71,479	51.9	7,565	9.1	959	13.9
	ヨーロッパ	58,787	26.6	51,628	37.5	7,158	8.6	3,915	56.9
	オセアニア	5,861	2.7	3,998	2.9	1,863	2.2	1,278	18.6
	アジア	8,315	3.8	4,801	3.5	3,513	4.2	—	—
	中南米	67,077	30.3	3,881	2.8	63,196	75.9	385	5.6
	中東	99	0.0	99	0.1	—	—	343	5.0
	アフリカ	—	—	—	—	—	—	—	—
	国際機関	1,871	0.8	1,871	1.4	—	—	—	—
	合 計	221,057	100.0	137,760	100.0	83,297	100.0	6,882	100.0

(注) 海外投融資のうち、外国証券、非居住者貸付を対象としています。

(5)デリバティブ取引の状況

［定性的情報］

（a）取引の内容

当社が利用対象としているデリバティブ取引は次の取引です。

金利関連：金利先物取引、金利スワップ取引、スワップション取引等

通貨関連：為替予約取引、通貨オプション取引、通貨スワップ取引等

株式関連：株価指数先物取引、株価指数オプション取引、株券オプション取引、株式先渡取引等

債券関連：債券先物取引、債券先物オプション取引、選択権付債券売買取引等

（b）取組方針

主として資産または負債に係るリスクをコントロールする目的でデリバティブを活用しています。

（c）利用目的

主として資産または負債に係るリスクのヘッジを目的として利用しており、その一部についてヘッジ会計を適用しています。

ヘッジ会計の手法については、主に、貸付金の一部および外貨建貸付金の一部に対するキャッシュ・フローのヘッジとして金利スワップの特例処理、保険契約の一部に対する金利変動リスクのヘッジとして「保険業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第26号）に基づく金利スワップによる繰延ヘッジ、外貨建債券の一部、外貨建貸付金の一部および外貨建劣後特約付社債に対する為替変動に係るキャッシュ・フローのヘッジとして通貨スワップによる繰延ヘッジおよび振当処理、外貨建債券等の一部に対する為替変動に係る価格変動リスクのヘッジとして為替予約による時価ヘッジ、また、国内株式の一部に対する価格変動リスクのヘッジとして株式先渡による時価ヘッジを適用しており、ヘッジの有効性の判定については、リスク管理方針に基づき、主にヘッジ対象とヘッジ手段の時価変動を比較する比率分析によります。

（d）リスクの内容

当社が行っているデリバティブ取引については、市場リスク（金利・為替・株式等の変動によるリスク）および信用リスク（取引相手が倒産等により契約不履行に陥るリスク）があります。市場リスクについては、デリバティブ取引は主として資産または負債に係るリスクをコントロールすることを目的としていることから、限定的であると認識しています。また、信用リスクについても、国内外の金融商品取引所を通じた取引か、信用度の高い取引先を相手としており、契約が履行されないリスクは小さいものと認識しています。

（e）リスク管理体制

デリバティブ取引の目的や種類ごとに必要となる取引限度枠等を規定するとともに、その取引については、事務部門（バックオフィス）が外部証票との照合により内容を確認する等、投融資執行部門（フロントオフィス）に対しての牽制が働く体制としています。また、資産または負債も併せたリスクを定量的に把握・分析し、そのリスク量とともにポジション、損益状況を定期的に「運用リスク管理専門委員会」に報告する体制になっています。

（ｆ）定量的情報に関する補足説明

ア）想定元本（契約金額）に関する補足説明

スワップ取引に係る想定元本やオプション取引の契約金額は、金利交換等に係る名目的なものであり、信用リスク量（取引相手先がデフォルトした際に、市場で同じポジションを再構築するための潜在的なコスト）を示すものではありません。

イ）時価算定に係る補足説明

［先物取引等の市場取引］

期末日の清算値または終値

［株式オプション取引］

主に期末日の清算値または終値、外部情報ベンダーより入手した評価額

［為替予約取引、通貨オプション取引、金利スワップ取引、通貨スワップ取引、スワップション取引、株式先渡取引、選択権付債券売買取引］

主に外部情報ベンダーより入手した評価額

ウ）差損益に関する補足説明

当社では、デリバティブ取引を主として資産または負債に係るリスクのコントロールを行うための補完手段として活用しています。

例えば、為替予約、通貨オプション取引については、主として為替リスクをヘッジするために活用しており、外国債券・外国株式等の外貨建資産全体の損益と合計で見る必要があります。

［定量的情報(一般勘定)］(ヘッジ会計適用・非適用分合算値)

1．差損益の内訳(ヘッジ会計適用分・非適用分の内訳)

(単位:億円)

区分		2020年度末						2021年度末					
		金利関連	通貨関連	株式関連	債券関連	その他	合 計	金利関連	通貨関連	株式関連	債券関連	その他	合 計
	ヘッジ会計適用分	255	△4,741	△148	－	－	△4,634	△669	△8,520	67	－	－	△9,122
	ヘッジ会計非適用分	△265	75	△51	－	－	△241	△319	46	△81	△0	－	△355
合 計		△9	△4,666	△200	－	－	△4,876	△989	△8,474	△13	△0	－	△9,477

(注)ヘッジ会計適用分のうち時価ヘッジ適用分の差損益(2020年度末:通貨関連△2,344億円、株式関連△148億円、2021年度末:通貨関連△3,997億円、株式関連47億円)、
およびヘッジ会計非適用分の差損益は、損益計算書に計上しています。

2．金利関連

(単位:億円)

区分	種類	2020年度末				2021年度末			
		契約額等		時価	差損益	契約額等		時価	差損益
			うち1年超				うち1年超		
店頭	金利スワップ								
	固定金利受取／変動金利支払	22,750	22,710	255	255	29,710	29,710	△729	△729
	固定金利支払／変動金利受取	－	－	－	－	－	－	－	－
	金利スワップション								
	売建								
	固定金利受取／変動金利支払	－	－	－	－	－	－	－	－
		(－)	(－)			(－)	(－)		
	固定金利支払／変動金利受取	－	－	－	－	－	－	－	－
		(－)	(－)			(－)	(－)		
	買建								
	固定金利受取／変動金利支払	13,300	13,000	206	△265	13,830	12,055	233	△259
		(471)	(469)			(492)	(466)		
	固定金利支払／変動金利受取	－	－	－	－	－	－	－	－
		(－)	(－)			(－)	(－)		
合 計					△9				△989

(注)1.( )内には、貸借対照表に計上したオプション料を記載しています。
2.「差損益」欄には、スワップ取引については時価を記載し、オプション取引についてはオプション料と時価との差額を記載しています。

(参考)金利スワップ契約の残存期間別構成

(単位:億円、%)

残存期間			1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	合 計
2020年度末	固定金利受取／変動金利支払スワップ	想定元本	40	60	－	－	－	22,650	22,750
		平均受取固定金利	△0.05	△0.02	－	－	－	0.41	0.41
		平均支払変動金利	△0.05	△0.05	－	－	－	△0.05	△0.05
	固定金利支払／変動金利受取スワップ	想定元本	－	－	－	－	－	－	－
		平均支払固定金利	－	－	－	－	－	－	－
		平均受取変動金利	－	－	－	－	－	－	－
2021年度末	固定金利受取／変動金利支払スワップ	想定元本	－	60	－	－	833	28,817	29,710
		平均受取固定金利	－	△0.02	－	－	0.12	0.39	0.38
		平均支払変動金利	－	0.05	－	－	△0.01	0.03	0.03
	固定金利支払／変動金利受取スワップ	想定元本	－	－	－	－	－	－	－
		平均支払固定金利	－	－	－	－	－	－	－
		平均受取変動金利	－	－	－	－	－	－	－

3. 通貨関連

（単位：億円）

区分	種類	2020年度末 契約額等	2020年度末 うち1年超	2020年度末 時価	2020年度末 差損益	2021年度末 契約額等	2021年度末 うち1年超	2021年度末 時価	2021年度末 差損益
店頭	為替予約								
	売建	75,769	48	△3,123	△3,123	94,474	－	△5,577	△5,577
	米ドル	31,090	48	△1,392	△1,392	48,843	－	△3,065	△3,065
	ユーロ	25,581	－	△582	△582	27,324	－	△1,488	△1,488
	ポンド	7,633	－	△470	△470	7,918	－	△287	△287
	豪ドル	8,992	－	△636	△636	5,912	－	△508	△508
	買建	16,299	－	959	959	27,064	－	1,579	1,579
	米ドル	8,626	－	456	456	20,481	－	1,362	1,362
	ユーロ	366	－	△0	△0	435	－	19	19
	豪ドル	5,734	－	498	498	2,540	－	132	132
	通貨オプション								
	売建								
	コール	－	－	－	－	－	－	－	－
		(－)	(－)			(－)	(－)		
	米ドル	－	－	－	－	－	－	－	－
		(－)	(－)			(－)	(－)		
	ユーロ	－	－	－	－	－	－	－	－
		(－)	(－)			(－)	(－)		
	プット	1,660	－	0	4	－	－	－	－
		(4)	(－)			(－)	(－)		
	米ドル	1,660	－	0	4	－	－	－	－
		(4)	(－)			(－)	(－)		
	ユーロ	－	－	－	－	－	－	－	－
		(－)	(－)			(－)	(－)		
	買建								
	コール	－	－	－	－	－	－	－	－
		(－)	(－)			(－)	(－)		
	米ドル	－	－	－	－	－	－	－	－
		(－)	(－)			(－)	(－)		
	ユーロ	－	－	－	－	－	－	－	－
		(－)	(－)			(－)	(－)		
	プット	11,624	－	9	△128	9,485	－	9	△35
		(138)	(－)			(44)	(－)		
	米ドル	11,624	－	9	△128	9,485	－	9	△35
		(138)	(－)			(44)	(－)		
	ユーロ	－	－	－	－	－	－	－	－
		(－)	(－)			(－)	(－)		
	通貨スワップ	46,579	45,388	△2,377	△2,377	51,216	50,373	△4,440	△4,440
	米ドル払/円受	28,627	27,738	△770	△770	32,844	32,167	△3,125	△3,125
	ユーロ払/円受	12,094	11,811	△1,254	△1,254	12,576	12,436	△914	△914
合計					△4,666				△8,474

(注) 1. ( )内には、貸借対照表に計上したオプション料を記載しています。
2. 「差損益」欄には、先渡取引およびスワップ取引については時価を記載し、オプション取引についてはオプション料と時価との差額を記載しています。

4. 株式関連

（単位：億円）

区分	種類	2020年度末				2021年度末			
		契約額等	うち1年超	時価	差損益	契約額等	うち1年超	時価	差損益
取引所	株価指数先物								
	売建	－	－	－	－	－	－	－	－
	買建	－	－	－	－	－	－	－	－
	株価指数オプション								
	売建								
	コール	－	－	－	－	－	－	－	－
		(－)	(－)			(－)	(－)		
	プット	－	－	－	－	－	－	－	－
		(－)	(－)			(－)	(－)		
	買建								
	コール	－	－	－	－	－	－	－	－
		(－)	(－)			(－)	(－)		
	プット	758	－	0	△7	5,044	－	14	△41
		(7)	(－)			(56)	(－)		
店頭	株式先渡契約								
	売建	542	－	△148	△148	1,581	－	66	66
	買建	－	－	－	－	－	－	－	－
	株価指数オプション								
	売建								
	コール	－	－	－	－	－	－	－	－
		(－)	(－)			(－)	(－)		
	プット	－	－	－	－	－	－	－	－
		(－)	(－)			(－)	(－)		
	買建								
	コール	－	－	－	－	－	－	－	－
		(－)	(－)			(－)	(－)		
	プット	4,376	1,479	18	△44	3,789	361	8	△38
		(62)	(23)			(47)	(4)		
合計					△200				△13

(注) 1.（ ）内には、貸借対照表に計上したオプション料を記載しています。
2.「差損益」欄には、先物取引および先渡取引については時価を記載し、オプション取引についてはオプション料と時価との差額を記載しています。

5. 債券関連

（単位：億円）

区分	種類	2020年度末				2021年度末			
		契約額等	うち1年超	時価	差損益	契約額等	うち1年超	時価	差損益
店頭	選択権付債券売買取引								
	売建								
	コール	－	－	－	－	－	－	－	－
		(－)	(－)			(－)	(－)		
	プット	－	－	－	－	－	－	－	－
		(－)	(－)			(－)	(－)		
	買建								
	コール	－	－	－	－	657	657	28	△0
		(－)	(－)			(29)	(29)		
	プット	－	－	－	－	－	－	－	－
		(－)	(－)			(－)	(－)		
合計					－				△0

(注) 1.（ ）内には、貸借対照表に計上したオプション料を記載しています。
2.「差損益」欄には、オプション料と時価との差額を記載しています。

6. その他

2020年度末、2021年度末に該当の残高はありません。

2. 個人変額保険特別勘定

(1)売買目的有価証券の評価損益

（単位：億円）

区分	2020年度末		2021年度末	
	貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた評価損益	貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた評価損益
売買目的有価証券	983	117	874	△67

(2)デリバティブ取引の状況（個人変額保険特別勘定）

1. 差損益の内訳（ヘッジ会計適用分・非適用分の内訳）

（単位：億円）

区分		2020年度末						2021年度末					
		金利関連	通貨関連	株式関連	債券関連	その他	合 計	金利関連	通貨関連	株式関連	債券関連	その他	合 計
	ヘッジ会計適用分	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	ヘッジ会計非適用分	－	0	0	0	－	0	－	3	3	0	－	6
合 計		－	0	0	0	－	0	－	3	3	0	－	6

(注)ヘッジ会計非適用分の差損益は、損益計算書に計上しています。

2. 金利関連

2020年度末、2021年度末に該当の残高はありません。

3. 通貨関連

（単位：億円）

区分	種類	2020年度末				2021年度末			
		契約額等	うち1年超	時価	差損益	契約額等	うち1年超	時価	差損益
店頭	為替予約								
	売建	121	－	△1	△1	270	－	△9	△9
	米ドル	58	－	△0	△0	104	－	△2	△2
	ユーロ	38	－	0	0	56	－	△2	△2
	買建	101	－	1	1	312	－	12	12
	米ドル	63	－	0	0	137	－	4	4
	ユーロ	20	－	△0	△0	63	－	3	3
合 計					0				3

(注)「差損益」欄には、時価を記載しています。

4. 株式関連

（単位：億円）

区分	種類	2020年度末				2021年度末			
		契約額等	うち1年超	時価	差損益	契約額等	うち1年超	時価	差損益
取引所	株価指数先物								
	売建	4	－	△0	△0	－	－	－	－
	買建	25	－	0	0	87	－	3	3
合 計					0				3

(注)「差損益」欄には、時価を記載しています。

5. 債券関連

（単位：億円）

区分	種類	2020年度末				2021年度末			
		契約額等	うち1年超	時価	差損益	契約額等	うち1年超	時価	差損益
取引所	円貨建債券先物								
	売建	22	－	0	0	29	－	0	0
	買建	－	－	－	－	－	－	－	－
	外貨建債券先物								
	売建	－	－	－	－	－	－	－	－
	買建	－	－	－	－	－	－	－	－
合 計					0				0

(注)「差損益」欄には、時価を記載しています。

6. その他

2020年度末、2021年度末に該当の残高はありません。

3. 会社計

(1)資産構成(会社計)

(単位:億円)

区分	2021年度末	
		うち一般勘定
現預金・コールローン	13,475	9,843
買現先勘定	－	－
買入金銭債権	1,504	1,504
商品有価証券	－	－
金銭の信託	－	－
公社債	284,585	281,507
株式	102,966	101,869
外国証券	222,547	221,057
貸付金	74,980	74,980
不動産	16,957	16,957
資産計	765,674	753,599
うち外貨建資産	217,955	215,694

(2)売買目的有価証券の評価損益(会社計)

(単位:億円)

区分	2020年度末		2021年度末	
	貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた評価損益	貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた評価損益
売買目的有価証券	7,250	500	6,976	△228

(注) 1. 売買目的有価証券に含まれる金銭の信託の貸借対照表計上額および当期の損益に含まれた評価損益には、デリバティブ取引に係る差損益を含んでいます。
2. 売買目的有価証券に含まれる金銭の信託内で保有している現預金およびコールローンは含んでいません。

(3) 有価証券の時価情報（会社計）（売買目的有価証券以外）

（単位：億円）

区分	2020年度末					2021年度末				
	帳簿価額	時価	差損益			帳簿価額	時価	差損益		
				差益	差損				差益	差損
責任準備金対応債券	236,738	266,508	29,770	31,228	△1,457	256,923	277,148	20,225	24,747	△4,522
満期保有目的の債券	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
子会社・関連会社株式	1,286	2,832	1,545	1,545	－	1,286	3,355	2,069	2,069	－
その他有価証券	274,542	366,376	91,833	93,716	△1,882	283,105	367,600	84,494	89,361	△4,866
公社債	26,563	28,422	1,858	1,928	△70	25,575	26,836	1,260	1,474	△214
株式	41,173	99,816	58,642	59,650	△1,008	39,444	95,694	56,250	57,248	△998
外国証券	174,309	203,603	29,293	29,947	△653	184,764	210,729	25,965	28,832	△2,867
公社債	116,729	136,239	19,510	19,968	△457	120,938	136,689	15,751	17,653	△1,902
株式等	57,580	67,363	9,783	9,979	△195	63,825	74,039	10,214	11,179	△965
その他の証券	31,136	33,167	2,031	2,181	△150	31,401	32,422	1,020	1,804	△784
買入金銭債権	218	225	6	7	△0	222	220	△2	0	△2
譲渡性預金	1,140	1,139	△0	0	△0	1,696	1,695	△0	0	△0
合　計	512,567	635,717	123,150	126,490	△3,340	541,315	648,104	106,789	116,178	△9,389
公社債	260,395	291,846	31,450	32,976	△1,526	280,247	301,598	21,351	25,086	△4,735
株式	41,173	99,816	58,642	59,650	△1,008	39,444	95,694	56,250	57,248	△998
外国証券	176,993	207,942	30,949	31,604	△655	187,009	215,132	28,122	30,990	△2,867
公社債	118,136	137,757	19,620	20,080	△459	121,907	137,747	15,840	17,742	△1,902
株式等	58,856	70,185	11,328	11,524	△195	65,102	77,384	12,281	13,247	△965
その他の証券	31,145	33,178	2,033	2,183	△150	31,410	32,433	1,022	1,806	△784
買入金銭債権	1,719	1,793	74	74	△0	1,506	1,548	42	46	△4
譲渡性預金	1,140	1,139	△0	0	△0	1,696	1,695	△0	0	△0

(注) 1. 本表には、金融商品取引法上の有価証券として取り扱うことが適当と認められるもの等を含んでいます。
2. 市場価格のない株式等および組合等は本表から除いています。

○市場価格のない株式等および組合等の帳簿価額は以下のとおりです。

（単位：億円）

区分	2020年度末	2021年度末
子会社・関連会社株式	11,795	13,377
その他有価証券	1,682	1,973
国内株式	611	554
外国株式	3	2
その他	1,068	1,416
合　計	13,478	15,351

(注) 市場価格のない株式等および組合等のうち、外貨建資産について為替を評価した差損益は次のとおりです。
(2020年度末：170億円、2021年度末：921億円)

(4)金銭の信託の時価情報(会社計)

(単位:億円)

区分	2020年度末					2021年度末				
	貸借対照表計上額	時価	差損益			貸借対照表計上額	時価	差損益		
				差益	差損				差益	差損
金銭の信託	1	1	－	－	－	－	－	－	－	－

(注) 1. 時価の算定は、金銭の信託の受託者が合理的に算出した価格によっています。
2. 貸借対照表計上額には、金銭の信託内で保有しているデリバティブ取引に係る差損益を含んでいます。

・運用目的の金銭の信託

(単位:億円)

区分	2020年度末		2021年度末	
	貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた評価損益	貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた評価損益
運用目的の金銭の信託	1	△253	－	42

(注) 貸借対照表計上額および当期の損益に含まれた評価損益には、デリバティブ取引に係る差損益を含んでいます。

・責任準備金対応、満期保有目的、その他の金銭の信託

2020年度末、2021年度末に該当の残高はありません。

(5)デリバティブ取引の状況(会社計)

1. 差損益の内訳(ヘッジ会計適用分・非適用分の内訳)

(単位:億円)

区分		2020年度末						2021年度末					
		金利関連	通貨関連	株式関連	債券関連	その他	合 計	金利関連	通貨関連	株式関連	債券関連	その他	合 計
	ヘッジ会計適用分	255	△4,741	△148	―	―	△4,634	△669	△8,520	67	―	―	△9,122
	ヘッジ会計非適用分	△265	69	△48	△1	―	△246	△319	26	△66	△4	―	△365
合 計		△9	△4,672	△196	△1	―	△4,880	△989	△8,494	0	△4	―	△9,487

(注)ヘッジ会計適用分のうち時価ヘッジ適用分の差損益(2020年度末:通貨関連△2,204億円、株式関連△148億円、2021年度末:通貨関連△3,997億円、株式関連67億円)、
およびヘッジ会計非適用分の差損益は、損益計算書に計上しています。

2. ヘッジ会計が適用されていないもの

(a)金利関連

(単位:億円)

区分	種類	2020年度末				2021年度末			
		契約額等		時価	差損益	契約額等		時価	差損益
			うち1年超				うち1年超		
店頭	金利スワップ								
	固定金利受取／変動金利支払	―	―	―	―	2,000	2,000	△60	△60
	固定金利支払／変動金利受取	―	―	―	―	―	―	―	―
	金利スワップション								
	売建								
	固定金利受取／変動金利支払	―	―	―	―	―	―	―	―
		(―)	(―)			(―)	(―)		
	固定金利支払／変動金利受取	―	―	―	―	―	―	―	―
		(―)	(―)			(―)	(―)		
	買建								
	固定金利受取／変動金利支払	13,300	13,000	206	△265	13,830	12,055	233	△259
		(471)	(469)			(492)	(466)		
	固定金利支払／変動金利受取	―	―	―	―	―	―	―	―
		(―)	(―)			(―)	(―)		
合 計					△265				△319

(注)1.( )内には、貸借対照表に計上したオプション料を記載しています。
2.「差損益」欄には、スワップ取引については時価を記載し、オプション取引についてはオプション料と時価との差額を記載しています。

(参考)金利スワップ契約の残存期間別構成

(単位:億円、%)

	残存期間		1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	合 計
2020年度末	固定金利受取／変動金利支払スワップ	想定元本	―	―	―	―	―	―	―
		平均受取固定金利	―	―	―	―	―	―	―
		平均支払変動金利	―	―	―	―	―	―	―
	固定金利支払／変動金利受取スワップ	想定元本	―	―	―	―	―	―	―
		平均支払固定金利	―	―	―	―	―	―	―
		平均受取変動金利	―	―	―	―	―	―	―
2021年度末	固定金利受取／変動金利支払スワップ	想定元本	―	―	―	―	833	1,167	2,000
		平均受取固定金利	―	―	―	―	0.12	0.30	0.22
		平均支払変動金利	―	―	―	―	△0.01	△0.01	△0.01
	固定金利支払／変動金利受取スワップ	想定元本	―	―	―	―	―	―	―
		平均支払固定金利	―	―	―	―	―	―	―
		平均受取変動金利	―	―	―	―	―	―	―

(b) 通貨関連

(単位:億円)

区分	種類	2020年度末 契約額等	うち1年超	時価	差損益	2021年度末 契約額等	うち1年超	時価	差損益
店頭	為替予約								
	売建	16,541	48	△892	△892	29,259	－	△1,642	△1,642
	米ドル	5,222	48	△236	△236	16,880	－	△1,101	△1,101
	ユーロ	1,090	－	△15	△15	1,325	－	△65	△65
	ポンド	3,718	－	△179	△179	4,900	－	△148	△148
	豪ドル	5,866	－	△443	△443	3,323	－	△225	△225
	買建	17,090	－	966	966	28,768	－	1,622	1,622
	米ドル	9,125	－	462	462	21,250	－	1,378	1,378
	ユーロ	523	－	△0	△0	798	－	30	30
	豪ドル	5,779	－	498	498	2,650	－	136	136
	通貨オプション								
	売建								
	コール	－	－	－	－	－	－	－	－
		(－)	(－)			(－)	(－)		
	米ドル	－	－	－	－	－	－	－	－
		(－)	(－)			(－)	(－)		
	ユーロ	－	－	－	－	－	－	－	－
		(－)	(－)			(－)	(－)		
	プット	1,660	－	0	4	－	－	－	－
		(4)	(－)			(－)	(－)		
	米ドル	1,660	－	0	4	－	－	－	－
		(4)	(－)			(－)	(－)		
	ユーロ	－	－	－	－	－	－	－	－
		(－)	(－)			(－)	(－)		
	買建								
	コール	－	－	－	－	－	－	－	－
		(－)	(－)			(－)	(－)		
	米ドル	－	－	－	－	－	－	－	－
		(－)	(－)			(－)	(－)		
	ユーロ	－	－	－	－	－	－	－	－
		(－)	(－)			(－)	(－)		
	プット	11,624	－	9	△128	9,485	－	9	△35
		(138)	(－)			(44)	(－)		
	米ドル	11,624	－	9	△128	9,485	－	9	△35
		(138)	(－)			(44)	(－)		
	ユーロ	－	－	－	－	－	－	－	－
		(－)	(－)			(－)	(－)		
	通貨スワップ	1,310	1,310	119	119	989	963	81	81
	米ドル払/円受	－	－	－	－	－	－	－	－
	ユーロ払/円受	－	－	－	－	－	－	－	－
	円払/豪ドル受	1,046	1,046	111	111	687	661	70	70
	円払/米ドル受	122	122	3	3	160	160	10	10
合計					69				26

(注) 1. ( )内には、貸借対照表に計上したオプション料を記載しています。
2.「差損益」欄には、先渡取引およびスワップ取引については時価を記載し、オプション取引についてはオプション料と時価との差額を記載しています。

(c)株式関連

(単位:億円)

区分	種類	2020年度末				2021年度末			
		契約額等	うち1年超	時価	差損益	契約額等	うち1年超	時価	差損益
取引所	株価指数先物								
	売建	5	－	△0	△0	－	－	－	－
	買建	412	－	3	3	653	－	14	14
	株価指数オプション								
	売建								
	コール	－	－	－	－	－	－	－	－
		(－)	(－)			(－)	(－)		
	プット	－	－	－	－	－	－	－	－
		(－)	(－)			(－)	(－)		
	買建								
	コール	－	－	－	－	－	－	－	－
		(－)	(－)			(－)	(－)		
	プット	758	－	0	△7	5,044	－	14	△41
		(7)	(－)			(56)	(－)		
店頭	株式先渡契約								
	売建	－	－	△0	△0	－	－	△0	△0
	買建	－	－	－	－	－	－	－	－
	株価指数オプション								
	売建								
	コール	－	－	－	－	－	－	－	－
		(－)	(－)			(－)	(－)		
	プット	－	－	－	－	－	－	－	－
		(－)	(－)			(－)	(－)		
	買建								
	コール	－	－	－	－	－	－	－	－
		(－)	(－)			(－)	(－)		
	プット	4,376	1,479	18	△44	3,789	361	8	△38
		(62)	(23)			(47)	(4)		
合計					△48				△66

(注) 1.( )内には、貸借対照表に計上したオプション料を記載しています。
2.「差損益」欄には、先物取引および先渡取引については時価を記載し、オプション取引についてはオプション料と時価との差額を記載しています。

(d)債券関連

(単位:億円)

区分	種類	2020年度末				2021年度末			
		契約額等	うち1年超	時価	差損益	契約額等	うち1年超	時価	差損益
取引所	円貨建債券先物								
	売建	89	－	0	0	98	－	△0	△0
	買建	－	－	－	－	－	－	－	－
	外貨建債券先物								
	売建	－	－	－	－	－	－	－	－
	買建	228	－	△1	△1	500	－	△4	△4
店頭	選択権付債券売買取引								
	売建								
	コール	－	－	－	－	－	－	－	－
		(－)	(－)			(－)	(－)		
	プット	－	－	－	－	－	－	－	－
		(－)	(－)			(－)	(－)		
	買建								
	コール	－	－	－	－	657	657	28	△0
		(－)	(－)			(29)	(29)		
	プット	－	－	－	－	－	－	－	－
		(－)	(－)			(－)	(－)		
合計					△1				△4

(注) 1.( )内には、貸借対照表に計上したオプション料を記載しています。
2.「差損益」欄には、先物取引については時価を記載し、オプション取引についてはオプション料と時価との差額を記載しています。

(e)その他

2020年度末、2021年度末に該当の残高はありません。

3. ヘッジ会計が適用されているもの

(a)金利関連

(単位:億円)

区分	ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	2020年度末 契約額等	2020年度末 契約額等 うち1年超	2020年度末 時価	2020年度末 差損益	2021年度末 契約額等	2021年度末 契約額等 うち1年超	2021年度末 時価	2021年度末 差損益
店頭	繰延ヘッジ	金利スワップ	保険負債								
		固定金利受取／変動金利支払		22,650	22,650	255	255	27,650	27,650	△669	△669
		固定金利支払／変動金利受取		－	－	－	－	－	－	－	－
		金利スワップ	貸付金								
		固定金利受取／変動金利支払		100	60	0	0	60	60	△0	△0
		固定金利支払／変動金利受取		－	－	－	－	－	－	－	－
合 計							255				△669

(注)「差損益」欄には、時価を記載しています。

(参考)金利スワップ契約の残存期間別構成

(単位:億円、%)

残存期間			1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	合 計
2020年度末	固定金利受取／変動金利支払スワップ	想定元本	40	60	－	－	－	22,650	22,750
		平均受取固定金利	△0.05	△0.02	－	－	－	0.41	0.41
		平均支払変動金利	△0.05	△0.05	－	－	－	△0.05	△0.05
	固定金利支払／変動金利受取スワップ	想定元本	－	－	－	－	－	－	－
		平均支払固定金利	－	－	－	－	－	－	－
		平均受取変動金利	－	－	－	－	－	－	－
2021年度末	固定金利受取／変動金利支払スワップ	想定元本	－	60	－	－	－	27,650	27,710
		平均受取固定金利	－	△0.02	－	－	－	0.40	0.40
		平均支払変動金利	－	0.05	－	－	－	0.03	0.03
	固定金利支払／変動金利受取スワップ	想定元本	－	－	－	－	－	－	－
		平均支払固定金利	－	－	－	－	－	－	－
		平均受取変動金利	－	－	－	－	－	－	－

(b)通貨関連

（単位：億円）

区分	ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	2020年度末 契約額等	2020年度末 契約額等 うち1年超	2020年度末 時価	2020年度末 差損益	2021年度末 契約額等	2021年度末 契約額等 うち1年超	2021年度末 時価	2021年度末 差損益
店頭	時価ヘッジ	為替予約									
		売建		60,415	－	△2,244	△2,244	66,969	－	△3,997	△3,997
		米ドル		26,392	－	△1,163	△1,163	32,698	－	△1,984	△1,984
		ユーロ		24,835	－	△567	△567	26,422	－	△1,442	△1,442
		買建		－	－	－	－	－	－	－	－
		米ドル		－	－	－	－	－	－	－	－
		ユーロ		－	－	－	－	－	－	－	－
		通貨オプション									
		売建									
		コール		－	－	－	－	－	－	－	－
				(－)	(－)			(－)	(－)		
		米ドル		－	－	－	－	－	－	－	－
				(－)	(－)			(－)	(－)		
		ユーロ		－	－	－	－	－	－	－	－
				(－)	(－)			(－)	(－)		
		プット		－	－	－	－	－	－	－	－
				(－)	(－)			(－)	(－)		
		米ドル	外貨建債券	－	－	－	－	－	－	－	－
				(－)	(－)			(－)	(－)		
		ユーロ		－	－	－	－	－	－	－	－
				(－)	(－)			(－)	(－)		
		買建									
		コール		－	－	－	－	－	－	－	－
				(－)	(－)			(－)	(－)		
		米ドル		－	－	－	－	－	－	－	－
				(－)	(－)			(－)	(－)		
		ユーロ		－	－	－	－	－	－	－	－
				(－)	(－)			(－)	(－)		
		プット		－	－	－	－	－	－	－	－
				(－)	(－)			(－)	(－)		
		米ドル		－	－	－	－	－	－	－	－
				(－)	(－)			(－)	(－)		
		ユーロ		－	－	－	－	－	－	－	－
				(－)	(－)			(－)	(－)		
	繰延ヘッジ	通貨スワップ	外貨建債券	45,268	44,077	△2,496	△2,496	50,226	49,409	△4,522	△4,522
		米ドル払/円受		28,627	27,738	△770	△770	32,844	32,167	△3,125	△3,125
		ユーロ払/円受		12,094	11,811	△1,254	△1,254	12,576	12,436	△914	△914
合計							△4,741				△8,520

(注) 1.（ ）内には、貸借対照表に計上したオプション料を記載しています。
2.「差損益」欄には、先渡取引およびスワップ取引については時価を記載し、オプション取引についてはオプション料と時価との差額を記載しています。

(c)株式関連

（単位：億円）

区分	ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	2020年度末				2021年度末			
				契約額等	うち1年超	時価	差損益	契約額等	うち1年超	時価	差損益
店頭	時価ヘッジ	株式先渡契約 売建 買建	国内株式	542 －	－ －	△148 －	△148 －	1,581 －	－ －	67 －	67 －
合 計							△148				67

(注)「差損益」欄には、時価を記載しています。

(d)債券関連

2020年度末、2021年度末に該当の残高はありません。

(e)その他

2020年度末、2021年度末に該当の残高はありません。

2022-514G. 広報部
日本生命保険相互会社

独立監査人の中間監査報告書

2022年6月7日

日本生命２０２１基金流動化株式会社

代表取締役　関口陽平　殿

有限責任監査法人トーマツ

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　佐藤　誠

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている日本生命２０２１基金流動化株式会社の2021年10月1日から2022年9月30日までの第2期事業年度の中間会計期間（2021年10月1日から2022年3月31日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、中間キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、日本生命２０２１基金流動化株式会社の2022年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（2021年10月1日から2022年3月31日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立

の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（※1）上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（半期報告書提出会社）が別途保管しております。

（※2）XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。